

平成22年7月
平成22年9月

指宿市議会会議録

第2回臨時会
第3回定例会

指宿市議会会議録目次

平成22年第2回市議会臨時会

会期日程	1
7月26日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定による出席者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第54号～議案第57号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第54号～議案第57号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	8
議案第58号及び議案第59号一括上程	9
提案理由説明	9
議案第58号及び議案第59号（質疑，委員会付託）	11
散 会	20

7月30日

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定による出席者	22
職務のため出席した事務局職員	22
開 議	23
会議録署名議員の指名	23
議案第58号（委員長報告，質疑，討論，表決）	23
議案第59号（委員長報告，質疑，討論，表決）	25

閉議及び閉会	26
平成22年第3回市議会定例会	
会期日程	28
8月31日	
議事日程	30
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定による出席者	32
職務のため出席した事務局職員	32
開会及び開議	33
会議録署名議員の指名	33
会期の決定	33
議案第60号～議案第80号一括上程	33
提案理由説明	33
議案第60号及び議案第61号（質疑，委員会付託省略，表決）	48
議案第62号～議案第70号（質疑，決算特別委員会付託）	48
議案第71号～議案第80号（質疑，委員会付託）	49
新たに受理した請願1件上程（委員会付託）	51
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	51
散 会	53
9月15日	
議事日程	54
本日の会議に付した事件	54
出席議員	54
欠席議員	54
地方自治法第121条の規定による出席者	54
職務のため出席した事務局職員	55
開 議	56
会議録署名議員の指名	56
一般質問	56
下柳田 賢 次 議員	56

1. 指宿港海岸整備について	
2. (通称) 篤姫ロードの防災対策について	
3. 山川・根占航路問題について	
前之園 正 和 議員	69
1. 平和事業の推進について	
2. 国保事業について	
3. 企業誘致・起業応援や地域産業の支援等について	
新川床 金 春 議員	85
1. 産業振興策について	
2. 福祉政策について	
3. ヤンバルトサカヤスデについて	
前 原 六 則 議員	98
1. 休暇村指宿本館建替え工事の延期について	
2. 活お海道の運営について	
新 村 隆 男 議員	108
1. 山川・開聞支所について	
2. 職員給与について	
延 会	117
9月16日	
議事日程	118
本日の会議に付した事件	118
出席議員	118
欠席議員	118
地方自治法第121条の規定による出席者	118
職務のため出席した事務局職員	119
開 議	120
会議録署名議員の指名	120
一般質問	120
森 時 徳 議員	120
1. 指宿港整備について	
2. 新幹線開通について	
3. 水難事故について	
4. 夏祭りについて	
5. 廃家電等の回収について	

新宮領 進 議員	135
1. 第一次指宿市総合振興計画について	
2. 行財政・集中改革プランについて	
浜 田 藤 幸 議員	148
1. 市民福祉について	
2. 環境行政について	
高 田 チヨ子 議員	161
1. 安心・安全な生活のために	
前 田 猛 議員	171
1. 鰻池増水対策と鰻池周辺整備について	
2. 第二次集中改革プランについて	
延 会	184
9月17日	
議事日程	185
本日の会議に付した事件	185
出席議員	185
欠席議員	185
地方自治法第121条の規定による出席者	185
職務のため出席した事務局職員	186
開 議	187
会議録署名議員の指名	187
一般質問	187
下川床 泉 議員	187
1. 不明高齢者の対策について	
2. スポーツ少年団の育成について	
3. 田良浜海岸の飛行機について	
高 橋 三 樹 議員	196
1. 高齢者及び年金等について	
2. 新幹線対策等について	
散 会	203
9月24日	
議事日程	204
本日の会議に付した事件	205
出席議員	205

欠席議員	205
地方自治法第121条の規定による出席者	205
職務のため出席した事務局職員	206
開 議	207
会議録署名議員の指名	207
議案第71号及び議案第72号（委員長報告，質疑，討論，表決）	207
議案第73号（委員長報告，質疑，討論，表決）	208
議案第80号（委員長報告，質疑，討論，表決）	217
議案第74号～議案第76号（委員長報告，質疑，討論，表決）	218
議案第77号～議案第79号（委員長報告，質疑，討論，表決）	219
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	220
報告第3号及び報告第4号一括上程	222
提案理由説明	223
報告第3号及び報告第4号（質疑）	224
意見書案第5号～意見書案第7号一括上程	225
意見書案第5号～意見書案第7号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	225
閉議及び閉会	225

平成22年第2回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 5日間（7月26日～7月30日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
7月26日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第54号～議案第59号一括上程（議案説明） ・議案第54号～議案第57号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第58号及び議案第59号（質疑，委員会付託） 総務水道委員会（13時開会） 産業建設委員会（13時30分開会）
27日	火	休 会	
28日	水	”	
29日	木	”	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
30日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第58号及び議案第59号（委員長報告，質疑，討論，表決）

第2回指宿市議会臨時会会議録

平成22年7月26日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第54号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて  
日程第4 議案第55号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて  
日程第5 議案第56号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて  
日程第6 議案第57号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について  
日程第7 議案第58号 財産の処分について  
日程第8 議案第59号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 20番議員 | 新村隆男  |
| 21番議員 | 森時徳   | 22番議員 | 松下喜久雄 |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 教育長    | 田中民也  | 総務部長   | 渡瀬貴久  |
| 市民生活部長 | 井元清八郎 | 健康福祉部長 | 田代秀敏  |
| 産業振興部長 | 吉井敏和  | 建設部長   | 吉永哲郎  |
| 教育部長   | 吹留賢良  | 山川支所長  | 岩崎三千夫 |
| 開聞支所長  | 中間竜郎  | 総務課長   | 森健一   |
| 企画課長   | 下吉龍一  | 財政課長   | 邊見重英  |
| 環境政策課長 | 廣森敏幸  | 健康増進課長 | 前之園透  |
| 商工水産課長 | 高野重夫  | 建設監理課長 | 三窪義孝  |
| 水道課長   | 松元修   |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 新村光司 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田薫  | 議事係主査   | 濱上和也 |

#### 開会及び開議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成22年第2回指宿市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、前田猛議員及び大保三郎議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より7月30日までの5日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日より7月30日までの5日間と決定いたしました。

#### 議案第54号～議案第57号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第54号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、から日程第6、議案第57号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第2回指宿市議会臨時会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件3件、財産の処分に関する案件1件、補正予算に関する案件2件の計6件であります。

まず、議案第54号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成22年6月28日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第55号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求

めることについて、及び議案第56号、平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

両案は、平成22年7月6日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次は、議案第57号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1,220万6千円を追加し、予算の総額を205億7,760万3千円にしようとするものであります。

なお、この各議案の詳細につきましては、関係各部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第54号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊平成22年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ5,286万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を205億5,938万9千円にしたものであります。

第2条で、地方債の補正をしたものであります。

内容につきましては、5ページの第2表、地方債補正でお示しておりますが、市道2か所及び河川1か所の土木施設現年補助災害復旧事業に係る地方債を追加したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費714万円の補正につきましては、去る6月17日から23日までの大雨により農道6か所、水路13か所、保安林1か所、林道1か所で法面崩壊や水路崩壊等の災害が発生し、土砂除去や水路嵩上げ等の速やかな災害復旧が必要となったことから、その復旧費を計上したものであります。

項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費922万円の補正につきましては、市道21か所、里道1か所、水路5か所、公園1か所で法面崩壊や路肩決壊等の災害が発生し、土砂除去や原形復旧等の速やかな災害復旧と測量設計業務が必要となったことから、その復旧費等を計上したものであります。

目2現年補助災害復旧費3,650万円の補正につきましては、市道2か所及び河川1か所で、路肩決壊や河川堤防決壊等の災害が発生し、速やかな災害復旧が必要となったことから、その復旧費を計上したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、事前に大雨6月17日から23日の災害に対

する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛いたします。

次に、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款14国庫支出金，項1国庫負担金，目4災害復旧費国庫負担金2,434万5千円の補正につきましては，土木施設現年補助災害復旧費3件分に係る国庫負担金であります。

款18繰入金，項2基金繰入金，目7財政調整基金繰入金1,641万5千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源として，財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債，項1市債，目8災害復旧債1,210万円の補正につきましては，土木施設現年補助災害復旧費3件分に係る土木施設災害復旧債であります。

次は，提出議案の3ページをお開きください。

議案第55号，平成22年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊平成22年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の1ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ600万8千円を追加し，歳入・歳出予算の総額を205億6,539万7千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので10ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目7老人保健総務費30万8千円の補正につきましては，老人保健特別会計におきまして，1医療機関1人分の平成19年度及び平成20年度分の医療費の月遅れ請求があったことから，国保連合会に支出する医療給付費368万円に対する市負担分であります12分の1の30万8千円を老人保健特別会計へ繰り出すものであります。

款6商工費，項1商工費，目4温泉施設費570万円の補正につきましては，レジャーセンターかいもの温泉源の一つであります恵比寿温泉施設の泉源補修に係る施設維持費を計上したものであります。恵比寿温泉からレジャーセンターかいもんへの温泉を配給する水中ポンプが5月1日に故障し，その後，5月18日までに4回にわたり交換いたしましたが，どの水中ポンプも順次故障したことから，電気系統の点検も併せて行うなど，故障原因の究明を行ってきました。故障した水中ポンプをメーカーに送り分解したところ，ポンプ内部からケーシング管の腐食物とみられる異物が発見され，故障原因が泉源にあることが特定されたところであります。この恵比寿温泉施設は，最初の泉源を平成2年に掘削しておりますが，10年目となる平成12年に泉源井戸のケーシング管が埋没したため，換え掘りをいたしております。この泉源も前回と同様に，本年が10年目にあたります。このことから，新たな泉源の確保，又は既存泉源の補修について，早急に比較検討し，泉源に対して安全な工法であることや，工事費が安価であること，工期が短期間で済むこと等から，既存泉源の井戸ケーシング管226mmの内部に内径150mmの新たなケーシング管を挿入する工法を選択・決定いたしました。また，泉源井戸を早急に保護し，速やかに復旧する必要があったことと，レジャーセンター

かいもの全身浴施設が長期間使用できず、利用者にも迷惑をお掛けしていたことから、このような状況を早急に解消するため、その施設維持費を計上し、専決処分としたものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目7財政調整基金繰入金600万8千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の7ページをお開きください。

議案第57号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の平成22年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1,220万6千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を205億7,760万3千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、10ページをお開きください。

款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費1,220万6千円の補正につきましては、指宿広域市町村圏組合への管理型最終処分場整備に係る指宿市分の負担金を計上するものであります。

負担金の内容につきましては、指宿広域市町村圏組合が平成23年度から着手する管理型最終処分場整備について、平成22年度に実施する環境アセスメント調査及び地質・測量調査委託料のほか、用地買収費、立木補償費等の総額1,769万8千円のうち、指宿広域市町村圏組合規約に定められた負担割合に基づく指宿市分の負担金であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目2ふるさと振興基金繰入金1,220万6千円の補正につきましては、指宿広域市町村圏組合の負担金の財源として、ふるさと振興基金からの繰入金を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

議案第56号、平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

平成22年7月6日に専決処分させていただきました主な理由は、歳出において医療給付費の増が見込まれ、国保連合会への支払いに支障を来すことから、一般会計からの繰入金により対応する必要が生じたものであります。

それでは、補正予算の内容について、ご説明させていただきますので、別冊平成22年度指

宿市老人保健特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ368万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を751万3千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、20ページをお開きください。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費368万円の補正につきましては、医療費の月遅れ請求分を国保連合会へ支出するための補正であります。医療機関からの月遅れ請求の有効期限は診療月の翌月から3年間となっており、今回の補正額368万円は、1医療機関からの月遅れ請求分として、平成19年度からの分が請求されたことに伴うものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、19ページをお開きください。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金184万円の補正につきましては、医療給付費の12分の6が社会保険診療報酬支払基金から医療費交付金として交付されるものであります。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療諸費国庫負担金122万6千円の補正につきましては、医療給付費の12分の4が国庫負担金として交付されるものであります。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療諸費県負担金30万6千円の補正につきましては、医療給付費の12分の1が県負担金として交付されるものであります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金30万8千円の補正につきましては、今回の補正の財源として、一般会計からの繰入金で調整したものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号～議案第57号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第57号までの4議案は、委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第57号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第54号から議案第56号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号までの3議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第58号及び議案第59号一括上程

議長(松下喜久雄) 次は、日程第7、議案第58号、財産の処分について、及び日程第8、議案第59号、平成22年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(豊留悦男) それでは、ご説明申し上げます。

議案第58号、財産の処分について、であります。

本案は、平成18年9月19日に鹿児島県、指宿市、南大隅町、いわさきコーポレーション株式会社、及び鹿児島交通株式会社の5者で締結された山川・根占航路に係る協定、及び同年10月31日付けで締結された船舶賃貸借契約について、今般、解約の合意がなされたことに伴い、別紙契約書のとおり、指宿市及び南大隅町の共有財産である船舶「うげんびりあ」を売却

することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものであります。処分価格は、2億5,200万円、うち、指宿市の持分2分の1、1億2,600万円で、処分の相手方は、鹿児島市山下町9番5号、いわさきコーポレーション株式会社、代表取締役社長岩崎芳太郎氏であります。

次は、議案第59号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ3,900万円を追加し、予算の総額を206億1,660万3千円にしようとするものであります。

なお、議案第59号の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

提出議案別冊の2ページをお開きください。

議案第59号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ3,900万円を追加して、歳入・歳出予算の総額を206億1,660万3千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、10ページをお開きください。

款11公債費、項1公債費、目1元金3,900万円の補正につきましては、今回の船舶売買の合意に伴い、県市町村振興資金の償還について、現在、償還猶予となっている平成20年度分1,800万円と、平成21年度分1,800万円の合計3,600万円と、平成22年度分の償還については、平成22年度当初予算で1,800万円を計上しておりましたが、2,100万円に変更することに伴う追加分300万円を合わせた総額3,900万円を、償還金に起債元金として計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節2船舶貸付収入1,800万円の減額補正についてですが、支払期限を平成23年3月末日とする平成21年11月から平成22年10月分までの賃借料1,800万円は、船舶の売買代金として支払われることとなったことから、全額を減額するものであります。

節3船舶貸付収入過年度分の3,600万円の補正につきましては、今回の船舶の売買契約において、平成19年11月から平成21年10月までの期間の賃借料7,200万円は、平成22年9月30日までに支払われることとなったことから、持分2分の1の指宿市分3,600万円を過年度分として計上するものであります。

項2財産売払収入、目2物品売払収入、節2船舶売払収入2,100万円の補正についてですが、

船舶の売買代金2億5,200万円は、平成22年度から平成27年度までの間、4,200万円ずつの6回の分割払いとしていることから、持分の2分の1の平成22年度支払い分を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時49分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号及び議案第59号（質疑、委員会付託）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 議案第58号について伺います。

官民協働のパートナーシップによる山川・根占航路の安定的運航の確保に係る協定、現協定というふうには以後言いますけれども、これによって港湾施設は県の所有で、船については指宿市と二つの自治体ですね、そして、いわさきコーポレーションによって10年間運行するというふうになっていたわけでありまして。それが、今回、このような形になったわけですが、現協定解約と、それから、新たな合意ということになったわけですが、そもそもにおいて、いわさき側の協定不履行、この現協定にかかってですね、協定不履行が根底にあると確認ができるわけですが、このことを改めて、そのことをですね、そういう認識に立っていらっしゃるかどうか伺います。

それから、その責任と言いましょうか、新たな合意に達するわけですので、そのことの責任を追及するということにはならないでしょうけれども、認識の上では、やはり、はっきりしておく必要があるのではないかというふうに思うわけです。そこで、現協定解約のその原因は、いわさき側の協定不履行というのが根底にあるのではないかということと、それから、この現協定における協定不履行の責任が全く触れられてないわけでありまして。新たな合意の中には触れられてないばかりか、精算という形でこの問題ですね、その責任においては、全く放棄されているということになっているわけですが、その辺のことについてですね、現協定不履行に対する認識と、その責任についてどのように考えるか伺います。

産業振興部長（吉井敏和） 協定により、それぞれの役割分担の中で、10年間航路を維持するという契約になっておりました。当初、行政側もそのように考え、協定に基づき船を10年間走らせるべきであるという要求を、これまで再三行ってきたところでございます。しかしな

がら、事業者側から、運航事業者が民間、民間事業として現下の厳しい経済状況、経営環境の中で、毎年4,000万から5,000万円を超える損失を出しながら、フェリー事業を継続するのは不可能であるとして、船舶のドック期限の切れた今年の2月末をもって運航を休止しているという状況でございます。山川・根占航路が海の国道として、また、大切な公共交通、生活航路であるのであれば、赤字を1民間企業に押し付けるのではなく、離島航路と同じように、行政側も応分の負担をすべきという主張をされておられます。山川・根占航路は離島航路ではないことから、国の補助航路に指定されておらず、厳しい財政状況の中では、行政のこれまで以上の追加支援は非常に厳しいという状況であるのもまたこれ事実でございます。以上のような状況の中で、仮に、裁判となった場合に、単純な協定と契約というだけの話ではなく、航路の意義、公共性ということを問われております。公共性が高ければ高いほど、同じような生活交通路線として、行政が補助を出している、路線バスや離島航路との優劣が議論されることになり、非常に長期化することが予想されたところでございます。しかも、1審で決着が着かず、2審、3審と争われることになりますと、その間、航路は再開できず、例え船も勝手には処分できないと、つないだまま朽ちていくことという状況が考えられたところでございます。例え、裁判に勝ったとして、得るところは少なく、双方の痛みが大きく、この件に関して裁判をすることは最も悪い選択であるというのが専門家の意見であったところでございます。

15番議員（前之園正和） これからどうするかという点では言えばですね、今言ったように裁判をすると相当の費用、日数が掛かるということで得策ではないというのは分かるんですが、その根本において、今後どうするかではなくて、こういうことになった原因としてですね、いわさき側の協定不履行という認識に変わりはないかということなんです。認識ではあるが、どう対応するかについてはいろいろあると、裁判は得策ではないと、そこは分かるんです。その根本において、いわさき側の協定違反という認識に変わりはないかどうか、このことを伺っているわけですので、市長、その点については明確に答えていただきたいと思えます。

それから、その現協定においてですね、不履行の場合にはどうするとか、あるいは10年間運行するということになっているわけですがけれども、経済的な事情で特別な事情がある場合には再度協議をすることを含めてですね、どこから考えても現協定は不備があったのではないかというふうに思うんです。ですから、そもそも、いわさき側の協定不履行という認識に変わりはないかどうか、市長に答えていただきたいんですが、そのことと、現協定に不備があったのではないかと。そしてまた、そのことから今後にどのような教訓を導いたのかどうか、その点について市長にお答えいただきたいと思えます。

市長（豊留悦男） 協定について、その協定を大切にすべきであるというのはいわさきコーポレーションも同じような思いを持っておりました。ただ、一民間企業として、一年間に4,00

0万から5,000万赤字を抱えて、この航路を維持するとなると、企業そのものも大きな痛手を受けると、協定というものは十分理解していながらも、この状勢、経済的な状勢とか、世間、いわゆる観光客が少なくなった、利用者が少なくなった。また、原油等の高騰により、どうしても維持できないとなれば、いわさき側にも社員を抱え、その家族を抱え、経営として成り立たないのであれば、やむなく、これは10年間という契約はあったとしても、この協定は途中で解約しなければならないという、そういう思いも私と社長とのトップ会談の中ではございました。ただ、だからといって、この件について、裁判という司法に訴える手立て、それも市としても考えました。しかし、これらについては、専門家の意見を何回となくお聞きしながら、協定不履行というその前提の中で、この船をどうするかというのを考えた方が、指宿市にとっても南大隅町にとっても、市にとっても町にとっても利益があるのではないかとということでございました。やはり、私どもも、この協定というものを軽んじて、今回、船を処分しようとしたものではございません。やはり、その協定の重さというのは、これまでの経緯の中で強く訴えてはまいりました。ですから、その協定というものを頭に置いた中で、今回の売買金額というのも決まったのだらうと、私は思います。立場を変えて考えていただきたいというのが話をする中で度々持ち出されました。市長、あなたが、もし、いわさきコーポレーションの経営者であれば、このまま運航しますか。家族がいるんですよ。うちの会社が、そのことで大きな痛手をとって、それなりの人員削減を図ったりすることによる社会的な影響というのは大きいというのは、市長もお分かりのはずだと。となれば、この厳しい経済状勢の中で、この協定10年という枠組みを解約し、そして、この船を処分する方法というのが取り得る最善の策であらうと、私は判断したところでございます。

それから、今後、この航路について、どのように、やはり、協定というもの、これは非常に厳しいものであったというのは、私も認識をしております。このように、燃料費が高騰するという前提のもとで、この協定を結んだ当時は、この各項は立てられなかったのであらうと思います。先行き不透明な中で、この協定を結んだ時の、この協定が正しかったのかどうか。それは、一方では、甘かったのではないかという指摘も受けても、それは当然だろうと思います。しかし、予測できないこういう景気でございましたので、私どもも、この協定に不備があったのかどうかというのは、その当時の状況を詳しく把握しておりませんので、私の口から、この協定を結んだ時はまずかったのだと、この協定の内容はおかしかったのだということはいえませんが、それは、当時、いろいろ協議をし、結ばれる中での最大の協定、最も住民、そして、経営者の立場を考えた最善の協定であつたらうと、私は、今は言うしかないでございます。

それと、今後、この航路については、このこれまでの協定の枠組みで航路維持が難しくなったら、新たな支援策も求めるべきであらうと思います。その理由として、海の国道269号線の一部であるということ、大隅・薩摩を結ぶ生活インフラの一部であるということ、こ

の生活航路である山川・根占航路が、指宿市と南大隅町の2市町で果たして維持できるのかということもございましょう。国や県とのこれからの協議を含め、これから、今後の、この航路再開に向けては、いろいろ課題というものを私も把握しておりますので、その課題を把握するために、できるだけ努力をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

15番議員（前之園正和） 私は、裁判にすべきだったということは何も言っているわけではなくて、裁判すると、いわゆる得策ではなかったという判断に立ったというわけですから、その根底には、契約不履行という認識があって初めて裁判をすればどうなるんだという話はあるわけですから、裁判は得策ではないという、そういうことになったということはですね、やはり、契約不履行をいわさきコーポレーションがしたという認識に立っていらっしゃるのではないかとこのことを確認をしているわけでありますので、そのことは言葉は明確ではありませんが、そういう確認の上にあるというふうに理解をするところであります。

ただ、なぜこういうことを繰り返して言うのかということは、誰しもがそうではありますが、この現協定が事実上破棄された、あるいは新たな合意形成にならざるを得なかったということはですね、じゃあ、今回の合意が再びないがしろにされるということはないのかということ、誰もが心配するんだというふうに思うんですね。そういう意味で、今回の新たな合意というのは、再度の解約とか、あるいはないがしろにされるということはないという保証があるのかどうか。その点についてはどのように考えるか伺いたいと思います。

それから、連帯保証人については、鹿児島商船株式会社がいわさきコーポレーション株式会社の連帯保証人ということではありますが、これは法人格は違うとは言えですね、同系列の会社ですよ。そういう意味では、やはり、そういう連帯保証人としての保証能力としてですね、片方が、これは失礼かもしれませんが、経営上成り立たないということになってくれば、法人格は全く別だから、片っ方だけが健全ということになるのか、あるいは、一緒に危なくということになるのかということとは分かりませんが、そういうリスクを防ぐという意味から言えばですね、同系列の企業に連帯保証を求めるということは、保証能力として問題が残るのではないかとと思うんですが、その点いかがでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） これまで、行政としては、山川・根占航路の一日も早い航路の再開に向けて協議を進める。その中で、船の所有、もしくは売買等についても、同時に考えてきたというその中で、こういうことになったわけでございます。議員ご指摘のとおり、今回のこのような協定の部分について、今後、慎重に再度、一日も早い航路再開に向けてやる場合には、教訓として慎重に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、連帯保証の同系の会社ではないかという質疑でございますけれども、今回の契約が船舶の売買ということございまして、関係のある船舶会社である鹿児島商船株式会社に連帯保証人ということになっていただいております。支払いが遅れた場合は、年14.6%の遅延損害金が発生しますし、今回の場合は、単なる売買契約であり、企業取引の中で売買代

金を支払わないということは許されないことであり、そのようなことはないというふうを考えているところでございます。特に連帯保証についても問題はないだろうという認識を持っているところでございます。

議長（松下喜久雄） 次は、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） 19番。議案第58号について関係する質疑を数点いたしたいと思えます。

まず、先ほど行われました全員協議会の中での説明で、まず、このぶーげんびりあ、毎年4,000万から5,000万の損失ということであるとの説明でございましたが、これまでですね、収支に関する資料というのは議会に示されてないわけです。特に、支出の内訳等については示されておりません。ここらについて、どのように思っているのか。これを、支出の内訳を執行部として、行政として把握されているのかお伺いいたします。

それと、そういう中で、この運航において、今のこのぶーげんびりあではどこがやっても赤字であるという専門家の話とのこととございましたが、この専門家というのはどのような立場なのかですね、そこらもお聞きしたいと思います。

それと、このぶーげんびりあを導入したときの責任についてですね、議会側に、この協定を結ぶときの船導入の説明の中では、桜島フェリー等とは違いまして、山川・根占の航路は、外海にも近いところであるし、うねり等、あるいは横風等の非常に厳しい状況があるので、内航の船とは違う船ということで、このぶーげんびりあが最適だということで説明があったと思うんです。それが、今になって、これは不適切であるという説明で、この船を売却しようとしておりますが、この導入したときの責任についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

それから、他の運航業者と交渉した事実はないのか。例えば、いわさきコーポレーションと同条件でやってくれる運航業者、これがあれば今の船、売却云々なくてもすぐ航路はつながるわけでございますが、今の条件でやってくれる運航業者を探すことが最初にやる、行政としての行動ではなかったのかどうかですね、そこらをお伺いいたします。

それと、大前提として航路存続があるわけでございますが、今回の船舶売却後、どのような計画で航路を担保しようとしているのかお伺いいたします。

それと、新しい枠組みということがよく説明で使われるわけですが、その枠組みというのがどういうものなのか、それに本市としてどのように関与していくのかどうか、そこらについてお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） まず最初に、赤字の資料等についてということとございました。これらにつきましては、これまで幾度となく協議を進めてきたわけですけれども、その協議の中で資料が示され、自分たちが推計していた収入、支出の差がないことから、妥当であったらうということをお認めしてきたところでございます。

それから、現在の船ではどこがやってもという部分の質疑でございますけれども、これにつきましては、フェリー関係の方々、そしてまた運輸関係、行政関係のいろいろな方から意見をお聞きしたところでございます。

それと、この船を導入した責任ということでございましたけれども、平成18年の11月に導入した、それ以前に導入して運航は再開したわけですが、その当時は、一番ベターな選択肢であつたらうというふうに考えているところでございます。ただ、その後の世界的な不況、それから燃油高騰、様々なそういった社会状況がからんで、利用者が伸び悩んだということが大きな要因であるということだと思っているところでございます。

それと、他の運航業者との交渉ということでございますけれども、片一方では、一日も早い航路再開という部分では大事な部分かもしれませんが、現協定の中で、現在、運航は休止しても、運航事業者として相手はいるわけですので、そういった中で、他の事業者と交渉を進めるということ自体はこれまでないということでございます。

それと、大前提としてということでございましたけれども、航路を再開するには現在の契約の整理が必要であつたことから協議を進めてきたところでございまして、今後、一日でも早く航路再開ができるよう県、南大隅町とも連携を図りながら、速やかな対応をしていきたいというふうに考えております。

最後に、新しい枠組みということでございますけれども、山川・根占航路につきましては、薩摩・大隅両半島を結ぶ重要な交通路線であるとともに、鹿児島県全体の広域観光ルートの一部を担う幹線航路であることから、航路の早期再開及び安定運航に向けて努力をしまいたい。そしてまた、これまでもしてきたところでございます。ただ、現在の厳しい財政状況の中では、基本的には、民間事業者の努力によって航路を維持していただけることが、行政にとっては一番望ましい形であろうというふうに思っております。これまでの支援の実績や支出する予定であつた支援額等を基本に、今後の支援のあり方や行政のかかわり方を含め、関係機関と十分協議をしまいたいと思っております。その中で、事業者の選定については公募など、今回の教訓を生かしながら、県や南大隅町とも協議をしながら検討をしまいたいというふうに考えているところでございます。

19番議員（下柳田賢次）　まず、通念の損失部分ですね、4,000万から5,000万と言われてい  
る。資料が示されたら、今、部長答弁しましたけど、議会の方に資料提出はありましたですか、支出の部分ですよ。燃料が幾らぐらい、人件費が幾らぐらいと、これまで私の認識では1回も示されていないというふうに思っているんですけど、今の答弁で、資料が示され、というような答弁でございます。ここ、確認をいたします。

それと、港湾関係、運輸関係の方々専門家という立場でいろいろとご意見をいただいたということであるし、当時の、この船を選択した状況も、当時としてはベターであつたということであれば、大体、これを10年間運行するという協定の中で、当時の判断だけでこれを

ベターというふうにとらえたのか。当然、10年間であれば、10年間のある程度の長期予測を立てた中で、それがベターであるか、ベターでないか、適切か不適切かは判断して導入するわけでございますし、当然、こういう船舶に関してですね、100点満点ということはありえないと思うんですよ。そういった中で、このぶーげんびりあを導入したときの選択、あるいはその選択したことに対する行政の責任ですよ、ここらに聞いているわけでございますのでお願いいたします。

それと、他の運航業者との交渉については、現在の契約している協定の、あるいは契約、船の契約等に関する事業者がいるので、それ以外の運航事業者に交渉ができなかったという答弁でございましたが、これは離脱を表明された段階でほかにあたるというのが、これがそういう問題でできないということに、理由になるのかどうかですね。離脱はいわきコーポレーションの方で表明をされて、離脱するということで表明をされたわけですので、当然、行政側としてはですね、それにかわる手立てを、行動を起こすということが問題になるのかどうか、お願いいたします。

それと、新しい枠組みということで、民間の運航業者が頑張ってくれるのが一番望ましいと、これはそのように思います。ところが、これまでと変わるのはいずれも、例えば、船を売却した、これまで船を行政が所有していたわけですから、行政の関与というのはかなりあったわけですね。今後ですね、新しい枠組みの中に船の購入、指宿市としての船の購入、そういうものも考えられるのか。今でいう、ぶーげんびりあが不適切だということであれば、もっと現状に合う船を購入して関与していくのか。あるいはそういうことではなくて、民間で船を用意していただき、航路は県が所有しているわけですので、そういった意味では、直接的な関与をすることなく運航補助的なもので関与していくのか。そこらに聞いているわけでございますのでよろしくお願いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 収支の詳細につきましては、協議をする中で出されたものでございまして、公表することは想定をしていなかったということでございます。なお、経費の内訳等につきましては、私企業の経営状況を深く関与する部分がございます。協議の中で示された事項であったことから、そのことにつきましては慎重に判断をしてきたということでございます。

それから、その当時がベターだったのかということでございますけれども、10年間のそういった資料等も含めて判断すべきじゃなかったのかということでございますけれども、当然、過去3年間の利用実績とか、そういったものも含めて試算した中で、これだったらいけるということで進めてきたわけですので、当時としてはベターだったというふうに考えているところでございます。

それから、離脱したことでほかの事業者とも交渉できたのではないかとということでございますけれども、我々としては、片一方では一日も早く航路再開を模索しながらも、また一方

では、船の所有をしているという問題等もございまして、それらを同時に考えながら相手と交渉をしてきた。この中で、今回のこういう形になったということでございます。そしてまた、そういう形の中で、協議をする中で、事業者とする、交渉をするようなことについては、行政としてはできなかったという部分もございました。

それから、今後、船の購入も考えられるのではないかなというふうなことでございましたけれども、現状では、いろんな一日も早い航路再開に向けて検討をする中で、様々な方向からそういうふうな部分も含めて検討していかなくちゃならないということでございますけれども、仮に、公募をすることになった場合には、何らかの形で行政として支援ということで公募という前提があるわけですので、これまで出していた陸上部分のそういった部分については、検討の中で更に慎重に対応してまいりたいというふうな考えているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） この支出の開示に関してですね、なぜ聞くかということを理解いただきたいと思います。昨年の燃油高騰、確かに急激な高騰がございました。これはガソリン等も含めての状況で、これは皆さん、理解しているところだと思うんです。ところが今と比べて、じゃあ、どうかということとですね、今後どうかということになると、考えたときに、あの時の燃油の高騰額ですべてが赤字になるという試算があるんじゃないかということ懸念していますので、そこらについてどのように考えるのか。

それと、当時の状況で選択、この船を選択したことは、あくまでもベターな判断であったということでございますが、現実問題10年間持たなかったわけですよ。その理由がその船ということになっていきますので、これはやはり何かしらのですね、責任というのを感じなきゃいけないんじゃないかというふうには思うんですが、ここについてはもう一遍お願いいたします。

それと、大前提として、ここだけは市長にお伺いしたいと思いますが、航路の存続というのが大前提でございます。この航路存続についての今後の見通しですね、どういう状況になるのか、あるいはいつまでに航路を再開するのか。そこらをですね、どのように考えて、今回のこの船舶の売却等の行動なのかですね、そこらを、以前の一般質問等の答弁によりますと、来年の新幹線全線開業3月までにはというような話もあったわけでございますが、いつまでにこの航路を再開する考えで、この行動に出ているのか、そこらをお願いいたします。

それと、今回のこの売買契約に関する中身で、売却代金が分割になっておりますが、これは一括にできなかったのかどうかですね。当然、行政財産の処分等ですね、分割というのはあまり私も経験がないんですが、一括というわけにいかないのかどうかですね、もちろん相手の経済状況というのはあるわけですけど、当然、物を売ろうとする時は、相手のそういう経済状況も勘案して船は売却するわけでございますから、これは一括でなぜできないのかですね。そこらもお願いして最後にします。

産業振興部長（吉井敏和） 10年間の枠組みの中で、2、3年でだめになった、当初の見込みが

甘かったんじゃないかというような部分だと思っんですけれども、先ほど来申しておりますように、その段階ではいけるということで運航を再開したわけですので、特に我々としてはそういう認識は持っていないというところでございます。

それと、燃油高騰についてですけれども、燃油高騰だけが原因じゃないんですけれども、様々なそういった社会的要因、経済的要因が含まれ、そういったものが総合的に利用者の減少にもつながって、そういう赤字が出る状況になったということだろうと思っております。

それから、売却代金について一括できないのかということでございますけれども、当然、これについては交渉の中で、こちらとしても県の振興資金等の絡みもございまして、一括でのお願いというのは十分してきたところでございますけれども、今議員も言われたとおり、相手方もいろいろある中で、交渉をする中で最終的にこれで合意を得たということでございます。

市長（豊留悦男） いろいろな議員からのご質問をお受けしておりますけれども、この岩崎産業との話し合いの中では、どのような選択が最も指宿市と南大隅町にとって痛手の少ない交渉になるかということを中心に、いろいろ努力をしております。議員ご指摘のとおり、筋を通すべきところは通さなければなりません。しかし、この船を、例えば、一般競争入札にしますと幾ら程度で売れるのかということも検討いたしました。船については需要供給の関係もございますので、なかなか私どもの思いどおりの売却ができないというのも事実でございました。そのためには、いわさきコーポレーション株式会社から買った船であれば、その船をその価格で買っていただく努力をしたいというのが私の根底にはございました。協約違反、いろんな違反は覚悟の上でも、それを法的な手段に訴えてどうするのか、それよりも船の売却というものについて、私、心血を注いできたつもりでございます。そういう意味で、航路の存続、見直しについても慎重にならざるを得ませんでした。今回の多くの教訓を基に、いつごろまで、どのような形で、この航路を再開するかというものについては、まず、この協定、協約について、地ならしと申しますか、言葉として不適切かもしれません。ある程度、地ならしをした段階で新たな枠組みをつくるべきであろうと思っておりました。そういう意味で、県を含め、国を含め、南大隅町を含め、広く大隅広域期成会を通したりしながら、今後、この航路については、単なる指宿と南大隅だけではなくて、先ほど申し上げましたように、国の支援はいただけないものかということについても、私、先般上京しまして関係者には話をいたしました。新幹線が開業し、高速道路の料金が見直され、原油がこのように高騰した現実を鑑みたときに、この航路をどのような形で、どういう枠組みで再開すべきかということについては、いろいろ皆様方、議員の方々を含めご意見をいただきながら、慎重な判断が必要だろうと思っております。この航路は、私どもの思い、夢として、新幹線開業に合わせて頑張りたいと思っております。私どもとしまして、この航路の大切さは、市民はもとより、議員の方々もその思いは同じだろうと思っております。今回、売却し、そして、ある程度、次なる

ステップへ踏み出せるその素地ができた、私は思っているところでございます。このいわさきコーポレーションが主たる契約者、そして、この船を買い取っていただいたのもそのコーポレーションでございましたので、私ども、このことについては、その金額を含めて、ある程度、私は満足をしているところでございます。

しかし、その満足の中にも、協約を大切にすべきだった、または、この契約を結ぶ当時の見通しは甘かった、そういうことも、私は、次の航路再開へ向けての教訓といたしたいと思っ  
ているところでございます。議員各位のいろいろな思いもございましょう。しかし、これは市民をあげて、南大隅と一緒に、県民も同じでございましょう。そういう意味で、この航路再開に向けては、また新たな戦略と申しますか、そういう努力をしてまいりたいと思っております。どうかご理解いただきたいと思います。

議長（松下喜久雄） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり産業建設委員会に付託し、議案第59号については、各常任委員会の所管に従い分割付託いたします。

いずれも休会中、審査を終了されますようお願いいたします。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前 田 猛

議 員 大 保 三 郎

## 第2回指宿市議会臨時会会議録

平成22年7月30日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第58号 財産の処分について
日程第3 議案第59号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
-

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

2番議員	西 森 光 義	3番議員	浜 田 藤 幸
4番議員	高 橋 三 樹	5番議員	高 橋 三 樹
6番議員	木 原 繁 昭	7番議員	高 田 ちよ子
8番議員	新宮領 進	9番議員	下川床 泉
10番議員	中 村 洋 幸	11番議員	前之園 正 和
12番議員	物 袋 昭 弘	13番議員	前 原 六 則
14番議員	福 永 徳 郎	15番議員	新川床 金 春
16番議員	六反園 弘	17番議員	前 田 猛
18番議員	大 保 三 郎	19番議員	下柳田 賢 次
20番議員	新 村 隆 男	21番議員	森 時 徳
22番議員	松 下 喜久雄		

1. 欠席議員

1番議員 井 元 伸 明

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	富 永 信 一
教 育 長	田 中 民 也	総 務 部 長	渡 瀬 貴 久
市民生活部長	井 元 清八郎	健康福祉部長	田 代 秀 敏
産業振興部長	吉 井 敏 和	建 設 部 長	吉 永 哲 郎
教 育 部 長	吹 留 賢 良	山 川 支 所 長	岩 崎 三 千 夫
開 闢 支 所 長	中 間 竜 郎	総 務 課 長	森 健 一
企 画 課 長	下 吉 龍 一	財 政 課 長	邊 見 重 英
環 境 政 策 課 長	廣 森 敏 幸	長 寿 介 護 課 長	野 口 義 幸
商 工 水 産 課 長	高 野 重 夫	建 設 監 理 課 長	三 窪 義 孝
水 道 課 長	松 元 修		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	新 村 光 司	次長兼議事係長	福 山 一 幸
主幹兼調査管理係長	上 田 薫	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、下柳田賢次議員及び新村隆男議員を指名いたします。

議案第58号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第58号、財産の処分について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） おはようございます。産業建設委員会へ付託になりました議案第58号、財産の処分について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る7月26日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今回、新たな売買契約を、いわさきコーポレーション株式会社とした理由はとの質疑に対し、船舶の賃貸先、及び運航は、鹿児島交通が行っていましたが、船舶の売買については、平成18年に、いわさきコーポレーションから船を買い受けたことから、契約解消の条件として、買戻しという形ですので、相手はいわさきコーポレーションとなりましたとの答弁でした。

2億円以上の金額ですので、もう1社ないし、社長に保証人になってもらうという議論はなかったのですか。また、担保についての協議はなかったのですかとの質疑に対し、今回の契約は船舶の売買であり、種子・屋久航路にトッピー等を運航している鹿児島商船株式会社に連帯保証をしていただくことになりました。売却先のいわさきコーポレーション株式会社については、鹿児島県を代表する会社であり、支払いが遅れた場合には、年14.6%の遅延損害金も発生します。今回は売買契約で、企業取引の中で、売買代金を支払わないことは、社会通念上許されないことであり、そのようなことはないと考えています。引き渡す船舶に抵当権をとということも考えましたが、協議の中で、このような形になりましたとの答弁でした。一括でお金を払ってくれるのであれば何ら心配はないのですが、前回の契約も10年間の約束を破棄しているので、6回の分割で払うとなれば心配はいらないのですかとの質疑に対し、お互いに条件を出し合い協議をしましたが、分

割については、県の市町村振興資金を借りていますので、県にお返しをすることもあり、県を交えて協議をした中で、このような形に落ち着いたということですのでとの答弁でした。

完済をした時点で所有権移転をするという考えですが、それがない限りは、そのまま指宿市、南大隅町の所有という考えですかとの質疑に対し、賃料の7,200万円を支払うことが、所有権を移す条件になっていますので、それが一定の歯止めになると考えていますとの答弁でした。所有権移転の条件に7,200万円が完済されることになっていますが、これを払わない以上は、いわさきは、この船の事故等に責任を負う必要はないのではないですかとの質疑に対し、この売買契約に基づく引渡しがあるまでは、前の賃貸借契約に基づいて管理をし、引き渡した後は、売買契約書に基づいて所有権が移るまでは、いわさきコーポレーションの方で管理をすると、船舶売買契約書の第6条・保管義務と、船舶賃貸借契約の解約に関する合意書の第2条・保管義務のところに規定されていますとの答弁でした。

所有権移転の経費は、いわさきコーポレーション株式会社の負担とするということですが、第8条で現状有姿売買ということになっていますけれども、修理や検査代等も全ていわさきコーポレーション株式会社が負担するということですかとの質疑に対し、所有権移転に係る経費は、いわさきコーポレーションで持つということです。第8条で現状有姿売買という形で、現在の姿・形、そのままの状況で売るということで、瑕疵担保責任は、売主は持たないということですのでとの答弁でした。

売買契約に基づいて、法的に処置を取る場合、何か月を目途にそういうことを考えているのですかとの質疑に対し、年14.6%という遅延損害金は、通常の金利に比べても高いと考えていますので、遅延損害金という規定があることによって、一定の歯止めがかかるのではないかと考えています。何か月遅れたからということは、想定していませんとの答弁でした。

売買契約書の第10条の仲裁は、どういうことを想定して、その項目を入れたのですかとの質疑に対し、仲裁に至るようなことはないだろうと考えていますが、仲裁なり争議が出るようなことがあれば、船の専門家であるところに、中立・公平な立場で仲裁をしていただくことを入れていた方が、長い期間協議するよりも早く解決するというので表記をさせていただきました。日本海運集会所海事仲裁委員会が、船舶の売買契約書等の様式を作っており、基本的な契約が分かっているので、このような形に取らせていただきましたとの答弁でした。

意見として、保証人は第三者を立てるべきというものと、指宿市、南大隅町という小さな自治体では支援も限度があると思います。海の国道で重要な航路だということを言われてきましたので、国・県の支援を得るべく努力してほしいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議案第59号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第59号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ分割付託になりました議案第59号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る7月26日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

ぶーげんびりあを買い取る時に、県の振興資金3億6,000万円の半分1億8,000万円を本市は借りて取得しましたが、今回、いわさきへの船舶の売買は、1億2,600万円の分割ということですが、分割をすることへの県の理解はいただいているのですかとこの質疑に対し、船舶売買契約の変更については、県市町村振興資金の償還計画を、県へ変更を要望しなくてはなりません。償還猶予となっています過年度分の3,600万円と、船舶の売買代金を6回の分割払いとしていますので、平成22年度分の2,100万円との合計5,700万円を22年度に償還することになりますが、県と事前に協議を進めており、概ね了承をいただいているところです。今後、船舶売買契約が議会で承認されました後に、正式に県へ変更の要望を出していく予定ですとの答弁でした。

県は、過年度分の船舶貸付料に対する利息とかの要求はされていないのですかとこの質疑に対し、振興資金の償還について、県と協議をしていますが、20年度分と21年度分は、いわさきコーポレー

ションから支払いがなされていませんので、県へ償還猶予をお願いして承認をいただいています。県の方から指宿市に違約金のような支払いは求められていませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ分割付託になりました議案第59号，平成22年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る7月26日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお，質疑，意見ともありませんでした。

以上で，報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第59号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第59号は，原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会

議長（松下喜久雄） 以上で，本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて，本日の会議を閉じ，併せて，平成22年第2回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 松下 喜久雄

議員 下柳田 賢次

議員 新村 隆男

平成22年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 25日間（8月31日～9月24日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月31日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第60号～議案第80号一括上程（議案説明） ・議案第60号及び議案第61号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第62号～議案第70号（質疑，決算特別委員会付託） ・議案第71号～議案第80号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願上程（委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
9月1日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
2日	木	”	
3日	金	”	総務水道委員会（10時開会）
4日	土	”	
5日	日	”	
6日	月	”	文教厚生委員会（10時開会）
7日	火	”	産業建設委員会（10時開会）
8日	水	”	
9日	木	”	
10日	金	”	
11日	土	”	
12日	日	”	
13日	月	”	
14日	火	”	

15日	水	本会議	・一般質問
16日	木	〃	・一般質問
17日	金	〃	・一般質問
18日	土	休 会	
19日	日	〃	
20日	月	〃	
21日	火	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
22日	水	〃	
23日	木	〃	
24日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第71号～議案第80号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・報告第3号及び報告第4号一括上程（説明） ・報告第3号及び報告第4号（質疑） ・意見書案第5号～意見書案第7号 (説明・質疑・委員会付託等省略，表決)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成22年8月31日午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- |       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第2  | 会期の決定                                        |
| 日程第3  | 議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について                      |
| 日程第4  | 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について                      |
| 日程第5  | 議案第62号 平成21年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第6  | 議案第63号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第7  | 議案第64号 平成21年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第8  | 議案第65号 平成21年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第9  | 議案第66号 平成21年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第10 | 議案第67号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第11 | 議案第68号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第69号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第13 | 議案第70号 平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について      |
| 日程第14 | 議案第71号 指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について               |
| 日程第15 | 議案第72号 市道の認定について                             |
| 日程第16 | 議案第73号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について            |
| 日程第17 | 議案第74号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について      |
| 日程第18 | 議案第75号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について        |

- 日程第19 議案第76号 平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第77号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第78号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第79号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第80号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 新たに受理した請願上程（請願第1号）
- 日程第25 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 

1. 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 20番議員 | 新村隆男  |
| 21番議員 | 森時徳   | 22番議員 | 松下喜久雄 |

---

1. 欠席議員  
なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長    | 富永信一  |
| 教育長    | 田中民也  | 総務部長   | 渡瀬貴久  |
| 市民生活部長 | 井元清八郎 | 健康福祉部長 | 田代秀敏  |
| 産業振興部長 | 吉井敏和  | 建設部長   | 吉永哲郎  |
| 教育部長   | 吹留賢良  | 山川支所長  | 岩崎三千夫 |
| 開聞支所長  | 中間竜郎  | 総務課長   | 森健一   |
| 企画課長   | 下吉龍一  | 財政課長   | 邊見重英  |
| 市民協働課長 | 上村公德  | 地域福祉課長 | 久保憲一郎 |
| 観光課長   | 下吉耕一  | 土木課長   | 池増広行  |
| 水道課長   | 松元修   |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 新村光司 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田薫  | 議事係主査   | 濱上和也 |

開会及び開議

午前10時15分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成22年第3回指宿市議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、森時徳議員及び井元伸明議員を指名いたします。

会期の決定

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月24日までの25日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月24日までの25日間と決定いたしました。

議案第60号～議案第80号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第60号、人権擁護委員候補者の推薦について、から日程第23、議案第80号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、までの21議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第3回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、人事に関する案件2件、決算に関する案件9件、条例に関する案件1件、市道の認定に関する案件1件、補正予算に関する案件8件の計21件であります。

まず、議案第60号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地区の現委員であります山崎忠明氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には平成20年1月1日から指宿

地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次は、議案第61号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地区の現委員であります坂本須賀子氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、辞任の意向でありますので、新たに松田貴久子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を聞くものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏は、現在、消費生活相談委員として市民の生活相談に携わっていることから、地域の実情に精通され、また、福祉事務所での勤務経験や海外在住経験を通して、障害者や外国人の人権にも多く関わってこられていることから、当該委員候補者として適任者であると思っております。何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第62号、平成21年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から議案第69号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの8議案であります。この8議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第70号、平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分案につきましては、平成21年度未処分利益剰余金1億2,733万8,600円のうち、地方公営企業法第32条第1項の規定により、6,400万円を減債積立金へ、6,300万円を建設改良積み立金へ積み立てるため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第71号、指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について、であります。

本案は、施設の利用促進のため、常連客の利用しやすい料金設定を行うとともに、リピーターの新規開拓を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第72号、市道の認定について、であります。

本案は、3路線の市道認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第73号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ3億8,966万9千円を追加し、予算の総額を210億627万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第74号、平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ52万5千円を追加し、予算の総額を73億8,487万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第75号、平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ174万3千円を追加し、予算の総額を925万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第76号、平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億793万9千円を追加し、予算の総額を40億9,149万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第77号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ324万5千円を減額し、予算の総額を4,043万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第78号、平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第79号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ1,122万1千円を減額し、予算の総額を7億5,212万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第80号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案の主な内容は、収益的支出に1,271万3千円を追加し、収益的支出額を6億8,034万2千円に、職員給与費に1,271万4千円を追加し、職員給与費額を1億8,285万5千円にしようとするものであります。

なお、議案第70号から議案第80号までの11議案の詳細につきましては、関係各部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

議案第73号，平成22年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について，であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ3億8,966万9千円を追加して，歳入・歳出予算の総額を210億627万2千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが，これは5ページの第2表，地方債補正でお示しのとおり，起債対象事業及び起債額の追加と変更を計上するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から主なものについてご説明させていただきますが，今回の補正予算の各目に，人件費を計上しております。これにつきましては，職員の退職や4月1日に行いました人事異動による予算の整理，及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。なお，各目の人件費につきましては，30ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また，各目に賃金に係る社会保険料も計上しておりますが，臨時職員に係る共済費改定に伴うものでありますので，同じく説明は割愛させていただきます。

それでは13ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，次のページを開いていただき，節11需用費87万2千円の補正につきましては，指宿庁舎の空調機修理に伴う施設維持費を計上するものであります。同じく，節18備品購入費の40万7千円の補正につきましては，指宿庁舎の紙折り機買い替えに伴う備品購入費を計上するものであります。

目2職員総務費，節4共済費と節7賃金の合計44万2千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した，人事管理システムデータ整備に係る経費を計上するものであります。

目4財政管理費，節4共済費から節11需用費までの合計45万1千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した，財産台帳整理に係る経費を計上するものであります。

目6財産管理費，節25積立金2億7,807万円の補正につきましては，一般会計決算剰余金の一部を基金に積み立てるもので，今後の公債費償還の財源として減債基金積立金に1億7,807万円を，公共施設の老朽化等に伴う今後の施設整備の財源として，公共施設整備基金積立金に1億円を，積立金として計上するものであります。

目7企画費，節19負担金補助及び交付金30万円の補正につきましては，九州新幹線鹿児島ルート全線開業を機に，中国を中心とするアジア諸国からの観光客の増が期待されることから，国際交流の重要性に鑑み，海外留学生等の人的交流を促進するとともに，指宿の魅力を海外へ発信することを目的に，国際交流協会からの補助金を活用して，クリスマスイブの日指宿駅前広場に留学生等を招いて，地域交流イベントを開催するもので，市の負担金として30万円を計上するものであります。

項2徴税費，次のページの目2賦課徴収費，節4共済費から節14使用料及び賃借料までの合計287万7千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した，家屋台帳整理事務及び土地現況地目調査事務に係る経費を計上するものであります。

16ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目1社会福祉総務費，節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料から節11需用費までの合計46万6千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した，医療費助成申請書点検事務に係る経費を計上するものであります。

次のページの目7老人保健総務費，節28繰出金140万3千円の補正につきましては，老人保健特別会計において，平成21年度老人保健給付費実績に伴い，医療費交付金に償還金が発生したことから，その財源の一部として一般会計からの繰出金を計上するものであります。

目9介護保険総務費，節28繰出金158万7千円の補正につきましては，介護保険特別会計において，高額医療・高額介護合算制度による自己負担年間限度額を超えた部分を償還するため，一般会計の負担分を繰出金として計上するものであります。

項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，次のページを開けていただき，節7賃金から節18備品購入費までの合計1,036万9千円の補正につきましては，平成22年度から創設された子ども手当支給事務に係る事務費の追加分38万2千円と，平成22年度安心子ども基金総合対策事業費補助金を活用した，地域子育て創生事業費905万7千円，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した，障害児保育特別支援事業に係る委託料93万円を計上するものであります。

目4児童福祉施設費，節11需用費の45万8千円の補正につきましては，開聞児童館のサッシ周り付近で雨漏りが発生していることから，防水工事の施設維持費を計上するものであります。

次のページの款4衛生費，項1保健衛生費，目6環境衛生費，節4共済費から節19負担金補助及び交付金までの合計496万9千円の補正につきましては，県の海外漂着物地域対策推進事業費補助金を活用した，海岸の漂着物の回収等の事業費215万6千円，指宿火葬場の施設維持費142万4千円，ごみ収集所等の整備基数の増によるごみ収集所等環境整備補助事業補助金の予算不足額122万9千円，また，共同墓地環境整備補助事業補助金についても，整備箇所を増による予算不足額16万円を計上するものであります。

項2清掃費，目1清掃総務費，節1報酬403万2千円と，次のページを開いていただいて，節4共済費，説明欄の報酬に係る社会保険料から節14使用料及び賃借料までの257万5千円の合計660万7千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した，ごみ出し時間や分別等を指導するごみ監視指導員の増員に係る報酬や社会保険料，軽トラックの賃借料及び燃料費等の事業費を計上するものであります。

目2塵芥処理費，節11需用費1,254万8千円の補正につきましては，指宿清掃センターのごみ焼却炉内の耐火煉瓦等の補修工事費1,120万4千円，また，炉内の焼却用再燃バーナーの補

修工事費134万4千円を計上するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，次のページの目3農業振興費，節19負担金補助及び交付金，説明欄の事業費的な補助金73万4千円の補正につきましては，新西方地区の共生・協働の村づくり支援事業，及び力みなぎる南薩農山漁村活性化対策事業を活用した，農産加工施設の屋根補修費に対する整備補助金を計上するものであります。同じく，説明欄の投資的経費のものの補助金2,524万9千円の補正につきましては，活動火山周辺地域防災営農対策事業を活用した，指宿中川集落の長尾野菜生産組合が整備するオクラハウスの補助金2,298万円，また，農業・農村活性化推進施設等整備事業を活用した，山川地域のはすか防霜ファン利用組合が整備する防霜ファン等の補助金226万9千円を計上するものであります。

目5畜産業費，節9旅費から節18備品購入費までの63万円の補正につきましては，畜産主産地の形成を促進するための計画策定に係る事業経費を計上するものであります。

目6農地費，節11需用費24万4千円の補正につきましては，ふれあい公園プールのかんがい用水施設の計装基盤の取替修繕料を計上するものであります。同じく，節25積立金67万2千円の補正につきましては，平成21年度基幹水利施設管理事業費の決算に伴う剰余金と基金利子を，団体営土地改良事業南部地区管理基金へ積み立てるものであります。

22ページをお開きください。

目2林業振興費，節13委託料と節15工事請負費の合計760万円の補正につきましては，山川利永地区字前田の県費単独補助治山事業に係る事業費を計上するものであります。同じく，節19負担金補助及び交付金310万円の補正につきましては，山川福元の辺田地区及び伏目地区の県営単治山事業に係る市町村負担金と，県の森林整備地域活動支援交付金を活用した，森林の被害状況等を確認する調査事業費に対する交付金を計上するものであります。

款6商工費，項1商工費，目1商工総務費，節4共済費，説明欄の報酬に係る社会保険料から，次のページの節19負担金補助及び交付金までの合計46万6千円の補正につきましては，消費者生活相談員に係る共済改定に伴う社会保険料の不足額と，研修旅費及び出席負担金を計上するものであります。

目2商工業振興費，節19負担金補助及び交付金960万円の補正につきましては，宮崎県で発生した口蹄疫の影響により，地域経済が落ち込んでいることから，口蹄疫緊急経済支援事業として，指宿商工会議所及び菜の花商工会が発行するプレミアム付き商品券発行事業に対する市の補助金を計上するものであります。

目3観光費，節13委託料301万1千円の補正につきましては，九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けて，指宿駅構内の観光案内業務を充実するため，ふるさと再生特別基金事業を活用した，観光ガイドやジャンボタクシーの受付・手配等を行う案内業務の委託料を計上するものであります。また，節15工事請負費190万8千円の補正につきましては，指宿駅構内の観光案内所の改修費で，節18備品購入費61万6千円の補正につきましては，収納棚等の備品購

入費を計上するものであります。同じく、節17公有財産購入費1,963万円の補正につきましては、錦江湾しおかぜ街道整備計画に基づき県が実施する、指宿しおかぜ街道景観整備事業として、魚見港周辺にトレッキングコースや駐車場、休憩施設等の修景整備を実施することから、その用地購入費を計上するものであります。同じく、節19負担金補助及び交付金100万円の補正につきましては、口蹄疫の影響により、宿泊客や観光客の入り込みが落ち込んでいることから、口蹄疫緊急経済支援事業として、指宿市観光協会が取り組んでいる「絆プロジェクト事業」に対する市の補助金を計上するものであります。

目4温泉施設費、節7賃金30万円の補正につきましては、レジャーセンターの臨時職員の賃金に加算される子ども手当を計上するものであります。

款7土木費、次のページを開いていただきまして、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節11需用費63万円の補正につきましては、まちづくり公社に貸与しているタイヤショベルの修繕料を計上するものであります。同じく、節13委託料225万円の補正につきましては、市道の維持管理において、道路陥没や側溝改修等の改修が緊急に必要な箇所があるため、業務委託料を計上するものであります。

次のページの款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費20万円の補正につきましては、県の地域火災予防活動推進事業の指定を受けたことから、住宅火災報知機の設置推進活動に対する消防分団への報償費15万円と、印刷製本費5万円を計上するものであります。

26ページをお開きください。

款9教育費、項4高等学校費、目1学校管理費、次のページの節11需用費161万9千円の補正につきましては、指宿商業高校の校舎にPTAが整備した空調機の電気料の取り扱いにつきまして、市が一旦全額を支払った後、PTAが市に実費負担分として電気料を雑入で納付することとなったことから、空調機に係る電気料を計上するものであります。

項6社会教育費、目1社会教育総務費、節9旅費11万円の補正につきましては、福島県で開催される平成22年度全国社会教育研究大会において、本市の社会教育委員長が事例発表することから、その発表補助員の職員旅費を計上するものであります。

目2公民館費、節11需用費15万円の補正につきましては、各校区公民館における電気配電盤や照明器具等の取替修繕費を計上するものであります。

28ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費276万4千円の補正につきましては、6月以降の大雨による災害復旧費で、専決処分した後に新たに確認された農道3か所、水路4か所、農地1か所に係る単独災害復旧費を追加して計上するものであります。

項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費120万円の補正につきましては、先ほどの農林水産施設の災害復旧費と同様に、新たに確認された市道3か所、里道1か所に係る単独

災害復旧費を計上するものであります。

目2現年補助災害復旧費，節9旅費から節15工事請負費の補正につきましては，専決処分により予算計上した補助災害復旧費において，災害補助申請に係る旅費や消耗品費，役務費，賃借料等の事務費を計上する必要があったことから，事務費の計上と工事請負費の減額による予算組替えであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので11ページをお開きください。

款14国庫支出金580万3千円の補正につきましては，平成22年度防火水槽整備に係る国の消防防災施設整備費補助金523万6千円と，子ども手当事務交付金の追加交付金56万7千円の計上であります。

款15県支出金6,005万4千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費及び地域子育て創生事業費，活動火山周辺地域防災営農対策事業費，県費単独補助治山事業費などの県補助金及び委託金を計上するものであります。

款16財産収入52万8千円の補正につきましては，団体営土地改良事業南部地区管理基金利子，及び平成21年度決算に伴う剰余金と，マイクロバス売却収入を計上するものであります。

次のページ，款18繰入金2,625万3千円の補正につきましては，介護保険特別会計における，平成21年度決算の給付費確定に伴う一般会計への精算返納金1,424万9千円と，今回の補正予算の財源調整として，観光振興基金252万4千円，及び財政調整基金948万円の合計1,200万4千円の基金繰入金を計上するものであります。

款19繰越金2億7,807万円の補正につきましては，平成21年度一般会計の繰越金の確定に伴い，純繰越金を増額計上するものであります。

款20諸収入166万1千円の補正につきましては，指宿商業高校に設置した空調機の電気料の実費徴収金として，PTAからの雑入161万9千円と，今回補正計上いたしました緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により雇用する臨時職員に係る本人負担分の雇用保険料4万2千円を計上するものであります。

款21市債1,730万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおりであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の17ページをお開きください。

議案第74号，平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について，であります。

補正予算書の35ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ52万5千円を追加し、予算の総額を73億8,487万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、44ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費52万5千円の補正につきましては、平成23年度から県内一斉に診療報酬明細書（レセプト）が電子化され、医療費がコンピューターネットワークを通じて請求されることに伴う、本市の電算システム改修の委託料を計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、43ページをお開きください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金52万5千円の補正につきましては、医療費請求のオンライン化に伴う、電算システム改修費全額を国庫補助金として増額計上するものであります。

款9繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,403万2千円の増額補正につきましては、予算の財源調整としまして財政調整基金から繰り入れをするものであります。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,403万2千円の減額補正につきましては、平成21年度の決算剰余金が3,376万7,974円でございます。そのうちの1,700万円を財政調整基金に積み立て、残り1,676万7,974円を前年度繰越金とするものでございます。

次は、提出議案の18ページをお開きください。

議案第75号、平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、であります。

補正予算書の45ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ174万3千円を追加し、予算の総額を925万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、54ページをお開きください。

款3諸支出金、項1償還金、目1償還金174万3千円の補正につきましては、平成21年度老人保健医療費の精算に伴う、社会保険診療報酬支払基金への償還金であります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、53ページをお開きください。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金140万3千円の補正につきましては、今回の補正の財源として、一般会計からの繰入金で調整するものであります。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金34万円の補正につきましては、平成21年度老人保健特別会計の繰越金が確定いたしましたので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

次は、提出議案の19ページをお開きください。

議案第76号，平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。

補正予算書の55ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1億793万9千円を追加して，歳入・歳出予算の総額を40億9,149万5千円にするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，64ページをお開きください。

款2保険給付費，項5高額医療合算介護サービス等費，目1高額医療合算介護サービス費1,316万円の補正につきましては，1年間の医療保険及び介護保険における各世帯の自己負担額の合算額が一定の上限額を超える部分について，自己負担の軽減を図るため，医療保険と介護保険の利用割合により給付するものであります。

目2高額医療合算介護予防サービス費46万4千円の減額補正につきましては，給付費に伴う減額であります。

款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金及び還付加算金8,099万4千円の補正につきましては，平成21年度介護給付費等の確定によります国，県，社会保険診療報酬支払基金への返納金であります。内訳につきましては，説明欄にお示ししておりますが，国へ4,884万円，県へ2,324万2千円，その他返納金891万2千円，この「その他返納金」は，社会保険診療報酬支払基金へ返納するものであります。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金1,424万9千円の補正につきましては，平成21年度介護給付費等の確定によります一般会計への返納金であります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，63ページをお開きください。

款3国庫支出金，項1国庫負担金，目1介護給付費負担金317万4千円の補正につきましては，高額医療合算介護サービス費に伴う国庫負担金であります。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金，目1介護給付費交付金380万8千円の補正につきましては，高額医療合算介護サービス費に伴う支払基金交付金であります。

款5県支出金，項1県負担金，目1介護給付費負担金，節1現年度分158万7千円の補正につきましては，高額医療合算介護サービス費に伴う県負担分であります。同じく，節2過年度分2千円の補正につきましては，介護給付費の追加交付であります。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目1介護給付費繰入金158万7千円の補正につきましては，高額医療合算介護サービス費に伴う市負担分であります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金2,971万2千円の補正につきましては，高額医療合算介護サービス費に伴う分254万円と，平成21年度介護給付費等精算返納分として2,717万2千円を基金から繰入を行うものであります。

款8繰越金，項1繰越金，目1繰越金6,806万9千円につきましては，平成21年度介護保険特

別会計の繰越金が確定いたしましたので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

産業振興部長（吉井敏和） 命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第71号、指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について、であります。

本案は、山川砂むし保養施設において、常連客が利用しやすい環境を提供するとともに、リピーターの新規開拓を推進して、施設の利用促進を図るため、指定管理者から、フリーパス券の設定について要望が出ていることから、指定管理者の創意工夫を最大限に生かし、施設の利用促進とサービス向上を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容は、現在の利用料金体系に、3か月、半年間及び年間のフリーパス券を新たに設定するものでございます。料金につきましては、3か月フリーパス券が大人1万7千円、小人及び70歳以上で本市に住所を有する者は7千円、半年間フリーパス券が大人3万1千円、小人及び70歳以上で本市に住所を有する者が1万3千円、年間フリーパス券が大人5万6千円、小人及び70歳以上で本市に住所を有する者が2万3千円というふうになっているところでございます。

次は、提出議案の20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第77号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

補正予算書の65ページをお開きいただきたいと思います。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ324万5千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を4,043万9千円とするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明をさせていただきますので、74ページをお開きください。

給料等の人件費の減額補正につきましては、4月1日に行われました人事異動による予算の整備に係る減でございます。整理後の人件費につきましては、75ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節25積立金20万4千円の補正につきましては、人件費の減に伴い、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次は、歳入についてご説明いたしますので、73ページをお開きください。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金330万6千円の減額補正につきましては、人件費の減に伴い、財源調整としまして財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金6万1千円の補正につきましては、平成21年度の繰越金

が確定しましたので、今回の補正予算の財源に充当するものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

議案第72号、市道の認定について、であります。

本案は、3路線の市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。新たに市道認定しようとする久保崎ノ上線は、ゆとりタウンひかり団地内にある開発行為により宅地造成された寄付採納路線で、指宿市十二町字中並ノ後4227番11地先から指宿市十二町字久保崎ノ上4077番8地先までの延長141.8mの区間を、温湯河原湯線は、道路改良済路線で、指宿市東方字尾辻7157番1地先から指宿市東方字三月田7227番1地先までの延長355mの区間を、また、長迫線は、指宿市山川浜児ケ水字長迫14番地先から指宿市山川浜児ケ水字長迫42番1地先の延長209.5mの区間を市道認定しようとするものであります。

次は、提出議案の22ページをお開きください。

議案第79号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

補正予算書の89ページをお開きください。

補正予算の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1,122万1千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を7億5,212万3千円にするものであります。

第2条で地方債の補正をするもので、内容につきましては、93ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、限度額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をいたしますが、今回の補正予算の各目に、人件費を計上いたしております。これにつきましては、今年4月1日に行われました人事異動に係る予算の整理に伴う人件費の増減であります。なお、各目の人件費につきましては、102ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申しあげまして、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、100ページをお開きください。

款2事業費、項2維持管理費、次のページの目2雨水対策費、節15工事請負費330万円の補正につきましては、弥次ケ湯第1雨水仮設ポンプ場近くの雨水幹線水路改修工事費を計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、99ページをお開きください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業国庫補助金100万円の減額補正は、国

庫補助事業の制度改正により減額するものであります。

款5繰越金，項1繰越金，目1繰越金，節1前年度繰越金587万9千円の補正は，前年度繰越金が確定いたしましたので，今回の補正予算の財源に充当するものであります。

款7事業債，項1事業債，目1事業債，節1事業債60万円の補正は，国庫補助事業の制度改正により増額するものであります。同じく，節2資本費平準化債1,670万円の減額補正は，人件費の減額により財源の組替えを行い，公共下水道特別会計の財政健全化を図るため，起債額を抑制しようとするものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

開聞支所長（中間竜郎） それでは，命によりまして，開聞支所所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の21ページをお開きください。

議案第78号，平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について，であります。

補正予算書の79ページをお開きください。

補正の内容につきましては，現計予算の歳出総額の中において，歳出予算の組替えをしようとするもので，予算総額2億3,555万円に変更はありません。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，補正予算書の86ページをお開きください。

給料等の人件費につきましては，本年4月1日の人事異動による予算の整理に伴うものでありますので，内容につきましては，補正予算書の87ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。詳細についての説明は割愛させていただきます。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費，節4共済費，説明欄の賃金に係る社会保険料31万3千円の補正につきましては，臨時職員に係る共済組合の負担率の改正に伴う増額であります。同じく，節25積立金184万9千円の減額補正につきましては，今回の歳出補正予算の財源調整といたしまして，唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を184万9千円減額するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

水道課長（松元修） それでは，命によりまして，水道課所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の11ページをお開きください。

議案第70号，平成21年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について，であります。

平成21年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の8ページをお開きください。  
水道事業報告書の総括事項のうち、業務量についてですが、年度末における給水人口は4万4,990人、給水件数は2万7,689件となりました。また、年間配水量は811万2,748<sup>m</sup>、給水量は705万8,798<sup>m</sup>で、有収率は87.01%となりました。

次に、建設改良事業ですが、原水及び浄水施設整備費については、小雁渡浄水場前塩素注入設備工事、小雁渡浄水場地質調査委託の2件、計202万6,500円を実施いたしました。配水設備設置工事等は、管路新設管事業として、丈六地区配水管新設工事など20件、計7,172万円、改良工事として魚見送水管布設替工事など5件、計2,158万1,500円、施設整備事業として大渡地区ポンプ設置工事など11件、計1億2,176万8,450円、委託事業として変更認可申請及び地域水道ビジョン作成業務委託など2件、計976万5千円、合計2億2,686万1,450円を実施してまいりました。

次に、決算状況についてご説明いたしますので、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億8,775万3千円に対し、決算額は7億7,985万8,157円で、予算額に対し789万4,843円の減となりました。減額の主なものは、給水収益における水道料金であります。なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり3,686万9,700円の仮受消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億5,307万9千円に対し、決算額は6億4,117万1,815円で、不用額は1,190万7,185円となりました。

不用額の主なものは、営業費用における物件費、動力費、維持補修費及び予備費であります。なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり611万8,247円の仮払消費税が含まれております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、予算額110万円、決算額117万6千円となりました。内訳は、消火栓設置負担金等であります。

支出の第1款資本的支出は、予算額3億7,253万1千円に対し、決算額は3億7,148万5,668円で、不用額は104万5,332円となりました。不用額の内訳は、建設改良事業における入札執行残及び予備費でございます。なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり1,095万6,095円の仮払消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,030万9,668円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,095万6,095円、過年度分損益勘定留保資金12万6,721円、当年度分損益勘定留保資金2億3,595万8,187円、減債積立金6,050万円、建設改良積立金6,276万8,665円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をお開きください。

損益計算書は、1会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に

発生したすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書でございます。なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほど説明いたしました決算報告書の数値とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金や、その他の営業収益である手数料など、営業収益の経費7億3,384万2,221円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の経費5億3,737万7,020円を控除した1億9,646万5,201円が営業利益となります。営業利益に、事業の経常的活動以外の原因から生じる営業外収益の計900万1,482円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の経費7,742万8,368円を控除した1億2,803万8,315円が経常利益となります。

次に、経常利益に期間外の水道料金調定額である特別利益14万4,828円を加算した額から、過年度分過誤納還付金や不納欠損金などの特別損失114万7,616円を控除した1億2,703万5,527円が当年度純利益となります。当年度末処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金30万3,073円を加算した1億2,733万8,600円となりました。

次に、5ページをお開きください。

ページの中ほどになりますけれども、平成21年度指宿市水道事業剰余金処分計算書案についてご説明いたします。

当年度末処分利益剰余金1億2,733万8,600円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第1項の規定により、法定積立金である減債積立金に6,400万円、同条第2項の規定による任意積立金で、議会の議決を経て定める建設改良積立金に6,300万円を積み立て、残額33万8,600円を翌年度へ繰越しようとするものであります。

次は、提出議案の23ページをお開きください。

議案第80号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,271万4千円増額し、また、第2項営業外費用を1千円減額し、第1款水道事業費用を6億8,034万2千円に、第1項営業費用を5億8,494万円に、第2項営業外費用を9,255万6千円にしようとするものです。

内訳につきましては、第1項営業費用は、定期人事異動に伴う人件費の増額と、育児休業中の人件費の減額であります。また、第2項営業外費用は、同じく、人事異動に伴う通勤手当に係る消費税の減額分であります。

次に、第3条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用ができない経費である職員給与費を1,271万4千円増額し、1億8,285万5千円にしようとするものです。

なお、2ページ以降に説明書として、実施計画書等を添付してありますので、参照していただきますようお願いいたします。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 23分

再開 午前 11時 32分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号及び議案第61号（質疑，委員会付託省略，表決）

議長（松下喜久雄） まず、議案第60号及び議案第61号の2議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号及び議案第61号の2議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号及び議案第61号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第60号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第61号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、同意することに決定いたしました。

議案第62号～議案第70号（質疑，決算特別委員会付託）

議長（松下喜久雄） 次に、議案第62号から議案第70号までの9議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第70号までの9議案については、委員会条例第6条の規定により、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第70号までの9議案は、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、井元伸明議員、田中健一議員、木原繁昭議員、高田チヨ子議員、前之園正和議員、物袋昭弘議員、前原六則議員、前田猛議員、大保三郎議員、下柳田賢次議員、以上10人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 36分

再開 午前 11時 49分

議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に前田猛議員、副委員長に田中健一議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

議案第71号～議案第80号(質疑、委員会付託)

議長(松下喜久雄) 次に、議案第71号から議案第80号までの10議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

11番議員(前之園正和) 議案第71号、山川砂むし保養施設条例の一部改正であります、この議案について伺います。

利用料金について、現在の料金体系に加えて、フリーパス券を発行しようとするものがあります。砂楽については、別の条例と施行規則で定めがありまして、基本料金に湯治割引、団体割引、回数割引という仕組みになっています。そこで伺いますが、今回、山川の砂むし保養施設の利用金についてのフリーパス券の導入でありますけれども、この砂楽の方につい

て同様の改定，適用する考えはなかったのかどうか。また，利用施設の料金体系を基本的に同じにすることについては検討はなされなかったのか，また，その考えについてを伺いたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 今回の改正につきましては，山川砂むし保養施設について，近隣の常連客の方からもそういう声が非常に高いということを受けて，指定管理者の方が利用者増につながる，そしてまたサービスの向上につながるということで申し入れがあって，指定管理者を導入した，そういう創意工夫を最大限に生かしていこうということで，今回上程をさせていただいたということでございます。その中で，砂楽の方については考えなかったのかということでございますけれども，議員ご承知のとおり，砂楽については，元来，湯治的な目的で，非常に県外とか，現在は観光客ということで，そういう利用客が大半を占めているという状況の中で，別々な条例の中で利用料金が設定をされているということでございます。併せてということについては，今回考えなかったところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 立地条件その他からいって，お客さんの層も当然違うということは想定できるわけですが，指定管理者の方からの申し入れもあって，意向もあってということでしたが，それに答えるのは当然だというふうに思うんですが，ただ，料金の決め方について言えば，条例，あるいは規則で行政の方が料金体系を決めて，その枠内で指定管理者の方が運営をしていくということになっているかと思います。そういったことから言えば，料金等についての指定管理者の意向は汲むとしても，基本的な考えは行政の方で持つべきではないかというふうに思うわけです。そう言ったときに，お客さんの層が違うとはいえですね，同様の施設ですから，両方を網羅するような形での統一的な体系というのがあるのではないかというふうに思うんですが，今回はこういうことだったというふうに思うんですが，将来的にも統一する考えというのはないのかですね。将来の問題は将来の問題として考えていくつもりなのか，その点についてはどうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 料金等については，行政で条例の中で決めているんだから，その中で行政の方で決定すべきじゃないかというようなご意見だと思うんですが，指定管理者の創意工夫を最大限に生かして，そして，それがまたサービス向上につながるということであれば，当然，その条例の中で定められた範囲内であれば，そういったものを聞き入れながら改定に向かって動くという姿勢も重要だろうというふうに考えます。

それと，砂楽も同時にというご意見のようでございますけれども，確かに，先ほど答弁しましたとおり，現状では利用体系の大半が観光客，もしくは湯治の方というふうに利用者が違うという部分もございまして，同じ市内に砂むしという施設が2か所あるのであれば，今後の利用動向等を勘案しながら，将来的にはそういったものも考えていくべきだろうというふうに現状では考えます。

議長（松下喜久雄） 以上で，通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号を除く9議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第73号については各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

新たに受理した請願1件上程 (委員会付託)

議長 (松下喜久雄) 次は、日程第24、新たに受理した請願1件を議題といたします。

請願1件については、お手元に配布の請願文書表のとおり、産業建設委員会に付託いたします。休会中審査を終了されますようお願いいたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

議長 (松下喜久雄) 次は、日程第25、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっております。今回、市議会議員区分に一人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ、二人の候補者がありましたので、同規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は同条第4項の規定によりすべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長（松下喜久雄） ただいまの出席議員は22人です。  
候補者名簿を配布いたします。

[名簿配布]

議長（松下喜久雄） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 配布漏れなしと認めます。  
投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

議長（松下喜久雄） 投票用紙の配布漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[投票箱点検]

議長（松下喜久雄） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。  
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

[投票]

議長（松下喜久雄） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

議長（松下喜久雄） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に西森三義議員、浜田藤幸議員、高橋三樹議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

議長（松下喜久雄） 選挙結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票であります。

有効投票中、徳峰一成議員1票、松下喜久雄議員21票、以上のとおりであります。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 森 時 徳

議 員 井 元 伸 明

### 第3回指宿市市議会定例会会議録

平成22年9月15日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫

開聞支所長	中間 竜 郎	産業振興部参与	浜 田 淳
総務課長	森 健 一	人事秘書課長	満 石 知
企画課長	下 吉 龍 一	行政改革推進室長	迫 田 福 幸
財政課長	邊 見 重 英	市民協働課長	上 村 公 徳
税務課長	大久保 正 一	環境政策課長	廣 森 敏 幸
長寿介護課長	野 口 義 幸	地域福祉課長	久 保 憲一郎
健康増進課長	前之園 透	商工水産課長	高 野 重 夫
観光課長	下 吉 耕 一	建設監理課長	三 窪 義 孝
水道課長	松 元 修		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新 村 光 司	次長兼議事係長	福 山 一 幸
主幹兼調査管理係長	上 田 薫	議事係主査	濱 上 和 也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、田中健一議員及び木原繁昭議員を指名いたします。

一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、下柳田賢次議員。

19番議員（下柳田賢次） おはようございます。14日間にわたり繰り広げられました民主党代表選挙、菅直人総理の再選という形で決着いたしました。民主党が掲げる国民の生活が第一のスローガンの下、明確な目標、ビジョンを示していただき、その度に、今は苦しくても頑張るんだという熱意、ちょうど戦後、あの焼け野原の中にあっても、日本の明るい未来を信じ、いずれは欧米並みの豊かな生活を夢見て頑張っていたあの頃、人々は物はなくても自信に充ち溢れ、子供たちは泥まみれ、汗まみれの中にあっても、その目は明るく澄みきっており、そして、まぶしく輝いていたあの時代を今こそ思い起こし、今の閉塞感漂う状況から脱却しなければならないと強く感じるところであります。そして、これから組閣されるであろう新しい内閣には、場当たりの政策に一喜一憂するのではなく、もっと将来を見据えた国民のための国家像、諸外国からも真に信頼される国づくりをお願いしたいと思うところであります。

それでは、通告してある点につき、順次質問をしまいたいと思います。

指宿港海岸整備についてであります。この問題に関しましては、私は地元ということもありますが、この海岸線、地域住民の生命と財産を守る防災・防護の観点、あるいは海に面した観光地として、大隅半島を背景に知林ヶ島、魚見岳など眼前に広がる錦江湾の素晴らしい眺望や親水性を生かした海岸整備が、本市の最も重要な基幹産業である観光の振興策として必要不可欠であること、また、ウォーキングやジョギングなど市民の健康増進や観光客と市民がふれあう憩いの場として、加えて、親水空間が子供たちにとっては海辺生物の教育の場となり得ることなど、この海岸整備が本市にとっていかに重要であるか訴えてきたところであります。平成10年の旧指宿市議会議員選挙で初当選後、翌平成11年の第1回定例会での質問を皮切りに、今回の質問で14回目になるようであります。我々議員が一つの課題に対しこ

れだけ長期にわたり、これだけの回数一般質問の中で取り上げるということは、極めて異例であり、いかにこの問題が私自身市政発展のため重要な課題であったかということをも裏付けるものと深く信じる次第であります。そしてこの間、市民の皆様におかれましては、市民運動の中で要望活動、署名運動など業種の異なるいろいろな方々が、様々な活動の中で、この海岸整備実現へ向け努力を続け頑張ってくられたのだと感謝をいたしております。このような中、昨年、平成21年度の国の事業として、全国の海岸整備の在り方について検討する、再度災害防止のための海辺空間整備方策検討業務、この事業が実施され、ここに調査費として2,000万円が付けられました。そして、その業務の一環として、静岡の榛原海岸とともに、指宿港海岸がモデル海岸として取り上げられたものと認識しております。また、県としましては、県単独事業や養浜事業、そして、平成21年度、国の補正予算で採択された国庫補助事業であります局部改良事業を行い、調査費2,500万円で既存海岸の測量、砂の調査などを行った。そして、今年度、波浪観測など対象調査を実施する予定で1,000万円を予算化した。これが、ここ1年の国・県の動きであったと思いますが、これに間違いはないか確認をしたいと思っております。つまり、この時点では、指宿港海岸整備が国の直轄事業として取り上げられたものではなかったわけですし、実際、国交省の担当者の声としても、事業が決定までは、早くても4、5年は掛かるのではというようなこともお聞きしておりました。ところが、一転して、新聞報道等で、来年度の国土交通省の概算要求額に採択というビッグニュースが届いたわけです。私も内定の連絡を受けたときには、この問題をライフワークとして取り組んできた者として、大変嬉しく感慨深いものを感じた次第であります。そこで伺いたいと思いますが、来年度の国の予算におきましては、シーリングにおいて各省一律10%カット、あるいは公共事業の在り方の見直しなど大変厳しい状況ではなかったかと思っておりますが、国交省が新規事業として、この指宿港海岸整備を取り上げていただいたことについて、どのような要因が考えられるのか、伺いたいと思います。そして、この10月以降の財務省との折衝で、国交省の概算が認められれば、いよいよ平成23年度の予算の中に、初めて、この指宿港海岸の整備に予算が付き、事業としてスタートを切るわけです。先ほども申しましたが、防災・防護、観光振興、地域住民の憩いの場、子供たちの教育の場など、整備の必要性は申ししてきましたが、この整備される指宿港海岸に求められる機能、役割については、今の段階でしっかりと検証し、整備プロセスの中でしっかりと組み込まなければならないと思っております。そこで伺いますが、この指宿港海岸に求められる役割、機能については、どのように考えているのか。また、今後、整備実現へ向け、どのような展開が予想されるのか。一説には、10年間で120億という報道もありましたが、今後の展開についての見解をお尋ねいたします。また、整備へ向けた課題としてはどのようなものが残っているのか、伺いたいと思います。

次に、通称、篤姫ロード、岩本宮ヶ浜吹越線の防災対策についてであります。この道路は、平成20年、NHK大河ドラマ篤姫の放映を機会に、県のにぎわい回廊整備事業などの活用に

より整備された道路であります。整備後は、市民の皆様大変好評で、錦江湾を望むしおかげ街道として喜ばれているのだと思います。また、国道226号のバイパス道路としての役割も大きく、田口田交差点から宮ヶ浜市街地の朝夕の交通渋滞の緩和にも大きく貢献している道路であると思います。道路自体は整備されておりますが、ここ最近、大雨時による法面崩壊で、この道路機能に障害を来している事実が見受けられます。これからますます有効活用される道路として、この問題は早急に解決を急ぐ必要があると思いますが、どのように考えているのか、計画等あればお示しをいただきたいと思っております。

次に、山川・根占航路問題についてであります。この問題では、私はこれまで航路再開が最優先されるべきだということで、議会一般質問、あるいは船舶売却の議案として出された先の臨時議会での議案質疑等で議論を重ね、意見も述べてまいりました。平成18年に官民協定の協定契約がなされ、10年間の運行が約束されたにも関わらず、本年2月運行が休止され、そして、船舶を売却し、協定契約が破棄されたわけであります。この間、山川港地区の衰退は著しく、特に、常設市活お海道への影響は極めて大きいと思っております。市民をはじめ、観光客、あるいはこの航路を使って商売を行っていた商工業者の方々には多大なご迷惑をお掛けしているものと心配をしております。一日も早い再開が待たれるところであります。そこで、この問題についていくつか質問をしてみたいと思っておりますが、まず、正確な現状の確認をおきたいと思っております。まず、航路としては、現在、休止状態なのか、廃止という認識なのか、お伺いいたします。また、売却したぶーげんびりあについては、いわさきコーポレーションへ引き渡し済なのかどうか。未収分のリース料7,200万円は回収できたのかどうか。契約が破棄されてから、この関係の事業に対して、陸上業務等ですが、本市が支出している事実はないのか、お伺いいたします。

また、9月2日には航路再開に向けた推進協議会が立ち上げられておりますが、この協議会の取り組みについてお伺いいたします。目的や構成組織などの規約に示されている点についての説明は必要ございませんが、協議会が既に行っている公募についてお伺いいたします。もともと公募ということになりますと、公募する側、つまり、この場合では協議会側ということになりますが、何らかの権限、許認可などですが、これらがある場合、もしくは支援策、運行補助や人的協力などの公募に応じる事業者に対し、何らかのメリットがなければならないと思っております。ところが、公募要綱の中には、支援策は示されておりませんし、航路申請についても、運輸局の権限扱いとなっていると思っております。つまり、推進協議会には、運航の許認可の権限もないし、支援策もない中で、運行を望む事業者が公募で決められるということにどのような意味があるのか、お伺いいたします。そして、市長は、常々、新しい枠組みで再開を目指すということをおっしゃっていましたが、市長の考える新しい枠組みとはどのような内容のものなのか。それから、再開の時期については、これまで来年3月までにはということをおっしゃっておりますが、それまでに再開できると思っているのか。即ち、何として

でも新幹線全線開業までには航路再開を果たすという強い使命感があるのか、お伺いして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 指宿港海岸整備についてのご質問をいただきました。

まず初めに、2011年度の概算要求に盛り込まれた要因についてでございます。指宿市として長年の懸案事項であり、喫緊の課題でありました指宿港海岸保全施設整備について、先日、国交省の2011年度概算要求に盛り込まれたとの発表があり、まずは第一関門を突破したという感じでございます。関係者の方々のご尽力に深く感謝申し上げる次第でございます。これまで、現状を地域住民から聞く会や、シンポジウムの開催、陳情・要望活動の実施等、官民一体となり、事業化に向け、努力してきたところでございます。これらを受け、昨年国交省は、再度災害防止のための海辺空間整備方策検討業務を実施し、この業務の中でモデル地区として指宿港海岸と静岡県の大原港海岸の2港が選定され、整備方策が検討されたところでございます。また、当業務の中に設置された海辺空間整備方策検討委員会に指宿港海岸保全推進協議会からも3名の方が検討委員会の委員として参加し、指宿海岸の昔の様子や、現在の被害状況等を報告していただいたところでございます。この概算要求に盛り込まれた要因は、何としましても、指宿市民の強い熱意が中央省庁に伝えられ、そのことが整備する必要性を盛り上げ、そして、今回の概算要求に盛り込まれた要因だろうと思っているところでございます。

次に、山川・根占航路問題についてでございます。休止なのか廃止なのか、また、現在の状況についてでございます。船舶の航路や運賃、ダイヤなどの取り扱いについて定めてございます海上運送法は、平成12年10月の規制緩和により、一般旅客定期航路事業に係る需給調整規制が廃止されました。離島等の住民の日常生活に必要不可欠な生活航路を省き、これまで免許制だった航路への参入は許可制に変わり、運賃やダイヤ改正、事業の休廃止は、許可制から届出制に改正されており、運航業者は、航路への参入や撤退がしやすくなっているところでございます。山川・根占航路におきましては、運航事業者からの届出により、2月末日をもって、航路は休止となり、現在も休止の状態が続いていることから、この航路を再開したいという思いで、現在、県や南大隅町と一緒に協議・検討し、航路再開に向けて努力しているところでございます。これまで何回もこの件についてのご質問をいただきましたけれども、指宿市、南大隅、市民・町民の考えとしましては、来年3月に予定されております新幹線開業に間に合うような、そういう航路再開の取組をしているところでございます。なお、指宿港海岸整備についての機能、役割、今後の課題等については、建設部長に、そして、篤姫ロードの防災対策についても、同じく建設部長に、山川・根占航路の推進協議会の取組み、新しい枠組み、そして、航路再開のめどについては、産業振興部長に答弁をいたさせます。

建設部長（吉永哲郎） まずもって、平成21年度、22年度の国・県事業についての確認がありましたので、報告をいたします。議員が述べたとおり、事業については、現在、実施中と実

施済でございます。次に、指宿港海岸に求められた機能、役割についての質問と、整備後の海辺空間の活用方法についてでございますが、海岸保全施設事業整備につきましては、住民が安全で、安心して暮らせる環境づくりが基本であり、海岸防災機能の強化が第一であると考えております。その方策として、最近の当事業においては、波のエネルギーを弱め、背後地への災害を軽減・抑制する効果を有する、砂浜の再生を行い、市民に開かれた親水空間の形成など魅力ある海辺空間の整備も視野に入れ、防護、環境、利用を取り入れた事業を実施されているところでございます。この海辺空間の活用こそが、地元にも与えられた課題であると認識をしております。地域コミュニティの中心ゾーンとしての利用、地域の人々や観光客の散策道としての回遊性の確保、海水浴場としての利用などいろいろな利用が考えられると思っております。今年度、青年会議所が市の提案公募型補助事業で、指宿港海岸と指宿市沿岸の海岸整備について市民討議会を行い、提言を行う予定になっておりますが、これらも踏まえて、今後、海岸保全推進協議会や市民の皆様と知恵を出し合い、活用方法について検討をしてみたいと考えております。

次に、今後どのような展開が予想されるのかと。展開と課題でございますが、2011年度の予算化に向けて、12月末の政府案決定まで約4か月間にわたる、財務省との折衝が行われていくこととなります。その中で一番重要なものは、地元の熱意と盛り上がりでございます。今後も地元の頑張りが必要であることを肝に銘じ、指宿港海岸保全推進協議会や市民の皆様と力を合わせ、熱意を示していきたいと考えております。併せて、再生された砂浜の維持管理についても、全国の里浜づくりをヒントに、住民参加型の官民一体となった取組が必要であると思っております。また、海没民地でございますが、34筆あった海没民地につきましては、地権者の皆様のご協力をいただき、33筆の滅失登記処理が終わったところでございます。あと1筆になっておりますが、先般、中央要望の折にも、協議会の皆様と地権者の方を直接訪問し、面会をお願いいたしましたが、あいにく、不在であり面会できませんでした。今後も、継続して交渉を重ね、ご協力を得られるように最大限の努力をしていきたいと思っております。

次に、篤姫ロードの防災対策についてでございますが、当区間は、岩本から宮ヶ浜港までが、平成15年4月に供用を開始されており、宮ヶ浜港の海岸道路が、県において、平成19年度に、にぎわい回廊整備事業により施工され、宮ヶ浜港から県道下里湊宮ヶ浜線の区間が、平成20年度に、交付金事業により整備され、岩本から吹越までの全線開通となっております。当路線は、海岸線を通る観光道路として、また、国道226号のバイパス道路としての機能を果たす重要な路線となっており、道路利用者の利便性が増大をしているところでございます。しかしながら、当路線は、崖地が約1kmにわたっており、台風や大雨等による異状気象時には、法面崩壊が発生をしており、危険性があるため、気象状況等を見極めながら、通行止めを行っている状況でございます。このようなことから、早期に安全対策を図りたいと考え

ているところでございますが、事業実施になりますと、工法的に法面を切り取っていかねばならないため、地権者の協力、同意が不可欠となるところでございます。現在、用地の調査を行っております。また、事業の導入につきましては、社会資本整備総合交付金の道路整備事業として計画できないか、現在、検討をしているところでございます。以上です。

産業振興部長（吉井敏和） 現在、ぶーげんびりあはどうなっているのかということと、売買代金等のご質問を受けました。今年3月から運行休止になっておりますぶーげんびりあは、先の7月臨時議会で、財産処分について議決をいただきました。その中で、船舶売買契約に基づき、官民協同のパートナーシップによる山川・根占航路の安定的運航の確保に係る協定と、船舶賃貸借契約は解除され、船自体も、8月30日に、いわさきコーポレーションに引き渡しが完了いたしましたところでございます。今後の予定としましては、これまで未払いとなっております賃料7,200万円が9月末日までに納入される予定ですので、入金確認後、所有権を、いわさきコーポレーションに移転する予定でございます。なお、船舶の売買代金につきましては、分割払いとなっておりますが、仮に転売する場合は、残金は一括納めていただくということになります。

それから、協議会の役割等についてのご質問でございますが、現在、山川・根占航路運航推進協議会において、同航路で運航していただける事業者を募集しておりますが、最終的に1社が決定し、何らかの公的支援が必要となった場合におきましては、関係者間による協定等を締結する必要があるだろうと考えているところでございます。この場合の関係団体につきましては、支援体制がどのようなものになるかによって異なってまいりますけれども、薩摩半島と大隅半島の薩隅交流を促進させるためにも、鹿児島県をはじめ、多くの自治体にこの枠組みに入っていただき、広域的な利用促進を図ることが望ましいと考えております。また、県においても、航路再開に向けて、力を合わせて努力すると伊藤知事も発言をされておりますので、県を含めて、協議会などと一緒に検討してまいりたいと考えております。なお、公募につきましては、公募型プロポーザル方式であり、いろいろな企業から、民間の自由な発想とノウハウを活用した提案を広く受けることにしております。その中で、事業者の選定につきましては、船舶調達計画の妥当性をはじめ、維持管理・安全対策の妥当性、船舶の仕様、組織としての実務実施能力及び類似業務の実績・継続性などを協議会の中で、総合的に評価・判断していくことになるというふうに考えているところでございます。公募をかけるにしても、行政のこういった支援というのが見えない中で考えているのかといったようなご質問だったと思います。運休されている山川・根占航路の早期再開と安定的な運航を目指し、指宿市、南大隅町及び地元商工会・観光協会等で、9月2日、山川・根占航路運航推進協議会を設立したのは報告のとおりでございます。本協議会には、航路参入について、許可などの権限はございませんけれども、山川・根占航路が重要な航路であることから、同航路の早期再開を目指して、9月3日から運航事業者の公募を実施したところでございます。行

政主導でなく、運航事業者の自由な提案によって、民間の活力による費用対効果の高い航路を構築できるのではないかと期待しているところでございます。また、協議会からの支援につきましては、航路再開後の利用促進やPRをはじめ、イベントの開催、運航事業者と一体となった活動など、多面的な支援ができるものと考えているところでございますけれども、今後、応募者からの提案に基づいて、航路の維持・存続が図られるよう、協議会で十分検討していくことになるかと思っております。

それから、航路の実施時期についてはということでございました。航路の再開につきましては、何とか、来年の九州新幹線鹿児島ルートの特設開業までを目処に、道筋を付けたいと考えておりますが、応募者からの提案を見ながら、今後、協議会で検討していくことになるというふうに考えております。

19番議員（下柳田賢次） リース料の未収分についての質問をした件についての答弁がなかったと思いますので、まずこれを先にお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 賃料の未収分については、9月末日までに納入をしていただけるということになっております。

19番議員（下柳田賢次） それでは、海岸整備についてからまた順次質問をしてみたいと思います。国交省の来年度の新規事業として、概算枠に組み込んでいただいたわけですが、ここに至るまで、今年に入ってから幾つかの大きな関門があったと思います。まず、地元のコンセンサスを得ること、これは市長も選挙中から、この事業の必要性、重要性には強く訴えておりましたし、8月の2日・3日の国への陳情では、先頭に立って頑張っておられましたし、海没民地の件では、先ほど答弁にもありましたが、東京の地権者の所を訪問し、お願いをしてきた。これは私も同行いたしましたので、十分理解しております。理解しておりますし、感謝を申し上げたいと思います。地元市民の盛り上がり、これもこれまでに十分に示されて問題なかったと思います。問題は、昨年の政権交代により、国への陳情、要望の扱いが変わった中で、国の直轄事業として盛り込まれるのかどうかという問題でありました。私も、本年度より推進協議会の一員として取り組まさせていただいておりますが、まず、民主党の鹿児島県連の中で、国へ上げるかどうかの第一関門がありました。民主党鹿児島県連の常任幹事会の中で、県内において、この指宿港海岸の整備は必要であるという判断をしていただき、党本部、そして国交省の政務三役、大臣、副大臣、政務官へと取り次いでいただき、来年度の新規事業として取り上げていただきました。私も県連常任幹事の一人として、県選出の国会議員、あるいは常任幹事の皆様へは整備の必要性を強く訴えてまいりました。また、国交省の決定においては、市民の熱意が十分に理解されたものだと思いますし、市長をはじめ、市行政、県関係者の方々の努力が報われたものだと思います。ただ、最終段階の決定につきましては、地元選出の国会議員の力添えなしには果たせなかったと思いますが、この概算決定のプロセスについてはどのような認識をお持ちか、これは市長にお

伺いをしたいと思います。

市長（豊留悦男） 今議員のご指摘のことは、私も十分認識をしております。この海岸整備においては、あの背後地でございます、住民の生活と命を守るという、これは極めて重要な、そして、指宿市としても、どうかして、この海岸整備はやらなくてはならないという強い盛り上がりがあったのが、まず出発であろうと思います。その住民の熱意を、地元選出議員、そして、先ほど議員からもございましたように、鹿児島県やいろいろな、その政治の、いわゆる、現民主党ということを言われましてけれども、そういういろいろな方々が、この港湾の整備の必要性というのを重く受け止めてくれたことは、私も大変感謝をしております。ただ、政権が変わり、その陳情の方式も変わり、そして、私どもの思いの伝え方も変わったのも事実でございます。そういう意味で、私は、市長として、この海岸整備については、先頭になって、つまり、市民の意見を、私は、その陳情の時に、このカバンの中にいっぱい詰め込んでまいりましたと。これは私の市長としての意見ではなくて、市民の声ですという意味で、いろいろなところで説明をしたところでございます。これまでの陳情の仕方を少し変えたつもりでありますけれども、それはとりもなおさず、市民の思いというのを伝えるために努力をしたかったからでございます。いろいろな市民の声を大切に、地元の選出議員も頑張ってください、鹿児島県も、そして、今の政権党も頑張ってくれたということは感謝をしております。そういう意味で、私は、まず、この国交省の考え方、これまでの経緯、要望を踏まえ、一義的には市民が盛り上がり、これを何とかしなければならないという強い思いがあったからだ。そして、市民の信託を受けた国会議員、県会議員をはじめ、すべての方々が頑張ってくれた成果だと、私は考えているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 市長の取組については、先ほども申しましたとおり、東京での陳情等、私も一緒に一緒させていただきましたので、十分にその辺は分かっているつもりでございます。

次に、海岸の利活用策についてでございます。まず、整備に当たっては、防災、防護の観点、これはもう言うまでもないことではございますが、この事業に対する調査費が来年度付けばですね、現地でのボーリング調査、あるいは海流調査などの調査を経て、基本設計、あるいは実施設計と進む中で、国交省をはじめとする県、市行政もそうですが、専門家が最先端の技術を駆使して計画がなされると思いますので、その防災、防護の専門的なことについてはお任せするとして、整備後の利活用については、巨額の税金が投入されるわけではございませんので、地元がしっかり責任を持たなければならないと思います。全国の整備された海岸を調査してみますと、整備はされたものの利用がなされておらず、夏場の海水浴場などの利用は別として、冬場などは漂流ごみが打ち上げられ、整備に要した金額と費用対効果の点などでですね、疑問を抱くところも見受けるところがあります。ただ単にきれいな海という意味ではなく、美しく絵になるような、あるいは心ひかれるような渚が、この海辺空間の整備が

必要であり、ほとんど、今日本にそういう状況がないのではないかというふうに思っております。私は、この指宿港海岸に求められるものとしては、まず、景観に十分配慮が必要だというふうに思います。日本に数多くある海岸の中でも、ここに指宿港海岸ありを示す意味でも、大隅半島をバックグラウンドに、知林ヶ島、魚見岳、そして錦江湾といった情景を最大限に生かす整備が重要であるというふうに思います。ここの件についてですね、先ほど海水浴場であったりとか、マリンスポーツであったりとかという説明がありましたが、全国に誇れる指宿海岸ということであれば、この景観を重視すべきというふうな整備が必要だと思いますが、ここのらについてはいかがでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 海辺の空間整備方策検討委員会においても、地域の活性化につながる海岸の利活用をものにするには、その主役である地域住民が使いやすい海岸、望む海岸であることが必要であり、そのためには、海岸整備検討の構想、計画段階から、地域住民が参加していくことが必要であると。また、管理、利用段階においては、里浜の育成で海岸の利用、活用と、清掃などの日常的な管理等の提案がなされております。今後、事業採択になりますと、官民一体となった取組がなされてくると思っております。

19番議員（下柳田賢次） 正に今答弁にありましたように、官民一体の取組み、これは非常に重要なことであると思っております。指宿が全国に先駆け、防災、住民参加、美しい景観づくり、これらをコンセプトとする新しい海岸づくりに成功すれば、港湾局も、これを他地域の海岸整備へと展開していただけるのではないかという意味で、そういった意味でも非常に使命感があるというふうに思います。そのような意味でですね、今回の指宿港海岸整備プロジェクトにおいては、ランドスケープといった専門的な検討も含め、美しさを重視していただきたいというふうに考えているところでございます。例えば、この延長が1.6キロと聞いておりますが、1.6 kmといえ、1マイルということであればですね、ゴールデンマイル構想とも言いましょうか、ゴールデンマイル海岸と言いますかね、そういうネーミングなどもですね、付けていただき、市民に夢のある整備を計画の段階から盛り込んでいただき、整備をするのが必要ではないかと。それと、一説に、10年という期間が示されましたが、費用対効果を出す意味ではですね、この進捗を極力縮める。6・7年で仕上げ、その投資の効果をすぐ出せるようなそういう努力もこれから必要と思っておりますが、市長、いかがお考えでしょうか。

市長（豊留悦男） 10年間で120億程度の予算規模ということで報道されております。これからは、財務省との本格的な協議になろうかと思っております。その段階で、指宿の魅力を伝え、予算確保に向けて官民一体となった努力が必要だろうと思っております。その意味で、ただいまご提案をいただきましたネーミングの問題、そして、ここの活用の問題というのにつきましては、市民レベルでのいろいろな検討会、ワーキンググループを通してのいろいろな提案等を受け入れ、説得のある、財政の確保ができるような戦略をもって臨まなければならないと思っております。また、10年という期間が、一応、提示されましたけれども、これも今後の経済状

況にもよるかと思えますけれども、指宿港海岸の整備の成果というものを各省庁、特に財務省の関係者には深く認識をしていただき、予定された国直轄の事業がスムーズに展開できるように、私どもも頑張ってまいりたいと思います。

19番議員（下柳田賢次） この利活用についてですが、海水浴場であったり、ビーチバレー大会の誘致であったり、マリンスポーツであったり、これらに加えてですね、テレビや映画などのロケ地として地域活性化につなげるといった、こういった意味からですね、フィルムコミッション、全国47都道府県で鹿児島県にだけまだこの組織はございません。そういった意味でもですね、指宿を発信する意味で、この海岸線をフィルムコミッションの場としてですね、非常に有効に活用できるのではないかと感じたりもしております。本市においては、これまで知林ヶ島であったり、開聞岳周辺、長崎鼻などいろいろとロケ地としての実績はあるわけですが、これらを生かした、この海岸線の整備にあわせて、フィルムコミッションの立ち上げということも考えてみてはと思いますが、ここについてはいかがでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 事業実施によりまして、海岸線が整備をされることになれば、出来上がった段階で、非常に、そのロケーションの素晴らしい地になるだろうということは思います。議員ご指摘のフィルムコミッションにつきましては、県内での組織は現在ございません。本市に限らず県内各地では、温泉や観光スポットなど、様々な形で、様々なメディアが取材に訪れていると。そしてまた、指宿、鹿児島県内のいいところを撮影してるということでは、広くPRにはつながってるというふうには考えております。今後、これらを立ち上げるには単独ではなく、広域的な組織として位置付ける。その中で指宿をアピールしていくということも大事だろうというふうに思います。ちなみに、フィルムコミッションの主な業務としましては、現在、指宿には様々な形でそういうテレビとか、映画社とか、取材に来られます。それらに対応する中でやってる業務がほとんどフィルムコミッションの同一だということもございまして、県内ではそういう形の中で、まだ出来上がっていないんじゃないかなというふうには考えるところでございます。

19番議員（下柳田賢次） このフィルムコミッションについてはよく分かっておりますので、説明は結構でございますが、何て言いましてもですね、今、例えば、韓流映画であったりとかでですね、恋愛ドラマのロケ地というのがですね、非常に脚光を浴びて、特に韓国とか中国の方々が、それを目当てに来ているという状況等もあるわけでございますので、ただ単に、CMや2時間ドラマの一場面ということではなくて、ここを、この地を中心にしたドラマの作成だとか、そういうものに取り組んでいただきたいということを申し上げてるわけで、そういった意味では、今までの撮影のお手伝いをするということではなくて、こちらからも発信するような、そういう意味合いも含めてフィルムコミッション、これを鹿児島県初のフィルムコミッションというものを、これは行政でなくても民間でもいいわけですが、そういった仕掛けも必要であろうというふうに思いますので、よろしく願います。利活用につい

では、これからということになりますので、本日はこの辺にいたしますが、整備に対して、市民の皆様が、この海岸整備に夢を持っていただく意味からも重要なことで、私もこれからいろいろと調査をし、勉強しながら提案をさせていただきたいというふうに思いまして、この海岸整備については終わらせていただきます。

次に、篤姫ロードの防災対策については、先ほど計画が示されましたので、是非、早急ですね、財政厳しい折ではございますが、財政当局も十分に検討していただき、早急な災害対策、これを十分に行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

時間がありませんので、最後に山川・根占航路について質問をしてみたいと思います。先ほどの答弁で廃止か休止かという質問に対して、休止の状態であるということでございます。これは港湾局と言いますか、運輸局の方に申請をして、ある意味、許可されれば航路の運航というのはできるわけでございますが、4者協定から離脱をしたこれまでの事業者が、現在、休止状態ということによろしいんでしょうね。

産業振興部長（吉井敏和） 協定等に基づきまして解除をされましたので、事実上そういう形になるかというふうに認識しています。

19番議員（下柳田賢次） ということであれば、休止ということであれば、例えば、この事業者がもう1回やるということ、休止を止めるということ、そういう届けをすればですね、この公募に関わらず運航をするということは可能ということになりますが、それによろしいんでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 今回の公募につきましては、そういった専門の事業者の方に広く呼び掛けをしたということでございますので、仮に、以前の事業者が応募してきたとなれば、それを拒む理由はないというふうに認識しております。

19番議員（下柳田賢次） 売却したぶーげんびりあをいわさきコーポレーションが売却した場合は、売却代金は一括でお支払いをいただくということの約束だったと思いますが、この状況は今どのようになっていますか、その売る努力の姿勢が見えているのかどうか。あるいは売却先の目処が立ったのかどうか。そこらについての情報があればお知らせをいただきたいと思っております。

産業振興部長（吉井敏和） 現在までのところ、そういった情報については把握をいたしておりません。

19番議員（下柳田賢次） そうでしたらですね、このいわさきさん側がこの船を買取ったということについては、どういった考えが想像されますかね。今までの説明によると、指宿、南大隅、県に途中離脱ということで迷惑かけて、その思いで売った船を引き取ら差していただくと。これがトータル同額でということのようにはお受けしておりますが、それが一番の原因ということなんでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 事業者の思惑については把握しておりませんし、仮定の話での答

弁はできないというふうに思っております。

19番議員（下柳田賢次） それではですね、契約が破棄されてからのことですが、この事業、契約破棄される前の事業を含めてですね、この破棄されてから、例えば、陸上業務であったりとかあったわけですが、破棄されてから本市がこの事業に対して支出してるという事実はございませんか。

産業振興部長（吉井敏和） 運航事業者に対する支出についてはございません。ただ、待合所の中に観光案内業務というものもございまして、これにつきましては、両観光協会等に委託をする形で実施をしております。と申しますのは、これにつきましては、県の半島特定地域元気おこし事業という補助事業を受けて、その中で案内業務にかかる部分の支出をしてると。これについては現在も行っているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 厳密に言えばですね、これも運航を出されてるという状況の下での支出ということでありまして。今止まっている状況であった場合に、その観光業務の効果というものが、これも運航をされる前なんていうのはなかったわけですが、こういったところにも細かく言えば、廃止と言いますか、休止による影響というのは実際出てるんじゃないですか。この辺のある意味の責任というものはどのようにとらえているんですか。

産業振興部長（吉井敏和） 運航している21年度辺りの利用者数を見ますと、旅客数で6万人前後、車両で3万2,000、3,000台という形で利用されていたわけですので、これらが休止になった状態の中では、そういった利用していた方々については、ご迷惑をお掛けしてるという認識は持ってるところでございます。

19番議員（下柳田賢次） この公募についてでございますが、運航業者は船を用意しなければならないわけでありまして。今の経済状況を考えたときに、新しい船を造って、この事業に参入するというのは、非常に、その費用対効果等を考えた場合に、極めて厳しいと思うのですが、もちろん、余分に余っている船を持ってるところがあれば、これは別ですが、そういう事業者を、あるいは使用されてない船、あるいは努力すれば用意できる船があるというようなこのような状況を担当課として確認できているのかどうか、お伺いします。

産業振興部長（吉井敏和） 行政や協議会からの支援につきましては、技術的支援や人的支援、財政的支援など様々な支援方法があるかと思われませんが、まずは事業者の自由な発想と民間のノウハウを活用して応募していただきたいというふうに考えており、協議会としては、最初から補助ありきという考え方ではなくて、あくまでも事業者の自由な発想ということで公募をかけたというふうに思っております。

19番議員（下柳田賢次） ちょっと質問に対する答弁としてはどうかなという気もいたしますが、次に兼ね合いもありますので、次の質問に入りますが、先の契約という段階で、臨時議会でも申しましたが、ぶーげんびりあが最適だと言って導入をしたと私は認識しておりますが、そして破棄、売却の段階では不適格であると、大きすぎて燃費が高すぎるということ

の理由でございました。その中で、燃油高騰等の理由も申し上げられましたが、現在のこの状況を見たときに、それがそのまま言えるのかどうかですね。購入時の判断はベターだったという答弁でございますが、やはり、何がダメだったのかというしっかりとした検証をし、今後に生かさなければならなかったのではないかと思います。次の手段を救急に考えなければならないという状況でございますので、この反省の部分、責任の部分というものが置き去りにされているわけでございますが、これからも、この件につきましては、しっかりと検証をしなければならないというふうに思います。そこでですね、今、船舶の内容についてちょっとお聞きしたんですが、その答弁はなかったんですが、最適の船とは具体的にはどのような内容の船を考えておられるのか。一説には、500t級でバス10台くらい積める船、公募の中では100t以上、バス2台以上ということにはなっておりますが、かなり幅が広いんですが、担当として考えている最適の船とはどのような船を考えているのか、お伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 船舶にかかる経費は、その船舶が新造船なのか、備船なのか、何年使う予定であって、その船は売却するつもりなのか、トン数、ドッグ費用、保険料など様々な要因がそれぞれの大きな金額で関係し、事業者によっても大きく異なってまいりますことから、一概に、理想的な船、またそれにかかる船舶の経費についてはこの程度ということはないと思いますけれども、少なくとも、船が小さくなれば、その分、船舶にかかる経費は安くなるというふうに考えます。協議会の方で考える理想的な船舶については、根占港で安全に入出港や旋回を行うため、長さが60m以下、現在の可動橋を使用するため、幅が13m前後の船体であり、過去の実績等から、複数台の大型車両を積載できる大きさの船舶が理想だというふうに考えているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 現段階では、そういった最適、担当課が最適と思う船の確認はされていないというふうに取りわけですけど、それでよろしいですか。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほど来申しておりますように、今回の公募につきましては、民間事業者の自由な発想とノウハウで安定的な航路、安全にかつ運航していただきたいという思いで、事業者の方に委ねているという部分も結構あると思います。ただその中で、船の大きさとか、そういった部分につきましては、事業者の事業概要とか、そういった経費的な部分もありますので、こちらの方からは、今のところは言えない。概要の中で、そういったものについては、先ほど申し上げたような理想的な船という考え方は持っているところでございます。

19番議員（下柳田賢次） 公募についてですが、先ほど、要綱には支援策は示していない中で、先ほどの答弁ですと、これからの協議の中で検討するような答弁の内容にお聞き受けしましたが、そうしますとね、最初の公募の段階と検討する段階では、公募の公平性というものが保たれますか。

産業振興部長（吉井敏和） 協議会といたしましては、初めから補助ありきではなく、あくま

でも民間事業者の経営能力や技術力など、ノウハウを活用した創意工夫によって、効率的かつ効果的な運航に期待し、必要があれば、何らかの助成等についても検討できるのではないかとこのように協議をしたところでございます。

19番議員（下柳田賢次） ですからね、もう最初から支援あるんでしたらですね、しっかりとすべきだと思うんですよ。途中からね、様子を見ながら支援するかしないかをこれからも決めるとか、そういう状況ですので、取り組む側がなかなか本気でどの段階で手を挙げていいかわからないわけですよ。そういうのもあるんで、しっかりとさせていただきたいと思えますし、先ほど来申し上げますように、この公募ということに対する権限許可も何もない中で、公募という形を取ったということで質問させていただいたんですが、逆にですね、公募でなくて、運航事業者の何社かに、指宿市、あるいは南大隅町、県も含めてですね、個別にお願いに行ったり、当たったりということはできなかったんですか。むしろそっちの方がよっぽど条件闘争も含めてですね、業者選定については、その方が早いと思うことも考えるわけですけど、なぜ、そういう努力なしに公募という、一般的には、公募で来てくれるのを待つという、一番ある意味、楽な作業というようなとらえ方もできるわけですが、事業者いっぱいいるわけですので、県内外を含めてですね、この航路に参入いただけないかという、市としてですよ、そういう努力は、なぜ、なされなかったのかをお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほど来申しておりますように、行政としては初めから補助ありきで公募をかけたのではないと。あくまでも事業者の自由な発想と経営能力等で安定的な航路を運航していただきたいということの公募でございます。議員さんご指摘のとおり、当初から、そういう公募の中に、財政支援なり、援助という形でできれば一番理想なんでしょうけれども、行政として、ご承知のとおり、非常に厳しい財政状況の中で、多額の経費を長年支払い続けることについては、厳しい状況にあるということでございまして、そういった状況の中で公募をかけたということでございます。なお、今回の公募につきましては、県内を運航する9事業者に対しても郵送等で、その内容についてお知らせをしているというところでございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

11番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員として、平和と民主主義を愛し、命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、平和事業の推進についてであります。今年は戦後65年の節目の年であります。日本

は日中戦争からアジア太平洋戦争へと、アジア諸国への侵略を続けました。日本の戦争によるアジア諸国民の犠牲は2,000万人を超し、日本国民も310万人以上が犠牲になりました。また、世界でただ一つの被爆国となり、一瞬にして多くの尊い命を失いました。当時、日本共産党以外の政党は、大政翼賛会に合流をし、戦争と侵略が国是として進められ、戦争反対を唱えた日本共産党員は、非国民として迫害と弾圧を受け、作家の小林多喜二をはじめ、少なくない日本共産党員の命が奪われました。平和を求める宗教家や心ある民主的国民も弾圧の対象とされました。当時、日本共産党が命を掛けて訴えた平和への思いは、国民すべてのものとなり、憲法前文や9条に、平和の希求と武力行使の放棄を掲げるに至りました。戦争は二度とあってはならない。広島、長崎を繰り返してはならない。今は誰もがその思いを胸にしています。とりわけ、被爆国として核兵器が二度と使われてはいけないという思いは特に強く、国としても、非核三原則を掲げ、全国の各地方自治体においても、いわゆる非核都市宣言が行われ、その数は圧倒的な広がりとなっています。旧指宿市においては、県内でも逸早く、昭和60年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。旧山川町、旧開聞町を含め、合併前当時の県内96市町村すべてで同様の宣言や決議が行われました。新指宿市として、合併後も改めて宣言を行っております。最初に宣言を行った昭和60年から数えると、事実上、宣言後25周年の年と言えます。しかしながら、この間取り組んできた具体的な平和事業は、看板の設置、宣言文の周知、原爆が落とされた時刻に黙祷を捧げるといった程度で、県内でも逸早く宣言を行った自治体としてとても相応しいとは言えない平和事業でした。私は議員として初当選以来、この問題では力を注ぎ、合併前の指宿市でも、合併後の指宿市でも宣言を行うことを提起し、平和事業の充実を訴えてきました。実は、私は平和事業を進めるという意味において、豊留市長には大きな期待をしております。それはなぜかと言えば、豊留市長になって、5月には平和市長会議に加盟申請がなされ、6月には正式に加盟しているからであります。平和市長会議は、日本初の国際組織で、加盟都市数は9月1日現在で144か国、4,144都市になっています。平和市長会議は、加盟することのみで目的達成ということではなくて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起することなど、行動することを目的の一つにしています。平和市長会議に加盟ということは、当然ながら、平和事業推進と一体のものと考えているところであります。その意味で豊留市長に期待をしているところであります。それでは市長に伺います。まず第1点は、平和市長会議参加の経緯と決意について伺います。第2点として、平和事業推進についての具体的な行動計画を考えておれば示していただきたいと思えます。

次に、国保事業についてであります。国保税を下げしてほしい、これは国保加入者の切なる声であります。であるにも関わらず、前市長は、任期の最後の年、つまり昨年度であります。国保税値上げという置き土産をしていきました。そのときの説明では、次年度、つまり今年度も同規模の値上げをしないとやっていけないということでありました。しかしながら、

豊留市長の下で、予定されていた値上げはされませんでした。このことは財政が苦しい中であっても、行政の意思と判断で、市民の暮らしを守る施策を進めることができることを示したのではないのでしょうか。とはいえ、国保税が家計に占める割合は非常に高く、世帯によっては支払い能力をはるかに超えているのが実態ではないのでしょうか。シミュレーションによれば、4人家族、所得300万の世帯で国保税は43万4千円ということであります。2人分の国民年金額を加えると、所得300万円に対して、国保税と国民年金で約80万円負担しなければなりません。これを尋常だと思いでしょか。市長は、今の額が妥当であるかどうか検討したいと言っています。私は妥当という結論にはならないと思います。また、減免制度ができておりますが、減免された実績は皆無に近いのではないのでしょうか。国保税の納付に喘いでいる下で、減免の実績がないということは、制度そのものが被保険者を救うものになっていない不十分なものであるか、周知がされていないか、あるいは運用の中で適応されないような仕組みになっているかといったことではないのでしょうか。保険証が発行されずに、病気になっても病院に行けないということも深刻な問題です。国保税の負担が重いことから、支払能力を超える滞納になるケースも増えています。資格証明書では、病院で一度全額支払わなければならないことから、事実上、病院に行けないということになります。そこで何点か伺います。まず、国保税引下げのためには、国・県へ要望すべきことと、市独自にできることがあります。市としてやるかどうかということもありますが、やるとすればどういう方策があるのかという視点で伺います。減免制度についてであります。減免の実績及び制度の周知はどのようになっているか。また、制度の充実改善についてどのように考えているか。保険証の発行については、資格証発行の実態と、原則として保険証発行とすべきではないかということについてのお考えを伺います。

最後に、企業誘致、起業応援や地域産業の支援等についてであります。産業の振興を促進し、市経済の発展並びに雇用機会の確保及び拡大を図ることを目的として、工場等設置奨励条例が制定されております。その対象は、工場またはソフトウェア業にかかる事業所となっております。私は今回、企業誘致、起業応援や地域産業の支援という立場から、対象を広げることは考えられないか。また、工場等設置奨励条例そのものが目的に合致しない条文を含んでいるとすれば、その部分は改訂すべきではないかといったことを中心に伺います。まず、対象についてですが、現在は、工場、またはソフトウェア業にかかる事業所になっていますが、二次産業だけでなく、一次産業や三次産業も含めて幅広く対象を設定することは考えられないかどうか。それに併せて、内容も充実する考えはないかどうか伺います。

次に、改築や移転の場合には、例えば、人員整理を行っても、結果として、10人以上が雇用されれば、奨励措置の対象にすることになっています。これは規模の拡大、雇用の拡大、産業振興という本来の目的を逸脱し、企業規模縮小、雇用縮小でも奨励措置を行うもので、場合によっては、行政が人員整理や企業縮小を促し促進することにもなりかねません。これ

は条例不備であったものを正しく是正し、改正するのでなく、わざわざ矛盾を拡大し、固定化する方向で前市長が条例改正を行ったものであります。豊留市長は、企業縮小や人員整理を行っても、移転や改築をして10人以上の雇用があれば、奨励措置を行うという、この条例を良しとするのかどうか伺います。またこの際、対象を広げ、内容を充実するとすれば、名前も変えて、例えば、地域振興条例として抜本的に見直すことは考えられないかどうか伺います。

次に、池田湖畔の振興策についてであります。知林ヶ島や開聞岳、長崎鼻などを含めて、観光資源として魅力ある財産はいくつかありながら、なかなか生かされていないのが現状と言いましょか、活気がないのが事実ではないでしょうか。その中にあっても、知林ヶ島は何かとスポットライトが当てられてきています。開発を推進することが無条件でいいこととは思いませんが、それでもスポットライトが当てられているのが事実であります。一方、池田湖の方は、九州で一番大きい湖でありながら、なかなかスポットライトが当てられていないのが事実ではないでしょうか。観光資源として池田湖をどのようにとらえているか。また、具体的にどのような振興策を考えているのか伺います。

以上、1回目といたします。

市長（豊留悦男） 平和市長会議参加の経緯と決意等についてご答弁を申し上げます。ご承知のとおり、昭和20年8月、広島・長崎の両市は、原子爆弾の投下により一瞬にして廃墟と化し、数多くの尊い命が奪われました。このような悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないよう、世界中の至るところで核兵器の廃絶と世界の恒久平和を訴える活動が展開されているところであります。そのような中で、平和市長会議は、被爆地となりました広島市に拠点を置き、広島市長が会長を務めるNGO団体でございます。この平和市長会議は、核廃絶に向けた各種の取組を行い、世界144か国、4,000を超える自治体が加盟しており、日本国内においても、総数1,750自治体のうち、796自治体が加盟し、県内においても本市を含めて6市3町2村の11自治体が加盟しているところでございます。本市は、平成18年9月に非核三原則の堅持と核兵器の不使用、廃絶を希求し、核兵器廃絶と恒久平和都市宣言を行っております。私たちの指宿市は、美しい自然の中に豊富な観光資源や歴史ある文化が息づく、素晴らしいまちでもございます。この故郷を大切に守り、生きがいのある豊かな社会を築いていくことが、私たちに課せられた使命だと考えております。そのようなことから、平和市長会議の主旨に賛同し、本年6月に加盟したところでございます。核兵器の廃絶は、人類が希望に満ちた未来を迎えるために避けては通れない共通の願いでありますので、今後も、世界の恒久平和のため、核兵器廃絶に向けた啓発活動等を行ってまいりたいと考えております。

次に、国保事業についてでございます。国保税を引き下げることの方策について国・県等へ要望すべきこと、今、私が市長として取り組んでいること等についてでございます。本市の国民健康保険の安定的な運営を図るためには、国・県が役割を担うための負担金や補助金

等は重要な財源となっているところでございます。このことから、県の都市国保協議会や九州都市国保研究協議会等を通じまして、国・県に対し、国庫負担金や補助金等の増額を、これまでも要望してきているところでございます。また、今年7月開催されました全国市長会におきましても、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図ることと、国の責任と負担において、実効ある措置を講じることの要望が決議されたところでございます。これらの要望活動の成果の一つとしましては、今年4月から、非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度が、国・県の補助金を財源にスタートしたところでもございます。一方、本市独自の取組といたしましては、本県選出の衆議院議員との意見交換会の席上で、指宿市国保の厳しい運営状況の説明と、国庫負担率の引上げについて要望したところでございます。今後も引き続き、市町村単位の国保運営はかなり厳しい状況であることを、機会ある度毎に説明しまして、国保運営の安定化のために要望活動を続けてまいりたいと思っております。なお、国保事業について、市の責任でできる方策、減免制度、保険証の発行等については、健康福祉部長と市民生活部長に、企業誘致、起業応援や地域産業の支援等については、産業振興部長に答弁をいたさせます。

総務部長（渡瀬貴久） 平和事業推進についての具体的な行動計画はというご質問についてですが、恒久平和は、人類共通の願いでありまして、特に唯一の被爆国として、過去の戦争の悲惨さを決して忘れることなく、平和で安全な市民生活を守ることが、何より重要なことでもあります。核兵器の廃絶は、一朝一夕にできることではありませんが、それでもまず、私たちが何ができるかを考え、その中で、できることを実践し、積み上げていくことが大切であろうかと思っております。現在、本市では、市内3か所に立看板を設置し、核兵器廃絶と恒久平和の意識を啓発するとともに、広島・長崎の原爆の日や終戦の日には、半旗を掲げ、サイレンを吹鳴しております。これは、戦没者等の冥福をお祈りするとともに、恒久平和について考えていただくことを一つの目的としているものであります。また、平成18年9月に宣言した核兵器廃絶と恒久平和都市宣言を広報紙に掲載して、市民の恒久平和に対する意識の啓発にも努めているところであります。さらに、市内の中学校では、長崎を含めた修学旅行が計画され、長崎においては、平和公園や長崎原爆資料館等を見学して、千羽鶴を供えたり、原爆被爆者から直接体験談を聞く場を設定したりしております。指宿図書館でも、この子たちの成す文庫という戦争関係の本を集めたコーナーを設け、戦争の悲惨さと平和の大切について考えてもらっております。このような取組を今後も継続してまいりたいと考えているところであります。

健康福祉部長（田代秀敏） 国保税の引下げについて、市の責任でできる方策についてのご質問でございました。国民健康保険の保険者でございます指宿市の責任といたしましては、市の国保の安定的な運営を保持することが肝要であると考えております。そのための方策といたしましては、まず、歳出面の抑制策として、地域の健康づくり事業を積極的に推進し、支

出の抑制を図ってまいりたいと思います。次に、歳入面の確保策といたしましては、国・県への要望活動のほか、国保税や基金、一般会計からの繰入れについても、国保財政の状況を見ながら検討していくことになろうかと思っております。本市の国保財政の現状についてでございますけれども、急激な高齢化社会の進展に伴いまして、医療サービスの充実も年々増してきておりますが、併せて医療費も増加し続けております。平成22年度も医療費が国の基準よりも高い市町村として、昨年に引き続き指定を受けたところでございます。一方、医療費の増嵩に対応するための基金については、8月末現在で保有額は約1億5,000万円程度になっております。平成21年度は基金の方から約9,400万円程度の繰入れを行っております。今年度も昨年同様の医療費増となった場合、約1億円程度の基金からの繰入れが必要とされますので、今年度末、基金が枯渇することも十分予想されるところでございます。このような国保財政の状況下におきまして、保険者指宿市の責務といたしましては、充実した医療サービスを堅持しつつも、安定的な国保運営を図るために、歳入、歳出の動向をしっかりと見極めながら、今後、一般会計や基金からの繰入れについては検討してまいりますけれども、厳しい国保財政でありますので、国保税の引上げについても避けられないものと考えております。

それから、保険証の発行の部分についてでございますけれども、お尋ねいたしました内容として、それについてのお答えをいたしたいと存じます。納税相談等に応じない方、それから、納税相談で決めた内容を、誠意をもって履行しない方に対し、定期的に短期被保険者証を発行することは、通常の期限の短期被保険者証を発行することと同じであり、保険税を納めている方との公平性を保てないのではないかと考えているところでございます。資格証明書を発行した方については、臨戸徴収にお伺いし、他の税の滞納分と同時に、納税相談を行っているところでございます。市の収納相談窓口に出向くことや、周囲の目が気になるといった方、また、仕事の都合等で来庁できない方もいらっしゃると思いますので、そういう方につきましては、収納相談員が定期的に集金にお伺いし、その際に短期被保険者証をお持ちする、といった対応を行っているところでございます。以上でございます。

市民生活部長（井元清八郎） 国保税の減免制度についてのご質問ですが、平成21年度の国保税の減免実績につきましては、3件で41万2,800円となっております。この内訳は、失業によるものが1件の6万5千円、拘禁者の減免が2件で34万7,800円となっております。また、今年度から地方税法の改正に基づき、非自発的失業者に対する課税の特例が設けられ、課税所得額を100分の30で計算することにより、失業者の負担軽減が図られるようになったところで、8月末現在において95件の申請があり、税額にして約884万円の減額となっております。この減免・軽減制度の周知につきましては、納税通知書の送付の際、納税通知書の裏面や同封するリーフレットに記載し、周知を図っているところです。その他、広報紙で年3回とホームページも同内容を掲載しております。保険税の減免及び軽減の申請につきましては、今後もリーフレット、広報紙等による周知を図るとともに、窓口等での納税相談を活用して、そ

の周知に努めてまいりたいと考えております。国保税減免制度の充実と改善についてでございますけれども、国保税の減免につきましては、これまで指宿市国民健康保険税の減免に関する規則の一部改正を行うなどして、災害等により損害を受けた場合や失業等により所得が激減した場合など、様々な段階で減免ができるようにしてあるところでございます。先ほども述べさせていただきましたが、リーフレット、広報紙、ホームページや納税相談等を活用して、今後とも減免の周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

産業振興部長（吉井敏和） 指宿市工場等設置奨励条例は、工場等を新設・増設・移転・改築をするものに対して、工場設置奨励金により、3年度間の固定資産税等の補填、及び用地取得奨励金として、用地取得にかかる費用で3,000万円を限度に100分の20に相当する額を交付しているところでございます。このうち、工場設置奨励金につきましては、半島振興法や過疎法に基づき、国の制度の中で、3年間の固定資産税相当額等を奨励金として交付しているものでございます。

それから、工場等設置奨励条例では、工場又は情報通信技術利用事業にかかる事業所を設置する者に対して奨励を行うことにより、市経済の発展、雇用機会の確保及び拡大を図ることを目的としているところでございます。新設では、市内に工場等を持たない方が、新たに工場等を設置したり、また、既に工場等を持っている事業者が、同一敷地や隣接しない場所に新たに工場等を設置することとなり、雇用機会の拡大が図れるというふうに思っております。一方、増設や移転、改築においては、これまで本市において工場等を経営してきた事業者が、引き続き本市において工場等を設置し事業を展開されることから、雇用機会が確保されるというふうに考えているところでございます。議員ご指摘のことにつきましては、例えば、これまで本市において工場等を経営され、産業振興や雇用機会の確保に貢献されていた事業者が、工場等を新設するにあたって、事業を整理統合し、指宿市の隣接する自治体等に新設をすれば、奨励金の対象となり、市内に改築をすれば、これまで対象とならなかったというようなことから、事業者の転出防止策、または雇用の維持・確保策として、これまで実施してきたところでございます。

それから、幅広い分野を対象にした改正の考えはないかというようなことでございます。現行の指宿市工場等設置奨励条例を見直し、幅広い産業を対象とした、新たな条例制定についてでございますけれども、現行制度の対象や内容の拡大・充実のご質問におきまして答弁をいたしましたけれども、指宿市工場等設置奨励条例における奨励措置のうち、工場設置奨励金につきましては、半島条例と過疎条例の不均衡を是正するための補填であること。また、国からの地方交付税対象となっていることから、現在、県内のほとんどの自治体で本市と類似した制度で工場等にかかる支援を行っているところでございます。

それから、池田湖に対するご質問でございます。池田湖は本市の重要な観光資源であることから、これにつきましては誰もが認めるところだというふうに思っております。また、南

薩地域の観光において、指宿温泉、開聞岳、長崎鼻、知覧と同じように周遊観光の目玉的な場所になっており、仮に、他の目的地を観光するにしても、必ず立ち寄る場所であるというふうに思っており、本市観光の重要な観光スポットであると認識しているところでございます。また、近年は従来のツアーや団体客が中心となった眺望や周遊を中心とした観光客に加え、個人客や小グループを中心に、ウェークボードやジェットスキー、ウィンドサーフィン等の湖面を利用した親水性体験の観光客が増えており、池田湖に求められる観光ニーズも多様化してきているというふうに考えているところでございます。今後の振興策等についてでございます。現在の観光の形態が団体客を中心に観光地を周遊するものから、小グループを中心とした体験型観光に移行しつつある中で、池田湖に求められる観光ニーズというものも変化をしてきているということのようでございます。そのような中で、これからの池田湖に必要と思われるものは、これまでの花の植栽などの景観を生かしたものに加えて、見るだけでなく、水を直に体験していただくものではないかというふうに考えているところでございます。例えば、水遊びをするために水辺を気軽に体験できる親水性の高い水辺空間の創設、湖面を利用した体験型のカヌーや水上スポーツなどを利用できる環境など、池田湖に行って何かをするというものが必要であろうというふうに考えているところでございます。ただ、これらを含めた総合的な振興策については、行政単独でできるものでは到底ございません。地域や既存事業者とも連携し、実情を把握した上で、具現化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、今年度、親水性の高い空間として、池田湖駐車場前の護岸整備を行うとともに、県の魅力ある観光地づくり事業により、旧ハブセンター前に親水性公園等を新設する計画でございます。

1 1 番議員（前之園正和） 項目が結構ありますので、質問の方も整理をしていきたいと思っておりますので、答弁の方も簡潔にお願いしたいと思います。

平和市長会議の性格について市長に確認をしておきたいと思うんですが、先ほど答弁もありましたが、平和市長会議というのは、ただ登録するだけで終わりということじゃなくて、核兵器廃絶の市民意識を世界規模で喚起するなど、行動する団体ということが言えると思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

市長（豊留悦男） ただいま議員のお話のあったとおりでございます。そのことについては、この会議に加盟する前に、私も資料、そして、これまでの取組等を十分勉強させていただき、私も同じような結論、認識を持っているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） これまで平和事業を何をしてきたのかという点では、私、1回目で申し上げましたが、看板の設置、それから宣言をして、これの周知、それから黙祷というようなことがありました。1回目の答弁では、それに加えて、教育現場でのいろんな平和事業もあるんだということが言われましたが、教育委員会としてのものは改めてやってきていると思うんですが、市長部局でやったものは何かというと、先ほどの看板、黙祷、それから、

そういったものをですね、この間、ずっと前からやってきていることで、とても先ほどですね、答弁の中でも一朝一夕にできるものではないので、積み上げていくことが必要だといったような答弁がありました。何もこう積み上がってきてないのが実態ではないかというふうに思うんですね。ですから、平和市長会議への参加というのが、行動するものだというところからすれば、今度は何をやるのか、今度は何をやるのかという視点がですね、やはり必要なのではないかと。そういう点では、まず考えられるのは、報道でも鹿児島市がやっていたけれども、原爆資料展をですね、開くとか、平和市長会議の中でも、広島、長崎のそういった資料については貸し出しを積極的にするということになっておりますので、意思さえあればできるんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、具体的な行動計画、あるいは具体的な積み上げる政策ですね、を考えていく必要があるのではないかと思うんですが、その点について市長はこれまでのもので良しとするのか、一つでも二つでも増やしていくという考えなのか、その点を伺います。

市長（豊留悦男） 実は、昨年10月に、私、広島を訪問させていただきました。今議員ご指摘のように、あそこにある資料は自治体に貸し出してくれるものもございました。その一つの目的としまして、核兵器のない平和な世界を子供たちに継承していくという大きな目的がございました。平和を希求する日本人、そして、その平和を受け継ぐ子供たちに、どのように平和の尊さを教えていくかというのも、この市長会議の大きな狙いでもございます。そして、悲惨な核戦争、核という、その被害について、市民にいろいろと啓発を図るという側面もございます。この二つの側面を大切にする必要があることから、私として、平和市長会議への加盟をしたわけでございます。今後、この平和市長会議の先進的な取組をしていると申しますと、広島、長崎でございましょう。そこらの取組を元に、私も、この平和市長会議へ加盟したことが、単なる形で終わることのないような取組を、これから検討してまいりたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 豊留市長は、自らの意思で平和市長会議への参加を決意した市長であります。平和事業を推進するために、今後、具体的な提起がなされるものと期待をするところですし、また、今の答弁もそういう趣旨の答弁だったと理解をするところでもあります。新年度に向けてですね、実際に、ああ、こういうことだったのかということが分かるようなですね、事業計画にさせていただきたいというふうに思います。平和事業の推進ということでは、先ほどもありましたが、教育委員会としてできることもあるわけですので、市長部局と協力共同しながら進められていくことと思っておりますが、そのための決意などがあれば教育長に一言お願いしたいと思っております。

教育長（田中民也） 平和につきましては、日本国民は、平和であり、生きがいのある国家、また、お互いの生き方というのは誰もが願うところでございます。学校現場におきましては、平和学習と特定したような学習の仕方じゃなくて、平和であることを基本に置いた全教育活

動の中で、これに取り組んでいるところでございます。具体的には、社会科の中で、平和に解する各国の状況、また、日本のあるべき姿などについてもいろいろと討議し、議論を深めているのが現在の学習でございます。先ほど答弁の中にありましたように、修学旅行時に長崎等に行ったときに、原爆の状況等を歴史の事実を自分の目で見て、そこの思いを新たにしておいて、平和を願う気持ちを醸成していくというような学習がなされているのも事実でございます。そのような意味で、学校教育におきましても、平和ということにつきましては、すべての教育活動において取組がなされている現状でございます。

1 1 番議員（前之園正和） それでは、次の国保事業の件について入っていきます。

まず、確認という意味でお願いしたいんですが、実務的に考えてですね、国保税を下げる方策として考えられるもの、それは国や県からの補助や負担を行ってもらい、あるいは増やしてもらいということが一つであります。それから、市独自の方策として考えられる実務的な処理というのは、国保会計の基金からの繰入れ、そして、一般会計からの繰入れであります。やるかどうかということは政策に関わる問題であります。実務的な方策としては以上のことしかないのではないかと、支出は別にします。収入の方で言えばですね。ということになるかと思うんですが、そのことは確認してよろしいでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 議員がただいまお尋ねになりましたように、国保特会内でのやり取り、一般会計からのやり取り、そう考えますと、基本的には国保税があり、そして基金からの繰入れがあり、そして一般会計からの繰入れがあり、また、当初述べられましたように、国・県からの負担の増があり、その方法であらうと思います。

1 1 番議員（前之園正和） それでは、国保税が高いという認識であるのかどうかということですが、モデル世帯で、所得300万の場合に、国保税が43万4千円とした場合に、協会健保の保険料と比べれば同世帯の場合ですね、約2倍程度となっておりますかと思えます。国保税の額は絶対額としても、協会健保と比較した相対額においても大変な負担として被保険者にのしかかっております。また、所得300万で国保税が43万4千円ということになれば、これはもうどういう人であってもですね、これは高いという認識を持つのは当たり前じゃないかというふうに思うんですが、国保税を納められるか納められないかの以前に、この大変な負担を被保険者に迫っているというのは事実だというふうに思うんですが、所得300万の世帯で国保税が43万4千円、1回目でも申し上げましたが、2人分の国民年金を入れると、300万のうち80万の支払いというのは、とても大変な負担だというふうに思います。また、そのことが滞納者の増につながっていくのではないかと思うんですが、そのことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 先ほど議員の方が、モデル世帯に対する、その国保税と年金約80万程度ということでお話をされました。ただ、一般会計からの繰入れという部分を想定してのお話であらうかなと思っはいるんですけども、国民健康保険という部分については、

私ども国民は大別して職域保険，地域保険の国保，どちらかに加入するということになっておろうと思います。国民健康保険の制度というのは，相互扶助の精神で成り立っているというふうに考えております。そういうことから考えますと，今おっしゃったように，その他会計から法定外の部分を繰入れて運営するというのはなかなか理解がし難いのかなというふうに思っているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 一般会計からの繰入れについても後々伺うつもりではいるんですが，今聞いたのは，今の所得300万で国保税が43万4千円という現状を，高いと思いますか思いませんかということを知っているんです。市長にそれも知っているんです。市長，お願いします。

市長（豊留悦男） ただいまお示しいただきました300万円の世帯が43万4千円の国保税を納めるとなると，これは生活も非常に大変だろうと思います，一般的に考えまして。いろいろとこの税率についてはいろいろお考えもあられましょうけれども，先ほど，私，答弁も申し上げましたように，国保運営の安定化というものを目指すときに，この税率についてどうあるべきかというのは，今後，検討する必要があるかと思っております。ただ，この金額だけを今お示しいただきました，これを勘案するときには，現在の生活状況から見て大変な面もあるのではないかと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 今の国保税額は大変だと，一般的に見てですね，いうことは否定はできないわけで，市長もそういう認識だろうというふうに思います。であれば，払える国保税にしてほしいという市民の願いは本当に切実であり，当然の願いだというふうに思うんです。ところが，1回目の部長の答弁によれば，国保税の引上げは避けて通れないというわけですね。今の国保税が高いという認識なのに，まだ上げなければならないということを行うのはですね，とてもおかしいというふうに思うんです。国保税が高いというふうに認識するのであれば，これは下げなきゃいけないという認識までは共通認識でいいのではないかと。後，どういう方策を取るかについて実務的にそれは苦勞もあるかもしれない。しかし，国保税が高いという認識であれば，更に値上げをしようではなくて，下げる必要性をまず感じてもらう必要があると思うんです。市長，どうですか。

市長（豊留悦男） 議員ご指摘の思いは痛いほど分かります。ただ，国保の安定的な運営のために，指宿市として，今後どのような国保の運営を目指すかによって，この税率，国保税の在り方というのは検討されなければならないかと思っております。具体的に，どの程度国保税を上げたら，どのような運営が図られるかというシミュレーションを含めて，今後，国・県からの調整交付金の減額が予想される中であって，どのようにこの国保税の引き上げ，または国保税の見直しというものについて判断をすべきであるかということについては，今後，検討させていただきたいと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） ですからですね，国保税の引上げは，避けられないとも言うわけ

ですよ。そして、今の国保税高いとも言うわけですね。ですから、検討と言ってもですね、上げる、下げるを含めて検討なのか、それとも下げるということに努力をしたいと。そのための方策はですね、いろいろあるかもしれないので即答はできないかもしれないけれども、まず下げたいという気持ちだけは持ってほしいというふうに思うんです。そこを私は伺ってるんです。市長の言う検討というのは、上げる、下げるを含めての検討なんですか。方策がいろいろあるので、具体的な検討を要するけれども、方向性としては下げていきたいという内容なんですか。市長、どちらでしょうか。

市長（豊留悦男） 先ほど申し上げましたように、国保運営、指宿市における国保運営、会計の支出状況を見ながら、下げる、上げるという両面について考えなければならないと思います。先ほど43万4千円は高いだろうという、そのことは十分認識しております。しかし、この国保会計というのは、今後見直す、いわゆる安定的な運営のために、会計の安定的な歳入、歳出を図るためにどうあるべきかということを慎重に検討しなければならないということをお願いいたします。理想的には、その税率を下げることは、市民は、そのことをむしろ喜ぶでありましょう。しかし、現実的に、その下げたときにどうなるのか。国保の運営ができるのかどうかということを含めて慎重に検討すると言ったわけでございます。そういう意味で、ここで下げる方向で検討する、上げる方向で検討するという、その具体的な方向性については、まだ私としては述べられないということをお答えさせていただいているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 時間の関係がありますので、また次の機会も含めてやっていきたいと思っております。ただですね、7月の20日付の国保新聞によりますと、高すぎる国保税保険料の引下げを図るために、各市町村が行った一般会計からの法定外繰入れ、平成20年度の全国平均で1人当たり1万134円であると報道されております。保険者数1,788のうち、法定外繰入れを行った保険者は、約70%の1,233自治体であります。残念ながら、指宿市は、法定外繰入れを1円も行っていない自治体の一つであります。一般会計からの法定外繰入れ、手法としてはあるということはお認めになっているわけです。国保新聞の報道によっても、1人当たり1万円の法定外繰入れがなされているというわけですので、日本全国どこを見ても裕福なところってないと思うんですね。裕福なところだけがやってるのか、だとしても70%もですね、自治体が裕福とはとても考えられない。大変な中にも、一般会計からの繰入れをして、国保税引下げのために頑張っていると。先ほど、上げる、下げるもと言いましたけれども、国保税を上げればですね、ますます払えなくなる。結局、後の質問とも関連しますが、資格証になればですね、病院にも行けないということになるわけです。国保税引上げは、帳面の上では収入を増ということに見るわけですから、国保会計がうまくいくように見えるかもしれないけれども、実態としては、ますます国保会計を泥沼化していくという方向にあるのではないかというふうに思います。全国平均でも、7月は1万134円の法定外繰入れを一般会計から

やっているというのは、当然、国保新聞ですので、担当部署は見てもらうんですが、そういうことも踏まえて、市長にですね、国保税、今の額が高いというのであれば、上げることも選択肢に入るのか。少なくとも上げない、下げるための努力をします。方策はいろいろあるので、中身については検討させていただくということになるのか、改めて市長に端的に伺います。

健康福祉部長（田代秀敏） 先ほど市長が国保税の改正の部分について述べられたとおり、現段階において値下げをするという答弁ではなく、両方を視野に入れて改正の検討をしていくということであろうと思っております。

1 1 番議員（前之園正和） 市長に伺ってるんですが、今の国保税が高いという認識は示されたんです。それでも上げるかもしれないということなんですか、市長。

市長（豊留悦男） 先ほどもお答えさせていただきました。国保税の税率の問題につきましては、今後、指宿市の国保運営がどのような形で推移していくのか。確かに、住民、いわゆる生活者重視の立場から、いろいろとこの税については異論もあろうかと思えます。また、それは当然だろうと思えます。しかし、今後、この国保税というものについては、慎重にと言いますか、一般財源からの繰入れの件もございました。それが可能なかどうか、また、多方面から国保税というもの、国保の運営というものについて検討する必要があることから、この税の見直しについて上げるとか、下げるとかいうことはここでは言えないと申し上げたわけでございます。ただし、その前提にあることは、国保税というのは300万で43万4千円の負担があるとしたら、これは庶民感覚からしても、高いのではないかという、それは私の中にはあります。だから、それを下げるとかいうことは明確に言えないということをお知らせさせていただきます。

1 1 番議員（前之園正和） 減免の件ですが、平成21年度で実績が3件だったということでした。それから、改正された非自発的失業によるそちらの方が95件あったということでした。この非自発的な失業の場合には、ハローワークとの連携が取れてると思うんですね。失業になればハローワークに行く。そしたら誰々が対象になるかというのは分かる、向こうから連絡が来るということで、ちゃんとしたですね、手続きを取るといって、システムができておれば95件あるけれども、まさしく申請主義ですね、ということになれば3件しかない。ここにはですね、制度上、運用上の問題があると。救われるべき人が救われていないという実情があるのではないかとこのように思うんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 国保税の中で国民健康保険の減免につきましては、第26条で市長は天災、その他特別な事情がある者で、必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減額し、または免除することができるということで、それらについての対応をいたしておるところでございますが、実際、申請になった場合に審査会を開いてみますと、なかなか

その対象になっていないのが実情でございます。

1 1 番議員（前之園正和） 失業者らの医療費の減免について、一昨日、13日に厚労省から各自治体に通知があったと報道されております。それによりますと、災害や失業などで月収が生活保護基準以下に少なくなり、かつ預貯金が保護基準の3倍以下しかない場合に、入院に限って、3か月まで減免し、財源は国が半分みるというものです。この件で、13日の参議院厚生労働委員会で、わが党の田村智子議員の質問に答えて、厚労省は、国が示す基準は最低限度のものであり、地方自治体で拡充することが望ましいと答えております。医療費減免についても、国保税減免についても、国の基準があっても、それは最低基準であり、地方自治体の独自性が求められております。時間の関係もありますので、国保税の引下げ、減免制度の充実、そして資格証でなく、少なくとも短期保険証で対処すべきではないかということについては、次回なりの機会に譲って次に移りたいと思います。

工場設置奨励条例のことですけれども、改築や移転の場合に人員整理をしてですね、10人以下の雇用確保ができなくても、それは他の自治体に行ってもらいよりもいいんだから、その分食い止めたんだという言い分ですよね。例えば、100人の企業が90人人員整理をして10人になっても、それは他の自治体に行くよりも10人確保できたんだと。まやかじゃないんですかね、そういうのは。本来、雇用の拡大、規模の拡大、企業の発展というようなことを目的にやってるわけですので、市長もこのような人員整理をしても、企業を縮小しても、改築であり、移転の場合には、10人が雇用されれば奨励措置の対象になると。それは他の自治体に行ってもらいたくないんだと、これは市長の考えですか、伺います。

市長（豊留悦男） 先ほど部長の方から答弁がございましたように、基本的には、私どもも、私どもと申しますと、指宿市行政としてもそのような考え方でございます。

1 1 番議員（前之園正和） 100人の企業が90人、人員整理をして、規模も小さくして、建物だけを新しく造ると、これは企業振興になるんですか。地域の発展につながるんですか。解雇促進、企業を縮小促進じゃないですか。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘の件でございますけれども、企業としても生き残りをかけた戦略として、生産力を高めたり、省力化を図るため、新たな設備投資により機械化を進め、そのことで一方では従業員を減らさざるを得ないとしても、条例上の人員が確保できるのであれば、奨励措置を行う必要があるというふうに認識しているところでございます。そういった側面もあろうかとは思いますが、本条例は、企業等に奨励措置を行うことで、市経済の発展並びに雇用機会の確保を図ることを目的としております。そういったことによって、企業を支援すると、支援しながら育成するというところで、市民にとっては、最低でもその雇用が確保されるというふうに認識しているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 条例にはどう書いてあるかですね。条例では、よく聞いてください、市長。事業者の行う事業が、本市の産業を振興し、かつ雇用の確保及び拡大に寄与す

るものであると認めるときは云々となってるんですよ。企業を縮小することが、人員整理をすることがなぜ産業の振興になるんですか。雇用の確保、拡大に寄与ですか。企業の縮小じゃないですか。産業の停滞じゃないですか。どうですか、市長。

市長（豊留悦男） 昨今の経済事情、または企業が撤退した自治体に学ぶべきだろうと思います。私は、ここに赴任する前には出水におりました。先日、当時の保護者のところに法事ありがとうございました。訪問させていただいた時の声は今でも忘れません。NECが撤退することに対して保護者はどう思っていたのか。私に言ったことが、確かに経済は厳しい。経営も厳しい。だとすれば、何とか企業は縮小してでも、何人かでも、この進出した企業でありましょう、出水では。そこで働く場というのはできなかったものだろうかということもお聞きをいたしました。確かに、事業を拡大するというのは理想でございます。しかし、現実として、現在の企業経営においては、進出企業は、各自治体で企業を拡大するというのは稀であろうかと思えます。そう思ったときに、すべての企業が縮小する、もしかすると撤退するかもしれない。少なくとも撤退しないで、この地で頑張っしてほしいという思いからしまして、それは確かに条例の中では拡大という文字があるかもしれませんが。そういうもの等を含めて、今後、この条例についても文言等は吟味しなければならないと思っております。先ほど部長が答弁したことと市長の思いは同じかという質問がございまして、私も基本的にはそのような思いを抱いておりますと言ったのは、そういう意味でございます。確かに矛盾もございましょう。しかし、現実路線、現実を取るとすると、今では選択肢としては、それがいいものかなあというそういう思いで、私は先ほど答弁させていただいたわけでございます。

11番議員（前之園正和） 私は条例を引いてですね、事業所の行う事業が、本市の産業を振興し、かつ雇用の確保及び拡大に寄与するものであると認めるときは、奨励を行うとなっているのではないかというふうに言ったんです。なぜ人員整理をしたのがですね、雇用の確保、拡大になるのか。おかしいじゃないかというふうに言えばですよ、じゃあ、ここの拡大でなくても、企業縮小でもいいというように文言を変えろというわけでしょう、今言ってる内容は。とんでもないことじゃないですか。また、現時点では条例に沿って運用するんじゃないんですか。現状を見れば、雇用の確保、拡大、産業の振興のためにとなっているんですから、それを違えて、人員整理をしても、企業縮小しても、奨励措置を行うというのはおかしいんじゃないですか。条例違反じゃないですか。内部矛盾じゃないんですか。条例の中にできるとはなっているけど、それは矛盾じゃないんですか。それでも私がここまで言うなら、人員整理をしてもよしとするように条例を変えろと市長は言うんですか。端的に答えてください。時間がありません。市長、お願いします。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほども答弁いたしましたけれども、企業としても、それなりに生き残りをかけて戦略として改築したり、移転したりするということでございます。それには当然多額の経費を要するわけですし、そういった点から企業を応援するというスタイルで

の措置があってもいいというふうに認識しているところでございます。

1 1 番議員（前之園正和） 私は何回も言いますが、本市の産業を振興し、かつ雇用の確保及び拡大に寄与するときに奨励措置を行うことができるというふうになってるわけですから、企業縮小の場合にはいいと書いてないんです。企業を拡大するんです。産業振興を図るんです。にもかかわらず、出て行ってほしくないという思いだけで首切りしてもいいというわけですか、言ってるのは。企業縮小してもいいと言うんですから、結果として10人残れば。とんでもないことじゃないですか。私がここまで言えば、じゃあ、それでもできるような条例を改めていくというわけですから、ますますひどい話だというふうに思うんです。時間がありませんので、次にいきますが、池田湖の問題を考えるとですね、この売店近辺が賑やかかどうかということは一つのバロメーターになるのではないかとこのように思います。現状を見れば、最近、全店舗が店を開けているというところはあまり見たことがありません。例えば、昨日ですけれども、開けているところも内職でオクラを詰めております。家賃を払うのが大変だから、今の時期はオクラを詰めるんだそうであります。お客さんが来ても店は閉まり、開いてるところもオクラ詰めに専念していたのでは、もう次からは来なかったり、口伝えに池田湖に行っても何も無いよと、寂れてたよということになれば、ますます来ないのじゃないかというふうに思うんです。売店の方の声も聞きました。現在の月2万1千円の家賃をせめて1万円台に下げしてほしいという声であります。家賃を払えないからということで店を閉めたり、あるいは内職をしたりということでは、とてもあわない。せめて1万円台にならないか。併せて、店舗内のPタイルの張替え、鍵が壊れているところのシャッターの交換もやってほしいし、これは確かやってくれという話だったということも聞きました。これらについてはどう思うか、伺います。また、今後、ボートやウェークボード、ウィンドサーフィン、ジェットスキー、カヌーという話も出てきました。こういったことがやる場合にはですね、安全性の問題も当然視野に入れなきゃいけないと思うんですが、その安全性のことについてもひとつ伺います。その2万1千円が1万円台にならないかということについては、当然お願いします。

議長（松下喜久雄） 前之園議員、もう時間を終えてます。最後簡潔にお願いします。

総務部長（渡瀬貴久） 池田湖売店は、昭和59年11月に建設されまして、築後25年が経過し、建物内外に老朽化による不具合箇所が見受けられます。これまでもその都度改修等を実施してまいりました。売店の皆さん方のご意向等も踏まえまして、本年度繰越予算として地域活性化きめ細やかな臨時交付金を活用いたしまして、シャッターや外壁、トイレ等の改修工事を予定しています。既に設計業務委託は完了いたしまして、現在、工事発注の準備を進めているところであります。この改修によりまして、これまで以上に安全で清潔な店舗となり、観光客等に喜んでいただけるものと期待しております。また、池田湖のボート関係につきましても、多様な海洋レジャーがなされておりますので、池田ボートとの安全性を確保しなが

ら、今後、池田湖の活性化に努めてまいりたいと考えております。

家賃につきましては、現行のとおりと考えております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

15番議員（新川床金春） 15番新川床。8月2日は丹波小学校100周年記念事業で整備された新校舎の完成を祝う会が開催され、児童や保護者をはじめ多くの方の出席を求めて盛大に行われました。その後、校舎を見学させていただきました。見学をした皆さんが、広々とした大変素晴らしい校舎ができて良かったと褒めていました。その8月2日と翌日にかけて、市長、議長、商工会議所の会頭をはじめ多くの方が国土交通省に出向き、国道226号線の早期実現と、指宿港周辺整備事業の要望活動を行っております。その結果として、国土交通省が8月25日に報道発表した、2011年度政府予算概算要求で、国の新規直轄事業として、指宿港周辺海岸浸食対策が盛り込まれました。地元の国会議員にも国土交通大臣より、立派な指宿海岸を造りましょうと連絡があったと伺っております。市長をはじめ関係者のご努力にご苦労さまと敬意を表します。ありがとうございました。これで指宿の産業振興やまちづくりに明るい展望が開けました。大きな事業は、予算の関係で何年もかかって成功することが多いです。これからも国や県への要望活動を積極的に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

産業振興策についてお伺いします。1番目の活動火山周辺地域防災営農対策について。農業を営む方にとっては有利な補助事業で、農家収益アップにつながる大変素晴らしい事業であることは十分理解しております。そこで伺いますが、指宿地区において5年間でどのくらいのハウスを導入し、それに伴う生産額についてお伺いいたします。

2番目の山川町漁業協同組合の冷蔵庫施設建設についてお伺いします。山川地区の水産振興のためには、原料や商品を保管する冷蔵庫が足りないのが現状で、山川水産加工業協同組合からの要請を受けて、山川町協同組合が冷蔵庫施設を建設と伺っていますが、冷蔵庫の規模と現在の進捗状況についてお伺いいたします。

3番目の山川水産加工業協同組合の現状についてお伺いします。平成17年度は水産加工業組合の組合員数は38件ありました。従業員345名で、売上額100億です。平成21年度は組合員数は29件に減少しているが、従業員460名で、売上高137億になったと伺っております。売上げの内訳は、原料の高騰による製品単価が上がったことが要因で、各組合員の会社では、利益がほとんどない状況であると伺っていますが、鰹節製造業の現状はどうなっているのか、お伺いします。

4番目の山川・根占フェリーについてお伺いします。指宿市，南大隅町で同航路運航推進協議会を設立し，航路再開を目指していることは，両半島の重要な生活航路，観光路との再開につながることは大変喜ばしいことです。新規事業者を公募し，早ければ10月初旬に選定することを確認したと南日本新聞に載っていました。内容は，公募の条件として，山川・根占間を結ぶ1日4往復以上，運航を5年以上継続，バスなど大型車両を2台以上運搬できること等が条件。ただし，これらの条件はあくまでも協議会の希望とし，民間事業のノウハウを大切にすると記載されておりました。以前の説明では，多少のしけでも運航するためには，桜島フェリーと同じぐらいの500 t級が運航に最適だろうと説明を受けていましたが，公募条件の1日4往復以上運航すること，バスなど大型車両を2台以上運搬できることが船の条件になっていますが，繁忙期に乗船できない方をなくするためには，最低何トンクラスが必要なのか，お伺いいたします。

福祉政策についてお伺いします。1番目の保育園の入園状況について。これまで保育園の待機児童はいないと伺っていましたが，自分が希望する園の空きを待っている子供たちがたくさんいると伺っております。各保育園の入園状況と希望を待ってる子供さんの数は何人いるのかをお伺いします。

2番目の子育て支援についてお伺いします。市内に子育て支援センターが2か所あると伺っていますが，子育て支援センターでは保育士が常勤で対応しているのか。そしてどのような事業を行っているのか。子育て支援の内容についてお伺いいたします。

3番目の高齢者の健康づくり，生きがいくりについてお伺いします。平成21年度第1回定例会で，高齢者の健康づくり，生きがいくりについてを質問しました。市内には65歳以上の方が1万4,152名いて，要支援から要介護5までの認定を受けている方が2,520名います。全体の17.8%の方々が医療施設で介護保険の支援を受けていますが，82.2%の方は元気で家事や農作業，グラウンドゴルフ等をして毎日を楽しく過ごしていることと思います。指宿市が行っている温泉入浴事業や，砂むし温泉事業はどれだけの方が利用しているのかわかりませんので，22年度の温泉入浴事業や砂むし温泉入浴事業の登録者についてお伺いいたします。市内には交通弱者の高齢者がたくさんいます。市内循環バスの利用がしやすいように，市内循環バスの増便とフリー乗車区間の設置や乗換券の発行についてお願いしたら，第1回の定例会で市長は，市民の生活を豊かにし，安らぎのある充実した暮らしを指宿でできるという生活重視の施策，その施策の第1番が高齢者の生きがいくりであり，健康づくりであると答弁をいただきました。早速，フリー乗車券の乗車区間の範囲を広げていただきましたが，23年度予算の編成の中で，健康福祉部と産業振興部でどのような協議がなされたのか，お伺いいたします。

高齢者の住宅改修についてお伺いします。毎年高齢者や障害者の住宅改修をしているが，年間何件の住宅改修を行い，その中で，地元業者が請け負った件数は何件なのか。また，私

が市内を回ってみますと、住宅改修をしたが、自分の要求を伝えたのに、聞き入れてもらえなかったと伺ったことがあります。この事業は、高齢者の方が自宅で安全で安心して住むための事業だと私は思っております。このような苦情はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

ヤンバルトサカヤスデについてお伺いします。1番目のヤンバルトサカヤスデの発生状況について。平成17年に指宿市で発見されたとき、ヤンバルトサカヤスデは不快害虫であるが、発生したら撲滅はできず、蔓延防止しかできないんですよと。市内に蔓延しないように発生地の方に薬剤の提供をしながら、蔓延防止に取り組んでいただきたいと訴えました。昨年も発生したところがあるということは聞いておりますが、今年の内市に蔓延している箇所がありましたら、蔓延状況と蔓延防止策として薬剤の提供などしているのか、お伺いいたします。

2番目のヤンバルトサカヤスデの蔓延防止対策についてお伺いします。これまで何回もヤンバルトサカヤスデについて質問してきました。平成17年11月に県主催のヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策説明会が旧瀬戸町であり、指宿市から1名の職員が参加しています。ヤンバルトサカヤスデは繁殖力が非常に強く、撲滅はほとんど不可能であること、拡大は人的な要因が強いので、発生地住民の協力はもとより、土木、建設、造園業の方々の協力は不可欠であると。行政としては、発生地区からの根付き植物の移動制限、移動するときは十分な薬剤処理の依頼をすることが必要であると、県から徹底していただきたいということ職員は言われていると思いますけれども、これまで発生地域住民や土木、建設、造園業の方々への説明会はしたことがあるのか、あるのであれば、いつ開催し、どのようなことになっているのか、お伺いいたします。

市長（豊留悦男）　ただいま質問をいただきました中で、私の方では、山川町漁協協同組合の冷蔵庫施設建設について、それと、山川・根占フェリーの件、高齢者の健康づくり、生きがいづくりについてご答弁をさせていただきます。初めに、山川町漁協組合の冷蔵庫建設についてでございます。山川町漁協組合の冷蔵庫施設建設については、山川地域は昔から鰹節製造が盛んで、現在29の企業体が鰹節製造業を営んでおります。2008年の生産量と生産額は、それぞれ1万1,509 t、140億円で全国第2位となっており、特に鰹節の中でも最も高級とされている仕上節の生産量は、国内シェアの7割強を占めているところでございます。一方、山川地域の鰹節原料の年間需要量は、約6万 t に上がりますが、山川港で水揚げされる鰹節原料は、海外巻き網船の水揚げを主体に約2万 t に過ぎず、不足分は品質が不安定な輸入カツオや、焼津など他地区で水揚げされた海外巻き網船の漁獲物を陸送して原料不足を補わざるを得ない状態でございます。山川地域の鰹節生産者にとって、輸入物や焼津等他地区からの移送品を使用すると、運賃や商社手数料等が上乘せされるため、山川水揚げ原料と比較して約10%原料調達コストが割高となっております。また、輸入の多くは台湾、フィリピン、インドネシアからの冷凍カツオであります。冷凍設備を持たない沿岸漁船から集荷された陸

揚げ後に冷凍された原料も含まれているのが現状でございます。そのため原料の品質が不安定で、鰹節製品の品質にも悪影響が出ており、このことが山川鰹節製造業の安定阻害要因になっていると思われるところでございます。このため、鰹節製造業の安定的発展を図るためには、履歴がはっきりし、高品質である海外巻き網船からの原料供給を促進することが解決すべき緊急の課題でございます。このようなことから、山川港に水揚げされた冷凍カツオを一時保管し、安定的に供給するための冷蔵庫建設が必要であり、山川水産加工組合の要望等により、山川町漁協が取り組もうとしているところでございます。なお、平成22年2月19日付で、山川町漁協から実施要望書と、併せて、加工組合からも要望書が市に提出されているところであります。これらを踏まえ、市では平成22年2月19日付で平成23年度実施要望として、県に進達したところでありますが、採択については他市町の要望も多いと聞いております。国の予算の都合もあり、厳しい状況であると聞いているところでございます。

次に、山川・根占フェリーの問題でございます。この航路を安定的、継続的に航路の運航をするためには、ある程度の船の大きさが必要であろうかと思えます。そういう意味で、今回の公募にあたっては、その船の規模等を要綱の中にお示ししてございます。例えば、大型車両を2台以上積むとか、一般車両を何台積むとか、そういう条件を付けてございます。これはとりもなおさず、これまでの反省を踏まえて、今後の観光振興、薩隅交流を考えたときに、どの程度の船が理想であるかというものを考えたときに、大型バス、トラック等については、少なくとも2台以上が必要だろうと、そういう結論を導き出したからでございます。そういう意味からも、私どもとしましては、船の仕様にもよりますけれども、おおよそ200tから300t、少なくとも必要ではないかと思っているところでございます。先ほど申し上げましたように、船の仕様にもよると申し上げましたが、その造りによって、何トンぐらいだったら何台ぐらい積めるかというのは、今後の公募の提案の中でいろいろ出されてくるものだろうと思えます。少なくとも現在あるような、ぶーげんびりあに見られますような1,400t・500t規模ではなくて、経済的にも運航が可能な最低限の大きさの船というのは、公募の中には盛られなければなりません。そういう意味で、業者の提案を注意深く見守りたいと思っているところでございます。

次に、高齢者の健康づくり・生きがいづくりについてでございます。高齢者の生きがいづくり・健康づくりのために市内循環バスの増便について検討をしたのかという趣旨であろうかと思えますけれども、今年3月議会において、120億円近い医療費から、高齢者の方々の生きがいづくりに充当する考えはないかとの議員のご質問に対し、私は、現在ある予算の執行状況を鑑みながら、可能な限り議員の思いに応えられるような、そういう施策が打ち出せないか、いろいろと考えさせていただき、検討させていただきたいと思えますという、そういう趣旨の答弁をさせていただきました。その前段として申し上げました、指宿のためにこれまで尽くしてこられた高齢者を悲しませるわけにはいかないと、そういう趣旨のことを私の

思いとして述べさせていただきました。一方、市内循環バスに関しましては、地域に根付いた便利なバスを継続して運行させるために、利便性の追求とともに費用対効果の高い運行体系を構築することが大切であると考えております。1便、例えばでございますけれども、1便増便するとなりますと、相当の費用負担も発生するのが事実でございます。また、競合する路線バスやタクシーなどの民間運送業者を不必要に圧迫しないように十分配慮する必要もあるわけでございます。これらを勘案しながら、高齢者の健康づくり・生きがいづくりのために、市内循環バスの増便ではなく、より直接的、効果的な方法はないか、今後、検討をしてみたいと思っております。

産業振興についての活動火山周辺地域防災営農対策事業、山川水産加工組合の現状につきましては産業振興部長に、福祉政策、保育園の入園状況、子育て支援センター、高齢者、障害者の住宅改修については健康福祉部長に、ヤンバルトサカヤステにつきましては市民生活部長に答弁をいたさせます。

産業振興部参与（浜田淳） 活動火山周辺地域防災営農対策事業についてのお尋ねでございますが、旧指宿市におきます活動火山周辺地域防災営農対策の対象指定地域は、昭和53年になされ、それ以来、事業導入をされているところでございます。指宿地域の過去5年間の当事業によるハウス施設の導入状況ですが、平成17年度が1組合の58 a、18年度が2組合の96 a、19年度が5組合の280 a、20年度が3組合の121 a、昨年21年度が5組合の233 aであり、5年間で16組合、73戸の788 aのハウス面積が導入されているところでございます。これに伴いまして、オクラや観葉植物など、当事業により導入されましたハウス施設での農産物の生産見込み額は、21年度で1億6,000万円の生産がなされ、産地育成や営農振興に大いに貢献していただいているところでございます。

産業振興部長（吉井敏和） 山川水産加工業協同組合の現状についてでございます。加工業者につきましては、平成16年度以降減少し、21年度末で29業者となっております。組合員の個々の経営状況について把握してはおりませんけれども、全般的に経営は非常に厳しい状況にあるということでお伺いしております。その理由としましては、原魚の購入価格の変動によるものや、全国的な景気の低迷、消費の落ち込み等により、製品の販売価格は安値で取引されたことが主な要因だというふうに聞いているところでございます。また、平成16年度以降14件の事業所が業績不振、高齢化等により事業閉鎖されているということも承知しているところでございます。このようなことを踏まえ、生産額自体は137億円と伸びてきているようですけれども、今後は大きな経費の要因でございます他産地から購入する原料カツオの陸送費経費等を抑え、安定した品質の鰹節原料を確保できるよう、行政としても更なる支援をしてみたいと考えているところでございます。

それから、山川・根占フェリーの船の規模等についてでございます。山川・根占航路に就航する船舶については、どのような船舶が良いのかということをお考えますと、先ほどの議員

の質問でもお答えしましたけれども、根占港で安全に入出港や旋回を行うため、長さが60m以下、現在の可動橋を使用するため、幅が13m前後の船体であり、過去の実績から、複数台の大型車両を積載できる大きさの船舶が望ましいとして、現在、協議会で公募をしているところでございます。船舶の大きさは、その船舶がどこを航行するかの仕様で大きく異なりますので、一概にトン数だけでは図れないことから、協議会の中でいろいろ議論を重ねた中で、船舶の条件はより多くの事業者から広く提案をいただきたいという観点でプロポーザル方式で公募をしているところでございます。なお、航路を安定的に維持していくためには、何よりも採算性が大切であろうかと思われますので、応募される事業者におかれましては、採算が合うか十分検討をしていただいた上で、是非、応募をしていただきたいと考えているところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 福祉施策の中の、まず、保育園の入園の状況ということでございます。現在、市内には公立の保育所が1か所、私立保育所が13か所の計14か所の認可保育所、それと事業所等が運営する無認可保育所5か所がございます。保護者の就労等で保育に欠ける児童が保育所への入所要件となっております。現在、認可保育所の入所状況につきましては、定員875人に対し、1,026人の子供が入所しております。平均の入所率が117%となっております。一方、保護者の都合により、希望する保育所の入所待ちをしている児童は50人というふうになっております。

それから、子育て支援センターにつきまして、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、すべての子育て家庭への育児不安についての相談指導、子育てサークルへの育成支援、地域の保育ニーズに応じて、市内の各保育所と連携を図りながら、保育サービスを積極的に実施することを目的に、市内2か所に地域子育て支援センターを設置しております。指宿地域にありましては、乗船寺保育園に、山川・開聞地域にありましては、開聞保育園で事業が実施されているところです。事業の利用状況についてでございますけれども、子育てに関する悩み相談として、電話における相談や直接相談、訪問相談など延べ1,185件寄せられております。また、保育所に入所していない幼児を対象とした園解放や地域と連携する子育てサークル支援として、保健センターや地域の公民館に出向いて子育て教室も開設しているところでございます。それから、二つの保育園の方ですけれども、保育園舎とは別に建物を設置しております。また、職員につきましては常勤の形で対応させていただいているところでございます。

それから、高齢者のバスのところでの温泉入浴事業の数値ということをお尋ねいただいたと思いますけれども、21年度におきましては、年度末ですけれども、1,657人の高齢者の方が、それから22年度、現在ですけれども、今日の状況でいきますと1,334の方が利用券を利用しているという状況でございます。

それから、高齢者、障害者の住宅改修の部分でのお尋ねでございました。その中で、市内・

市外の業者の設置件数のご質問だったと思いますけれども、21年度で申しますと、トータルで230件の住宅改修のご利用がございまして、その中で、市内の業者さんが82件、市外の業者が148件の仕事をさせていただいております。ちなみに、現在登録している、その登録と言うか、業者の方は54業者ございまして、市外が8、市内が46という形でございます。

それから、今までの住宅改修の中での苦情等の声は聞かなかったかということでございます。高齢者・障害者にかかる住宅改修につきましては、今まで住宅改修の利用者から直接の苦情等は伺っておりませんけれども、人を介しまして、そのようなお話を伺ったことは私の方でございます。以上でございます。

市民生活部長（井元清八郎） 本市でのヤンバルトサカヤスデの発生地区数は6地区で、平成17年に指宿スカイライン頼娃近くの資材置き場で確認されたのが最初です。その後、平成19年に指宿地域の高野原地区の一部で確認され、平成20年に山川地域の成川地区の一部、平成21年に岡児ケ水、浜児ケ水地区の一部で確認されたところです。平成22年度は、5月・8月に発生状況等を報告するため現地調査を行いました。各地区で数匹のヤンバルトサカヤスデを確認したものの、地面を覆うような大量発生はありませんでした。しかしながら、つい先週の9日に地域住民からの連絡により、山川大山地区において新たな発生を確認したため、翌日の10日に発生地域の生息調査を行った結果、15世帯約5,000㎡の区域で生息を確認し、大量発生している箇所等に薬剤散布を行いました。その後、区長並びに隣接区長へ報告するとともに、地域住民へ発生確認と環境整備・薬剤散布の協力依頼を行ったところです。今後も、市としましては、情報収集と初期段階での徹底した薬剤散布を行い、蔓延防止の対策を講じてまいりたいと思います。なお、土木業者についての蔓延防止については、4回説明をいたしております。造園業者に特定しての説明会は実施しておりませんが、広報紙等で周知に努めているところでございます。

15番議員（新川床金春） 2回目の質問に入ります。活動火山周辺防災営農事業はですね、大変素晴らしい事業なんですけれども、この事業を取り入れたことによって、近年のゲリラ的集中豪雨により下流域では床上・床下浸水や道路冠水等の被害が発生しているところが多々あると伺っておりますが、被害内容の把握はされているのか、お伺いいたします。

産業振興部参与（浜田淳） 防災営農対策事業のハウス建設では、雨水のハウス内への侵入防止や、隣接の圃場への侵入、法面の崩壊防止のため、雨どいで側溝等に直接流れるように対策を取っているところでございます。近年の異常気象によるゲリラ的な豪雨や、梅雨時期における大雨により、一部の事業主体のハウスから出た雨水が、既存の側溝で処理しきれず道路等へ流れ出すことや、排水路に草木や土砂が詰まることで、周辺の畑等に雨水が流れ込んだことなど把握しております。このようなことから、事業導入の農家に対しましては、導入時はもちろんのこと、機会をとらえまして、側溝などの管理等を行うように指導しているところでございます。また、ハウス施設の下流域では、ハウス、あるいは畑の雨水や生活排水

等と合流する所もありまして、そのような場所では、様々なところから流水が考えられ、ハウスと被害発生の因果関係が定かでない状況で、被害の原因特定は難しいと考えているところでございます。今後も農家に対しましては、事業導入に際して、圃場周辺の排水溝等の管理をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） 市道古賀線はですね、魚見校区の幹線道路であり、魚見小学校のスクールゾーンになっております。上流域には畑かん事業で整備された広大な畑地があり、ハウス施設などが点在していることから、広大な畑地からの雨水が市道に流れるように設計されております。そのため、側溝の受け入れを大幅に上回っているのが現状であり、豪雨時には、市道古賀線は慢性的に冠水し、魚見団地入口周辺では、豪雨時の降り始めから10分から15分しますと30cmほど増水すると伺っております。市道古賀線の主な冠水要因はどうなっているのか、お伺いします。

建設部長（吉永哲郎） 市道古賀線の排水施設は、現在、歩道側に幅1m、高さ65cmから85cmのボックスカルバートと、反対側の300型のトラフが布設をされております。流域面積についてでございますが、宅地が約11.7ha、畑地が17.4ha、山地が12.7ha、その他雑種地が3.2haで、全体の面積といたしまして約45haとなっているところでございます。流域面積が広いことや、畑地や宅地等の土地利用の変化で、雨水の流出率が増大していること、また、地球温暖化による異常気象で集中豪雨が局地的に多発していることなどから、既設の道路排水施設では対応できずに、梅雨時期など、年に数回の道路の冠水が発生をしている状況でございます。

15番議員（新川床金春） 今年の7月の集中豪雨で、魚見小学校の前の側溝にはめてありますグレーチングがですね、水圧によって2か所飛ばされておりました。これまでこのようなことはなかったと周辺の方から聞いております。連絡を受けてすぐ現場に行きまして、その後、すぐ土木課に連絡しました。土木課の職員もすぐ来ていただきまして、現状を見ていただき、すぐにグレーチングの固定をしますということでしていただきましたけれども、以前の冠水状況よりも、現在はすごく悪くなっていると地域住民は言っております。部長答弁にもありましたけれども、幸いに児童や地域住民に被害はありませんでしたけれども、市道古賀線はですね、魚見小学校の大半の子供が利用しているスクールゾーンです。慢性的な市道冠水をですね、私は農地のハウス設置が問題じゃないかなと思っているんですけど、改善策としてどのようなことを検討しているのか、お伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 今年の豪雨で、歩道敷きにありますかぶせ式のグレーチングが、満水の水撃によりまして2枚外れ、危険な状態が生じたところがございます。原課といたしましては、このグレーチングにつきまして、ボルト締めで固定するなどして対応をしているところでございます。今後も点検、調査等を行いながら、通行の安全確保に努めてまいりたいと思っております。それと、雨水対策の今後の動きなんですけれども、現在、集中的の雨量と

ということで、全国的にも、また世界的にも発生が生じている状況でございます。国交省といたしましても、この豪雨に対しまして、確率年度の変更とか見直しですね、それと降雨強度の見直し等も検討されておりますので、下水道、土木課を含めて雨水の対策を講じていきたいと思っております。

15番議員（新川床金春） スクールゾーンですので、教育長にちょっとお尋ねしますけども、豪雨時に、慢性的に冠水する状況を学校から報告を受けていましたか。このような状況を聞いてですね、どのように思ったか、一言でいいですけど、よろしく願います。

教育長（田中民也） 学校の方から満水時にそういう状況が生まれているということにつきましては、私のところには今は聞いていないところでございます。ただ、通学路の安全の確保ということにつきましては、私ども一番重要な課題だし、取り組まなくてはならない問題だと思います。以前、奄美大島の沖永良部において、小学生が通学路の大雨の時に転落して死亡した事例等もございますので、学校におきましては、そのような大雨の時のただ帰らすというのではなくて、職員が通学路を事前に点検したりして、水が溢れているかないか、それが溢れているようであれば、時間をずらすとか、集団下校をするとか、集落の担任が引率をして下校させるとか、保護者の方に連絡が行くんだったら、連絡をお願いして、送迎をお願いするとか、いろいろな対応を試みたいと思います。

15番議員（新川床金春） ゲリラ豪雨ですね、水位が上がってしまっているのが現状ですけど、国交省では、調整地の容量の増への支援とか、いろんなものをするとということで、この前新聞にも載っておりました。そういうものをできないか調べていただきたいと思います。それでは市長にお伺いしますが、市道古賀線に設置してある側溝の許容量は流れる雨水の半分しかありません。私が議員になって、すぐの一般質問でもしたんですけども、今ある側溝と同じのを反対側にも付けないと、この水はどうもできませんと言ってですね、市道の舗装整備のときにしていただけるものだと思っていたんですけど、予算の関係で300のボックスしか入りませんでした。本当に道路はきれいになったけど、水は増えてる現状です。子供や二郎ヶ岡地区の住民は危険が絶えることはないと思いますので、この状況を見ていただき、何らかの施策を打っていただきたいと思いますが、豪雨時に現場確認などすることはできないのか、お伺いします。

市長（豊留悦男） ただいまご指摘のありました場所においては、道路が冠水し、通学、または生活上に課題があるという報告は受けておりますので、今後、そういう事態、いわゆるゲリラ豪雨等の場面に接した際には、私も建設部と一緒にその場面を見させていただいて、どのような解決策があるのか、先ほど教育長の方からもありましたように、魚見小学校の児童の通学路になっているとすれば、安全・安心というものを前提に置いた道路の有り様、側溝の有り様というものについて検討させていただきたいと思います。今後、そのような場面がありましたら、私も直接出掛けて行って、その現場を見てみたいと思っております。

15番議員（新川床金春） 7月のゲリラ的集中豪雨により、指宿校区内ですね、マンションが床上浸水したという報道は皆さんご承知のことだと思います。その上流に活動火山地域防災営農対策で行ったハウスが400aあります。その水が既存の側溝のまま流れておりますが、これまで雨水対策としてどのようなことをしてきたのか、お伺いします。

産業振興部参与（浜田淳） 本市におかれましては近年、異常気象により豪雨、長雨によりまして農地・排水路等に被害が多く見られるようになっております。このような状況から、既設排水路の通水能力と排水系統を再検討し、水路断面の拡幅など排水施設の抜本的見直しを行って、農地・農作物への被害防止を図るため、新西方地区において、県営農地保全整備事業、シラス対策事業を現在、実施しているところでございます。また、次期新規採択事業として、同じ事業の小牧地区を計画し、現在、要望の取りまとめ作業に取りかかっているところでございます。なお、宮之前地区におきましては、ビニールハウスの施設の増加・作付体系の変化に伴い、排水路改修の必要性が生じておりましたので、現在、きめ細やかな臨時交付金を活用し、横断水路の増設による改修工事を実施しているところでございます。

15番議員（新川床金春） 7月のようなことが二度あればですね、大変なことになりますので、早期対応をしていただきたいと思います。大型ハウスがどんどん建って行ってですね、営農振興になれば大変いいことだと思いますので、これは進めていただきたいんですけども、それを計画する段階で、土木課、耕地係、農政係が一体となって、その下流域のことも含めて協議して計画をしていただきたいと思いますが、そういうことをやっていただけでしょうか、お伺いします。

産業振興部参与（浜田淳） 宮之前地区におきましては、ご指摘のとおり、ビニールハウス施設等の団地化が進みまして、近年の異常気象により豪雨で、排水路等への問題が見受けられるようになってきているところでございます。今後、排水路流域全体を考慮しまして、広域的に検討していかなければならないと思われまますので、関係課とも連携を図りながら、効果的な改良・対策について協議してまいりたいと考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） 次に、山川町漁協協同組合の冷蔵庫についてお伺いします。現在、大型巻き網船が年間40隻ほど入港しています。荷降し作業に3日から4日かけているということをお伺いしましたが、1日の作業者が50名ほどいます。そして、食材も山川地区で購入していると伺ってきました。その効果がですね、年間5,000万程度はあるんじゃないかということですけど、5,000万ほどあるのかどうか、分かってたら答弁をお願いします。

産業振興部長（吉井敏和） 平成21年度は、海外巻き網船が44隻入港し、1隻当たり水揚げ額が1億円、その他に水揚げ以外の船内荷役、飲食料の購入、燃油の購入など1隻平均で1,600万円程度の直接的な経済効果がありました。水揚げ以外の船内荷役、飲食料の購入、燃油の購入など直接的な経済効果は、山川漁協の調べでは、年間8億5,000万円程度あるというふうにお伺いしているところでございます。

15番議員（新川床金春） 私が聞いてなかった数字が出てびっくりしましたけれども、この施設がですね、計画しているのは大体6億だと。国の補助が3分の1あります。残りは地元負担となっていますけれども、これだけの経済効果があるわけですので、市長、支援策としてどのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 現在、市から県に要望書を進達し、水産庁へも県が送付をしているというところでございます。現時点では、事業実施の要望の段階でありますので、国・県の動向を見極めながら、そしてまた、これまで補助をしてきた中身等も検討しながら、総合的に内容を検討して対応する必要があるというふうに考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） よろしくお祈りいたします。

次に、山川水産加工業のことについてお伺いしますが、この加工業に従事してる方が498名いますけれども、下請けの業者、家族を入れますと約2,000名ほどいると伺ってきました。合併して水揚げ奨励金が少なくなったということも聞いていますけれども、枕崎、焼津と産地間の原魚の争奪戦に勝つためには、合併前の基準に戻すか、少しでも上げるかして競争に打ち勝つようにしていただきたいと思います。冷蔵庫がフル稼働しますと、今まで原料をですね、先ほど4万t購入しているということで市長の答弁がありましたけど、金額にして1億5,000万くらい購入費と輸送コストがかかっているということです。この1億5,000万がかからなくなれば、山川の水産業の振興策になり、山川地区の活性化にもつながります。この水揚げ奨励金の見直しをする考えはないのか、これは市長に答弁をお願いいたします。

市長（豊留悦男） 海外巻き網船の入港に対する奨励金の見直しであろうかと思えます。議員ご指摘のように、必要な原材料が山川に入港する船で確保できれば、それが最も理想とするものでございます。しかし、残念ながら、先ほど私がお答弁申し上げましたように、6万tの原料が要するという現実に対して、約2万tが山川に水揚げされるカツオの漁獲量だとお聞きしております。不足する鰹節原料の確保のために、海外巻き網船の入港に対する奨励金の交付については、入港する漁船の船主からは、大変喜ばれているところでございます。しかしながら、平成20年3月に原油高騰等や、海外における魚食需要の高まりで、水揚げ単価が急騰し、多額の補正予算を余儀なくされたことから、限度額を35万円に改正した経緯があります。現在、市は第二次集中改革プランに沿って各施策を推進中ではありますが、財政も非常に厳しい現実がございます。今後も、海外巻き網船の入港を促進するために、市・漁協・加工組合が一体となったトップセールス等を実施し、漁船入港促進と組合員への安定供給のための原材料確保に努力したいと思っております。

15番議員（新川床金春） 市長、産地間競争に勝たないと、1億5,000万かかります。どうかこのことは肝に銘じて、何らかの施策を打っていただきたいと要望しておきます。

次に、山川・根占フェリー問題についてお伺いします。公募で事業者を決定し、山川・根占航路の運航が開催された後に、他の業者の参入もあり得るが、複数の業者がいるのが良い

のか、お伺いします。

産業振興部長（吉井敏和） 現在、山川・根占航路運航推進協議会において、10月1日を期限といたしまして、運航事業者を募集しているところでございます。協議会に応募せず、独自に山川・根占航路を運航することも法的には可能ですので、行政が後押しする事業者と、一民間事業者が同じ航路で競合する可能性がないとは言えないところでございます。ただ、そうなりますと、航路利用者の利便性は一時的には向上すると思えますけれども、運航事業者は安定した経営が望めず、非常に厳しい状況となり、航路の存続は危ぶまれる事態に陥る可能性があるところでございます。このようなことから、同航路に参入を検討しております事業者におかれましては、是非、本協議会の方に応募をしていただき、一緒になって航路の存続について考えていただければというふうに思っているところでございます。

15番議員（新川床金春） 公募で決定した事業者がですね、船を購入して、山川・根占航路再開後5年間以上継続することが契約の内容になっておりますので、仮に、2社が競合し、経営赤字が発生した場合、指宿市・南大隅町はどのような支援をするのか。まだ公募で決まっていませんけれども、種子島・屋久島航路のような状態になると大変なことになるということ、私は危惧しているんですけれども、公募のときには2社がこの航路に入ってはいけないという思いで取り組んでいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 万が一、そのような事態に仮になった場合におきましては、今議員のご指摘のような航路につきましても、県が中間に入って調停をしたという経緯もございます。ただ、現在、立ち上げております協議会の中でいろいろ検討をしておりますので、そのようなことがないように進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

15番議員（新川床金春） 次に、福祉事業に入ります。保育園の入園状況を聞きまして、定数を大幅にオーバーした方が保育園に入っていると。希望園に入りたくて待ってる方が50名ほどいるということでした。大変な数があるんだなあということですが、すべての子供に幼児教育を受けさせるために、指宿市は何か別な政策を考えているのか、お伺いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 国におきましては、保育所と幼稚園の、それぞれの制度の枠組みを超えた就学までの子供に教育、保育、子育て支援を一体的に提供しようと、その幼保一元化についての検討がなされまして、保育所、幼稚園の良い面を生かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを作ろうという観点から、認定子供園法が制定されたところでございます。市としましても、これまで保育所と幼稚園について保育所及び幼稚園懇話会を設置いたしまして、双方意見交換などをしてきているところでございます。一方、保育所にありますのは、22年度から入所に係る円滑化要綱が改正されまして、保育所への入所定員の125%入所枠が削除されたことにより、2年以上定員の120%を超えて入所している保育所にとりましては、定員増の見直しの指導も行ってきているところでございます。

今後、就学前の子供に対し、保育に欠ける、欠けないに関わらず受け入れて、教育、保育を一体的に行う機能及び地域においてすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を持った認定こども園についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

15番議員（新川床金春） 少子化の中ですね、この前聞いたのが、4人目の子供を産んだんですけど、母親が3か月以内に働かないで園を退園しないといけないという話を聞いたことがあります。私は、5月に行政視察で京都府綾部市に幼児園事業を見に行ってきました。保護者が働いてる、いないに関わらず子供を預けることができる事業でした。幼児園事業と、今言った認定こども園、これをですね、市内の幼稚園で空き教室があるというのも聞いたことがありますので、そういうところでモデル的にやる考えはないのか、時間がないので簡潔に答弁ください、お願いします。

地域福祉課長（久保憲一郎） 認定こども園につきましては、幼稚園側の方からも要請があるところですが、今後、そういう保育に欠ける、欠けないに関わらず、教育・保育をできる機能を持った施設ということですので、私たちもまた検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

15番議員（新川床金春） 次に、高齢者の健康づくり・生きがいづくりについてお伺いします。先ほど市長が、120億円だということで答弁しましたが、1往復増便するだけでですね、第1回定例会でも言いましたけど、600万円なんですよ。600万円が高齢者の生きがいづくり・健康づくりに役立つのだったら、私は、市民福祉部と産業振興部で打ち合わせをして何らかの施策はできないかと前回言っております。先ほどもこれを聞いたんですけど、答弁もありませんでした。協議されたのか、どういう思いを持っているか、市長に答弁をお願いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 市長への答弁ということでございましたけど、担当する私どもの健康福祉部、そして産業振興部、今回のご質問の中で、高齢者福祉用のバスということですね、私どもも定期路線バスの検討という部分について双方お話をさせていただきましたけれども、今回、私どもといたしましては、先ほどの市長の答弁の中にもございましたけれども、高齢者が気軽に連れだって出かけるような仕組みづくりについて、交通手段の確保も含め、より効果的な方策を探ってまいりたいと。例えば、公民館単位で地域福祉の小グループを作ってもらい、連れ立って出かける仕組みもいいのではないかと。また、他にもいろいろ検討することができるかもしれませんが、高齢者に孤立感や孤独感を抱かせないようなそういうような方策というのを考えてまいりたいというふうに考えているところです。

15番議員（新川床金春） 次に、ヤンバルトサカヤスデについてお伺いします。鹿児島市は平成22年度2,120万円予算を付けて蔓延防止を行っています。南九州市は21年度4,000万円、22年度3,300万かけて行っております。指宿市は発生したところに薬剤を配布してますかという先ほども質問をしたんですけど、答弁はありませんでしたけど、聞き取りの中で、1回

目は薬剤散布するけど、後は受益者負担でお願いしますということになっている……

議長（松下喜久雄） 新川床議員，時間が，簡潔にお願いします。

15番議員（新川床金春） はい。この蔓延防止策をしないと，観光地のホテルの關係に蔓延したときの観光に対する影響は莫大であると私はずっと言ってますので，この蔓延防止策は早急に取っていただけるのか，市長にお伺いします。

市民生活部長（井元清八郎） 現在のところ，報告があった初期の段階で，市の職員が生息範囲を調査をし，徹底的に薬剤処理で叩きます。次に，地域の方々に落ち葉の除去など環境整備と，再発した場合の薬剤の一斉散布のご協力をお願いいたしております。その後は，注意深く観察しながら，道路など公共で管理しているところは市で，私有地につきましては，それぞれの所有者や地域で蔓延防止に努めているところでございます。今後とも，官民一体となった現在の蔓延防止体制が協働のまちづくりの視点からも良いのではなからうかと思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，前原六則議員。

13番議員（前原六則） 去る，7月26日，口蹄疫が終息して初めて開催された開闢家畜市場子牛競り会場へ出向き，畜産農家の皆様に声を掛けてきました。関係者一同，3か月間の暗いトンネルをくぐり抜けて，これからやるぞ，明るい表情に感慨深い思いをいたしました。また，猛暑の中，野菜農家にとっては，収穫量が少ないものの，価格が高く，ほっとしてソラマメ，キャベツの秋作の作付け作業に精出しているようであります。

では，通告の質問に入ります。まず，1件目の休暇村指宿本館建替工事の延期についてお聞きいたします。先の南日本新聞報道によると，休暇村協会から指宿市に対して，当分の間，建替え計画を延期するとの報告があったとのことでした。指宿市のこれからの観光振興を考えると，これで良かったんだろうかと思う気がいたします。執行部の考え方をお聞きいたします。まず，建替え計画反対の声は，民業を圧迫とのことであるが，宿泊者数はほとんど既存と，移転新築後の208名は変わらないとの説明を7月8日の説明会で聞いているところでございます。そこでお聞きしますが，市内旅館・ホテル・施設事業者14社の1日収容能力はどれぐらいなのか。新聞で報道されました来年3月12日の新幹線開通に向けた誘客対策，当初予算以外にも，誘客キャンペーンや絆プロジェクト支援，指宿駅観光案内所の充実など，観光振興施策に補正予算を組んでいるところでありますが，施策による宿泊者数の推移をどのように想定しているのか。今回の建替工事の件が新聞に掲載され，一般市民は，知林ヶ島への渡島，草広場や野球グラウンドでのイベント，海岸でのレジャー等での利用施設として

前向きにとらえ、建替えに期待していたと聞いているが、そのような市民の声を把握しているのか。また、観光入込み客数が減っているのは、国内旅行者の減に加え、温泉地巡り、周遊団体客は、滞在型や体験型、小グループ客や家族客へシフトした旅行形態の環境変化への受け入れ体制が遅れていることで、指宿の魅力は薄れているのではないか。でも、一部の市内観光業者においては、日本一の味でもてなしをしたり、大々的に資源を打ち出したり、離れの宿を造ったりして、努力しているところもある反面、エージェン트에頼ったり、ピアガーデンの看板を放置して景観を損なっているようなところもあるが、市内観光業者はどのように努力しているのか。さらに、鹿児島市において、新幹線開業に向けたシティーホテル等の宿泊設備が多く新設、建設ラッシュにより、全体的な収容能力の増加をしています。ゆったりとした観光目的である指宿市内の宿泊設備を考えたとき、休暇村指宿本館建替工事については、老朽化、バリアフリー化、新耐震基準対応、越波被害対策を解消する目的でしょうが、同時に、新しい旅行者ニーズに対応する宿泊施設になることで、指宿のイメージアップにつながるものとして期待できるものではなかったかと思うが、観光地としての指宿市にどのような影響があると考えているか、お聞きいたします。

次に、2件目の活お海道の運営についてお聞きいたします。活お海道の運営については、指定管理者として山川漁協が当たっているわけで、行政が運営に直接意見を言えるわけではないと思いますが、合併の時の均衡ある指宿市発展のため、山川地域の声を反映した振興施策によって繁盛させられる施設ということもあり、議会の承認を得、設置されたものですが、現状を把握する観点からお聞きいたします。昨年4月にオープンして1年5か月余り経過するわけでありますが、開所当時の一時的な売上と、21年7月から22年6月までの売上げの推移についてお聞きいたします。また、22年3月から山川・根占航路は運航中止になりましたが、21年度の6月・7月・8月の来客数、売上から推察すれば、その影響はどのような状況でしたでしょうか。

次に、設置者としての観点からどのように把握しているか、お聞きいたしますが、出展者の声が生かされる運営協議会は定期的に関われ、その中で、どのような集客活動工夫がなされているのでしょうか。また、山川港常設市場整備実行委員会においては、観光協会と連携して、市内の旅館・ホテル等から宿泊客を朝市に案内するというお話もございましたが、どのような状況でしょうか。さらに、最近の数値的な報告はないわけですが、口蹄疫での人の交流などや、経済情勢等で地区外利用者が減っていると推測するものです。指定管理者、あるいは運営協議会では、今後どのような集客に向けた運営方針かを把握しているか、お聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 休暇村指宿本館建替工事の延期について。建替えについて市民の声を把握しているのかというご質問でございます。休暇村指宿は、地元の強い要望により、ご案内のように、昭和40年に誘致し、魚見岳や知林ヶ島を含む田良浜一帯の国立公園の景観や、環境

の保全、また、非常に使い勝手のいい施設として、地域住民への憩いの場や各種スポーツ大会・イベントの開催場所としての提供、大学や社会人等の合宿の拠点、さらには、地元農畜産・水産物の地産地消や地元雇用の確保等々で指宿に対する貢献も非常に大きい施設でございました。加えまして、休暇村という独自の全国ネットワークや、会員向けの情報発信によりまして、指宿をよりアピールしている、またはアピールできる施設ではなからうかと思っ
ているところでございます。このような中で、先日、休暇村指宿の建替工事が新聞に報道され、多くの市民から様々な考えや意見をいただいたところでございます。建替工事延期という報道に接して、その後、休暇村協会とのいろいろな話し合いの中で、今後、どのような形でこの建物がなっていくのか、注意深くその推移を見守ってまいりたいと思っ
ているところでございます。ただ、指宿市の旅館組合・ホテル関係者の思いもありまして、休暇村とホテル組合、旅館関係者との度重なる話し合いの中でも、それぞれの思いは聞いてまいりました。今後、この施設がどうなればならないのか、あるべき姿を今後探っていかなければ
ならないと考えております。

次に、活お海道の運営についてでございます。活お海道の運営については、開所当時と現
在の売上げの推移につきましては、施設が平成21年4月10日のオープンであり、1年5か月が経
過いたしました。昨年の4月から6月はオープン特需もあり、また、今年については、宮崎県
での口蹄疫の発生があり、昨年の同時期との単純な比較判断はできないところでござい
ます。昨年度4月から3月の施設全体の売上金額は、約2億3,700万円となっており、内訳は、朝市直
売ゾーン1億400万円、特産品販売ゾーン1億100万円、食堂3,200万円となっております。ま
た、月別の売り上げの推移としまして、オープン当初の4月は約3,100万円、5月はゴールデ
ンウィークが好天だったことや、高速道路のE T C割引導入等により、約4,000万円、6月か
ら9月は平均2,000万円程で推移しているところでございます。10月から翌年3月までは、12
月の1,800万円を除いて、平均1,300万円程で推移しております。平成22年4月は1,500万円、
5月はゴールデンウィークが好天だったことや、高速道利用者が多かったことにより約2,000
万円へアップし、6月は梅雨時期でもあり、土・日に雨が多かったことから1,000万円とな
っているところでございます。他にいただきました休暇村指宿本館建替えのご質問については、
担当部課長に、活お海道の運営についても、同じく担当部長に答弁をいたさせます。

産業振興部長（吉井敏和） 市内ホテル・旅館、大手14社の宿泊収容能力につきましては、現
在、1,277室で、一般向けですと1日3,950人、団体向けですと4,721人となっているよう
でございます。宿泊者数の推移等の今後の見込み等についてのご質問でございます。それぞれの
施策による宿泊者数推移の想定に関してでございますけれども、大河ドラマ「篤姫」が放映
されました平成20年につきましては、本市もブームの恩恵を受け、大手14社で約75万5千人、
対前年比104.36%の宿泊者があったところでございます。しかしながら、その年の秋のリー
マンショックに端を発した世界的な金融危機により、翌21年の宿泊者数は約61万2千人にま

で落ち込み、今年4月に宮崎県で発生した家畜伝染病「口蹄疫」や、7月の長雨によるキャンセルなどの影響で、上半期の観光産業はかなりの痛手を受けております。このような中、来年3月12日に全線開業します九州新幹線鹿児島ルートは、指宿の魅力をアピールし、指宿に観光客を呼び戻す千載一遇のチャンスととらえているところでありますが、ご質問のありましたような、各観光施策ごとの具体的な数値目標については、現在のところ想定はしていないところでございます。

それから、旅館業者等については、こういった努力をしているのかというような質問でございます。今年度の宿泊者数の落ち込みは、先ほども申しましたとおり、長引く経済不況のあおりの他に、口蹄疫や長雨などのような外からの原因によることもあったかと思えます。市内各宿泊施設におきましては、新聞等にも取り上げられております「日本一の味やおもてなし」を誇っているところもありますし、日本一の温泉設備等を大々的にPRしているところもございます。また、最近人気のあります「離れの宿」を造ったところもありますし、それぞれ個性的で魅力ある施設づくりに努力をされているものと思っております。そのような中、宿泊関連事業者だけでなく、商工業者や土産品店などの観光業に係る方々が連携し、指宿を訪れた観光客に少しでも幸せを感じてほしいと「絆プロジェクト」を立ち上げ、先般も福岡や熊本、宮崎においてもキャンペーンを実施したところでございます。また、「たまらんプロジェクト」においては、体験型観光メニューの拡充や、新B級グルメの開発、新しい「まち歩き」の開拓などにも取り組んでいただいております。さらに、交通関連業者も連携して、二次、三次交通の整備に取り組んでいただいておりますし、観光協会におきましても、観光案内業務を充実させ、受け入れ態勢の整備などに取り組んでいるところでございます。なお、市内の幹線の路傍に、各種の簡易な看板、俗に、捨て看が放置され、景観を損なっているのもたまに見受けられますので、催し等開催後は、早期に撤去するよう関係者を通じて注意を喚起していきたいと思っております。

休暇村建替工事の延期で、どのような影響があるかというようなことでございました。休暇村建替工事は延期になりましたけれども、とりあえず、現、本館においてでき得る改修工事を施し、これまでのような経営方式を継続しながら、旧館は解体するというようなことでございます。したがって、工事の延期によりまして、市全体の収容能力が減少するものではありませんが、本館は建築後既に45年が経過し、老朽化が進んでおり、新耐震設計基準にも適合しておらず、また、バリアフリー化に対応できてないという状況にあることから、そう長くない将来、使用に耐えない状態が発生するのではないかと危惧されるところでございます。さらに、知林ヶ島を含めた田良浜周辺一帯は、国立公園の集団施設地区に指定されており、環境省の整備計画が今年度から年次的に実施されていくことになっておりましたが、その工事執行にも何らかの影響があるのではと懸念しているところでございます。このようなことから、今回、建替えについては延期となりましたけれども、市としましては、ホテル・

旅館業者等、関係者の理解を得ながら、早い時期に建替工事に着手していただけるよう、休暇村の方に要望してまいりたいと思っているところでございます。

次に、山川・根占フェリーの影響についてのご質問でございます。来場者の推移につきましては、オープン当初の4月は約4万人、5月はゴールデンウィークや好天だったことや、高速道路のETC割引導入により4万6千人と多くの方が活お海道に足を運んでいただいたところでございます。この後、9月までの月平均は2万5千人ほどで推移し、昨年10月を境に、今年の2月まで、平均1万9千人という状況でございましたけれども、3月以降は6月を除き7月まで、月平均2万1千人を超える入場者があったところでございます。9月1日の新聞報道によりますと、鹿児島県が発表した本年7月の観光動向調査によりますと、指宿地区のホテル・旅館の宿泊客数は、前年同月の29.1%減という状況でございまして、この原因としては、口蹄疫や長雨等の影響だったとのことのようにございます。このようなことから、活お海道の入場者数については、口蹄疫等がなければより多くの来場者が見込めたのではないかと考えているところでございます。また、一方で、フェリー運休による活お海道の来場者にどのくらいの影響があったかということに対しては、数字的な部分については正確には申せませんが、年間6万6千人の乗客、3万3千台の車両が利用していたことを考えれば、単純に計算をしても、概ね10万人程度が利用しなくなったということで、その通行のことを考えれば、少なからず影響があったという認識は持っているところでございます。

それから、バスで送迎をするといったような計画だったがというような質問でございます。運営協議会・観光協会等との連携活動と集客取組については、活お海道オープン前に施設実現のため活動してきた山川常設市場整備事業実行委員会において、提言が行われた経緯がございます。内容としましては、山川ふるさと青空市へは国民休暇村がマイクロバスで送迎していますが、オープン後は、市内のホテル・旅館の多くが来訪していただけるよう協力体制をお願いしますという内容です。個々の宿泊施設から直接送迎はされておりませんが、現在、観光協会との連携により、協会の主催する事業等に呼応し、PR活動を行ったり、ホテルに入る前や、出発後に立ち寄っていただくため、ホテルフロントへのパンフレットの配置やイベント開催などのチラシの配置をお願いしている状況です。今後もホテル、旅館へは更なる働きかけを行い、活お海道へ送客してもらえよう努めてまいりたいと考えているところでございます。また、いぶすき山川港特産市場運営協議会との連携につきましては、指定管理者が審議・検討を要する案件がある場合に、必要に応じて実施することにしております。直近の開催日としては、今年の3月8日に開催をしたところでございます。なお、運営協議会の下部組織として出荷者協議会と朝市協議会がございますが、それらも必要に応じて随時、会議を開催しており、出荷者協議会の直近の開催日は、今年の1月25日、朝市協議会につきましては、会員である販売者や売り子が施設にありますので、イベント等の行事や施設の改善策等のため、ほぼ毎月これらの会議を開催している実情でございます。

活お海道の今後の取り組みについてでございます。毎週木曜日にお客様感謝デーとして、店内で使える1千円に付き50円の割引券を発行することや、いぶすき絆プロジェクトへの参画などを行っているところでございます。また、本年5月に「ふるさと雇用再生特別基金事業」により、野菜・果物等の流通に熟知したJAのOBを1名雇用しておりますので、出荷者登録者数・出荷品種・数量の更なる増加を図っていきたいと考えております。さらに、現在、指定管理者の方では、「事業拡大戦略・多角化戦略等に関する個別コンサルティング事業」の申込みを行い、専門家の指導を受ける準備を進めているところでございます。なお、昨年8月から本年1月にかけて活お海道の改善策及び交流人口確保策を検討するため、実態を把握するため、モニタリング調査を行いましたけれども、この調査報告書の中に、総売上げに対し、人件費が高水準になっているという指摘事項がございました。指定管理者が収支を精査し、協議した結果、朝食については売上げが人件費を下回る状況であり、昼食の収益を圧迫しているため、試験的に、好調な昼食の時間枠を1時間延長し、収支状況の厳しい朝食を休止してみたいとの申し出がなされております。今後、更に経営改善の取組や品目の充実など活お海道の改善に期待できるものと考えているところでございます。

13番議員（前原六則） では2問目に入っていきます。指宿市は湯布院などの他の観光地には引けを取らない山や海、それから湖、温泉等、恵まれた観光資源を持っているわけでありまして、また、それをPRしているにも関わらず、観光客は年々大きく減っていることを残念に思うわけですが、指宿市の観光地としての浮揚はたまらんプロジェクトなどのように、行政と業界が一緒になり、一体になり、状況変化に対応として、振興施策策定において、具体的な数値目標などを設定した中で、各事業の評価を行い、スクラップ・アンド・ビルドの方式で効果を高める必要があるのではないかとと思うんですが、これらの取組についてお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほどもお答えしましたとおり、観光振興のための各施策につきまして、それぞれ具体的な数値目標を設定していない状況でございます。ただ、これまでもその時々々の観光情勢を見極め、スクラップ・アンド・ビルドによる観光ニーズ等に対応しながら、タイムリーな事業推進を図ってきたところでございます。まず、宿泊者を増やすためのPRにつきましては、これまでも指宿花の女王にも協力をいただきながら、観光協会と連携した菜の花キャンペーン、また、南九州市及び南大隅町と構成するいぶすき広域観光推進協議会や、鹿児島市、霧島市及び南九州市で構成する鹿児島四地区観光連絡協議会などにおいても、関東、関西、中国、福岡などの主要都市で観光キャンペーンを実施し、広域的誘客に取り組んできております。また、県や県観光連盟においても、アジア圏域、特に中国や韓国、台湾を誘客促進の重点地域ととらえ、誘客促進事業等も展開されていることから、今後も国内外からの誘客促進のためのキャンペーンや観光セールスを県及び関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。なお、キャンペーン等の取組に関しまし

ては、従来の方法に固執することなく、誘客に対してより効果的な手段を検討しているところでもあります。一方、訪れた観光客に更なる魅力を感じてもらうため、市内観光業者や商工業者が連携して立ち上げました絆プロジェクト、また、たまらんプロジェクトにおいては、体験型観光メニューの拡充、食の開発、そしてまた、市内の史跡や温泉などを見て体験できるまち歩きなどにも取り組んでいただいております。さらに、交通アクセスに関しましても、運航事業者が連携して周遊できる路線バスの拡充や、離れた観光地への足の確保などにも取り組んでおりますし、観光協会におきましても、観光案内業務を充実させるなど、受け入れ体制の整備を検討をしているところでございます。

13番議員（前原六則） いろいろと施策を考えているようですが、先ほど質問の中でもありました、指宿における宿泊者数、これは年々減ってきているようでございます。平成15年度75万3千人、75万3,958ですから75万4千人ですかね、それが平成21年度、昨年度は61万5千と10万人ほど減っているように見受けられるようでございます。このように、他の鹿児島市にしても、霧島市にしても、状況は一緒でございます。また、日本全体を見ても一緒のようでございます。そういう中におきまして、海外に目を向けたところの集客PRと言いますか、これが大事になってくるんじゃないかならうかと思っておりますが、市長、お伺いいたしますが、市長は、海外、特に中国の方に滞在した経歴をお持ちのようですが、そのような、この何と言いますか、人脈を通じてですね、この対策等に即効的に打てるような妙案はないものかどうか、お伺いいたします。

市長（豊留悦男） 観光客を誘致するという、このことについては、観光業が本市の基幹産業でございますので、行政も最重要課題としてとらえております。例えば、先ほど部長の方から答弁がございましたように、観光客を1割増やすとしたら、つまり、先ほどは主要14社だったでしょうか、その1年間の宿泊者数が74万人とか65何万人とか言っておりますけれども、指宿市の全体の宿泊者数というものは、平成20年度が統計によりますと、約100万人だとお聞きしております。そして、最近になりますと、その客の宿泊者の割合が非常に少なくなりまして、今年は新聞等によりますと、観光客等を含めて、20数%の減になるだろうというような推測もなされているところでございます。そこで、1割観光客を来年度アップするとしたら、どこでどのような施策を打たなければならないかということ具体的に描かなければなりません。そういう意味で、担当課とともにシミュレーションをしながら、1万人増の計画を立てているところでございます。その中に海外からの観光客の誘致というのがございます。これは現在、中国、韓国、台湾、香港を含めて、広くアジア諸国から多くの観光客に指宿に来ていただくような取組をする必要があるかと思っております。ですから、特に、中国からの客は、全国的に見ても大変増えているようですので、新幹線開業後、これを契機にして、指宿にできるだけ中国からの客を増やすためにはどうしたらいいかというそういう戦略と申しますか、施策を打たなければなりません。その一つとして、例えば、指宿と中国の

ある都市と友好都市盟約が結ばれるとしたら、そこを窓口にして、中国からの客を増やすような取組をしたいと思っております。例えば、私は来年度の数値目標としまして、海外からの観光客誘致、これを3千人から3,500人とはじき出しました。実は、今年中国からの客の入込みをいろいろ調査した結果、鹿児島市が圧倒的に多いわけでご覧になって、大型船等で鹿児島港に入った客を指宿に誘致することはできないのか。それから、福岡に船で入った、または飛行機で入った中国客を、新幹線を利用して指宿に宿泊するようなそういう手だてはできないのか。いろいろなやり方を考えながら、特に中国からの観光客誘致については努力をしていかなければならないと思っております。

13番議員（前原六則）　そういう努力をすることでですね、この民営圧迫というような言葉も、努力することで薄らいでくるんじゃないかなというようにも考えます。行政として、そういうようなことを考えている事業者がいらっしゃるとすれば、そういう面で説得して、新しい形の宿泊施設の誕生を受け入れる環境づくりをするべきじゃないかと思ったりもするわけです。指宿市への観光宿泊者は、それぞれの思いで訪れるわけでございます。いろいろなバリエーションの宿泊施設を備えた観光地づくりとして、各事業者が持つ資源を最大限に生かしながら、また、投資しながら、指宿の観光の宿泊能力を高めつつ、行政は誘客に一生懸命知恵を出していくことがですね、指宿の宿泊者数の減を食い止め、また、上向きにしたり横ばいにしたり、そういうことになるんじゃないかと思っております。是非、いろんな施策を打つときには、このようなことを念頭に置いて施策を打ってほしいと思っておりますが、今後、休暇村指宿本館建替えが先ほど来言っていますように、相当の間延期になっている。特定の宿泊生計を圧迫するということは、どういう影響があると考えているか、ちょっと伺いたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和）　市内には、現在、キャンプ場を除いて54か所の宿泊施設がございます。全国でも有数の規模を誇る大手の旅館やホテルもございまして、修学旅行に適した施設や、合宿、スポーツ、キャンプ向けの施設、民宿のようなアットホーム的な施設、湯治的で自炊もできるような宿など様々な形態がございます。休暇村につきましては、手頃な料金で、大多数の国民が手軽に利用できる庶民的な施設だろうと思っております。さらに、休暇村は、独自のネットワークを持っており、全国で約30万人の会員を持っているということで、瞬時の情報提供が可能であるというふうに認識をしており、そのネット等により、指宿を幅広くPRしていただくことは、非常に観光地指宿にとってありがたい、そしてまた、魅力的なものだろうというふうに考えております。それらの情報によりまして、指宿を訪れた方々を休暇村指宿で収容しきれない、もしくは指宿に来て休暇村でなくて、他の情報としては休暇村のそういった情報を得ても、他の宿泊施設に泊まっていただくなどという部分では、相乗効果も出てくるという部分もあるのではないかと考えております。休暇村指宿につきましては、先も市長の方から答弁しましたように、昭和40年、地元の強い要望により

誘致した経緯もある施設でございます。そしてまた、指宿に対しまして、これまで多大な貢献をしていただき、多くの市民の方々が利用して、それなりに活用してきたというふうに思っております。今後も指宿発展のため、他の旅館・ホテルと併せて貴重な施設であるという認識は持っているところでございます。

13番議員（前原六則） この問題につきましては、市長の集客の考え方等お聞きしまして、今後の市内の宿泊業者間の意見調整に役に立つんじゃないかと思ったりもしております。行政側として、いかに指宿の集客力を高めるかというのに努力していただきたいと思うところでございます。

続きまして、活お海道の2問目に入っていきます。平成21年12月議会の指宿山川港特産市場の指定管理者の指定議案において、公募なしで漁協を指定したわけですが、また、漁協から提出された収支予算書では、開設1年目の21年度から黒字という書類が提出され、さらに、指宿市の独自の試算段階でも黒字になっていたとのことでした。今後、黒字運営ができる見通しなのか、お尋ねいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 活お海道については、指宿市の目指す将来都市像でございます、豊かな資源が織りなす食と健康のまち実現に向けて、市内で生産される農林水産物、加工品等の地産地消を促進するとともに、地域の均衡ある発展を推進するため整備された特産市場でございます。このため、指定管理者の指定に当たっては、市内や山川地域の特性をよく理解し、そしてまた、地域と一体となった管理運営のできる企業、または団体が望ましいと考えられておりました。この特産市場は山川漁港に隣接しており、魚介類を主体的に扱うことになることから、市内の漁業者、水産業関係団体との関わりが重要となりますので、特産市場の設置目的と密接に関係する企業、団体に管理させることが適当と考えられておりました。現在、平成21年度の事業報告によりますと、平成21年度の収支状況は、先ほどもお答えしましたけれども、約2,100万円の赤字が出ているという状況のようでございます。ただ、現在、この赤字幅を極力小さくし、黒字に転換するような形の中で、指定管理者である山川町漁業協同組合も様々な努力、工夫をしながら、現在取り組んでおります。一日でも早く黒字に転換できますよう行政といたしましても、全面的に協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

13番議員（前原六則） 先ほど協議会は定期的に行われているかということで、直近で3月4日というような話がございました。そしてまた、ただいま報告がなされましたように、運営についてはなかなか苦しい状況であるということでございます。これらを勘案しますと、出荷者協議会においても、1月25日に会議がなされた。こういうのを追ってみますと、指定管理者だけの経営、管理に任せてこういう道の駅みたいな場所は、こういう経営ではたしていいんだらうか、考えるところでございます。道の駅、毎日買い物客が訪れるところは、出店した、並びに出荷した皆が一体となってやらないといけない、出荷したというのは、新鮮

なものを運んでくる方々であろうと思います。このような会議は頻繁にやるべきだと思いますが、どのように今後、指定管理者と話す機会があるのかどうか、今後、この開催についてですね、指導と言いますか、指導は先ほど言いましたように、指定管理者に任している以上、口は出せないかも分かりませんが、設置者としての意見は申し上げることはいけないかどうか、ちょっとお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり、出荷者協議会については、昨年開催をしたということでございます。ただ、出荷者協議会については、その会長さんがおられるということの中で、朝市協議会等の中にもこの方は入っていただいている。何か指定管理者の方から、特段、そういう出荷者の皆様方にお知らせすることがあれば、協議会の中で周知をしていく。そしてまた、市としても、そういった中でお願いする部分とか、意見等を反映する場合については、会長さん辺りを通じてお願いして、個々をお願いしていくという形になると思うんです。そしてまた、運営協議会の方についても、今年の3月に開かれましたけれども、必要に応じて開くということではしております。それとあともう1点、今年の5月からJAのOBの方を雇用して、その青果物とか果物等に熟知した方を雇用しております、お客様の声を反映する形で商品を品揃えをし、そしてまた数量も増やしというような努力も行っているところでございます。

13番議員（前原六則） なぜこのような質問をするかと言えばですね、指定管理者の更新時期が24年4月でございます。今回の更新時期はあと1年ちょっとといった状況でございます。そのような中で、経営採算、収支はですね、やはり改善しないことには、この指定管理者制度、強い思い、また、強い地元の推薦、これがあって漁協さんが引き受けたというような中においてですね、はたして漁協がまた引き受ける、承諾していけるかということを考えますと、承認した議会としても責任を感じずるわけでございます。今後このようなことを踏まえて、漁協が引き続き受諾していただける状況にあるか、お伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 現在、指定管理期間の途中でございます。そういった中で、なかなか思うような収支状況に改善できないという指定管理者のジレンマもあるんじゃないかというふうには思っております。来場者数が少なければ、当然、売上げも減るというのは、数字的にはそういうことになるかと思えますけれども、ただそういった中で、指定管理者としても、できるだけ黒字を増やしたい、赤字幅を縮小して黒字に転換をしたいというための努力をしていただいております。そのために、行政としても、一緒になって協力をしているという状況でございます。3年後の指定管理がどうなるのかといったような状況につきましては、残り期間の指定管理者の努力もあるでしょうし、また、今後の客の動向等もあるでしょうから、今の段階ではどうとも言えません。ただ、先ほども申しましたように、地域全体の、山川地域全体の活性化とか、そういった地域振興という点から考えれば、継続していただけるのが理想かなあというふうには思っているところでございます。

13番議員（前原六則） そのように理想に向かってですね、一生懸命行政としても、収支の改善にはアドバイスなどをやりながら、また、モニタリングとか、コンサルタントとか、そういう方々の知恵をもらいながら協力していく必要があるんじゃないかと思います。更新に当たっては、スムーズに、スムーズにと言いますか、黒字になってですね、指定管理者として意欲が沸くような施設に作っていただきたいと思って、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新村隆男議員。

20番議員（新村隆男） 本日最後の質問者となりました、20番新村隆男でございます。先般、指宿市長を本部長とする緊急災害特別訓練が土曜日に行われました。担当職員、消防団員、地域の方々の参加を得て、かなり盛大に行われました。ああいう訓練が実用化されないようお願いしたいものと思います。海上における大型事故等の訓練でした。できるだけそういう事故のないことを祈りつつ、通告によります一般質問とさせていただきます。

通告してありました山川・開聞支所について。本庁と各支所の役割分担はどのようになっているか、まずはお尋ねします。各支所の決裁権はどうなっているのか。

次に、職員給与についてを、平成18年1月合併後職員の給与に関して数回にわたり人事院の勧告を基に改正されてまいりました。勧告は、労働基本権制約の代償として職員に対し適切な給料を確保する機能を有する者、労使関係の安定能率的な行政運営を維持する上での基盤としての意義の役割としております。指宿・山川・開聞の職員の給料の格差についても取り組まれ、平成21年4月をもって格差を是正されたと先般の質問に対して答弁されています。この格差是正を行うに当たり、現給保障制度を採用されています。平成18年7月の人事院勧告の給与改定について、この制度が本市職員にもかなりの職員が適用されています。平成22年3月議会での答弁で、該当職員235名との答弁でした。現在、職員数417名に対し、50%以上が適用者であるが、これらについて質問いたします。まず、平成22年4月現在の適用職員数はいかほどか。現給保障制度の適用が終了するのは何年になるか。3番目に、現給保障をしなかった場合の財政負担の差額はどのくらいになるのか。

以上をもって1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 山川・開聞支所について、各支所の決裁権等についてどうなっているのかというご質問をいただきました。市では、厳しい財政状況を改善するため、平成19年3月に、有識者と市民で構成する行政改革推進委員会からの答申を受けて策定した行政改革大綱と、同大綱の具体的な行動計画である第一次集中改革プランに基づき、これまで事務事業の見直

しや計画的な職員削減などを行いながら、新たな課題にも迅速、かつ、的確に対応できる簡素で効率的な組織機能の整備に努めてきたところでございます。また、事務の方式につきましても、それまでの総合支所方式から、事務事業の見直しを行い、効率的な事務の方式でございます本庁方式への移行を目指すことから、窓口業務をそれぞれの庁舎に残しながら、各部門における基幹業務は極力本庁への集約化を行い、業務の効率化を図りながら、組織のスリム化に取り組んだところでございます。支所の機能について、今後どのような権限を与えるのか、改善する考えはないかとの趣旨の質問もいただきましたが、本市の厳しい財政状況の下、今後も職員削減は避けられないことなどから、支所においては、地域住民の利便性を確保するため、住民サービスの低下を招かない窓口体制を維持させることや、本庁との連絡調整を緊密にするなど、効率的な組織機構の運営に努めていきたいと考えております。

職員給与についてのご質問をいただきました。以下、関係部長に答弁をさせたいと思いません。

総務部長（渡瀬貴久） 現給保障制度について、平成22年4月現在の適用職員は何人かのご質問ですが、この現給保障制度については、平成18年4月に公務員の給料について、民間給与水準をより一層的確に反映するため、給料表全体の構成を見直すとともに、給料月額そのものについて、平均で4.8%の引下げを行うという、実に50年ぶりの改革、いわゆる公務員の給与構造改革が実施されております。そしてこのときの給料切替えの際、急激な不利益変更をしないための経過措置として、給与構造改革後の給料額が、改革前に支給されていた給料額を下回る場合には、その職員が昇任や昇給でこの改革前の給料額を上回るまでの間、改革前の給料額を支払うということになっております。これがいわゆる現給保障制度でありまして、現在、国家公務員をはじめ地方公務員についても、この制度運用がなされているところであります。平成22年4月現在におきまして、教員を除き、本市職員でこの現給保障制度を適用してる職員の数は188人であります。

次に、現給保障制度の適用が終了する年度は何年かということについてでございます。平成22年4月現在、先ほど答弁いたしましたとおり、現給保障制度を適用しているのは188人ですが、今後、これらの職員が昇任や昇給、退職することにより、その数は年々減少してまいります。そして、この数につきましては、今後の給与制度改革や職員の昇任等により変動いたしますけれども、今から5年後の平成27年度には54人となり、10年後の平成32年3月末日には0というふうになるようでございます。したがって、現時点で、この現給保障制度が終了するのは、平成31年度であろうと考えます。

次に、現給保障制度をしなかった場合の財政負担の差額というご質問ですけれども、現給保障制度の適用を受ける職員の給料や賞与、共済負担金等の人件費について、教員を除く本市職員について、給与構造改革後の現在の給与制度に基づき、その現給保障に関する負担額を試算いたしますと、平成22年度が約6,800万円、5年後の平成27年度が約980万円、10年

後の平成31年度が約40万円となります。当然ではありますけれども、このように制度適用の職員数が減少するにつれて、給与構造改革時の引下げ分、即ち、4.8%の引下げがありましたので、全体の財政負担額が徐々に減少するという仕組みになります。

20番議員（新村隆男） それではまずですね、山川・開聞支所について。最近のほんの一例ではあるんですが、ちょっとここで述べてみます。団地の防犯灯が消えていたと。で支所に電話したら、本庁の担当につながりますと。担当がちょうど留守なので、また後日というような状況なんですよ。なぜ山川支所にも職員がいるのに、本庁に問い合わせして、本庁の担当職がわざわざ指宿から山川まで出て来る距離的ロス、時間的ロス、そういうのは考えないのかどうなのか。山川職員で結構それは対応できて、取替えをそこで云々じゃなくて、その結果を見てどうであったから、ほんなら、担当職員につないで善処してもらいましょうというね、市民にそんだけの答弁ができないのかどうなのか。それを市民が一番ほしがっているんですよ。つないだは、いや、担当職員がいない。担当職員が帰って来てからする。これじゃあ、何なのか。我々、山川地区民、開聞地区民は指宿に吸収合併だった。最近よく聞かれます。我々は吸収合併したんじゃないんだと。対等合併なんだと。今、山川地区・開聞地区の住民はほとんどそう思っています。そういう意見が聞かれます。だから私がこういう問題を持ち出したんです。ちょっとしたことなだけけど。そういう住民感情で、ああ、合併して良かったねち、おまいたが頑張ってくれたからねということ自体いつの話になるのかなって思うんです。だから、窓口業務だけじゃなくて、私はいつも再々言っています。各支所にできましたらエキスパート、どういうあれにも対応できる職員を一人でも貼り付けておいて、窓口であろうが何であろうができる、そういう職員を置いとけば、私は済むのじゃないかなと思うんだけど、そこら辺についてどうお考えですか。

総務部長（渡瀬貴久） 確かに、防犯灯の件について、そのような不手際があったことは承知いたしております。そのために、本庁の主管課の方でも、業者の方に指示をして、対応を取るようというのを指示しているようであります。確かに、先ほどのこういう一例出されましたけれども、山川・開聞支所において地域の住民から相談があった場合には、すぐに現場に向かい、住民にその内容を聞き取り対応している、それが多くの場合のケースでありますけれども、支所でできない、対応ができない事案の場合は、本庁の担当課職員と改めて現場に出向き、迅速に対応するような連絡調整がなされていくこと、それが一番何よりも大事なことだろうと思っております。先ほど市長からの答弁がありましたけれども、住民サービスの低下を招かない窓口体制を維持させることや、本庁との連絡調整を緊密にすることによって、効率的な組織運営というものが図られるものというふうに考えております。

20番議員（新村隆男） それに対して、私はまた支所長の権限というものもですね、お願いしたいんだけど、結局は、予算も何もなければ支所長判断では何もできません。これは私一人の意見ではありません。いろんな公民館の館長、区長さん辺りにも聞いてみますと、支所

長にはそれなりの権限を持たし、予算も、そんな何百万もという予算じゃないけど、そういう緊急に対した場合に判断できるような予算も必要じゃないのかな。区長さん方は皆そう言っています。だから、そういう体制を取って、住民に一時の不安も与えない、支所でできることは支所でしてもらい、後で本庁に事後承諾なり、事後報告なりするような体制を取ってもらえれば、住民感情的にもそういう苦情は出てこないと思うんですよ。私もこの質問を出す上において、いろいろ区長さん方にも聞いてみました。私は山川の出身ですので、山川の人の苦情を聞いて言うんですけど、それがないとダメだよなって言っても、また結局は山川支所を飛び越えて本庁に来る。また支所は何ですか。それだったらいっそのこともう無きに等しい、無くてもいいんじゃないのかなって思ったりもするんです。だから、そこら辺を支所長として置いとる以上は、そこにもそれなりの権限を持たし、そこで住民が、これこれに対してこうなんだけど、ちょっとしたことができないのかな、いや、予算がないので本庁に相談してみますじゃあ、話にならないと思うんですが。そこら辺について改善する考えはないのか、お伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 市では、これまで事務事業の見直しや計画的な職員削減などを行いながら、新たな課題にも迅速、かつ、的確に対応できる簡素で効率的な組織機構の整備に努めてきたところであります。支所におきましても、業務の集約や整理、統合などの抜本的な見直しを行い、基幹事務は本庁へ集約しましたが、基本的な住民相談などの窓口業務は維持しているところであります。しかしながら、本市の厳しい財政状況の下、特に、地方交付税の合併支援措置の段階的な終了が見込まれてきますので、今後も職員削減は避けられないことなどから、限られた予算と職員を効率的及び効果的に活用できる組織機構を継続しなければならないと考えております。支所内の小規模な災害など突発的な事案や、先ほど申しました事例等出されました簡易な事案等につきまして、支所長に予算や裁量権を持たせるような仕組みはできないかということでございますけれども、現に、両支所の職員数を見ますと、合併前の職員数と比較いたしますと、平成22年4月現在で、山川支所でおよそ100人、開聞支所でも70人程度が減少しています。そういう職員の中において、少額な事業といえども、本庁の関係課に依頼することとなり、職員数が少ないと、予算があってもなかなか機動力ある事務事業の執行ができないことから、支所長への予算配分については考えてはいないところでございます。

20番議員（新村隆男） これは、前も私が言ったと思うんですが、山川・開聞の支所を人数を減らした分、指宿本庁は一つも減ってないんじゃないんですか。それはどういうことなんですか。その部分辺りの検討を、ほんなら一人でも、それを山川に置いたから、そんだけ事務事業が経費がかかって云々ということなんですか。ただ人間を差し替えただけのことで、山川と開聞を減らしたただけのことじゃないんですか。そこら辺どうなんですか、考え。

総務部長（渡瀬貴久） 職員数の削減は、簡素で効率的な組織機構の見直しに伴って生じるも

のでございます。現在、山川支所では、合併時の6課・27係が4課・16係減り、4分室の増はありますけれども、2課・4分室・9係でとなっており、また、開聞支所でも、合併時の8課・3分室・31係が、5課・20係減り、2分室の増があったものの、3課・5分室・11係へと組織のスリム化が進められているところでございます。確かに、合併時と比較いたしますと、このように組織及び職員減っておりますけれども、これにつきましては、これまでの厳しい財政状況を改善するための措置であったものと理解しております。そのために、課・係等の組織における簡素化を図りましたけれども、両支所につきましては、市民サービスの維持向上については、平成21年4月より課・係の枠にとらわれずに、一人の職員が複数の窓口業務、先ほどもありましたけれども、エキスパート的な存在になるような職員、そういう職員で積極的に補完し合う総合窓口サービスチームを設置し、また、それぞれの課に総合窓口事務マニュアルも設置して、お互いに研修をするなどしながら、市民サービスの低下につながらないよう対応しているところであります。

20番議員（新村隆男） それではですね、先般、行政改革推進会議が開かれたと思うんですよ。その中で、推進委員の方の意見で、役所には行きたくないという意見が出たと思うんですよ。それは事実ですか、どうですか。

総務部長（渡瀬貴久） それは、その時に話がありましたのは、市役所はおもてなしの心というのが何より大事で、そういうことがないと役所にも行きたくないよね、というような意見であったというふうに、私は理解しております。

20番議員（新村隆男） ということは、受付窓口業務の職員にそれ以上の仕事の事務負担をかけてるから、そういう部分もあるのじゃないのかなと、私は思うんだけど、来たお客さんにおもてなしするというのは、もう当然のこと。これは私たちも先般、貝塚市に所管事務調査行って勉強させてもらいました。そこは職員を5年間かけて、新入職員を、そういう接客云々、諸々を教育するみたいです。そういうことがないように人員配置、いくら財政が云々と言っても、そういう市民におもてなしの心がないから、役所に行きたくないよねって言ったら、自然と足が遠ざかっていくんじゃないですか。だから、そういうところを考えて、いや、財政、財政と言って、そういうことだけに、人員削減だけに走ってはあまりにもひどいじゃないのかな。市民にそれこそ負担をかけているって言わざるを得ないと思うんですが、そこら辺の考えをもう1回、どうしたらそういうのが解決できるのか。今、部長さんが言われたとおり、教育を徹底するとか言われてますけど、具体的にどういう教育をなされるのか、そういうところも答弁願ひ、また、そういう支所に対しての裁量権、そこら辺、もう1回お尋ねいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 支所の市民サービスの維持向上、そして、これは本庁についても言えることでもありますけれども、職員のマンパワーを最大限に発揮でき、また、窓口業務がスムーズにできるようにすることが何よりも大事だろうと思っております。そういうことから、

職員の人材育成ということが何よりも重要なことであろうと思っております。職員一人一人の意識改革はもとより、職員の能力を最大限に引き出す人材育成、そして、適所適材の効果的な職員の配置というものを進めなければなりません。こういったことから、平成20年7月に政策形成能力の向上や、高度で専門的な知識を習得できる研修計画の方針と、職員の能力開発を効果的に推進していくための人材育成の目的、方策等を併せ持った、指宿市人材育成基本方針を策定したところでございます。この方針に基づきまして、具体的には、無駄なく効果的な行政運営ができる体制づくりなど、職場環境の充実に取り組むとともに、自己啓発や職場内、職場外での研修による職員研修の充実を図っているほか、職員の能力や適性を重視した適切な人事異動にも努めているところであります。今後、人材育成による職員の能力向上ということから、育成型人事評価制度の導入も目指しております。これらの取組を通じて市民感覚を持ち、経営感覚と先見性を磨き、チャレンジ精神も持ち続ける職員の人材育成に努めてまいることとしております。

20番議員（新村隆男） 今、部長が答弁した20年7月に策定されたその研修項目、それについて何ら今まで結果が出とったらお教えてください。

総務部長（渡瀬貴久） この20年7月に策定いたしました指宿市人材育成基本方針に基づきまして、現在、若手の職員であるところの事務改善というグループも立ち上がって、いろんな提案をなさってくださいっておりますし、先ほど両支所における総合窓口サービスチームの中でも、自らがマニュアルを作り、それをお互いに研修するというようなことも行っております。

20番議員（新村隆男） それがいい結果につながることをお祈りいたします。本当はですね、もうちょっと山川・開聞支所にそういう権限を与えてもらえればいいかなと思います。どうかひとつそこら辺の検討もまたお考え願えればなと思っています。

次に、職員給与についてお尋ねします。確かに、人件費削減については、平成18年人件費44億7,600万相当の人件費が、21年には39億8,000万程度にかなり削減されています。ここ4か年で約5億円弱ですかね、これはおそらく職員の削減でこんだけのあれが浮いてきたと思います。だけど、残念ながら財政調整基金は、平成18年度には8億4,000万あったのが、20年度3億5,000万、21年度はどうか黒字が出て6億程度にまた盛り返す状態になっているようです。そこで私は、今聞きました188名現給保障の適用職員、平成22年度の職員数、教職を除く職員数411名だったかな、これが22年の4月で確か411で私は見たんだけど、大方、半分50%弱の人が適用を受けていると。それ以外の方は適用を受けてないと。そこには不公平感があるのかな。今まで私も、もう前回の同僚議員の一般質問で、是正は大方終わったと、21年度4月で終わったと思っただけなんですが、答弁書を見てみると、その当時、22年3月現在では200数名の適用者がいたと。えっと、思うことでした。先般、所管事務調査で、平成16年の10月に合併した滋賀県の甲賀、忍者の里、甲賀ですかね、あそこに行って行財政改革の勉

強をしまっていました。そこも現給保障制度を取ってます。だけど、ここにきて財政立て直し云々かれこれがありまして、財政改革の中で現給保障廃止という実績を打ち出しています。そのあれをみますと、効率的な行政経営と財務体質の改善というところで、給与の独自削減、現給保障の廃止、管理職手当の削減、期末勤勉手当などの削減というのに取り組んでいます。人事院勧告がこうだから現給保障をしなさい、そういうあれで、自分の懐具合によっては、それをやめる勇気も必要ではないのかなと思うんです。ということは、本市においては半分がそういう優遇措置を受けて、半分が結局は受けられてない。結局、その受けられてない人が、そこに追いつくまでは現給保障の方々は保障されていく。中には、前回の同僚議員の質問の中にもあった、追いつかなくてそのまま退職していく人もいます。さっき私が言った、市役所には足が向かないよねというのも、職員のそういう意識も、私はあってはならないと信じてはいるんだけど、脳裏をよぎるのはそこら辺もあると思うんですよ。それだったら、もう4年経ちました。もう1回スタートラインに職員も戻して、そこから競争してもらい、能力のある人がどんどんどんどん上がっていく、そういうシステムをやると、市民に対する窓口、いろんな方向性に対してもいい結果が出てくるのではないかなと思うんです。そしてまた、これからも人員削減に向けて、あと100名弱の合併協議会の中での目標の200名っていう中において、100名近くの人員削減もされていくと思うんですが、そうこうするうちに、また我々のところの財調も貯まる、貯金も貯まってきて、足腰の強い自治体ができるのではないかなって思って私はこう取り上げたんだけど、それらについてどういうお考えでおられるのか、このままいくのか。さっき言われたとおり、10年後には40万だけど、その間の6,800万、980万、約1,000万近くのお金がそのまんま付いていく。付いていかない職員もいる。そこら辺の考えはどうでしょうか、見直す気があるのかないのか。

総務部長（渡瀬貴久） 現給保障制度は、平成18年7月の給与構造改革を実施するための一つの手段であり、経過的な措置、新たな給与制度への切替えにおいて不利益変更をしないための経過措置であります。経過措置である以上、本来、その給料表が適用される方と、経過措置で例外的な措置を受ける職員はいるのは事実であります。新制度に切替えるときにおいては、一部において、そういう不公平感を持たれるような現象というものもあろうかとは思いますが。しかしながら、これは新給与制度へ移行する期間における経過措置です。本市では、平成18年4月に新給与制度へ移行したけれども、当時、全体の職員数は、教育を除く職員数が525人で、このうち、現給保障の対象者は432人でありました。即ち、この時に新給料へ移行したのが93人で、全体職員数の約17.7%であったわけでございます。これらの職員が、まず最初に、50年ぶりの給与構造改革で引下げられた新給料表に移行したということになるわけでございます。一方、本年4月現在の教員を除く職員数は451人で、このうち、188人が現給保障制度の対象者となっています。したがって、現在、新制度の給料表に移行してる職員数は263人で、全体職員数の約58.3%が新給料表へ移行しているということになるわけ

です。このように、平成18年4月の制度改正以後、現在に至るまで、着々と新制度の給料表への移行が進んでおりまして、言い換えれば、新制度移行の現在の進捗率は58.8%だということになりますけれども、このまま進んでいくと、平成31年度頃には、この経過措置が終了し、すべて新しい新給料表、給与構造改革が完了するということを見込んでおられるところでありまして。なお、格差是正につきましては、平成21年4月ですべて終えております。この格差是正と現給保障制度というものが異なっているということをご理解いただきたいと思います。

20番議員（新村隆男） それではですね、この格差是正と現給保障とは違うということは私もこの前ちょっと説明で分かっております。そしたら格差の一番大きい人でどのくらいあるんですか。

総務部長（渡瀬貴久） ただいまの質問は、現給保障を受けている職員で、新給料表との差と、ということよろしいんでしょうか。一番大きい方で5級の職員に3万5,600円ほどの方がいらっしゃいます。また、一番現給保障と小さい最小で20円という金額でございます。

20番議員（新村隆男） この20円というのは、3級クラスの方ですかね。

総務部長（渡瀬貴久） 6級の方であります。

20番議員（新村隆男） それでは、この3級の現給保障を受けておられる、適用されてる職員数。

総務部長（渡瀬貴久） 3級の方はいらっしゃいません。改めて申しますと、4級で最高で差が1万8,600円、最小で約1千円、5級で先ほど申しました3万5,600円、最小でこれも1千円程度、6級で最高で2万6千円、最小で先ほど申しました20円という内容になっております。

20番議員（新村隆男） 22年度の3月議会の答弁書では、3級から6級まで存在しておりますという答弁書が出てるんだけど、今、3級は0なんですけど、3級の方々には4級に昇給されたんですか。

総務部長（渡瀬貴久） 先ほども答弁いたしましたけれども、現給保障の適用を受けている方が年々減っておりますので、先ほど私が申しました内容が平成22年4月の現況で答弁させていただいております。

20番議員（新村隆男） ということは、3級の方はもうそのラインに到達したって解釈してよろしいんですね。

総務部長（渡瀬貴久） 今、3級職員について、22年4月の状況について調べておりますので、結果が分かり次第答弁させていただきます。

総務部長（渡瀬貴久） 4級以上の者が現給保障を受けているということでございます。

20番議員（新村隆男） はい、分かりました。それですね、私はもうこういう4年間やってきた、それは財源的にはもう僅かとは私は言えないんだけど、もうそろそろ市の財政云々を考えたら、スタートラインに戻すべきなのかなあという気はいたします。だから、結局、格差是正のために現給保障があるのではないということですので、それだったら、それなり

に市もいくら暫定措置であろうが、自分の懐具合と勘案してするべきではないのかなと私は思うんだけど、そこら辺をもう一度。

総務部長（渡瀬貴久） これは一つの事例で申しますけれども、平成18年7月で現給保障を受けている者が、その後、平成21年4月までに格差是正の措置を受けて現給保障になった職員もおります。そうしますと、現在、平成22年、平成18年7月から平成22年の9月までに現給保障を受けている者と、格差是正による、平成21年4月までに格差是正を受けて現給保障になった者と、そこにおける幾分かの不均衡というものも生じてまいります。したがって、そういった者も気持ち的にどういうふうにとらえていくのかというものがございまして、これは新給料制度への移行期間の経過的な措置として、やむを得ない部分もありますし、また、これまでの昇格の基準運用や昇給の基準運用、そしてまた、同一年齢の方であっても、採用年、それから経験年数、先ほども言いました昇給、昇格の運用基準等に幾分かの職員によって差はあるのも事実でございますので、それらをすべて一緒にするという事は、なかなか困難なものがございまして、それから、平成31年度までには、この現給制度がすべて終了することにより、全体的に給料表が4.8%の減、それから、高齢者については、特に中・高齢者の職員については7%を引下げるといような給与表になっていたこともございまして、すべての現給保障制度が終われば、新給料制度が適用されますので、財政的な削減というものも見込まれるところでございます。

20番議員（新村隆男） 確かにですね、これまでいろんな給与面に対しては、職員の一律3%カットとか、管理職のカット、財政に対しての努力をされてきたことは私も認めます。我々議会も政務調査のカット、議員の定数減、いろいろやってきたんですけど、まだ我々としても考える余地は多々あると思います。指宿市の財政云々諸々を考えたときに、前回の南大隅みたいなああいう大きな突発的な災害が起きたときに、貯えがなければどうするのか、そういう面を、今こういう気候の変動等によって、いつ何が起きるか分からない状況になってきております、自然災害で。そういうのを考えた時には、どうしてもできるところからやって、少しでもそういうのに対応ができるような財政を作っていかなければいけないのかなという思いで、私はこういうのを今回は質問させてもらいました。どうかこれについても、いろいろとあるでしょうけど、執行部の方も検討方をよろしくお願いしたいと思います。あと一つですね、前回、やっぱり給与関係なんだけど、市長が同僚議員に答弁された格差是正について、給料体系諸々についての答弁がなされてましたが、そこら辺についてですね、今までの答弁がどういう方向になったのか、職員給与については、今後、様々な観点から検討を加えていかなければならないと考えております。特に、この職員の給与等については、人事評価や自己申告等を通した、適切な、そして公平・透明な給与体系を確立する必要があると考えております。今後、市の職員の給与体系、給与について、様々な関係者のご意見、それらをご指導いただきながらという答弁があります。そこらについて市長、今まで検討された経

緯がありましたら、お答え願います。

市長（豊留悦男） 本市の厳しい財政状況を把握していただき、減給保障制度についてのご質問をいただいたことに、まず、感謝を申し上げたいと思います。議員ご指摘のように、財政調整基金、ある程度の額を蓄えておかないと、まさかのときの対応ができないようなそういう体制ではいけないと思っております。その一つが、先ほど部長の方からもありましたように、現給保障制度、格差是正についてどのような観点から切り込んで、もし、これが解決、いわゆる現給保障制度の見直しというそういうところが可能なのかどうかということについても、検討したいというような趣旨で、前回、私は答弁をしたところでございます。本職員の今後の給与制度等につきましては、第二次集中改革プランにも掲げてあるとおり、こうした国家公務員の給与制度及び人事院勧告等に基づいた取扱いを基本として、現在進めようとしてるところでございます。公務員制度改革の趣旨、内容等を十分に踏まえた上で、適正な運用を図る必要があるかと思っております。

延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 田 中 健 一

議 員 木 原 繁 昭

第3回指宿市市議会定例会会議録

平成22年9月16日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫

開聞支所長	中間竜郎	産業振興部参与	浜田淳
総務課長	森健一	人事秘書課長	満石知
企画課長	下吉龍一	行政改革推進室長	迫田福幸
財政課長	邊見重英	市民協働課長	上村公德
税務課長	大久保正一	環境政策課長	廣森敏幸
長寿介護課長	野口義幸	健康増進課長	前之園透
観光課長	下吉耕一	建設監理課長	三窪義孝
土木課長	池増広行	都市整備課長	小牟禮信一郎
教育総務課長	濱田悟	水道課長	松元修

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新村光司	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	濱上和也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び新宮領進議員を指名いたします。

一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、森時徳議員。

21番議員（森時徳） おはようございます。先月、口蹄疫が終息いたしました。宮崎、鹿児島は甚大な損害を受けました。畜産業の方はもちろんでございますが、本市では宿泊業の方、そして、そこに食品等を納入している業者も大きな打撃を受けました。少しでも損害を受けた方々に対して、元気が出るように、市内で買い物をするとか、もちろん、肉なんかもですね、県内産を買っていただくとか、みんなで応援できたらいいなと思っています。よろしくをお願いします。それからまた、本日の新聞にですね、新幹線開業前にJR特急が指宿線に走らせるということが言明されました。本当に元気の出るニュースでございます。ありがたいことです。

それでは、通告に従い、質問をいたします。まず、指宿港の整備に関連してですが、この事業はやっとスタートラインに立ったと思っております。摺ヶ浜温泉街への大事なアクセス道路である中央名店街通りの改修はどうなっているのか。国道226号の南指宿中付近から駅前までは事業が始まりました。以前、活性化事業で改修プランが計画されたようでございますが、どうなっているのか。まだ、生きているのか。駅から海や温泉街への回遊しやすい道づくりが必要と思っておりますが、このアクセスをどう整備するつもりか伺います。

次に、魚見・田良浜一帯までの観光地を生かすための整備について伺います。この周辺は、白水館、こころの湯、なのはな館、休暇村など、摺ヶ浜と並ぶ観光地となっております。また、市のスポーツ施設もそろっており、指宿港海岸が整備されますと知林ヶ島まで5kmほどの散策やジョギングロードができると思っております。潮風を受けながらゆったりと歩くのは、健康や癒しに最高のロケーションであります。しかしながら、二反田川下流に橋がありません。以前も同僚議員より橋を架けることについての質問もありましたが、どのようにしてこの問題を解決するのか。橋を架けることで摺ヶ浜、田良浜、知林ヶ島までの指宿海岸が素晴

らしい観光地として変わるのではないのでしょうか。橋でつながることが相乗効果を生み出すと思いますが、この計画はどうなっていますか、伺います。

次に、新幹線開業についてですが、市内宿泊業者、交通機関の皆さんと連携して十分な体制が取れているのか。マスコミ等では鹿児島市や霧島市など、受入れの取組が紹介されています。また、バスなどの観光施設など、アクセス、収容できる計画などはどのようになっているかを伺います。

次に、市内には遺跡や古い温泉や、隠れた観光スポットもたくさんあるようですが、それらを含めて発掘して、新しい観光地を提供する考えはないか伺います。

次に、市の施設における取組について伺います。新幹線が来るから特別にことをしなさいというわけではありませんけれども、もてなしの心ですね、満足のいくサービスをするために、どのような対策を市の施設としては立てているかをお伺いいたします。

次に、水難事故について伺います。知林ヶ島に釣りに行った高校生が沖に流されましたが、尾掛の消防団の方が船で無事助けていただき、誠にありがとうございました。消防署と尾掛の方、そして、海上保安庁とうまく連携が取れたことが運が良かったと思っております。知林ヶ島はこれからも観光客が増える場所でもあり、事故の心配がまだまだあります。そこで提案ですが、消防団や漁業組合、保安庁などと協力して、救助訓練を実施してはどうでしょうか。知林ヶ島海域の潮の流れは、本当に複雑です。それを多くの方々に知ってもらい、事故防止に役立てていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

祭りについてお伺いいたします。8月の15・16と、21日・22日にセントラルパークで有志による祭りがありました。たくさんの人出があり、自分たちの手作りの祭りとしては大盛況でありました。温泉祭も10月に変更になりましたが、やはり、祭りというのは夏にあったほうが盛り上がるのではないのかという気がいたします。私どものところでも、鹿児島県内では六月灯というのがありまして、7月の夏休み期間にほとんどの地域で六月灯があるわけですが、最高の盛り上がりがこの温泉祭としてとらえていたのですが、10月になってちょっと盛り上がりには欠ける気もいたしますがどうでしょうか。夏に戻す考えはないかお伺いいたします。

5番目に、廃家電についてですが、十二町での無料回収があり、ものすごい量の家電類が山積みになっていました。少しずつ処分はしているようですが、リサイクル法から見て問題はないのか。処分は間違いなく行われるのかお伺いいたします。

以上で、1回目を終わります。

市長（豊留悦男） 指宿港の整備にちなんで、駅前中央通りのアクセスの件についてご質問をいただきました。指宿港海岸保全施設整備事業につきましては、防災機能と親水機能を兼ね備えた面的整備を要望しているところでございまして、当事業の完成の暁には、防災機能の強化が図られることはもちろん、市民に開かれた親水空間、水辺に親しむ空間の形成等、魅

力ある海辺空間の整備が図られるものと期待しているところでございます。この魅力ある海辺空間を観光資源として活用するためには、指宿駅からのアクセス道の整備が必要であることは十分認識しているところでございます。これまでも、平成17年3月に、いぶすきまちづくり協議会より、指宿港海岸の砂浜再生と、併せまして、指宿駅からのアクセス道路の提案がなされており、また、平成19年3月には、魅力ある観光づくり事業で整備手法が検討されてきたところでございます。今後、指宿港海岸保全施設整備事業の整備計画等を考慮しながら、アクセス道路整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、市の施設等の取組み、特にスポーツ施設等の総合的な整備についてでございますけれども、ここ指宿は自然、気候、休養、リハビリのための温泉施設や宿泊施設などに恵まれておりますし、新幹線が開通すれば、大阪から約4時間、福岡からは2時間少々で鹿児島まで来れるわけでございます。私は、この恵まれた条件を生かしたスポーツ合宿の誘致による地域振興、観光浮揚やスポーツ振興を図るべく、総合的なスポーツ施設の在り方を真剣に考えているところでございます。本市のスポーツ施設は、スポーツ合宿やプロスポーツの試合を誘致するには、非常に厳しい状況でございます。本市の野球場の整備につきましても、県内ではいち早く取組み、プロ野球のキャンプ等が盛んに行われていた時代もございますし、また、実業団の陸上部が本市で合宿をしたこともございます。しかしながら、その後、根本的な施設整備がなされず、すべてこれらが去ってしまった現状がございます。本市は、菜の花マラソンが開かれ、健康のまちを標榜し、新しいまちづくりを掲げておきながら、私はこのままではいけないと考えております。このようなことから、取組の第一歩として、私のマニフェストでございます、スポーツ施設の総合的な整備と合宿誘致に関して、関係職員によるワーキンググループを設置し、あらゆる角度から検討を行うよう指示してきたところでございます。

ほかに幾つかご質問をいただきましたが、この項につきましては関係部長に答弁をいたさせます。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘の二反田川への人道橋の設置につきましては、6月議会でもご質問をいただいたところでございます。本市のしおかぜ街道を一本化し、魅力ある観光地として、更にグレードアップするためにも、県も市も非常に重要なポイントであるという認識を持っているところでございます。したがって、既に平成22年度の魅力ある観光地づくり事業として要望もしておりますけれども、地権者や県観光課・港湾課・河川課・農地整備課等との協議が必要でございますので、今後、架橋の具現化に向けて関係機関と取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

宿泊業者等との連携は取れているかという部分と、交通機関の部分でお答えをさせていただきます。九州新幹線鹿児島ルート全線開業にあたっては、本市に初めてお越しになる方、あるいは昭和40年代の新婚ブーム以来、久々に訪問される方々が多数おられるというふうに

考えているところでございます。現在でも観光客の受入れには、各宿泊施設が趣向を凝らして、おもてなしの心を体現した取組を実施していただいているところでございます。その上で、魅力ある指宿まちづくり協議会におきまして、各ホテル従業員を対象とした接遇研修などを実施し、更なる資質向上を図っていかれると伺っているところでございます。これからも、何度も本市を訪問してくださるリピーター獲得に向け、観光指宿ブランドの確立のために、宿泊業者との連携を更に強めてまいりたいと考えているところでございます。

交通関係業者との連携につきましては、これまで魅力ある指宿まちづくり協議会や観光協会内の誘客対策特別委員会での協議を通じ、指宿駅に到着した観光客等が本市の観光、観光スポット等をスムーズに回ることができるよう、市内を回る周遊バスや乗合タクシーなどの方策について、鋭意検討はされてきたところでございます。その結果、今年10月から、鹿児島交通とJR九州の連携により、新商品、乗ったり降りたりマイプランの販売が決定しているところでございます。この乗ったり降りたりマイプランは、日中45分間隔で1日12便、知林ヶ島や薩摩伝承館、砂むし会館砂楽、活お海道、ヘルシーランド、フラワーパーク、長崎鼻、開聞岳、唐船峡、池田湖など、市内の主だった観光スポットを巡ることができるようになっているようで、1日乗車券の価格は大人1人千円、何回乗っても降りてもよく、45分間隔という適当な間隔の路線ということもあり、利用しやすいのではないかとこのように考えているところでございます。なお、これらの商品開発に伴い、既存路線バスの便数や運行経路の延伸等が行われておりますが、それに伴う運行経費の増大分につきましては、現在、鹿児島交通の方が負担するというところでお聞きしており、市の負担等については、現在のところはないというふうに考えているところでございます。また、乗ったり降りたりマイプランの運行経路から外れる観光スポット、例えば、鰻池や西大山駅などへのアクセスにつきましては、市内のタクシー協会に相談して、ジャンボタクシーを活用した商品開発をお願いし、前向きに検討いただいているというところでございます。

それから、新たな観光スポットの開発が必要ではないかというご質問でございます。近年、それまで主要な観光施設という位置づけがなされていなかったもののうち、地元の人々がその魅力に気づき、新たな観光スポットとして認知されるようになってきたものが増えてきております。これらの埋もれた観光スポットを認知させる手法としてまち歩きがあり、これらのスポットの魅力を掘り起こし、磨きをかけて、それを地域住民がガイドとして面白おかしく伝えるという案内スタイルが広がってきているようでございます。鰻のスメ、池田の刻み地蔵、宮ヶ浜のアコウの大木や中俣家住宅主屋など、地域文化財につきましても、それぞれに由来や歴史、エピソードがあるわけでございますが、それらを掘り起こし、ガイドという観光案内人を介して、その魅力が語られることで、新たな発見や感動が生まれるのではないかとこのように考えているところでございます。これからも、また指宿に来て、この人の話を聞いてみたいと思うような指宿ファンを増やしていかなければならないと思っております。

そのため、本市ではこれまでも体験型観光メニューの充実や、篤姫観光ガイド、山川まち歩きガイドなどの育成に努めてきたところでございます。また、先の宮ヶ浜地区では、自治公民館長を中心に提案公募型補助事業等にも取り組み、南薩地域巨木・古木マップなども作成し、ガイドも実施し始めていると伺っております。これに加えて、先月、民間主導による、たまらんプロジェクトが発足し、体験型観光メニューの充実、B級グルメ食の開発、そして、新しいまち歩きの開拓を三本柱として、観光商品開発に取り組んでおります。その中で、早速、先月から試行中ではありますが、指宿駅周辺を巡る、ゆうぐれ散策を実施しているところでございます。したがって、本市といたしましては、地域住民の皆様、あるいは民間の取組に感謝いたすとともに、これら一連の動きを他の地域にも働きかけ、新しい観光地の発掘が図られればよいというふうにご考えているところでございます。

それから、新幹線開業に向けて市の全体的な取組という部分でございました。来年3月に控えた九州新幹線鹿児島ルートの中線開業に向け、本市では、関係機関と連携して、誘客のためのPRや、受入れ態勢の整備など、観光客を呼び込むための様々な施策を展開してきているところでございます。このような中で、ホテル・旅館を含め、市内の各施設におきましては、もう一度来てみたいというリピーターを増やして、観光客の誘致を図ることが課題でありますけれども、このためには、施設の最前線で働く従業員一人一人のおもてなしの心を通じた受入れ態勢の整備が最も重要であると考えているところでございます。市の施設では、それぞれ個々の特色を生かして、受入れ態勢の強化に努めるとともに、職員の質の向上、意識改革を図っておりますが、今後は、接遇研修等に積極的に参加するなどして、より一層、利用者への気配りやサービス向上に努めてまいりたいと考えております。また、指宿市内観光施設等連絡協議会などを有効に活用して、各施設が情報を共有し、共通の意識を持つとともに、官民、さらには市民一体となって、新幹線全線開業に向け、積極的な姿勢で取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございます。

それから、祭りについてでございました。指宿温泉祭は、一昨年まで8月の第1土・日を中心に、10年ほど開催をしておりました。しかし、本来、温泉祭は湯権現を奉る祭りであり、元々秋に開催されていたため、青振連を中心とした若い皆さんが、伝統を取り戻したいということから、理事会で見直しを図り、実行委員会にて秋の時期に移行し開催するというところで協議決定されたところでございます。また、このほか、温泉の恵みに感謝するというところをもっと打ち出すため、あるいは、指宿の温泉にちなんだ祭りをするためには、8月では暑過ぎて適当でないとのことや、砂むし温泉の感謝ウィークも10月下旬に実施しているので、これらと連動した祭りにした方がよいという意見もございました。秋に実施したことにより、問題点や課題、要望等がございました。内容としましては、ハンヤの時に雨が降ったため寒く、参加者が体調を崩す心配があった。昼間のステージの観客が少なかった。花火と同じ日に神輿、ハンヤ踊りを行うなど工夫が必要などでございます。もちろん、開催時期の見直し

の要望もあったところです。そのような中、理事会におきまして、今年の温泉祭の開催時期を検討してまいりましたが、まだ1回しか実施していないため、本当にこの時期の開催が適当かどうか判断しにくいということもあり、昨年同様、今年も秋に開催するということになりました。しかし、来年度につきましては、今年の実施状況を踏まえ、更に検討を加えていきたいということでございます。以上でございます。

総務部長（渡瀬貴久） 水難事故について、これからの救助の在り方についてのご質問であります。本市の海岸線の延長は、瀬崎地区から開聞物袋地区までの約54.3kmあります。沿岸における水難事故対策につきましては、海上保安署や警察署、消防署など、関係機関と一体となって取り組んでいるところでありますが、今年度も鹿児島湾入口の指宿沖の海域で、度々救助が必要な水難が発生しております。こうした水難事故発生に備えた水難救助訓練につきましては、地元漁業協同組合員などで組織する水難救難所や関係機関が連携のもと、合併以降も4回ほど実施してきているところであります。田良岬周辺でも平成20年9月に海難救助訓練を実施しております。また、知林ヶ島への渡島者の安全につきましては、看板による注意喚起や知林ガイドによる安全確保に努めているところであります。しかしながら、田良岬周辺での水難事故が多く発生していることから、砂州の出現前の連絡会議や海洋レジャーシーズン前の訓練につきましては、海上保安署や水難救難所等の関係機関と連携して、定期的の実施してまいりたいと、そのように考えております。

市民生活部長（井元清八郎） 市内十二町丈六地区での、不用になった家電製品等の回収は、4月上旬、指宿地域の家庭に新聞の折り込み広告が入り、ご指摘の場所で4月中旬から8月下旬までに集められたものです。市としましては、4月下旬に、指宿保健所に駐在している鹿児島県産業廃棄物処理監視指導員とともに現場に出向き、聞き取り調査を行いましたところ、廃棄物の回収ではなく、有価物として回収し、そのまま海外に輸出するとのことでありました。解体等を行わず、有価物として回収している家電製品は、家電リサイクル法の規制対象とはなりません。市としましても適正に保管、搬出されるか注視している状況です。なお、この業者は、これまでも枕崎市、南さつま市、南九州市でも収集した実績があり、各自治体に問い合わせたところ、特に地域住民とトラブルになることもなく、回収した家電製品についても適正に搬出され、借用した土地についても、きれいに整地し返還されているとのことです。現在の本市の状況につきましては、集められた家電製品等は、7月から順次大型トラックで搬出されており、9月末までには搬出を終える見込みだと業者から聞いておりますので、引き続き注視してまいりたいと思っております。

21番議員（森時徳） 2回目に入ります。指宿駅から海岸へのアクセスについてお伺いいたしますが、計画のプランが何回も示されたり、話も出てきておりますが、その理由がなぜなのかと思うんですが、中央通り名店街の方々の意欲というものが足りないのかなと思ったりもするんですけど、全面的に改修となりますと、また時間もかかりますし、資金的な面もあ

りますので、現在の通りを変えられるところ、古くていいものは残して変えられるものから変えていく。そうして、そこに住んでいる住民の方がですね、商店街に入っていない方もだいぶたくさんいらっしゃるみたいで、最初、アーケードを造るときも、お金を出す理由がないということで出さなかった方もいたということも聞いておりますので、是非ですね、できる範囲からやっていただけたらどうかなと思うんですけれども、そのような整備の仕方について、いいんじゃないかと思うんですがどうでしょうか、お伺いいたします。

建設部長（吉永哲郎） 駅から海岸線までのアクセス道路につきましては、指宿港の海岸の整備により、その必要性はますます増してくるものだと認識をしております。今日まで、このアクセス道路の整備につきましては、いろんな形で提案、整備の手法の検討がなされたところでございますが、先般、国交省が海辺空間の整備方策検討委員会の報告の中でも、指宿港海岸に求められた機能、役割の提案ということで、2点だけ報告がなされております。まず、1点目につきましては、地域の人々や観光客の散策路としての回遊性の確保、それと、指宿駅から海岸への動線が背後にあることから、指宿港海岸の入口として空間機能の整備の報告がなされたところでございます。いずれにいたしましても、海岸整備が進むにつれまして、どうしてもこの動線というものが必要になっていきますので、この整備に併せながら、具体的にに向けて検討をしてみたいと思っております。

21番議員（森時徳） 検討したいということですから、いつになるかちょっと分かりませんが、海岸整備に併せてできるところからやっていただきたいと思います。税金を使っている計画プランを立てていきますけれども、そういうことのないようにですね、住民の方のそういう意識を高めてやっていただければありがたいと思います。

次に入ります。二反田川の橋の件について、ちょっとお伺いいたしますけれども、県の事業になると思っておりますが、障害が多くてできないのか、ちょっとはっきりしない。やる気があつたらできないことはないと思うんですけれども、今回、指宿港海岸の整備が決まりましたので、やはり、指宿市観光の浮揚のためには、絶対にあそこは必要じゃないかと思っております。昔の写真を見ても、観光ホテル付近から魚見岳がきれいに見えています。あそこまで行きたいなと思っても、あそこの橋で寸断され、遠回りして観光客の方も、また、八間道路の方に出て魚見岳に行ったりとか、不便を強いられているという状況もございまして、そこら辺をもうちょっと計画的にできないものか。是非ですね、これは進めてほしい事業だと市も思っていると思うんですよね。そこについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほども答弁申し上げましたけれども、しおかぜ街道を一本化し、魅力ある観光地として更にグレードアップするためにも、非常に重要かつ大事な場所であるというのは認識をいたしております。そういったことで、県の方とも協議を進めておりますけれども、事業実施にあたっては、予算部分とか、そしてまた、架橋を設置する橋脚の部分

の地権者との交渉とか、様々な要因がございますので、できるだけ早い時期に合意ができるように、今後とも頑張ってもらいたいと思っております。

2 1 番議員（森時徳） 是非ですね、海岸整備に併せてできるよう、頑張ってもらいたいと思います。それから、田良浜周辺の、先ほど観光スポットとして売り出してほしいということで、市長の方もスポーツ合宿などに力を入れたいということをお話しいただきましたが、スポーツ施設、野球場も大分古くて、あそこは風の影響でですね、昔はプロのキャンプもあったが無くなったりとか、あるいは、陸上競技場におきましては、道路より低いということで排水が悪く、それらも排水が悪いせいでしょうか、ゴール付近は、ちょっと雨が降ると水たまりができて、いろんな大会の時は係員の方が大変な思いをしているようでございます。スポーツ合宿をするにあたって、指宿は菜の花マラソンとか、それから、県の中学校・高校駅伝がありますので、是非、陸上競技場あたりから先に手をつけていただけたらどうかと思っております。陸上競技場におきましては、全天候型ができればいいんでしょうけれども、かさ上げしていただいて、指宿をマラソンのメッカ、陸上競技場のメッカとして整備すれば、スポーツ合宿の方もまた増えるんじゃないかと思っておりますが、それとですね、体育館のあれは、スポーツジムと言いますか、その施設がですね、全道具が古いということで、質問も何とかできないかということでございましたけれども、なかなかこれについても進まないようでございますけれども、それらを含めて総合的にですね、あの辺の体育館、陸上競技場、改築を早めに進めてほしいと思うんですが、それについては、個別についてはどうかということでお伺いしたいと思います。

教育部長（吹留賢良） 本市の社会体育施設は、現在24施設ございますが、その半数以上の施設が昭和50年代以前に整備されたもので、全体的に老朽化している現状でございます。これまで、これらの施設の維持補修を図りながら、市民のスポーツ・レクリエーション等の場として、その環境整備に努めてきたところでございます。しかしながら、既存施設の維持管理の在り方や老朽化等の問題もございますので、本市の社会体育施設の在り方について、総合的に検討しなければならない時期に来ていると考えております。このようなことから、マニフェストにございます地域振興・観光浮揚を主とした、スポーツ施設等の総合的な整備と合宿の誘致を推進するため、関係職員によるワーキンググループを設置し、既存施設や事業導入の在り方、スポーツ振興や合宿誘致など、あらゆる角度から検討を始めているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） 市長のマニフェストもありますし、市長も市民トークの間で強くこの問題について熱く語っているようでございます。是非ですね、そのような充実した施設を造ってほしいと思うんですが、以前、同僚議員からも多目的芝生広場ですか、などの新設もありましたけれども、なかなか具体化しません。ですから、野球場の改修もちょっとしていただきましたけど、野球場なんかも、あそこは場所的に悪いので、全体的な見直しの中で、野球

場はもう開闢か山川に造るとかですね、指宿は陸上のメッカとして陸上競技の施設でも充実するとか、いろんな面で総合的なことを考えて進めていただければと思っております。

それから、市長の方にお伺いしたいんですけども、休暇村の改築については、昨日、同僚議員の質問の中で、なくてはならない施設ということで答弁いただきました。私も校区公民館長と語る中でこの話が出まして、校区公民館としても、いろんなイベントなどをたくさん使っているわけです。子供たちのサッカーにしても、グラウンドゴルフとか、本当になくてはならない施設だということを経験している多くの市民の声として聞いていただいております。そこで、市長の方にお伺いしたいのは、休暇村の改築に併せて、そういうスポーツ施設になるようなものを造っていただけないかと思うところがございます。一つは、クロスカントリーとか、あるいは、休暇村は敷地が広いので、一周できるようなジョギングコースとか、あるいは、その芝生広場をもうちょっとグレードアップすれば、高校・大学生のサッカーの練習とかなんかで、合宿に来ていただけるんじゃないかということをおもっております。そのような改修についても、スポーツ施設を併せ持ったような施設にできないかということ、是非、改築に関して、市の方からも要望できないかと思っておりますけど、どうでしょうか。

市長（豊留悦男） ただいま、ご質問のありました件についてでございます。この夏、旧休暇村、知林ヶ島の入口のところでございますけれども、あの周辺の整備について、幾つか苦情もいただきました。草が伸び放題になっていて、知林ヶ島への渡島口としての、その環境というものについて、これでいいのかということもございました。そして、今、議員ご指摘のように、あの周辺では、子供たちがソフトを楽しんだり、サッカーをしたり、または、遠来の県外からの客が海辺で憩うような、そういう風景が昔あったのだけれども、このままでいいのかという、そのようないろいろな意見でございました。そして、休暇村指宿、この施設については、昨日もお答えしましたように、指宿市が昭和40年に誘致し、魚見岳や知林ヶ島を含む田良浜一帯の国立公園の景観や環境の保全、または、市民にとっても大変使い勝手のいい施設として、地域住民への憩いの場や各種スポーツ大会・イベント等の開催場所として提供されてきた経緯もでございます。また、大学や社会人等の合宿の拠点でもあったようでございます。さらに、地元の農産・畜産・水産等の地産地消の地元雇用の確保等にも貢献してきていただいております。そういうことを考えますと、休暇村という施設が、指宿にとってどういうもので、今後あるべきかということを経験的に考えながら、そして、休暇村の持つ独自の全国ネットの情報により、指宿をアピールすることも期待できますので、今後、休暇村指宿をどうすべきかということについては、官民一緒になって考えることが必要だろうと思っております。新聞報道等でもありましたように、休暇村の建替えが延期されたということがありました。地元の旅館業者、旅館組合、ホテル関係者と膝をつき合わせて話し合い、どのような形で、この休暇村を指宿に存続させるのかを含めて、地元の方々の同意を得ながら、

この休暇村の改築，または，この周辺の整備については，積極的に，と申しましていいのかもしれない。積極的に行っていかなければならないと考えているところでございます。

21番議員（森時徳） そのようなスポーツ施設も，市の財政も苦しいので，是非ですね，国，休暇村の資金的な面でやっていただければありがたいと思っております。また，休暇村だけじゃなくて，ほかのホテル・旅館なんかもスポーツ合宿を誘致して，お互いに共有して，施設を使っていただければいいんじゃないかと思っておりますので，どうかよろしく願いたします。

それから，魚見岳についてお伺いしたいんですが，ここはもう見晴らしもよく，観光スポットとして良い所で，前回は質問したことがあるんですけども，何かこう，観光スポットとして忘れられているような気もしますが，しかし，トイレも新しくなりまして，本当にありがたいことでございます。来年の秋に市民ボランティアの方なんか，森林学習ができるような森づくりと言いますか，山づくりと言いますか，それをやっていただけるということでございますので，子供たちですね，そういう森林，自然に触れ合う学習の場として積極的に市としても取り組んでいく考えはないか，ちょっとお伺いいたします。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり，魚見岳の頂上付近は従前から市民や観光客等の憩いの場として，そしてまた桜の名所として，昔は草スキー場とか，賑わいを見せておりました。現在でも観光スポットという位置づけではあって，眼下に知林ヶ島や指宿の市街地が一望できる絶景の地であり，また，春には桜の名所として広く親しまれている憩いの場所でもございます。議員が今おっしゃいました森林ボランティアの日でございますけれども，毎月9月の第3日曜日に，全国的に森林整備を体験する中で，森林の豊かな恵みを学ぶ活動が展開されております。本県では，鹿児島県森林ボランティア連絡会が主体となって，下刈りや間伐等の森林整備活動を行っていただいているところでございます。また，本市におきましては，平成22年度の指宿市提案公募型補助事業によりまして，NPO法人，縄文の森をつくる会の皆さんが，魚見岳市民の森整備計画を，来年9月に指宿地区で開催予定の森林ボランティアの日に向け，現在，森林内の下刈り等を行って，着々と，そういった準備に向けて協力をいただいているということでございます。今まで森林活動を体験をしたことのなかった皆さんが，その活動を通じて森林とふれあい，親しみながら森林を知る絶好の機会であるというふうにとらえていることから，この団体とも協力をしながら，市民へも積極的な参加をお願いしていきたいというふうにいるところであります。

21番議員（森時徳） 是非ですね，子供のそういう環境教育のために積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

次に，宿泊業者，交通機関との連携についてですが，ここんところ，ホテル・旅館業の皆さんの取組についてですね，商工会議所の広報などでも知りまして，受入体制に一生懸命，皆さんなっているようでございます。また，一昨日，会議所の方でも講演会がありまして，会

員の皆さんといろいろお話ししましたが、本当に意欲的に取り組んでいるようでございます。交通アクセスについても心配していましたが、是非ですね、これからはきめ細かな、そういう交通アクセスについての取組について頑張ってくださいと思います。それから、交通アクセスとかそういうのもですね、旅行に来る方は、インターネットでよく検索して、いろいろ調べて来るようでございますので、市のそういうネットにもきめ細かく載せて、時間表とか、料金なども載せていただければ、ありがたいかなと思いますのでよろしくをお願いします。

それから、新しい観光地の発掘はどうかということでお話ししましたが、いろいろ市としても頑張っているようでございますが、一昨日、商工会議所の会議の中で、東川竜太郎先生の講演会がありまして、そこでいろいろお聞きしたんですが、その先生の講演会の内容も、新幹線開業に向けた指宿市の取組ということで、いろいろお話しされたんですが、一つだけ紹介しますと、その中で、ジオパークについてのお話しもありました。7月の末だったと思いますが、ジオパークの見学、指宿市内を回るということで、私も湯権現から池田湖、それから池底、あちこちそういうスポットを回りまして、本当にですね、指宿は温泉に恵まれ、そしてまた火山地帯で、いかにして指宿はできているということがよく分かりまして、子供たちも、全体で40人くらいだったんですが、子供たちも25名くらいだったですかね、参加して、本当に素晴らしいジオパークの見学でありました。ジオパーク、ジオというのは先生の話によりますと、大地とか地球とかいう意味があるそうでございます。昨日の新聞でしたか、霧島連山がジオパークに登録されたということだったんですけども、あそこは山も高いし、1日で回るのは大変ですけども、指宿は1日で回るのに十分で、ちょうど回りやすい感じで、そういうのも利用していただければいいのではないかと思います。それから、NPO法人が先日、団体の方が会合をしたと聞いておりますが、そういうNPO法人の方と協力しながら、あるいはまた社会教育課と協力しながら、そのような売り出せる素材をこれからも積極的に掘り出して、行政としても観光スポットとして売り出してほしいんですが、それについてのご意見を聞かせていただきたいと思いますがどうでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 先ほども答弁申し上げましたけれども、これまであった観光スポット、そしてまた、これまで日の目を見なかったと言いますか、あまり知られていなかった観光スポット等を、たまらんプロジェクトの方でも三本柱の一つとして位置づけ、それらの開発に向けて日々取り組んでいただいているところでございます。そういった関係機関、観光協会やらたまらんプロジェクト、そういった団体とも連携しながら、更なる魅力を高めるための方策に向けて、市としても一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

21番議員（森時徳） 指宿には鰻のスメという珍しい、また温泉もありますので、鰻地区もまだまだ開発できる、そういう観光客を呼べる素材はたくさんあると思っておりますので、どうかよろしくお願いたしたいと思っております。

それから、市の施設について、先ほどご答弁いただきました。旧指宿市においてもそれぞれ頑張っているようでございますが、山川と開聞地区においては、新幹線開業についてどのような取組をしているかなという、ちょっと思ったもんですから、ちょっと一つお聞きしたいんですけども、どうしても観光客を迎えるとなったら、指宿市が中心になっているようでございますが、しかし、山川・開聞にも優れた観光スポットがありますが、その中で、市の施設としてどのような動きをしているか、あるいは住民の方の動きなどありましたら教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

山川支所長（岩崎三千夫） 先ほど市の施設等につきましては、産業振興部長が答弁いたしましたけれども、山川地域内におきまして、市の施設以外に県のフラワーパーク、九州電力の地熱発電所、長崎鼻パーキングガーデン等がございます。これらの施設等に、全線開業に向けて新しい計画等はないかお伺いいたしましたところ、フラワーパークでは、鹿児島県や県観光連盟が、日本一のおもてなし先進県を目指していることから、この10月に職員の研修会を計画しているので、再度接客についての研修会を行い、利用者への気配りやサービス向上に努めていきたいということでございました。また、菜の花商工会では、全線開業に向けた特産品開発の支援や、観光サービス振興事業として、今年4月に会員からの要望で、接客・接客についての研修会を開催したとのことでございまして、今後もいろいろな機会をとらえて研修していきたいというようなことでした。また、山川まち歩きガイドでは、発足時にも取材を受けましたNHK福岡放送局から、今年の11月22日に再度取材を受けることが決まっております。福岡放送局で山川・根占フェリーの再開促進や、観光指宿のPRをしていきたいというようなことでもございました。山川支所といたしましても、指宿においでいただいたお客様が気持ちよく観光していただけるよう、高齢者クラブ等の各種団体や地域の方々と一緒になって、山川地域に四季折々の花の植栽を行い、観光客を温かく迎えてまいります。また、多くの観光客が来ることによって、支所の窓口への問い合わせや電話等の問い合わせが多くなると予想されますので、職員の接客についても再度研修を行っていきたいというふうに考えております。

開聞支所長（中間竜郎） 引き続きまして、開聞地域における受入体制はということでございます。開聞地域における観光関連の民間事業所団体などにお聞きしましたところ、観光関連の民間事業者につきましては、現在、社内会議においても検討がなされているようでございますけれども、まだ具体的なプランについて確定されたものはなく、公表するまでには至っていないということでございます。それと、開聞地域におきましては、現在、開聞岳ガイドクラブが開聞岳登山への安全な登山指導や、観光浮揚への協力推進などを目的に活動しておりますが、このほかに、開聞地域においても、まち歩きを目的とした観光ガイドの発足が待たれておりました。この会の発足につきましては、現在、開聞校区公民館の市民講座におきまして歴史講座が開設され、15名の方が受講されております。この受講生を中心に発足に

向け、取り組みがなされているようでございます。できるだけ早い時期に、この会が発足いたしまして、数多くの史跡・文化財が点在します開聞地域の、そこに伝わる歴史や物語などを、おもてなしの心で案内できたらなあというふうに期待しているところでございます。また、開聞支所におきまして、観光客からの問い合わせ等が多くなることが予想されることから、電話や窓口での対応等について、自主研修等を開催し、また、現在、職員向けの指宿市内の観光スポットだけではなく、南薩地域の観光スポットも案内できるマニュアルの作成中でありまして、今後も新幹線開業に向けては、積極的にサービス向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

21番議員（森時徳） それぞれのまちで一生懸命、民間の方、あるいは行政の方、一生懸命やられているようでございます。山川におきましては、山川の鯉節は昔から家内工業的と言いますか、そういうところもありますし、また、去年は琉球との400年事業の会がありまして、それも盛大に行われました。その遺跡もたくさん残っているようでございます。地元の方は、ちょっと分からないかもしれませんが、私なんか山川の福元に行きますと、あの墓を見ますとですね、あの墓は中国、琉球の影響を受けた墓だと、いつもそう思うところでございます。また、あそこに琉球人墓もあつたりとか、そういうつながり、あるいは利右衛門の芋のつながりとかですね、観光客にとっては、本当に魅力的な施設もたくさん残っているようでございますので、どうか地元の方と一緒に盛上げていただければと思います。また、開聞におかれましてはいろんな施設がありますし、玉ノ井ですかね、あるいは開聞神社の前に日露戦争の時の凱旋門もあるようでございます。そういう私なんか知らない施設もいろいろあるようでございますので、積極的にPRしていただき、観光客の方に喜んでいただければと思っております。

産業振興部長にお聞きしたいのですが、沖縄なんかに行きますと、よく琉球の地元の踊りをいろんな施設で見せているわけですが、指宿においても、そういう観光客の多い時期に地元の郷土芸能、先日は開聞でも郷土芸能の発表会があったようでございますが、それぞれの地域の郷土芸能を観光シーズンにおいて皆さんに披露するとか、指宿においては人の集まる砂むしとか、山川は活お海道とか、開聞においてはそうめん流しの付近でそのような芸能の紹介とか、そういうのもできないものか。山川においては山川の琉球傘踊りですか、それも見ましたが、観光客が見たら喜びそうなそういう郷土芸能がありますけれども、新幹線開業に併せて、そういうことも地元の方の協力をもらってできないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興部長（吉井敏和） 新幹線を利用して、指宿を訪れたお客様をどのようにおもてなしをするかということにつきましては、九州新幹線対策の中でも大きなテーマの一つでございます。また、その対策に向けて官民上げて取り組んでいるところでもございます。本市においても、観光協会では、誘客対策特別委員会の中に、九州新幹線全線開業対策特別委員会を

設け、二次交通体系の整備や観光ガイドの整備と、その具体策を検討しているところがございます。指宿を訪れた観光客に郷土芸能などの披露による歓迎につきましては、国内各地の旅館・ホテルなどの宿泊施設におきましても、その地域を代表する芸能が団体客に披露される事例が多く見受けられているようでございます。そういった中、指宿の代表的な芸能と言いますと、これまで南国のイメージ、特に、ハワイを意識した取組がなされてきたところがございます。また、本年開催しましたフラフェスタの参加者が、2,500人を超えましたことなどからも、フラダンスのイメージが定着をしてきているのではないかというふうに思っているところがございます。このようなことから、九州新幹線全線開業対策特別委員会における誘客対策の中で、指宿駅における指宿らしさという雰囲気づくりを念頭に、南国的なアロハのBGによる演出や、夏場のフラによる歓迎が検討されているとお聞きしております。いずれにしても、どのような芸能をどのような場所で、どのタイミングで行えば最も観光客に喜ばれ、また、南国指宿を印象づけることができるかということが非常に重要ではないかというふうに考えております。今後も観光協会と一体となって、それらの歓迎についても検討してまいりたいというふうに考えております。

21番議員（森時徳） 次に入ります。水難事故があって、いろいろそういう予防的なこともやっていただいているような話を先ほどいただきました。どうでしょうか、消防署でもジェットスキーを購入するとか、あるいは消防団の方もですね、船を持っている方がたくさんいますので、こういう方に協力をもらいながら、これからの防止策を立ててほしいと思います。それから、シルバー人材センターの方に潮の干満の時も立ってもらって、そのような防止策も必要じゃないかと思っているんですが、どうでしょうか、そのような対策については。

総務部長（渡瀬貴久） 救助艇、水上オートバイの導入についてでありますけれども、水上オートバイは、推進力としてウォータージェット推進システムを用いて、ハンドルバーの操作と操縦者との身体バランスにより操縦するもので、一人乗りと二人・三人・四人乗りの2種類があります。機動力と入手の容易さから、海洋レジャー等に普及しているところでありますけれども、その構造及び力学的な特性から、他の乗物にない転倒するなどの危険性を含んでおりまして、救助等においても二次的な事故発生が懸念されますことから、水上オートバイによる救助艇導入につきましては考えていないところでございます。

それから、救助船につきましては、消防団員もたくさん遊漁船等を持っている、それらを利用したらどうかというようなご質問だろうと思いますが、救助船につきましては、漁協所属の組合員を水難救難所所員として登録し、水難救助の際、ご協力をいただくようになっております。田良岬周辺でしばしば海難事故で救助をしていただいている元消防団の副団長の方も、この水難救難所の所員でございます。本市周辺海域の海上における水難に関しましては、この水難救難所による救助活動でありまして、消火活動や風水害・地震など、災害時の救助救出活動、それから避難誘導、災害防御活動にあたることを目的とする消防団の活動とは異

なっております。したがって、水難救難所登録以外の遊漁船の海上での救助活動の利用につきましては、消防団員等の安全確保や二次災害等を考慮いたしまして、考えてはいないところでございます。

なお、シルバー人材センターの方等につきましても、田良岬のところで安全の確保ということで、現在、お願いをしているところでございます。

2 1 番議員（森時徳） あそこは複雑な潮の流れで、私もよく行くんですが、本当に危ないところでございますので、これからは事故防止策についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっと教育長にお聞きするのは気の毒な面もあるんですけども、今回の事故については教育委員会も肝をつぶしたと思うんですが、事故後の対応もそれぞれなさったと思うんですが、子供たちの事故防止対策を含め、今回の件に対しての教育長のコメントがありましたら、ひとつお聞きしたいと思います。

教育長（田中民也） まずもって、今回の水難救助に関しまして、指宿海上保安署、指宿消防組合、そして警察署等々、関係機関、それに海上タクシーを含めました民間の方々、関係者の皆様方の適切なご配慮により、迅速、かつ適切な救助ができましたことに、心から厚くお礼をこの場を借りまして申し上げます。併せまして、皆様方に大変ご心配をおかけいたしましたことに、深くおわびを申し上げたいと存じます。生徒たちは事故の後、お世話になりました海上保安署、消防署等々、保護者同伴で、お世話になりましたことを、感謝のこぼを述べに出向きまして、猛省をし、そして現在、元気に学校生活を送っている状況でございます。教育委員会といたしましては、この水難事故を含めまして、交通事故等々、いろいろな取組をし、お願ひもしてまいりました。5月だったと思いますが、指宿警察署、海上保安署、そして、指宿消防組合、関係の市役所の各課、そして、学校長、PTA会長等で構成いたします児童生徒交通水難防止対策連絡会を開催したり、そしてまた、私ども教育委員会といたしましては、6月に水難防止に対する協調運動の学校として実施するように通知分を出すなりいたしまして、保護者の方々、地域の方々のお力をいただきながら、一体となった事故の防止に取組がなされたところでございます。具体的には、夏休みに海岸付近に遊泳禁止の旗を立てたり、いろいろな取組がなされたところでございます。おかげさまで、夏休みに、幼稚園、小学校、中学校におきましては、1件の水難事故も起きなかったと、こういうことで大変この取組が功を奏したと感謝しているところでございます。高等学校におきまして、今回このような事故が起きましたけど、私は、事故が起きました時に、この事故は大波が来て、そして、足を取られて、仕方のない事故だったというような認識に立つのでなく、危険を予知しておれば防げた事故であるというふうに認識しているところでございます。高校生において、予知能力が十分でなかったということを考えました時に、小学校、中学校におきます危険予知訓練、つまりKYTとっておりますけど、この繰り返しの指導が徹底していなかったと反省し、私の責任を感じているところでございます。高等学校におきましても、これく

らひはまさかするはずがないとか、これぐらいのことは分かるだろうというような漫然とした先入観を持った生徒指導ではなくて、臨場感を持って、危機意識を持って、生徒の実態に立った安全指導をするように学校長に指示をしたところです。今後とも、教育委員会といたしましては、今回の事故を教訓に安全指導はもちろんのこと、すべての交通事故を含めまして、安全の確保に懸命に取り組んでいきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時03分

再開 午前 11時10分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領進議員。

8番議員（新宮領進） 皆さん、こんにちは。通告をしておりますので、質問をさせていただきます。

今、地方の自立が叫ばれる中、自治体には時代や環境の変化に対応しながら、それぞれの地域の特色を生かした独自のまちづくりが求められております。一方、地方の景気はいまだ不透明な状況にあり、依然、厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用し、仕事を進めなければならないという現実であります。指宿市では、平成20年3月に第一次指宿市総合振興計画を、平成22年1月には、行財政に対する第二次指宿市集中改革プランを策定して、その推進に取り組んでおります。自主・自立の行政体、市民との協働の住民自治を実現して、市民の求める行政ニーズを提供するために、地域の実情を一番知っている私たちが自らの責任と判断でまちづくりを進めていかなければなりません。今日は、そのような観点から第一次指宿市総合振興計画と行財政について質問をいたします。

まず、総合振興計画の1点目、市長は、第一次総合振興計画をどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。2点目に、実現、実行するための基本的な考え方を教えてください。3点目に、どのようなことに重点を置いて推進していくんですか。4点目に、基本計画の進捗、経過はどのようになっているのでしょうか。

次に、行財政集中改革プランでございますが、1点目に、今後の財政運営はどのようになるのか。2点目は、財政健全化への考え方はどのように考えられるか。3点目に、歳入確保策についてはどのように考えていらっしゃるのか。4点目に、歳出抑制策についてはどのような考え方を考えていらっしゃるのか。

以上、お尋ねをいたしまして最初の質問といたします。

市長（豊留悦男） ご質問をいただきました第一次指宿市総合振興計画をどのようにとらえるかという件についてでございます。

第一次指宿市総合振興計画は、地方自治法に規定された、その地域における総合的かつ計

画的な行政の運営を図るための基本構想を定めたものでございます。本市の総合振興計画は、新市建設計画との整合性を図りながら、幅広い市民の参画・協働を得て策定されており、計画期間は、平成20年度を初年度とする平成27年度までの8年間となっております。幸い、私は、学校教育課長として在職時に直接この振興計画の策定にもかかわってまいりました。市民参画のもと、指宿市の目指すべき方向について論議し、策定された経緯も熟知しておりますので、最上位の計画と認識しているところでございます。今後もそういう認識のもと、計画実現のため、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを基本理念に、各種施策を推進していかなければならないと考えております。

また、この振興計画を実現、実行するための基本的な考え方についてでございます。振興計画の実現のためには、基本理念であります、豊かな資源が織りなす食と健康のまちに沿った速やかな計画の実行が必要であろうと考えております。また、各種施策を実行する段階では、市民と行政が、変える、変わる勇気を持って、共生・協働のもとに知恵を絞り、推進していかなければなりません。総合振興計画の目指すべき方向については、私がマニフェストで申し上げております、地域連携、相互信頼、生活者重視等と、基本的には同じ考え方でございます。また、このような考え方のもと、行財政やコミュニティー・協働といった分野についても、総合振興計画をもとにマニフェストに反映させたところでございます。財政状況は厳しいものの、今後も、限られた財源の中で、総合振興計画を推進していくことに全力を傾注してまいりたいと思っております。

次に、行財政集中改革プランについてでございます。今後の財政運営はどのようになるのかとのお尋ねでございますが、国の三位一体改革による地方交付税の削減や、世界的規模の経済不況に伴う国内の不景気等により、本市はもとより、地方公共団体の財政は、厳しい状況が続いております。そのような中、国が臨時的に行った地方交付税の上乗せ配分や緊急的に行った臨時交付金の措置等もあって、本市の財政状況は一時的には好転してはおりますが、これは、国が経済対策を優先するため、財政再建問題を一時的に先送りしていることによるものでございます。国は今後、財政運営戦略を踏まえた新成長戦略の推進により、国・地方共通の重要な課題である財政健全化に向け、強い経済を実現し、経済成長による税収増を図るとともに、地方の行財政改革に積極的に取り組むとしております。また、平成23年度につきましては、地方の財政運営に必要となる一般財源総額を、22年度の水準を下回らないような形で確保するとはしておりますが、今後の経済状況や国の地方財政計画の先行きは、依然不透明なものでございます。今後も、景気後退に伴い、国税及び市税等収入の伸びは期待できないところであり、本市の大きな歳入割合を占める地方交付税も、合併支援措置等の段階的終了等により減額されることが予想されております。したがって、本市の財政運営は、依然として厳しい状況が続くものと予測しているところでございます。

以下、関係部長に答弁をさせます。

総務部長（渡瀬貴久） 第一次指宿市総合振興計画について、どのようなことに重点を置いて推進していくのかとのご質問でございますが、来春の九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業を契機に、東アジアを中心とする中国などからの観光客の増加が期待されていることから、人的交流を促進し、誘客を図ることが大変重要と考えております。併せまして、豊かな資源に恵まれた指宿の核となる産業は、何と云っても農林水産業であります。その発展こそが、指宿市の活性化につながります。安定した収入が得られ、若者にも魅力あるこれらの産業の育成に取り組んでまいりたいと考えております。また、事業の実施につきましては、公益性、公共性、必要性、有効性等の観点から、施策別事業優先度評価調書等に基づき、評価分析や外部評価を行い、重点的に取組み、最少の経費で最大の効果をという地方自治の本旨に基づいて、諸施策の実現に向けて推進してまいりたいと考えております。

次に、基本計画の進捗、経過についてのご質問でございます。総合振興計画には、基本構想をもとに、その目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化した64の基本計画があります。その中から幾つかを上げますと、まず、協働による環境負荷の少ないまちづくりの分野では、知林ヶ島利用計画の推進による自然公園の整備として、遊歩道や展望台、チリンズベル等を整備いたしました。観光ロードの創出の分野では、宮ヶ浜吹越線の整備と植栽が完了しております。情報通信基盤の整備の分野では、ブロードバンドが利用できなかった池田・利永交換局内において、利用できる環境が整備されました。持続可能な資源循環型のまちづくりの分野では、管理型最終処分場について、住民説明会も終わり、整備に向けた計画が着々と進んでいるところでございます。また、地域素材の提供体制づくりの分野では、九州新幹線全線開業を控え、観光協会や商工会議所が一体となり、温たまらん井やソラマメスイーツ等の商品開発や販路拡大を推進しております。このほかにも基本計画に沿って様々な事業を実施しておりますが、今後とも、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、適切な基本計画の実施・進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、行財政集中改革プランについて、その財政健全化の考え方についてのご質問でございます。財政健全化の考え方については、現在の本市の財政状況は、行政改革大綱及び第一次集中改革プランに基づき、行財政改革を積極的に取り組んできたことから、一定の成果を上げ、少しずつではありますが、改善が図られているものと思っております。今後、人口の減少や長引く景気低迷等に伴い、市税等収入は伸び悩み、合併支援措置等の終息に伴う地方交付税の減額等も想定される中で、第一次総合振興計画に掲げた行政課題に、柔軟に対応していく必要があります。したがって、今後も、歳入に見合った歳出構造への転換、経常収支比率の改善、将来の財政負担に備えた基金の確保、起債残高の減少を図っていく必要があるところでございます。そのために、第二次集中改革プランに基づき、あらゆる角度から事業評価を行い、スクラップ・アンド・ビルドと事業重点化の徹底を更に推進するなど、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それから、第二次集中改革プランの歳入確保策についてでございます。第二次集中改革プランにおける歳入確保に向けた取組の内容といたしましては、前年度を上回る市税徴収率の確保や、受益者負担の公平化・適正化の観点に基づく、使用料・手数料の見直しや、可燃・不燃ごみ袋販売価格の見直しなど、及び未利用財産の処分等々で、それぞれの改善目標額を設け、今後、積極的に取り組んでいくこととしております。

続きまして、第二次集中改革プランの歳出抑制策についてでございます。第二次集中改革プランでは、歳出抑制に向けた取組の主な内容として、組織機構の見直し等による職員削減や、償還元金を上回らない市債借入額の抑制、効率的な公共事業発注方式の導入、扶助費に計上されている上乘せ補助事業の見直し、及び施策別事業優先度評価に基づく事務事業の見直し等を掲げているところであります。歳入確保策及び歳出抑制策の取組につきましては、同プランの年度別取組計画に基づき、着実に進めていきたいと考えております。なお、取組の進捗状況につきましても、広く市民の皆様方にも周知して、ご理解を賜りたいと、そのように考えております。

8番議員（新宮領進） 私は今、議員選出の監査委員ということで、定期監査時にも指摘事項や、あるいはまた、講評等でのご指摘をしたりしております。それでまた、四半期ごとに市長に報告をされているというようなことで、今日の質問、重複するところがあるかもしれませんが、どうかご理解を賜りたいというふうに思います。

まず、この総合振興計画でございますけれども、多くの市民からご意見やご提言をいただいて策定をされた計画であります。指宿市の羅針盤というか、今よく言われる、正に成長戦略ということでもあろうかというふうに私自身は思っております。先ほどの答弁でも、本市の最上位の計画であると、そのように認識をされておるということでございましたけれども、この計画と合併前に計画をされた新市建設計画との整合性というか、そういうことから言っても、3地域均衡ある発展、均衡ある事業の推進が望まれているのではないかというふうに思っております。ここについては、市長はどのようにお考えでしょうかお尋ねをいたしたいと思えます。

市長（豊留悦男） 本市の総合振興計画は、新市建設計画との整合性を図りながら策定しておりますので、新市全体の均衡ある発展等にかかることは重要であると考えております。これにつきましては、これまでに旧3市町に関する事業として、指宿地域では、来春の九州新幹線全線開業を控え、指宿駅前の景観整備を行い、新市の観光イメージが図られつつあります。また、山川地域においては、水産業振興の拠点となる、活お海道を整備し、開聞地域においては、唐船峡の修景整備やレジャーセンターの維持補修等を行い、地場産業の振興と地域活性化に寄与してきたところです。この他、旧3市町におきまして、それぞれ地域の特性に併せ事業を実施しているところでございますが、観光や農林水産業、各地域の様々なイベントをとおして、それぞれの特色を融和させ、より一体感を醸成しながら発展させていきたいと

思います。

8 番議員（新宮領進） 今、ご答弁をいただきましたけれども、どこをどうしたということも大変重要でありますけれども、その地域が合併前とどう変わったかというのが極めて重要だろうというふうに思っております。私はこのことですね、市長も副市長も大変お忙しい身でしょうけれども、たまには時間をつくって、公務でも結構、あるいはプライベートでも結構ですけれども、特に、開聞・山川の方に足を運んでいただいて、地域を見ていただく。そうしますと、見たり聞いたり感じたり、その辺でその地域の良くなったのか、悪くなったのかということも、感じるのではないかと思いますし、また、先ほども事業の優先度のことも言われておりますけれども、最重要優先事業というのもそこにあるかもしれませんし、新しい事業も考えつくのではないかというふうに思っておりますので、このことについては、是非、実行していただきますように、私の方からも期待を寄せておきたいと存じます。

それと、この総合振興計画は、どちらかというと、指宿市から市民へのマニフェスト、公約みたいなものではないかというふうに思っております。当然、市民の協力がないと実現推進は不可能ということも先ほどおっしゃってございましたけれども、市民へのこの計画の周知はされておるのかどうかお伺いいたします。

総務部長（渡瀬貴久） 市民への周知につきましては、平成20年3月に第一次総合振興計画が策定され、その後、市のホームページへの掲載、各家庭への概要版の配布など、周知を行ったところでございます。その後も、毎年広報紙4月号におきまして、当初予算の概要を掲載する際に、総合振興計画の基本目標ごとに事業を整備し、その概要や予算規模等をお知らせしているところであります。また、各地域審議会委員には、年度ごとの新市建設計画の進捗状況等をご説明申し上げているところでもあります。総合振興計画の中では、基本計画に、情報の積極的な提供と活用が掲載されております。今後も、情報公開を進めることは、市民との共生・協働を進める上で不可欠なものと考えているところであります。

8 番議員（新宮領進） 担当課においては、お聞きしますと、この冊子の部分、これでございますけれども、1,400部ほど作成をされて、地域の主な諸団体等にも配布をしてある。市政嘱託員にも配布をしたということでございます。ダイジェスト版については、1万8,500部作成をして、ほぼ全戸に配布をしている、そのような周知をされているということでございますけれども、そのことにつきましては、担当課に対して敬意を表したいというふうに思います。ただ、市民の啓発、これに期待をするものでございますけれども、その辺が市民としては少し足りないのかなというふうな思いもございます。是非、このことについての市民への啓発は、これからも努力していただきたいと、このようをお願いをしておきたいと存じます。

それから、これだけ重要な計画なのに、私が見ている限り、職員全体の遂行意識がほとんど感じられない。そのことについては、方向性が定まっていないということもありませんけれども、やっぱり職員の皆さん方がこげんすつど、あげんすつどと、何とかすつと、そ

のような先頭に立ってですね、動きがあれば、市民の啓発も生まれてくるのではないかと思います。そういうことは、市民も奮い立つ、市民が職員を認める、そういう流れになってくるのではないかなと、そのように思います。そのためには、職員の遂行意識が重要であると思いますけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 総合振興計画は、行政の各種計画や施策の基本で、最上位の計画であることから、施策別事業優先度評価調書や過疎計画の策定にあたりまして、総合振興計画の基本計画との関連づけ、位置づけを職員に確認させているところであります。このような作業を進める中で、本市の職員は、常に使命感を持って計画実現のため職務に精励していると、そのように認識しております。今後も、更に市民が主役、市民参加、信頼、透明性、公平・公正などの感覚も取り入れながら、職務に専念するものと確信しております。

8 番議員（新宮領進） 現在、職員がやっている業務もすべて総合振興計画に基づいておるものと言われればそのとおりだと思いますけれども、やっぱり、ここについてはですね、トップのリーダーシップが重要であろうというふうに思いますし、市長自身のリーダーシップについては、後もって時間があれば、また問うてみたいというふうに思っております。

大変多岐にわたっての計画でありますので、しかも限られた期間の中で事業を進めていかななくてはならないわけでございます。そのためには、やはり、年度ごとの実施目標というのが大変重要ではないかなと思いますけれども、その辺については、どのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 本市の将来都市像であります、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現するため、施策の具体的内容を部門別に体系化した64の基本計画があります。また、第一次総合振興計画の計画期間は、新市建設計画の計画期間終了年度であります平成27年度までの8年間となっておりますので、過疎計画を策定のうえ、総合振興計画を進捗管理をしながら推進しているところでございます。

8 番議員（新宮領進） この総合振興計画の中身を見てますとですね、推進します、進めます、努めます、行います、目指しますというような約束がされておるんですよ。私が思うに、できたら、できているもの、できるもの、進行中のもの、どうしてもできないものというのが当然あるかなと思いますけれども、このようなものを検証チェックする必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その進行管理はどのようになっていらっしゃるんですか、ご答弁をいただきたい。

総務部長（渡瀬貴久） 総合振興計画の実現のためには、基本理念に沿った速やかな計画の実現が必要であろうと考えております。そのためにも、行財政改革は喫緊の課題であり、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に行っていく必要があります。このような考え方のもと、総合振興計画の実施にあたっては、過疎計画や、施策別事業優先度評価調書を活用し、予算の妥当性や事業成果等を判定、そして、事業仕分けや評価等まで行えるような進行管理シス

テムの構築を進めつつあります。今後もこのような進行管理システムの構築を行いながら、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて推進してまいりたいと考えております。

8 番議員（新宮領進） すべての計画が実行できれば一番いいんでしょうけれども、先ほどから言うように、すべてが財源の伴う事業ばかりなんです。昨日から聞いていまして、市長の口からは、財源、財源と、ほとんどそういうことが聞かれるわけでございますけれども、どうしてもこの財源を作っていかなければならない。それこそ、財源がなければできたひっこよということになっていくんじゃないかと思っておりますけれども、本市の一番最上位の計画書という位置付けと、先ほど市長も申されておりますし、将来に向けての、それこそ、大事な大事な計画書であろうと思うところでございます。もう既に計画書が作成されてから2年ほど経っておりますし、当然、その成果はあるというふうに思っておりますけれども、あと2年すると、後期の計画もまた作成をしなければならぬ、そのような予定になっているようでございますけれども、是非ですね、官民一体となった取組で、この総合振興計画を中心にした様々な取組をやっていただきますことを期待をしておきたいと思っております。その財源はどうするのかということで、行財政に対する通告もしてありますので、続けてまいりたいと思っております。

財政運営につきましては、今後も市税等収入も期待できない、地方交付税も合併支援措置等の段階的な終了により、減額されることによって、依然と厳しい状況が続くであろうというご答弁をいただきましたけれども、この財源、財政についてですね、市民の関心ごとって何だと思えますか。やはり、この市民の納めた、払った税金がどのように使われているかということ。有効に使われているのかということ。併せて、指宿市には借金がどのくらいあるんだろうと。その借金を返していけるんだろうか。あるいは、貯金がどれだけあるのかなと。そういうことであります。そういうことで、今日は、まず、この借金であります市債の方からお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、21年度末で市債総額298億円あるということございまして、そのうち、一般会計が242億円の市債であります。今後の市債の動向についてはどのように考えられるのか、お答えをいただきたい。

総務部長（渡瀬貴久） 今後の市債残高の動向でありますけれども、これまで、起債残高の抑制を図るため、新規発行の起債額を償還元金の返した金額の範囲内において抑制してきていますと、そういうことを続けておりますので、起債残高は年々減少しているところであります。平成22年度の予算編成におきましても、新規の市債発行額を償還元金として予算計上いたしました24億6,000万円を下回る24億5,000万円に抑制したところでございます。市債の借入額についても、事業費の抑制を抑えることで抑制しておりますので、今後、第二次集中改革プランでも、引き続き新規発行の起債額を償還元金の範囲内に抑制すると、そのような姿勢を貫いてまいりますから、市債残高は減少していくというふうに見込んでおります。

8 番議員（新宮領進） それから、併せてですね、公債費、借金返済ですが、21年度の元利償還は30億7,500万、本年度も28億7,000万が予定をされておりますけれども、この公債費の今

後の推移はどのようにお考えなのか教えてください。

総務部長（渡瀬貴久） 今後の公債費の推移についてであります。第二次集中改革プランに基づき、新規発行の起債額を、先ほども申しましたとおり、償還元金の範囲内に抑制するという方向性で進めてまいりますので、また、公債費の平準化を図るための借入期間の見直しも行うこととしております。このようなことから、公債費は、平成24年度までは減少する見込みでございます。しかしながら、平成25年度以降は、合併まちづくり基金造成に活用した合併特例債の本格的な元金償還などが始まることもありまして、平成25年度以降、増加に転じる見込みであります。なお、基金造成に活用いたしました合併特例債は、元利償還額の70%が交付税措置される有利な起債ではありますが、やはり、借金には変わりはありませんので、今後の公債費の推移に反映していくことになるわけでございます。

8 番議員（新宮領進） 年度ごとに公債費も抑制していくということで、大変いいことでありますけれども、また25年度から増えていくんだということございまして、特に、この財政については注視していく必要があるんじゃないかと思えます。21年度の元利償還金が30億7,500万、うちですね、4億2,000万が利息、利子なんです、利子。この重みを絶対自覚をしていただきたい。10年間だと、市税と、1年間の市税と匹敵するぐらいの何にも使えない、これを市債で借り入れて事業がたくさんしているんでしょうけれども、それこそ、利息がこれだけの莫大な金額になっていくということは、是非、職員の皆さん方も少しでも認識をしていただきたいなあとというふうに思っております。今後も市債を減らしていくことについては、全力で努力をしていただきたいと、このように思います。

それとですね、次は預金であります。要するに基金であります。昨日から市長もよく言われております、緊急の場合に大変重要な基金である、この財政調整に可能な基金残高は、21年度末で8億2,800万円であります。そのうちの主となる財政調整基金が6億2,000万の基金高であるところでございますけれども、この基金の今後の動向については、どのように考えられるのかお答えいただきたいと思えます。

総務部長（渡瀬貴久） 財政調整基金の今後の動向についてであります。平成21年度末現在の基金残高は約6億2,000万円でしたが、市が一般財源で措置することとしておりました施設維持費等の財源といたしまして、国が緊急的に行いました臨時交付金を措置できたこともございまして、決算剰余金の処分として、4億円を財政調整基金に積立てましたので、本年9月補正予算後の財政調整基金の基金残高は約9億7,000万円となっているところであります。しかしながら、県内の19市や類似団体の基金の状況と比較いたしますと、非常に少ない額となっております。そのようなことから、災害時等の不測の事態や、将来の財政負担に備えて、平成24年度末までには、平成21年度末の基金残高6億2,000万円の倍増を目標に努めたいと、そのように考えております。現在、合併まちづくり基金の計画的な造成や減債基金及び公共施設整備基金の増額にも努めているところでもありますが、この取組も先ほど財政調整基金の

倍増に努めたいと申し上げました、そのような考え方にに基づき実施しているものでございます。

8 番議員（新宮領進） 基金の大体理想とする預金高は、一般会計の10%というから、約20億ぐらいなんでしょうけれども、9月補正では減債基金に1億7,800万、公共施設整備基金に1億円という積み増しができましたことは、職員の努力のたまものであるということで、少しでも、今後増やしていくように努力をしていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

それと、財政の健全化を見る4指標のことでございますけれども、これまでどおり基準以下の数値を維持できるのかということをお教えいただきたいと思っております。

総務部長（渡瀬貴久） 財政健全化の四つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、歳入・歳出が赤字とならない以上は発生いたしませんので、今後も維持できるものと考えております。また、実質公債比率につきましては、現在、繰上償還や新規発行の起債抑制など公債費の抑制を図っておりますので、今後も維持できるものというふうに考えております。将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率ということですが、現在、将来負担額となる地方債残高が順調に減ってきておりますし、負担額から控除いたします充当可能基金の現在残高も少しずつ増加していること等から、今後も維持できるものと考えております。

8 番議員（新宮領進） この数値でありますけれども、経常的経費に経常的一般財源がどれだけ使われているか、これを表す経常収支比率でありますけれども、21年度末で94.7%ということをお聞きしておりますし、2・3年前と比較をしますと大きく改善されたんだなあと、その理由はともかくとしてですね、大変評価できるものであるというふうに思っております。後、この健全化を表す指標の中で、公債費負担比率、一般財源総額に対する公債費の割合が20%であると、起債制限比率、地方債の発行を制限するための指標で、標準財政規模に対する公債費の割合が14.0%、ここらもクリアをしているということは大変いいことであるなというふうに思うんでありますけれども、財政力指数にいたしましては、基準財政需用額に対する収入額が0.40%、ここは2・3年、変わっておりませんが、こういう数字が改善できるようにですね、今後もしっかりと努力をしていただきますようお願いしておきます。このことについてはもう質問をしません。

それから、気になるところでございますけれども、将来負担比率、これが総務省から問われている数字でございますけれども、標準財政規模に対する将来負担額の割合であります。先行不透明なこの将来負担額は地方債の部分だけではなくて、将来支払いが必要となる可能性の高い、いわゆる借金的なものも含まれるということでもありますけれども、この将来の負担額がこれから財政にどのような影響を及ぼすのか、影響はないのかお聞かせをいただきたいと思っております。

総務部長（渡瀬貴久） 将来負担額は、地方債の残高や退職手当の負担見込額、また、土地開

発公社などの負債額等に対する負担見込額など、市が将来負担する見込額の総額であります。平成21年度決算に基づく将来負担額は、約334億5,000万円ですが、平成20年度と比較いたしますと、6億2,000万円ほどの減額となっているところであります。今後も交付税措置のある地方債の活用と地方債残高の抑制、さらに、組織機構の見直しに伴う職員数の削減、また、公共下水道に対する繰出基準の見直しによる繰出額の抑制などを図ってまいりますので、将来負担額の減少に努められるものと、そのように思っております。

8 番議員（新宮領進） 財政健全化、本市にとっては極めて重要であろうというふうに思いますが、集中改革プランが告示をされておりますけれども、大変厳しい財政の状況を、何か人のせいにしてしているような、そのような感じもせんでもないんですよ。三位一体の改革によりとか、地方交付税の減額によりとかですね、これは当然、自治体として対応していかなければならない問題なんです。しかも、これ全体が守りの姿勢というようなふうに私は見ているんですけれども、これでは財源は生まれてこないのではないかなという、やっぱり、歳入に見合った歳出構造への転換を図る。要するに、徹底した歳出の見直しであります。本当にぎりぎりのところまで、不退転の決意を持って、これに当たる必要があるんだというふうに思います。歳入の方の質問をする予定でありましたけど、まず、歳出の方から質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

歳出につきましては、平成24年度には、歳入・歳出改善目標として、13億円が告示をされております、この集中プランの中でですね。本年度から10億円程度の歳出削減に取り組んでいかれるんだということでありまして、もう削るところというのは、あまりないのではないかなというふうに私は思っております。義務的経費の人件費、扶助費の縮減見直し、こういうことも考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思っております。

総務部長（渡瀬貴久） 人件費につきましては、継続的な事務事業の見直しや指定管理者制度導入などによる民間委託の推進などによりまして、簡素で効率のいい組織機構に見直すことで、職員数削減による人件費の総額を削減していく計画でございます。また、扶助費につきましても、少子高齢化や医療費などの自然増による支出の増加は避けられないものと考えておりますが、国や県が事業を廃止した後も、市の事業として継続してきているもの、それに国・県事業において、国や県の基準額以上に、市が上乗せをしている補助事業につきましては、見直しの対象としていきたいと考えております。

8 番議員（新宮領進） 両方とも今後見直しの対象としたいということでありまして、やっぱりですね、よくこの行政改革大綱にも、集中改革プランにもですが、聖域を設けずに改革をしなくてはならないもの人件費、財政を大きく左右するのも人件費、納税者の立場に立って考えてほしいのも人件費なんです。平成18年3月31日から22年の4月1日までの4年間で、ほぼ自然減でありますけれども職員が105名退職をされております。これは努力をしないでも60歳に達して退職をするということでございますけれども、そのうち採用が26人。退職手

当につきましては、派遣職員を除く87名に累計額20億6,700万が、1人当たり大体2,370万円が支給されております。この退職手当につきましては、市町村事務組合から支払いがされるんでありますけれども、その負担金というのはすべて同額一般財源から出ているわけです。基本的には、退職組合に19億8,600万が納付されております。この4年間でですね。残り7,500万は勸奨退職とか、いろんな退職手当とかいうもので、ほぼ一般会計から100%支出されているというようなことになるわけでございます。しかもですね、これだけ職員数が削減をされているのに、その累計額から見たら、人件費があまり下がっていない。その原因が退職手当の負担金やら、共済負担金、それと退職手当もろもろでありますけれども、こういうのが増額をされているという原因だそうであります。昨日も同僚議員から現給補償の問題等が言われておりましたけれども、職員の皆さん方は福利厚生、各種手当などですね、本当に恵まれ過ぎていると言っても過言ではないのではないかというふうに私は思っております。こういう厳しい財政ですので、職員にもある程度厳しい判断をしていただければならないのかなあと、このように思っているところでございますけれども、この人件費、職員手当等について、市長に今後の、その自分の思いというのをお話しいただきたいと思っております。

市長（豊留悦男） 本市の厳しい財政状況を基に、いろいろなご質問をいただきました。私もマニフェストの中で、財政の改革、財政基盤の確立というのを掲げてございましたので、特に、歳入・歳出についてどのような観点で、この財政基盤を強くするかということについては、就任以来、いつも考えてきたところでございます。なお、ただいま質問いただきましたように、本市職員の人件費につきましては、公務員制度改革に基づく給与制度改革や組織機構の見直し等による職員数の縮減、集中改革プランでの取組を基本に、その抑制を図っていくこととしているところでございます。しかし、一方では、限られた職員数で、これまで行ってきた事務や今後の地方分権化で増大していく事務をこなしていかなければならないという状況もございます。こうしたことから、今後は、政府が国民運動として展開しております、変えるジャパン運動の指針にありますとおり、事務の簡素化や効率化を進める中で、計画的業務管理の励行等によりいろいろな手当の縮減を、より一層強化することや、ワークシェアリングの取組等を推進することで、より効果的な人件費の見直しを行っていかねばならないと考えております。また、職員処遇等に対する市民理解度を高めるために、市民とともに指宿の未来を描き、熱い情熱を持ち、挑戦する職員像を目指し、人材育成基本方針に基づく具体的な取組を着実に進めていくことで、職場改善や事務改善、職員の能力開発を推進していきたいと考えているところでございます。財政状況が厳しくなりますと、ますます市民の目はこうした職員人件費等に注がれることとなります。その時、市民がどう判断するかは、日ごろの職員の取組というものが一定の判断基準になるかと思っておりますので、そういった意味でも、今後、他の様々な先進都市等の例も参考にしながら、市民の皆様の理解を得られるような取組をしまいたいと考えているところでございます。

8 番議員（新宮領進） 我々議員はですね、民主主義の原点であります選挙で市民の負託をいただいているわけでございます。我々が、議会が、こういうことをご指摘をしなければ、誰も指摘をする人はいないんです。あえてこういう気持ちでご指摘をさせていただきました。本市の財政を一番厳しくしているのは、この問題であろうというふうに思っております。今、市長が言われるように、市民が行政を見る目が変わってきたんですよ、もう。国や県や、あるいは勧告、組合の指示、そういう遵守ではなくて、指宿市のスタイルを確立するということが重要であろうというふうに思います。もう一点、このままでいきますとですね、若い職員に、当然、将来は負担がかかるんです。見ていてかわいそうでなりませんけれども、どうかここにいらっしゃる皆さん方は、恐らく、執行部の皆さん、5・6年経ったらほぼいなくなる皆さん方です。そういう皆さん方がですね、是非、今、そういう気持ちを持って、改革に取り組んでいただきたいと思っております。市長は選挙で勝ち取ってまだいるかもしれませんが、ほぼ、ここにおられる職員の皆さん方は退職をされていないのかなと、一言一言に責任を持ってですね、いろんな行動に移していただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

歳出については、本当にまだたくさんあります。投資的経費等については削るべきではないのかな。当然、このことに着手をすると、本市の発展はないのかなというふうに思っておりますし、歳出の抑制をすることで、事業の縮小や市民のサービスの低下にもつながるんじゃないかなあというふうにも思っております。やはり、そういうことのないようにですね、歳出も真剣にポイントを絞って、できるだけ努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、歳入のことでございますけれども、先ほどもございました地方税やら合併支援措置など、すでに予想されておりますので、大きく変化をすることは私はないだろうというふうに思っておりますけれども、やっぱり、自主財源の少ない中で、一番大きな市税の収納率、年々減少をしております。不納欠損額も21年度末5,200万であります。是非、5年間の猶予があるわけでございますけれども、職員もあの手この手で努力をされておると思いますが、こういうことが市民の公平感とか、あるいは財源の確保に大きな痛手を被るんじゃないかなというふうに私は思いますので、是非、ここらの取組もしっかりやっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それから、自主・自立とよく言われますけれども、これからはですね、それこそ自治体間の競争、職員間の競争の時代であろうというふうに思います。この競争に勝ったところが生き残るといふか、まちが繁栄する、伸びる、発展するということなんです。そのためには、国や県の補助金制度の情報収集、そして、財源確保の働きかけが必要なんだろうというふうに思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 国や県等からの補助金や交付金に関する情報につきましては、全国の市町村が加盟している財団法人地域活性化センターが発行する地域情報誌や、各省庁のホー

ムページ等を参照して、情報収集を行っているところであります。また、国の新規事業に関する情報や、県の補助金等につきましては、メール等で情報提供を受けております。このように収集した情報につきましては、速やかに関係各課に情報提供を行い、財政課とも協議のうち、充当できる事業につきましては、可能な限り県をはじめとする関係機関等とも協議を行っているところでございます。今後も国・県等の動きを注視しながら、有利な補助金制度等の利用を図り、市の財源確保に努めてまいりたいと考えております。

- 8 番議員（新宮領進） やっぱしこのことはですね、歳入の確保手段として、大変大きなウエイトを占めるんじゃないかというふうに私は思っております。あらゆる努力をしていただいて、我々も国会と議会というのは連携をしております。昨日も同僚議員からありましたように、海岸整備もそうでありました。プランにあります頑張る地方応援プロジェクト、プログラムにしましてもですね、ひょっとしたら我々の方からも情報の提供ができるかもしれません。事業を進めるうえでは、議会にも早めの情報提供が必要なんです。よく思うんでありますけれども、議案が上程されます。この議場で、その議案の説明をします。それを一生懸命議員の皆さん方はメモをします。そういうやりとりではなくて、せめて議案の概要ぐらいは議員の皆さん方に提出してください。議会というのは市民のために議案の慎重審査をするところなんです。もうちょっと、議会に対してその辺の資料はしっかりと提出していただいて、議会としての我々も機能はしっかりと果たして、市民のために努力をしたいというふうに思っております。どうか、その辺もお分かりいただいて、今後の財政の取組にも努力をしていただきたいなというふうに思います。

後4分ほどありますけれども、先ほど言っておりました市長のこれからのビジョン、ある程度できましたら具体的に3分ほどでお話しをしていただければというふうに思います。どうかよろしくをお願いします。

- 市長（豊留悦男） 大変厳しいと申しますか、私どもにとって大変有益な質問をいただきました。このことは深く胸に刻んで、お金がないから、予算がないからできないという姿勢ではだめだろうと、そういう認識を新たにしたところでございます。もし、予算がなかったら、お金がなかったら、そのない分をどのように人が、つまり、市役所職員がその分をいろいろな補助金、いろいろな情報を基に確保するか、それが職員の資質、意欲でありましょう。そういう意味からも、振興計画に盛られた内容が、事業計画ができない、できなかったということは避けなければなりません。その意味で、組織はまさしく人でありまして、人がどうその事業を実現するか。そのために職員の資質、能力を向上させなくてはなりません。私、就任して7か月になります。私が努めていることは、実は、職員をよく知るという、そのことでございます。開聞・山川支所に行った時にも、必ず近くに行った時には、各職場を回り、声をかけ、どのような仕事の推進状況なのか、どのような頑張りをしているのか、そういうことをつぶさに見て回るようにしております。そして、この指宿市庁舎においても、私は努

めてそういう状況、実態を把握する努力をしているところでございます。私は市民が主役の政治を掲げて市長選に挑みました。市民が主役ということは、信頼される市役所でなくてはなりません。そのためには、正しくそこで働く人が市民から尊敬され、信頼されなくてはなりません。市民の目は大変厳しいということは重く受けとめております。給与にしろ、いろいろな仕事内容にしろ、それぞれ市役所職員はそれなりに、その重さは受けとめているはずでございます。議会と執行部は、正しく指宿丸を目的地に着かせるための、いわゆる、車で申しますと両輪であろうかと思えます。ただいまいろいろな行政の施策の中で、情報等を議会につぶさに伝え、そして、議会と執行部が、本当に、この指宿市が良くなったと言えるような、そういうまちにするために努力しなければなりません。財政は厳しいと言ったら何もできないのではないかと。それは本当に重く私も受けとめました。そういう意味で、今後、指宿市を良くしていくためには、どのような財政改革が必要なのかにつきましても、私も再度、今日の議事を機に勉強させていただきたいと思えます。指宿市をいい指宿市に、そして誇れる指宿市にするためのまたとない機会でもございます。それは、昨日から今日にかけて、新幹線開業、観光の発展、いろいろなことを質問いただきました。そういう意味からも、もう一回、この指宿市振興計画、財政に基づく、財政に裏打ちされた新たな事業の創出を含めて、私も一生懸命頑張ってまいりたいと思えます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 0時58分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

3番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。3番浜田藤幸です。第3回指宿市議会定例会におきまして議長の許可を得ましたので、通告に基づき2点の項目につき、順次、一般質問をいたします。

まず1項目め、市民福祉についてお尋ねします。

その1、健康増進、疾病予防対策について、1点目、健康遊具の導入についてお伺いします。国においては、健康増進法が施行され、行政の健康づくりに対する役割がますます求められております。健康遊具とは、健康づくりを主な利用目的とした子供に限らず中高年層を対象にした健康維持を目的とする機能性のある遊具です。散歩の途中、また、ちょっとした時間を利用し、ストレッチや体のツボを刺激したり、体を鍛えたりできます。指宿市に介護予防の一環として、または医療費の削減にもつながると考えられるこの健康遊具を、公園等に設置できないのかお尋ねします。

2点目、小児用任意接種ワクチン、これはヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンのことについてでございますが、お伺いします。現在、ワクチンがあるにもかかわらず、公的負担がない

ため予防接種が進まず重症になってしまう病気にヒブ、肺炎があります。元気だった乳幼児が急に発熱やおう吐などを起こす髄膜炎、中でも細菌性髄膜炎は重症率が高く、症状が急速に悪化して死に至るケースも少なくない恐ろしい病気で、早い段階での治療が重要なんです。現在の医学での早期発見は難しいそうです。そして、日本国内では1,000人近くの子供が発症し、約5%が死亡、約25%に手足の麻痺や発達の遅れ、難聴、てんかんなどの後遺症が残りますが、ワクチンで予防できる病気でもあります。このヒブワクチンは2008年12月から、小児用肺炎球菌ワクチンは2010年2月発売されていますが、ヒブワクチン1回の摂取料は、1回につき、指宿市内で7,500円、計4回の接種が必要ですので、3万円かかります。肺炎球菌が1回の接種で1万円、4回接種しますと4万円、両者を接種することがメリットが多いとされており、合計7万円の個人負担になります。高額な費用がかかるため、市からの公的補助が接種率向上には欠かせません。そこでお尋ねします。指宿市として両ワクチンを普及させる意味でも、一部公的補助を開始できないのか。

2項目め、環境行政についてお尋ねします。環境保全対策について、1点目、現況について、今回は、2点目の河川等の水質浄化、悪臭防止についてと関連しますので、併せて答弁をお願いします。指宿市環境基本計画の施策として、水質浄化、悪臭防止に、合併後、どのように対策を講じてきたのかお尋ねすると同時に、現況の報告をお願い申し上げます。

3点目は、根本的解決に向けて提案をしたいと考えておりますが、指宿市の執行機関としての提案があればお聞かせ願いたいと思っております。

以上をもって1回目の質問とし、再質問は移動いたします。よろしく申し上げます。
市長（豊留悦男） ご質問をいただきました健康遊具の導入についてでございます。健康遊具は、散歩の途中などに、誰でも気軽にストレッチをしたり、体のツボを刺激したりするなど、日常生活での健康づくりを主な利用目的とした遊具であり、公園等に整備を行う市町村も見られるようでございます。現在、市内には、西公園等の都市公園が24か所、魚見岳自然公園等の普通公園が10か所、新西方農村公園等農村公園が17か所ありますが、議員ご質問の健康遊具を整備している公園は今のところございません。市内においては、ふれあいプラザなのはな館において整備されており、散歩の途中で利用している市民の方が見受けられますが、市における現在の整備計画については、現在のところ考えてはいないところでございます。

なお、いただきました質問につきまして、以下、関係部長に答弁をさせます。

健康福祉部長（田代秀敏） 小児用の接種ワクチンの助成についてというご質問をいただきました。国におきましては、お尋ねのヒブワクチン、肺炎球菌のワクチン、この接種につきましては任意接種というふうになっており、乳幼児に対するワクチン接種に対する公費助成に関するこのことにつきましては、予防接種法に定める定期予防接種として位置づけられていない任意接種でございますので、保護者の希望により行われる接種となっております。現在、市におきましては、これらの接種助成、それから勧奨も行っていないところでございます。

ジフテリアやポリオ、破傷風、麻疹、風疹などは病気の重さや社会的重要性を考慮し、接種の必要性の高い定期予防接種として位置づけられていることから、摂取費用の全額を公費負担として予算措置し、年間約4,700万円ほどを措置しているところでございます。ヒブワクチンにつきましては、平成20年12月、それから、小児用の肺炎球菌ワクチンについては今年の2月に国の認可がされ、販売開始されているところでございます。任意接種ではございませぬけれども、ヒブワクチンにおきましては、県内の19市中、7市が助成を行っているところでございます。それから、市町村間での医療保険サービスに差を生じさせることは問題があると考えております。よって、私どもといたしましては、県や九州市長会等を通じて、国に定期予防接種として位置づけるよう要望しているところでございます。

市民生活部長（井元清八郎） 環境保全対策のうちでございますけれども、公害苦情処理状況から申しますと、平成21年度においては161件の苦情が寄せられ、そのうち、悪臭については17件となっており、すべてが畜舎及び堆肥の農地還元によるものです。地域別では、指宿地域10件、山川地域4件、開聞地域3件となっています。悪臭の苦情処理につきましては、関係課の職員と連携を取りながら、例えば、農地還元であれば早急に耕運し、畜舎についてはLOVEいぶすき等を活用して悪臭の軽減に努めてもらっている状況でございます。

次に、河川等の水質浄化、悪臭防止を含めまして回答させていただきます。河川等の水質浄化、悪臭防止に関する対策の一つとして、平成20年度から市では環境浄化微生物活性化資材LOVEいぶすきの普及推進を図っております。現在、市民の皆さんに対しましては、広報紙において製造方法や使用方法を掲載して紹介するほか、出前講座を随時開催し、詳しい紹介を行っております。また、出前講座やイベントにおいてサンプルを配布して、実際に使っていただくなど、普及活動を続けております。平成21年度からは、市地域女性団体連絡協議会が提案公募型補助事業においてLOVEいぶすきの普及に取り組んでいることから、当該団体と連携を図りながら、普及推進に取り組んでおります。成果につきましては、トイレや生ごみ等の消臭効果については確認しております。水質浄化能力については、数値としては確認はできておりませんが、LOVEいぶすきを日常的に使用されている家庭からの排水によって、側溝のヌメリや汚れが落ちていることが確認されていますので、多くのご家庭で使用していただければ、大きな効果が表れるであろうと考えています。なお、畜産農家への悪臭防止に関する取組につきましては、平成21年度からLOVEいぶすきを活用した、クリーンアップいぶすき確立事業において、農政課が主体的に取組を進めているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 今から2回目の質問をさせていただきます。答弁ありがとうございます。今回、一般質問をさせていただくわけなんです、私、初めて議員になった時に、取材に応じなきゃいけないと、取材に応じた方が数字的なものが答えられないと、そういうことで、過去、今回も含めて3回取材に応じたわけなんです、今回、この一つ目の健康遊具の

取材を受けた時に、いかにもですね、導入してくれるような雰囲気の話をしていただきました。今回、答弁を聞くと、全く違う答弁、私、すごい残念です。今度からはですね、私は数字的なものには確実に取材に応じますけれども、この場で宣言しますけれども、詳しい質問事項の回答はですね、一切出さないようにしますので、今後、よろしく執行機関にはお願い申し上げます。

2回目の質問させていただきますけれども、これは計画にないということで、考える余地も全くないということでもよろしいですか。お尋ねします。

健康福祉部長（田代秀敏） 健康遊具に対する現在における整備計画はございません。先ほど市長の方で答弁いたしております。今後につきましての話を議員が今お尋ねでございますけれども、健康遊具の有効性、利用形態、整備後の管理の在り方、そういうことも考え、また、公園を管理する所管方の連携もございまして、整備にかかる検討をこれから行うことも必要かと考えているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 今後検討する余地があるという認識でよろしいでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 設置するとか、設置しないとかということでは、この中での明言ではございませんけれども、その整備にかかる検討を行うということをただいま答弁したところでございます。

3番議員（浜田藤幸） あのですね、これ、インターネットをたたきますと、今、全国で相当の数のこの健康遊具を入れています。一回、インターネットを健康遊具でたたいてみてください。今、鹿児島市もですね、甲突川沿い、これ木市をやっているところなんです、そこ、後、天文館公園、石橋記念公園、多賀山公園、谷山第2中央公園、団地の中にある公園ですね。私がかつて中国の広州に行った時に、中国で初めて見たんです。これは日本に是非入れなければいけない、またはすごくいいものだと思います。日本は高齢化社会になっていきます。団塊の世代の退職者が今後増えていきます。そのときに公園というのは、今までの認識の中では、子供だけの遊具ということでしたけれども、今後は高齢者の方が増えるわけですから、子供さんと高齢者が一緒に遊べる。これはですね、目的はあくまでも健康増進なんです。介護予防になるんです。医療費の削減につながるんです。そういうような認識のもとで、各日本の自治体はですね、たくさんの自治体が入れています。担当部長にお伺いしますけれども、日本全国でこの市町村、たくさんあるわけなんです、その市の中で何市がこれを導入していますか。もし分かっていたらお願い申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） 全国の市町村自治体の中で健康遊具を設置しているその数値についてはとらえておりません。私も今回のご質問をいただきまして、議員がただいまおっしゃいましたようにインターネットの中で公園、健康遊具という形で検索をいたしてみました。他県、他市町村の中でいろいろ設置しているということについては認識しております。それから、鹿児島市内の状況等についてもご説明いただきましたけれども、鹿屋のやねだんです

かね、自主公民館のところですけども、こちらの方でも収益金等を利用して自前で設置をしていると、そのような事例等も出ていたようでございます。以上でございます。

3 番議員（浜田藤幸） 財政のかかることですので、もうこれ以上は言いません。ただ、1点だけ、医療費の削減になることだけは認識ください。お願い申し上げます。

2点目の質問をさせていただきます。このヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンですね。今現在、鹿児島県内の市町村、全額補助をしている市町村、後、一部をしている市町村、把握されていると思うんですけども、両方答弁お願い申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） ヒブワクチンの方で申しますと、県内の自治体の中で8市町村、鹿児島、伊佐、いちき串木野、薩摩川内、南さつま市、曾於市、出水市、そして長島町、これにつきましては1回当たり約3千円が中心ですけども、全額しているところは伊佐市でございます。それから、肺炎球菌、小児用の肺炎球菌につきましては、伊佐市、志布志市、出水市、長島町ということで、これについては全額助成が伊佐と志布志、残りは4,500円、5千円という状況でございます。

3 番議員（浜田藤幸） 鹿児島県内の市町村、ここだけでも7市町村あるわけですよ。全国では大体、私の情報では100超えていると聞いております。この100超える自治体がこれを一部補助している根拠というのは、何かあると思いますか。もし、答弁できるなら答弁お願いします。

健康福祉部長（田代秀敏） ヒブワクチン等の市町村の助成の在り方について、それぞれの市町村がその子育ての中で対応している部分もあるかと思えますけれども、また、その自治体の財政のありようによっても、また違うと思えます。具体的にそれぞれの市町村の助成についての理由というふうについては把握いたしておりません。

3 番議員（浜田藤幸） 理由があるからこそ、結局導入できないわけなんですよね。一番懸念されるのは副作用だと思うんです。これはですね、今、このヒブワクチンに関しましては135か国で定期接種されております。アメリカの方でこれを定期接種した時には、100分の1に減ったと、もう過去の病気になっているといわれております。私が通告書を出した後に、厚生労働省の第12回厚生科学審議会分科会予防接種部会で、これはコンセンサスがもう得られております、実際の話。これは子宮頸がんに関しましても、私の後、同僚議員が質問されると思えますが、150億円の概算要求が23年度予算で通っております。ゆくゆく、これはもう時間の問題だと思っております、定期接種になるのは。ただ、定期接種になるまでの間に、今、鹿児島県でこの髄膜炎、細菌性髄膜炎です。何名の方が感染しているか把握されていまずでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 数字的なものの把握はいたしてございません。

3 番議員（浜田藤幸） これ、一人の生命です。かかります。もし、自分のお子さんがこの細菌性の髄膜炎、またはお孫さんがかかれた時に、命を亡くした親の苦勞、相当なものがあ

ると思います。それで、国のですね、副作用に関しましても、三種混合ワクチンとほぼ同様の副作用しかないとなっております。接種したところの、接種後の1日2日後の微熱、接種を10年以上した国95か国の中で、重大な副作用報告がないというようなことで、有効率はもう97%とされています。実際ですね、副作用も全くない。しかも、急に発熱、おう吐を始めるもんですから、結局、不必要な救急医療がかなり減るそうです。そのことも今、現場の小児科医の先生からも聞いております。そして、念のために出す抗生剤ですね、こういった具体的な医療費の削減になるわけです。今、この間の新聞でも、耐性菌の新聞記事が出ていたけれども、耐性肺炎球菌の約5割減少できるとも聞いております。小児科医は、処方箋の検査料、もしくは薬代、普通の大人用と比べたら安いわけですね。ですから、小児科医はそう大きく商売的にはもうからないわけです。全国的にもなりたがる方も少ないです、小児科医の場合ですね。実際、そういった小児救急の弊害も解消されるといわれております。市長にお尋ねしたいんですが、鹿児島県内の市町村でも、これは市長の腹一つで決断できることでもあります。今、この副作用の話もしました。実際、1998年にはWHOも、このワクチンに関しては推奨もしております。そういった経過から、そういったものが理解できる市町村は、医療費の削減になるわけですね。これは具体的に論文も出ております。これは厚生労働省の範囲の方です。名前も言っているんですが、ヒブワクチンの投与だけで82億円の効果が出ると言われております。そういった経過を斟酌しまして、市長は、この両ワクチンに關しましてどのような所見を持っていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

市長（豊留悦男） 予防接種で人の命が救われる、または病気が防げるということであれば、基本的には、親が責任を持ってそういう接種はすべきであろうと思います。しかし、任意接種でありますけれども、この二つの予防接種は、県内の市町村においても、医師会からの要望等により、公費負担をしている市町村があるのも事実でございます。そういう意味で、担当課において市町村の実態を把握をさせ、先ほど報告をさせたとおりでございます。市町村により医療保健サービスに差が生じることは問題があると認識しているところでもございますし、先日開かれました九州市長会や県の市長会においても、特に、国に定期予防接種として位置づけるよう要望し、そして、各自治体においても、少額ではあっても公費負担ができないものだろうかという、そういうお願いをしているところでございます。国の動向もありましようけれども、今日、議員からの質問にもありましたように、このワクチンの重要性というのは十分認識はしております。

3番議員（浜田藤幸） 先ほど私が質問した中で、把握していないという数字を私、今から言います。鹿児島大学病院の小児科の調査によりますと過去9年間ですね、これは2001年から2009年です。141名の患者が感染し、神経学的後遺症、合併症をきたした患者は24名になっております。死亡者は5名です。先ほどヒブワクチンで82億円の経済効果があると言いました。これは、経済効果があるということは、毎年黒字になるというデータでございます。肺炎

球菌で391億円という試算が出ております。それでですね、この子宮頸がんの陳情も今、審議中になっていますが、病院の先生方の中で内科学という本があるんです。これハリソン内科学書と言いまして、これは日本語版が3万1,290円します。すごい高価なもので、なかなか一般の医学生でも、ちょっと昔は手に入らないような話も聞いております。その中に掲載されている一部をですね、ちょっと読ませていただきます。ワクチンによって毎年何百万人の命が救われ、数え切れないくらい多くの方が感染症、後遺症から避けることができているのに、それでもなお、一部の人はワクチン接種の副作用を重症であろうがなかろうが、ほんのわずかでも受け入れようとせず、ますますワクチンに対する反感を募らせている。絶対にリスクのない医療行為などあるはずがないのだから、個人のリスクも常に個人と全体に対する益とのバランスにおいて考慮されるべきだと載っております。今審議中である陳情書の参考にもしていただきたいと思っております。いずれはですね、これは定期接種になると私は考えております。ただ、時期的なもの、その間だけでも、指宿市が一部でも助成していただければ、若い女性の方、お子さんを持っている方々にとって高額な治療代、医療費になります。7万円かかるわけですから。先日も小児科の先生と話したんですけれども、打ちたいんだと、でもやっぱり高いからちゅうちょしてしまう。これ、現状ですね。その間に感染する人が必ず出てくるわけです。そうなったときの後遺症、また死亡に至ったケース、その辺の私は価値観だと思っております。

以上で、この質問は終わらせていただきます。

次ですね、環境行政につきまして、先ほどの答弁をお聞きしますと、合併後に一生懸命頑張ってきたんだという答弁をいただいております。LOVEいぶすきですね、このLOVEいぶすきに関しましては、当時、私も松山にいましたので、よく存じ上げてはおります。ニュース報道も、ビデオですけれども見せていただいております。中身も知っております。前市長がこの情報をつかまれて、指宿市に導入されたとお聞きしたんですが、まず、前市長に感謝をいたします。それと、環境行政に携わっている方にも感謝申し上げます。指定施設の方に一生懸命配っている姿も、私も見ているもんですから、感謝申し上げます。ただですね、今から質問を、細かい質問を一問一答でやっていきますけれども、まず、議長から許可をもらってますので、これ何だと思いませんか。これは14日の午前2時35分に私が見回りした時に、ある施設の排水口から採取したものです。これはですね、今、閉めているんですが、この場でも臭ってきます。この施設はですね、名前は言いませんけれども、開聞の川尻の花と香りの店があります。その上の方に施設が二つ指定施設があります。その施設はすごい大きいです。その二つの施設の配管がですね、かなり200m以上の下水道、幅は70cm、深さ1mぐらいあります。そこから私がバケツですくったんですが、大体高さが7cmから8cm、2回ですくえました。この倍、この3倍すくってあります。その施設は私が中学校3年生の時からある施設でございます。当時は観光客が多かったですから、いや、薩摩香水よって、地元の

人はそれで済ましておりました。ただ、今、時代が変わっております。観光客の方、よく私は執行部の話の中で、もてなしの心という言葉をよく耳にします。観光客の方、特に都市部から来ている方の反発はすごい、私耳にしております。もう数日いたら自分の家に帰って行かれるわけですから、取材はできないと思います。余所から来た方はこの臭いに対してすごい反発を持っている、これも事実でございます。実際、この問題、前置きしておきますが、この施設を運営されている、皆さんではありません。ほんのごく一部です。あえて特定しますと2・3件でございます。これは前提して、今からの質問をさせていただきますけれども、この施設は過去、私が町議時代からずっと指摘していた所でもあります。合併前も指摘しておりました。その近くで投棄があったもんですから、本当は私の名前で告発するような準備もしておりました。ただ、熱心にかんべんしてくださいと、市の職員が言われたものですから、その時点では降りました。ただ、その後、その方は問題を起こされております。それも知っております。ここは以前、南薩家畜衛生保健所の職員2名、県の職員2名、それから市の職員2名、後、私で、現地を立ち入りをしたところ、蹴出用のふん尿を入れるものがあるんですね、そこが故意に開けたのか、捨てとったわけです。そこから常時垂れ流しをされておりました。その当時居合わせた職員は、もう正直、泣きそうな顔をして、許してくださいと、そういうことでしたけれども、すぐ改善されたと思っております。それと同じ時期に、今度は子豚を洗浄する黄色い殺菌を使うそうです。それも川に流れております。この施設、これは施設二つが入っています。碁盤の目のように下水溝がつながっておりまして、それが1本の配管で、新川に注いでいるわけです。当然、雨が降っても流入するでしょう。私だけではちょっと一方的な話でもあれですから、今のこの現状、産業振興部長、市民生活部長、所見をお願い申し上げます。

産業振興部参与（浜田淳） ただいまご指摘がありました件でございますが、そういう情報が入りましたので、私も9月14日午後になります。畜産係と現地に出向き、その農家の方から聞き取り調査を行ったわけでございますが、ここの施設につきましては、平成16年度に補助事業を導入しまして、ラグーン施設による処理施設ということで整備をしたところでございますが、このラグーン施設につきましては、尿溜槽からバキュームカーで汲み上げましたふん尿を、原水槽へ投入しまして、スクリーンによりまして、ふんと尿を分離し、ふんにつきましては、堆肥化のために乾燥室へ、また尿は、尿溜槽に入れてバッキ処理を長時間行い、浄化された上水を側溝に流しているという処理方法でございました。議員ご指摘のとおり、その下流というより、下の方には、新川の方に流れている状況でございます。また、2か月に1回は水質検査をしないといけないというような状況の中で、2か月に1回は水質検査もしているというようなことでもございました。聞き取りの中で、今年は異常に気温が高くてですね、そのバッキ処理がうまくいってないのかもしれないのではないかというようなことでもございました。以上でございます。

市民生活部長（井元清八郎） 市民生活部の方では、ただいま農政担当の方から説明がございましたように、処理水が適正に処理されていないものが流れてしまったということで伺っているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） あのですね、答弁を聞いていますと、今回はそうだったと、いつもそういうような過去の経緯を見ますと、そういうふうには私は感じられるわけです。この問題は、下流に住んでいる地域住民ですね、この臭いを、ちょっと強いもんですから、衣服にもやっぱりつくわけです。一説によっては、住宅地の近くにある施設もあります。子供さんが学校でいじめられたりとかですね、そういうようなことも聞いていますし、こういった悪臭の防止の問題、大変難しいと思います。というのは、実際、豚舎経営をされている方、健全にされている方もいるでしょう。ただ、経営的に厳しいと、悪臭の方にも、防止することにも力を入れたいんだけど、LOVEいぶすきにしても、やっぱりお金がかかるんですね。市民団体が使う予算は、今年度20万、農政課の方は今年度幾らとっているんでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 今年度は、県の補助で事業等も導入しまして50万予算をとっておるところです。

3番議員（浜田藤幸） 50万円で何リットルでしょうか。

産業振興部参与（浜田淳） 予定では2万7千ℓを製造予定でございます。

3番議員（浜田藤幸） 以前ですね、旧開聞町が鹿児島大学の農学部の先生から奨励された醗酵土耕方式、おがくずを入れる方式なんですけど、30cmか50cmですね、これをやっていたわけです。このときも私は指摘していたんです。金額がちょっと高いと。アンモニア臭、この臭いは半分しかとれないと。絶対解決にならないと。私は、このLOVEいぶすきも同じだと思っています。というのは、先日、このLOVEいぶすきに関する資料を取り寄せ、調べたところ、アンモニア臭は半分しかとれないと。これはですね、汚泥をたい肥化するときに、曾我部さん、この開発をされた方です。この方が副産物として、たまたま臭いが消えた、そのレベルのものなんです。この悪臭の問題に関して、私はこれでは解決できないと思っています。その辺の見解は、農政課の方答弁をお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 消臭効果についてでございますけれども、考案元の愛媛県工業技術センターの資料によりますと、アンモニア濃度5,000ppmの臭気が入っている袋に対しまして、少量の愛媛あいを散布することで検知間レベルで0ということで、感覚的には無臭にできるということで、こちらの資料ではなっているようでございます。

3番議員（浜田藤幸） 私が報道機関から得た情報と全く違います。その辺はもう一回、議会が終わった後、照らし合わせたいと思います。実際ですね、映像で私は見ているんですが、相当の量を、結局、堆肥を作るときに、噴射をかけるんですが、それと一緒にこれを噴霧をかけるんですね。さっき言った50万円、これは業務用の愛媛あいだと思うんですが、先ほどの数字ですね、あれでは、あの数字では到底私は無理だと思っています。もう少し、やるな

ら本格的にやっていただいて、予算ももっと付けていただいてやっていただきたいというのが本音です。その辺はどう思われますか。

産業振興部参与（浜田淳） このLOVEいぶすきの製造につきましては、今年度、先ほど50万と申し上げましたが、21年度からも取組をしておりますので、その関係で畜産農家の方にはご利用いただいているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） それでは、合併後、私も地元川尻に住んでいたわけなんですけど、この臭いがですね、消えた、全くなくなったというのはないんですよ。合併前と変わってないんですよ、実際の話。本当はですね、これは悪臭防止法の中で、お尋ねしますけれども、測定することが義務化されているわけです。この義務化された測定をしたのか、しないのか。答弁をお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 悪臭の実態を把握するためのサンプリングにつきましては、平成16年、平成17年に旧開聞町において川尻地区の畜舎周辺で行っておりますが、合併後は実施していない状況でございます。

3番議員（浜田藤幸） なぜ実施されなかったんですか。

市民生活部長（井元清八郎） 悪臭につきましては、通報を受けてから現地に到着するまで、ほとんど消えているケースが多く、また、悪臭のサンプリングをできる業者が指宿市内にいないため、悪臭が発生しても、市外から業者がかけつけるのに時間を要し、サンプリングに至らないという状況でございます。

3番議員（浜田藤幸） 部長、あのですね、私もっともな答弁で、全く問題がないように聞こえるんですけど、聞いていたら、全く間違っていると思いますよ。結局、義務化されている測定をしてないわけですから、まず反省していただいて、今後、これをどうされるのか、質問します。

市民生活部長（井元清八郎） 今後は、市内の状況を把握するために、臭気測定委託料として計上を予算をしてありますので、これらをうまく活用してサンプリングを行い、その結果を基に関係課と連携を図り進めてまいりたいと思っております。

3番議員（浜田藤幸） 予算は幾らですね、年間で何回されるのか、答弁をお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 臭気測定委託料として年間12万1,800円で予算計上をいたしております。2回分でございます。

3番議員（浜田藤幸） 検査項目をお願いします。答弁をお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 畜産に係る特定悪臭物であろうかと思えます。アンモニア、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の4項目でございます。

3番議員（浜田藤幸） それでは、たまたまですね、昨日です。私の方に都合がありまして、その場所とは全く違う場所でございます。配管を伝わってその施設に入って、申しわけなかったんですけど、施設に入って口蹄疫の問題も終わってますんで、入ってみたところですね、

その豚舎があります。そこからし尿が、ずっと勾配がついていますから、その低いところに集まってくるわけです、し尿がですね。それがそのまま敷地内の配管につながって、下水道につながりまして、その距離が約300mぐらいです。この状況を把握されていますか、答弁をお願いします。

市民生活部長（井元清八郎） 市民生活部といたしましては、それは把握いたしておりません。

3番議員（浜田藤幸） 環境政策課または農政課の方で把握されているか、答弁をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 農政課の方にもそういう苦情等はまいっておりませんで、把握しておりません。

3番議員（浜田藤幸） 合併前にですね、私はここは指摘していたところでもあります。念のために見回った時に、私はまさかと思いました。本当は、この一般質問の中で、前向きな質問に終始しようと、私は思っていたところ、こういうような現状が出てきたものですから、この質問を今しているわけなんですけれども、実際ですね、市の職員さん、ちょっと甘く見られているんじゃないですか。ここの事業者の方は、土曜日、日曜日に流すんです。分かりますか。職員さんが休みの時です。通報ができない、苦情を言っても市の方には出せない。県の方、電話も通じませんからね。特定しています。雨の日、以前はタイマーも利用していたと聞いております。私が現認しているんですが、地下水で薄めて流していらっしやいました。それで今後です。こういう施設に対して、土曜日、日曜日ですね、対応できませんよね。これに対して、河川は汚れているわけですよ。市のこの間の広報にも載っていましたが、これも、検査していますよね。大腸菌の数がBODですか、検査値が高い時があるはずですよ。こういうような結果になるわけですよ。深夜に流すわけですから。その後、きれいな水で流すわけですよ。証拠は何も残ってないわけですよ。これを何十年もやってきたわけですよ、現実。ですから、行政の方は甘くみられてるんじゃないですかと、私はそこを言っているわけですよ。今後、この情報をこの本議会の中で言いました。今後、どういうふうに対応されるのか、答弁をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） ご指摘がありましたそういう通報があった場合の体制についてですが、それにつきましては、市民からのそういう苦情がある現実があるということであればですね、今後、指宿庁舎の方にはガードマンがいますし、ガードマンからの職員への連絡網も整っておりますので、そういう連絡の中で対応できるような措置で動いていきたいというふうを考えております。

3番議員（浜田藤幸） 市長に今からの質問はお尋ねします。この悪臭防止法はですね、そういった公害を及ぼす恐れがあるとき、そういうときにですね、改善命令を出せるわけです。こういうような、これを繰り返して、数十年繰り返しているわけです。改善命令を出ず時期に来てるんじゃないかと私は思うんですが、市長の所見を求めます。

市民生活部長（井元清八郎） 今現在、LOVEいぶすきを活用して、一生懸命畜産農家の方が取り組んでおられますので、今始まったばかりの方もいらっしゃるかもしれませんが、しばらくこれを推移を見守りながら、また、ご指摘のございました畜産農家につきましては、5ha農地還元用の農地を借り受けたと聞いておりますので、それらについて、垂れ流しとかそういうことの絶対にならないような形で、これからそのふん尿についての処理をするとのことで伺っているところでございます。

3番議員（浜田藤幸） 土・日流されているわけですよ、深夜。深夜流されている場合の監視体制はどういうふうに今後されますか。

市民生活部長（井元清八郎） 土・日を問わず、これらの施設につきましては、浜田議員さんもよくご存じだろうと思いますけれども、悪臭防止法もそうですし、家畜排せつ物処理法、水質汚濁防止法、もちろん廃棄物の処理に関する法律、四つ、五つがこう絡んできますので、そのような改善が見られないとなると、県の環境管理課等々含めまして、連携しながら、そういうことの起きないように十分注意、監視をするように努めてまいりたいと思います。

3番議員（浜田藤幸） 以前、私がですね、町議をしているときに、県にこの話をですね、この垂れ流しをしまして、4時間ぐらい話をもんだことがあります。この排水溝から私が取水して、それをビデオで撮って、告発して裁判になったときに、それが証拠にならないと言われたんですね。その当時の県の職員の対応です。それで、今回は私も指宿市の方には通報しております。週明け会います。私がこれを提出するかしないかは私の腹一つです。それでも、これを提出するのであれば、科学捜査検に送ると警察の方はっております。それでは、先ほどの質問の土・日の体制ですね、これ、どのような対応を、実際、市の職員の方が休みですよ。誰に住民の方が通報すればいいのかですね、この問題、その辺を詰めて職員の方は対応をしてもらわないと、こういうふうな指定業者は根絶にはなりません。どう思いますか。

環境政策課長（廣森敏幸） 今回のこの水質汚濁防止法に基づくものについては、さっそく14日の日に県の本課である環境管理課並びに南薩地域振興局等と、家畜保健衛生所もですが、連携を取り、今朝の午前2時、3時ぐらいまで、実際、この排水の張り込みをし、サンプリングを行うようにということで依頼をしたところ。その依頼を受けて、県としては深夜にわたって、ずっとサンプリングをしましたが、残念ながらと言いますか、排水そのものが本日はされなかったということで、サンプリングに至っていない状況でございます。そして、土・日並びに深夜等の対応についてのご質問でございますけれども、過去にも環境政策課として、深夜の方にも苦情があれば対応しておりますので、今後も水質汚濁防止法に基づく所管の方は鹿児島県でございますけれども、市としても県と協力をしながら、この水質汚濁防止並びに悪臭防止に対応してまいりたいと考えております。

3番議員（浜田藤幸） 時間もなくなってきたんですが、指宿市の環境保全条例の23条の中に、

河川から200mという条項があるわけです。これはですね、もう時間がないので私が説明しますけれども、昭和48年です。西山議長の時にですね、もまれた文言なんです、この200mという基準は今の時代に、全く根拠のない数字なんです。というのは、昔は川尻も下水溝が整備されてない時期ですね。みんな、家庭の雑排水も素掘りの状態です。こういった指定施設も全部このし尿は素掘りだったはずなんです。その時に、素掘りだったそこから浸透した汚水が、河川から200mも離れば、河川に流れ出ないだろうという数字が200mなんです。なぜこれが合併したときの条項になったのが分かりませんが、これは削除するか、住宅地から何mとか、距離制限を設けるとかですね、今後、これは検討に値する条項だと思っております。

それともう一点、この環境保全条例の中でですね、私はこういった臭いに対して厳しくは言いますが、そういうふうな業者さんへの助成はどのように考えているのか、市長にお伺いしたいと思います。

市民生活部長（井元清八郎） 国・県が公害防止に係る資金として、制度上認めたものに基づいて借り入れた資金の一部について補助金を交付することにより、公害防止の促進を図ることを目的として、指宿市公害防止施設資金利子補助交付金の要綱を定めております。この制度は、借入金利子の1%の額を補助することで、公害防止施設の設置の推進を図ろうとするものでございます。

3番議員（浜田藤幸） 私が言っている助成というのは、こういった悪臭防止に使う経費ですね、そういった助成を考えられないかと言っているわけです。悪臭に力を入れたいんだけど、お金もかかるわけですよ。もう時間がないので私が言いますが、飼料の中に添加物を入れて、臭いが消えるですね、今、ベンチャー関係に国も補助金を出してますし、そういった環境に関する、こういった消臭に関するですね、民間の会社にもたくさんあるんですよ。行政の方、これもアンテナを高くして調べてください。そういうようなものを取り入れて、市がしっかり助成していかなければ、今は事情があってこういうのも流されたと思います。ですから、経営的に厳しいのであればですよ、今のこういう時代ですから、しっかりと助成もするべきではないですか。どう思いますか。

産業振興部参与（浜田淳） 畜産関係の内容だと思いますが、私の方で答弁いたしますが、畜産関係につきましては、特に養豚でございますが、処理方法がですね、それぞれたくさんいろいろな方法があります。それぞれいい特徴があると思うんですが、経営状況なり、いろいろなそういう条件が違う関係で、取り組む処理方法も違ってきている状況でございますので、やはり今後、いい、そういう処理施設ができるようであればですね、我々もそこあたりは推進していきたいというふうに考えております。

3番議員（浜田藤幸） 今、民主党政権になりまして、この予算をつける方もですね、私の知り合いにしまして、いろいろ情報も聞けるんですが、これですね、市の方に提出しています

イエバエを使ったふん尿を、イエバエの幼虫に食べさせますと飼料と肥料ができるわけです。こんな民間の会社もあります。これはロシアの宇宙開発の中から出てきた産物でございます。今、民間の会社にたくさんこういうのが出てきております。LOVEいぶすきも素晴らしいと思いますよ。ただ、これで100%は私は解決できないと思っております。ですから、いろんな手法を取り入れてですね、個人のそういった指定施設の方が経営的にひっ迫しないようなですね、産業の振興をおっしゃるのであれば、それをやるべきだと思っております。時間がないので、要約してまとめますけれども、こういった悪臭の問題に関しまして、地域を決めてですね、そこで一緒にやってもらうと。そういうようなことをしなければ、解決を私はしないと思っております。その土地に移動するわけですから、極端に産業振興をおっしゃるのであれば、農政課に言いたいんですが、そこを無償で、そういった指定施設を経営させる方に、無償で貸し出してもいいじゃないですか。市、たくさん土地を持っていますでしょう。無償で貸し出して、そこで一緒にやってもらえば、この問題は解決するんです。どう思われますか。市長、答弁をお願いします。

産業振興部参与（浜田淳） 今、おっしゃるように、確かに集団化という中では、そういう必要だと思いますが、集約というてんからいきますと、現在、畜産経営がですね、バイオの燃料需要に伴う飼料価格の高騰や、不景気による肉の販売不振によりまして、非常に厳しい状況でございます。そういうように、新しく集団化するとなりますと、新たに畜産を営むということになるかと思いますが、施設整備や家畜資金導入など、多額の経費が必要になりますし、また、新規となりますと、経営基盤が整っていない畜産を営む方は、現在いないような状況でございます。このように、新規で畜産を営む場合は、使用場所、畜舎の規模、処理施設など面積確保などが非常に資金面等難しい問題があるのが現状だというふうに認識しているところでございます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

7番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。3か月間にわたる口蹄疫問題がやっと終息し、畜産業界の皆様、また、宿泊業者や観光業界の皆様など、ほっと胸をなでおろしていることと思います。本当に大変だっただろうと思います。まだまだこれからだとは思いますが、頑張してほしいと思います。宮崎の方で星になった牛さん、豚さんということで、ピンチはチャンスという歌を小学生が作り、今、みんなで頑張ろうと、CDが作られ、学校で歌われているということを聞きました。大変なことで落ち込みそうなことではありますが、このことをばねにピンチはチャンスととらえ、頑張っていることにと

でも感動いたしました。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

安心・安全な生活のために。まず、各種ワクチン接種の公費助成について、子宮頸がんワクチンと小児用ワクチンについて質問をする予定でしたが、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは同僚議員が質問しましたので、私は、子宮頸がんワクチンについてお尋ねいたします。6月議会でも質問をさせていただきましたが、その時の答弁で、任意接種という形になっているので、定期予防接種化が望ましいということでしたが、現在、東京や山梨などでは、県が助成をして接種をしている。また、同じ鹿児島県内でも薩摩川内や長島、出水など、助成をするところが出てきていますが、本市としてはどう考えているのか、お尋ねいたします。

2点目に、昨年の3月議会で質問をいたしましたが、介護保険ボランティアポイント制度についてお伺いいたします。このことについては、霧島市が平成21年度から初めて導入するというので、県内で初めての取組なので、今後、先進地の動向等を注視しながら検討してまいりたいとの答弁でしたが、その後、薩摩川内も取り組むことになっていますが、本市としては、その後どうお考えでしょうか。

3点目に、子供たちが学校は安心・安全なんだと実感できるよう、個人情報保護の観点から、公務用パソコンを導入されたと聞いていますが、各小・中学校の校務用パソコンの整備状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

4点目に、3月議会で質問いたしました図書館の現状について再度伺います。まず初めに、開聞図書室を開聞庁舎の旧電算室の方に移し、開聞図書館として運営できれば利用者の増につながるのではないかと考えているとの答弁を受けていたんですが、その後、どうなっているのでしょうか、伺います。

以上の4点について質問いたします。これで1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 子宮頸がんワクチンについてのご質問でございます。子宮頸がんワクチンにつきましては、既に海外100か国以上でワクチンが接種されており、その予防効果も実証されており、日本でも平成21年10月に国において承認され、同12月には販売開始となっているところでございます。一方、厚生労働省は、子宮頸がんの予防に国としての取組方針を打ち出し、来年度予算の概算要求にそのための150億円が盛り込まれたところでもございます。ワクチン接種という検診を行うことにより、ほぼ100%防止でき、ワクチン接種により、約7割の子宮頸がんの発症を予防し、がんの発症に伴う死亡や出産の不能、後遺症のリスクを回避することができるようになっております。現在、全国150市町村が助成を行っており、助成を実施している市町村に対して補助を行っている都道府県も2自治体あるところでございます。ただし、このワクチンは、法律上、任意接種となっており、接種にかかる助成も市町村の判断に委ねられている一方で、先ほど申し上げましたように、平成23年度国の動

向、予算要求をわきまえて、補助事業を特別枠で予算要求している市町村もあるようでございます。定期予防接種に位置づけられていないこと、副反応や性教育等の在り方等も踏まえ、今後、本市においても慎重に対応してまいりたいと思っております。

以下の質問につきましては、教育長並びに担当部長に答弁いたさせます。

教育長（田中民也） 小・中学校の校務用パソコンの整備状況についてのご質問であります。公務の情報化の目的は、効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の質の改善であります。このようなことから、教員一人1台のパソコン整備など、校務の情報化により、教員の事務負担の軽減を図り、児童・生徒と向き合う時間を確保することが求められております。本市の小・中学校における校務用パソコンの整備につきましては、平成21年度において、基本的に教員一人1台になるように整備し、情報化に対応した教育の充実に努めているところでございます。校務用パソコンの整備状況は、平成21年3月現在で、全国平均61.6%、県平均41.4%と低い整備率であります。本市におきましては、平成21年度の整備によりまして、平成22年3月現在で100%となっております。

続きまして、開聞図書室の現状についてのご質問でございますけれども、開聞図書室については、利用状況が低い状況にあります。このことから、開聞庁舎敷地内の旧電算室建物へ開聞図書室を移転し、利用増を図れないか検討したところでございます。本年度におきまして具体的に作業内容を検討する中で、昭和32年建設の旧電算室建物は、老朽化が著しく、大規模な改修工事が必要と判明したところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 介護保険ボランティアポイント制度についてお答えさせていただきます。介護保険ボランティアポイント制度につきましては、昨年3月議会におきまして議員の方からご質問をいただいているところでございます。この制度は、高齢者のボランティア活動による地域貢献を積極的に奨励・支援し、社会活動を通じて介護予防等にもつながる制度であると認識しております。この制度導入にあたりましては、介護保険施設等の協力施設をはじめ、市民全体がその趣旨を十分理解し、活動が促進できるかが重要であり、先進地の動向等を注視して検討してまいりたいと答弁させていただいたところでございます。現在、県内では霧島市と薩摩川内市の2市が行っております。具体的な実施では、介護保険ボランティアポイント制度要綱等に基づき、ボランティア受入機関等の募集・ボランティアの研修・登録、ポイントの換金といったシステムとなっております。本来、ボランティアとは、自主的に無償で社会性のある活動を行うことと言われておりますが、この有償ボランティアとして、この制度は、利用者、ボランティア活動者、受入施設側の理解が求められるものでございます。この制度の実施にあたりましては、その実績や効果等について調査研究しておりますが、共生・協働の活動として生かせないか、検討してまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、子宮頸がんについてから質問させていただきます。

若い女性に増えている子宮頸がんは、主に性交渉によって感染するヒトパピローマウイルス

ス（HPV）が原因で起こるとされる病気であります。日本では年間で1万6千人が発症し、3,500人ほどが命を落としていると推定されています。ワクチンはこのHPVの種類の中でも子宮頸がん発症の原因の約7割を占めるといわれる16型と18型のウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できます。例えば、12歳の女子全員にワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発症を年間73.1%も減らすことができると試算されています。このような効果から、世界100か国以上で承認され、その多くの国々で主に10代の女性を接種対象に、公費助成が進んできています。ただ、この素晴らしいワクチンも万能ではありませんので、感染を早期に発見するための定期検診が不可欠となります。特に、日本での検診率は低く、欧米が7割から8割なのに対し、日本は23.8%という現状です。子宮頸がんは発症原因が唯一分かっているがんであり、それ故他のがんとは異なり、ワクチンと定期検診の両輪によってほぼ予防できるといわれています。ありがたいことに、検診無料クーポンは、本市では5年間行うと約束していただきましたので、次はこの12歳でワクチンを接種して、予防することが望ましいとされていますが、このワクチン接種、非常に金額が高く、3回接種が必要で、しかも約4万から5万円と高価になるため、公費助成をしてほしいと思いますが、このことについてはどう考えますか。そしてまた、先ほど市長もおっしゃったとおり、来年度の特別枠で150億を厚生省が要求しているということもありました。そのことも鑑みて本市での採用をお答えいただきたいと思います。

健康福祉部長（田代秀敏） 先ほど市長の方からも答弁がございましたけれども、23年度の国の概算要求の中で、厚生省の方が150億円の助成枠というのを要求してございます。それにつきましては3兆円の特別枠の中での話ということで、今後、国が行いますコンテストの中で了解が得られればこれが予算措置されるということになるかと思いますが、その150億円という部分については、市町村に対する補助事業と、要するに、ワクチン接種助成をしている市町村に対する補助事業というような位置づけでございます。そういうことになりましたと、その部分でどのような対応をするかということが、それぞれ市町村に求められるということになるかと思いますが、かねがね子宮頸がんについては私どもの方は、先ほどのヒブワクチンもそうですけれども、定期予防接種化をすべきであろうという考え方で、今までもございます。来年度の特別枠の中でのどのような形で動くか分かりませんが、現段階における子宮頸がんに対する接種と、それに対する助成という部分については、定期予防接種化と、こうすることにより交付税措置が算入されるということになりますので、そちらの方の考え方を中心に、今持っているところでございます。以上でございます。

7番議員（高田チヨ子） 定期予防接種化ということなんですけれども、どうしてもこれは金額が高くなると、皆さんちょっと控えるんじゃないかなというのがあります。唯一予防で、このワクチンを接種することが予防できるというがんでありますので、何とか公費助成をしてほしいと思います。

それと後、性交渉が原因だということがありましたけれども、性交渉が原因とされている、これは今だんだんと低年齢化してきている現状にありますけれども、学校現場における性教育についての指導も大切になってくるのではないかと思います、これは教育長の方でご答弁いただけますでしょうか。

教育長（田中民也） 学校におきます性教育でありますけれども、単なる性に関する科学的知識等だけを学習するというのではなくて、ご承知のとおり、人間尊重、男女平等の精神に基づいて、性に関する道徳、そのようなことを育成することが性教育だと、このようにとらえております。具体的な指導におきましては、特に、いろいろ個人差もございますし、青少年の性に関する意識の変化もございます。そしてまた、性モラルと申しますか、そういうものの低下というのもございます。個人差もございます。いろいろそういうことに留意しながら、性に関する指導は学校において行われているところでございます。お尋ねの子宮頸がんワクチンに関する内容についてでございますけれども、このことにつきましては現在のところ、学習指導要領にこの内容についての取扱い等が明記されていないというのが現状でございます。ただ、今、小・中学校におきましては、特別活動や、また保健体育、特に保健の学習におきまして、感染症の予防という指導内容がございまして、これは現在、学習指導要領に明記されているところでございます。具体的な授業の中では、エイズ及び性感染症の予防ということで授業展開して学習しているところでございます。仮に、議員お尋ねの子宮頸がんワクチンのこの内容が、子宮頸がんが感染症というようなことが言えるとすれば、エイズ及び性感染症の予防の学習のところでも取り扱うことも可能かと思えます。ただ、先ほどから申し上げておりますように、現在のところ、この取り扱いにつきまして学習指導要領等にも明記されておりませんし、文部科学省からこのことにつきましての指導の通知等も発しされていないのが現状でございます。私ども教育委員会といたしましては、この子宮頸がんワクチンの接種には、非常に意義のあることだということは十分理解しておりますけれども、関係機関と連携を密にして、慎重に対応していきたいというのが本当のところでございます。

7番議員（高田チヨ子） この前、南日本新聞に載ってたんですけれども、医師会の方が中心になって、この子宮頸がんについての講演を行うということが、そういう記事が載ってありました。このことについて、本市としては、医師会に連携を取って講演をしていただくとか、お話を聞く機会を設けるとか、そういう計画はないか、伺います。

健康福祉部長（田代秀敏） まだ、接種が具体的に決まった方向ではございませんので、講演会等をいつ、何どき、どのような場所でのことかという計画をしているわけではございませんが、ただ、子宮頸がんの予防接種というのが、具体的にもし進むとしますれば、正しい理解を深めるため、講演会等の開催は必要であろうと認識いたしてございます。その節におきましては、医師会等と協議し、開催することになるかと思っているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 子供たちの健康を守る上で、よく考えて進めてほしいと思えます。

よろしく申し上げます。

それでは、介護保険ボランティアポイント制度について伺います。

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められ、平成19年地域支援事業実施要綱が改正され、市町村の裁量により地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能となりました。このことを受けまして、霧島市や薩摩川内市では、介護支援ボランティアポイント制度を実施し、高齢者に大変喜ばれていると聞いています。元気な高齢者の負担軽減につながるこのポイント制度、いろいろ問題があるかとは思いますが、医療費の軽減にもつながり、元気な高齢者をふやすためにも考えてほしいと思いますが、どうお考えでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 介護保険ボランティアポイント制度につきましては、議員がお尋ねの中でございましたように、高齢者の社会貢献、社会参加、自らの健康増進・介護予防という部分について、それらを目的として元気で健康な高齢者づくりの効果が期待できるというふうに思っております。そこで、本市におきましては、これらのいろんな課題等を整理しながら、次期介護保険事業計画の中で、介護保険ボランティアポイント制度の仕組みづくりができないかを考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

7番議員（高田チヨ子） 1日も早い、このポイント制度の実現をお願いしたいと思います。ここには全国の40から50市町村で今、こういう介護高齢者ボランティアポイント制度というのを行っているということで資料がありました。本当にそういう先進的な地域もたくさんございますので、いろいろと検討して、本市でも高齢者が喜んで介護ボランティアができるように進めていってほしい、そう思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、小・中学校の校務用パソコンについて伺います。

小・中学校の校務用パソコンの活用状況は、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

教育長（田中民也） 小・中学校の校務用パソコンにつきましては、学校長及びパソコン担当教員を対象として、校務用パソコンの運用及び活用方法等についての説明会を、3月の整備時に1回、6月に1回実施し、積極的な活用を学校にお願いしたところでございます。現在、校務用パソコンの活用状況につきましては、学校ごとに校務用パソコンの積極的な活用に向けて、職員研修などを計画的に実施しているところでございます。その活用例といたしましては、児童・生徒の出席簿管理、成績処理、保健管理など、様々な個人情報管理に活用したり、学級だよりや学年だより、保健だよりなど、家庭への各種通信物の作成、授業等で使う学習教材、宿題プリントなどの作成など、様々な学級事務で活用しております。また、各種会議資料の作成や学力テスト、体力テストなどの分析、ホームページ作成更新など、校務全般にわたりまして様々な活用がなされているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 指宿では、この校務用パソコンが100%整備されているということを知り、本当にありがたいなあと思いました。私はまだ何台かは個人で持って来ているのがあるんじゃないかなって、そういうふうに思ってたんですけども、そういうのが1台もなく、全部校務用パソコンを入れているということで、ありがたいと思います。この小・中学校において、この校務用パソコンを活用することで、学校の教育活動にどのような教育効果が期待できるのかお伺いいたします。

教育長（田中民也） 校務用パソコンを活用することで、各種情報の分析や共有が可能になりまして、校務処理が効率的に遂行できることで、事務の簡素化、効率化が図られております。また、その結果、教職員が児童・生徒の指導に多くの時間を割くことができ、学習指導や生徒指導などの教育活動におきまして、一人一人の児童・生徒に行き届いた指導を実現することができるようになってきております。また、各学校の教職員からは、ネットワーク上に校務用パソコンをつなぐことで、プリンターやスキャナーなどのOA機器を共有して利用できるようになった。また、校務ホルダーにデータを集約して、データの共有ができるため、必要な情報をいつでも活用でき、校務処理が効率的にできるようになったなどの意見が数多く出ているところでございます。さらに、管理職が教職員に指示や連絡等を行う場合、すべての事項につきまして、これまでは一堂に会して行うことが多かったですけれども、校務用パソコンの共有ファイルや掲示板などを活用して、指示等が効率的にできるようになりまして、学校運営上にも効果が出ているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 校務用パソコンの運用にあたって、教育委員会としてはどのような配慮がなされているのかお伺いいたします。

教育部長（吹留賢良） 教育委員会としましては、情報システムセキュリティについての基本方針として、指宿市小・中学校セキュリティポリシー、コンピュータ及びネットワークガイドラインを作成し、児童・生徒、保護者、教職員などの個人情報及び学校運営上の重要な教育情報を保護して、適切な管理・運用に努めております。また、学校長及びパソコン担当教員を対象として、パソコンデータの正しい取扱いや、個人情報保護の説明会を開催しております。さらに、小・中学校を訪問し、個人情報保護や校務用パソコンの運用についての指導・助言を行っております。今後とも、教職員一人一人の情報管理に対する危機管理意識が更に高まるよう、指導してまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、学校において個人情報保護の観点から、どのような配慮がなされているのでしょうかお伺いいたします。

教育部長（吹留賢良） 学校におきましては、指宿市小・中学校セキュリティポリシーやコンピュータ及びネットワークガイドラインを基に、パソコン担当教員が中心となり、校務用パソコンの活用についての研修会を、実技等を含めて実施しております。具体的には、個人情報が漏えいしないようにデータ上でロックをかけたり、ホームページ上で写真等を公開する

ときは、個人が特定できないように、画質を落とすなど、個人情報保護に配慮して、適切な管理・運用に努めております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、教職員の方は、転入とか転出とか、それとか退職とか、いろんな場合がありますが、そういう異動された場合に、どのような配慮がなされているのでしょうかお伺いいたします。

教育部長（吹留賢良） 教員が転出・退職する場合は、校務用パソコンに保存されている不要なデータは各学校において消去し、校務用パソコンを教育委員会へ返却するようにしております。なお、パソコンは番号管理をしております。転入してきた教員に対しましては、学校長またはパソコン担当教員が個人情報に関する研修会を実施しております。

7番議員（高田チヨ子） 今、小・中学校を聞きましたけれども、指宿商業高校の校務用パソコンの運用にあたって、教育委員会としてどのような配慮がなされていますか。

教育部長（吹留賢良） 小・中学校と同様に、校内ネットワーク運用規定を定め、生徒、保護者、教職員などの個人情報及び学校運営上の重要な教育情報を保護して、適切な管理・運用に努めております。

7番議員（高田チヨ子） 今の答弁を聞いて、本当にありがたいなって安心しました。この校務用パソコンを使って、子供たちの個人情報をしっかり守り、安心・安全な学校生活を送れるようにしてほしいと思います。

それでは、図書館の現状についてお伺いいたします。今、開聞図書室のことでお話を聞いたんですけれども、大規模な改修工事が必要ということでしたが、その大規模な改修工事というのはどのような工事なんでしょうか。そしてまた、どのくらい費用がかかるのでしょうか。

教育部長（吹留賢良） 旧電算室は外壁が極めて脆くなっており、一部に崩落の危険性があることから、壁の打ち替えなど補強工事が必要なこと。また、屋上・窓枠などの傷みによって漏水があることから、併せて防水工事や内装工事が必要であり、多額の費用を要すること。さらに、図書や本棚の購入など、図書館としての備品整備を行わなければなりませんので、さらに、多くの費用を要することが考えられます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、これから時間がかかったとしても、旧開聞電算室に移転をする予定は変わらないのでしょうか。

教育部長（吹留賢良） 先ほどもご説明いたしましたように、多額の費用を要することから、移転は厳しいと判断しているところでございます。当面は、現状の開聞農村環境改善センターで図書室を運営していく予定でございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、今後の計画について、今後、図書館利用の充実を図るために、この図書館のことをどのように考えているのかお聞かせください。

教育長（田中民也） 今後、市内のどこの地域におきましても、充実した図書館利用が図られ

るために、市全体を見渡した新たな計画を立てていくことが急務であると考えております。指宿市には三つの図書館施設がありますが、これらの図書館施設の利用について、施設から離れた地域でも利用促進を図る必要があると考えます。具体的には、指宿図書館に電算システムを導入し、池田、今和泉、開聞、山川、市内どこからでも図書館が利用できる方向性を検討したいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） どこからでも利用できるということですが、そういう図書館ができればいいなって、本当に嬉しいと思います。そのためには、まず、図書館の電算化をする必要があると思います。3月議会で指宿図書館の電算化についてお伺いしたときに、23年度に導入するという方向で努めていきたいとお聞きしましたが、そのことはお変わりありませんでしょうか。

教育長（田中民也） 指宿図書館には、現在、図書館電算システムが導入されておられません。平成23年度に山川図書館と同じように、図書の貸し借りや図書管理が電算システムで瞬時にできる形態の導入や、インターネットを使った予約システムなどの構築ができるように検討しているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） 指宿はまだ電算化になっていませんけれども、山川は現在、電算システムが使われています。この山川図書館の現在の電算システムはどのような関係になっていくのでしょうか。

教育長（田中民也） 山川図書館の電算システムは導入から13年経過しておりまして、機器の更新の時期にきているところでございます。ただ、指宿図書館を電算化するとき、指宿図書館を中心施設としてサーバー機を設置し、山川図書館にその端末を置けば、二つの図書館が一つの図書館のように電算システムを使うことが可能となるところでございます。このため、山川図書館の既存システムを更新する必要がなくなることから、そのような形も検討に入れていきたいと考えているところでございます。

7番議員（高田チヨ子） それでは、指宿図書館も電算化になり、山川も電算化になるということなんですけれども、ほかに図書館の利用促進について検討していることとかありますでしょうか。

教育長（田中民也） 学校図書館と市立図書館との連携強化が考えられます。例えば、各学校図書館で市立図書館の本を返却できるなどの環境ができた場合には、図書館は更に市民に近付きますので、そういった形も利用促進に有効ではないかと考えております。また、鹿児島県立図書館では、県内の公立図書館や大学図書館の蔵書を横断して検索できるシステムを、平成23年2月に運用開始の予定でありまして、県立図書館の横断検索システムに組み込んでもらえば、読みたい本を県内の80の図書館から探すことができるものでございます。このように、他の事例等を参考にして、新しい指宿市の図書館の在り方について検討を進め、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

7番議員（高田チヨ子） 図書館は、本当に、今、指宿と山川と開聞は図書室ですけれども、現在、その3か所だけです。池田とか今和泉とか、そういうところにはありません。でも、そういうところも学校にその端末を置くということで、この電算システムが使えるば、図書館があるのと同じようなことになる、そう考えてもよろしんでしょうか。

教育長（田中民也） 今、ずっと述べさせていただきましたのは、そのように開聞だけでなく、指宿にとりましては、南の方に山川図書館、指宿図書館、位置してまして、指宿市全体を見ました時には、まだ、池田地区、今和泉地区をはじめ、小牧、開聞等々は、距離的には遠いところでございます。今、申し上げました電算システムの導入は、お互い、公正・公平に利用が促進できるためのシステムでございますので、お尋ねのとおりでございます。

7番議員（高田チヨ子） 私の手元に電算化してほしいという声がたくさん届けられています。23年度の2月に、今、教育長のお話のように、鹿児島県では県内横断検索システムが稼働するという事です。そうなった時に、指宿もこの電算化がされれば、みんなが図書室を図書館を利用しやすく、そして、本に親しめる、そういう環境ができるのではないかと思います。ここに電算化してくださいという声は、指宿市内の方だけではなく、県外とか、いろいろなところからの声です。この中には、何で指宿図書館が電算化されてないの、そういう声がたくさん書いてあります。山川は電算化なのに、指宿が電算化されてないというのはおかしい、そういう、何でだろうかっていう声は、ここにたくさん書かれてありました。一日も早い電算化をお願いしたいと思います。23年度には、もう一回聞きますが、23年度電算化実現に向けて頑張してほしいと思いますが、どうお考えでしょうか。

教育長（田中民也） 私どもは、そのような構想を持ちまして、努力しているところでございますけれども、何分にも財政的裏づけが必要でございます。関係課とも十分連携しながら取り組み、この気持ちを共有した形で努力させていただきたいと思っております。

7番議員（高田チヨ子） それでは、総務部長いかがでしょうか。

総務部長（渡瀬貴久） 図書館の電算システムにつきましては、合併補助金、あるいは過疎債でも、ソフト事業が過疎債が活用できますので、有利な事業を活用して図書館の電算システム、そして、市民が県内の図書館の蔵書も活用できるようなシステムづくりというものをつくっていききたいというふうに考えております。

7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。最後に、今の日本ではあまりにも悲惨なニュースが多過ぎると思いませんか、皆さん。本当に、幸福な社会というのは、母と子が笑顔で暮らせる社会のことだとあります。母と子が笑顔で生きるために頑張ってもらいたい、そういうふうに思います。以上です。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分
再開 午後 2時59分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前田猛議員。

17番議員（前田猛） 9月に入っても厳しい残暑が続いています。気象庁が発表した7月から8月の2か月の平均気温は、ほとんどの地域で平年を大きく上回ったとのこと。5月末から8月22日までに熱中症で緊急搬送された人数も4万人を超え、農作業中に倒れる事故も相次いでいるようです。本当に猛暑の連続でした。高温などで農作物は出回る量が減り、高値で推移しております。秋冬野菜の播種や、定植期となっておりますが、高温や病害虫の発生による生育遅れが懸念されるところです。早急な地球温暖化ストップに向けた取組強化を望むものであります。

さて、先に通告しましたとおり、鰻池増水対策と鰻池周辺整備についてと、第二次集中改革プランの取組体制と見通しについてを質問します。

九州新幹線全線開業は、JR九州によると来年3月12日に決定しました。指宿市への観光特急も運行されるということです。いよいよその時が6か月後に迫ってきました。本市では、これを千載一遇の機会ととらえ、関係団体と連携した九州新幹線全線開業プレキャンペーンの事業展開を図るとともに、指宿駅前周辺等の整備、観光案内看板等の設置など、着々と全線開業に向けた対策が進められているようです。また、指宿においては、砂むし温泉、鰻温泉のススメ、JR日本最南端の駅、西大山駅など、ほかの観光地にはない名所景勝地があります。特に鰻温泉は、この前9月7日NHKのBSハイビジョンで、こんな素敵な日本、蒸気が出る里というタイトルで全国放映されました。ご覧になった方がいるかと思いますが、そのように、指宿の観光地はその注目度がますます高まってきていることがうかがえます。観光客が指宿に来て良かったと思えるような観光地としての整備を図るべきであり、万全の対策を講じる必要があると思います。そのような観点に立っての鰻池増水対策と鰻池周辺整備についてであります。

今年は2月から5月まで降雨量が多く、それに、6月に梅雨に入りました。連日の雨と重なって、鰻池の水量は2mほど上がったようです。この増水状態が生活面や観光面に影響が出てくるのではないかと危ぐされているようです。また、池周辺を整備すべき箇所や安全対策を講じなければならない箇所があるようです。このような状況を踏まえ、一つ目の質問としまして、現在の鰻池の水位は2m以上上昇していて、増水状態のようであります。このような状況をどのように認識、把握されているのですか。

次に、鰻池周辺の安全対策ということでございますが、給水ポンプ室の出入り口は高い扉を設置していますが、それ以外は、その周辺以外ですね、ガードレールが柵となっていて、人が乗り越えて湖岸に降りて、釣りができるよう。非常に危険な状態にあると思われ。安全確保ということで、出入り口の両側に高い柵を設置できないのですか。

三つ目は、観光地鰻温泉の整備に関することですが、西郷南洲先生遺跡記念碑の東側の個

人所有地は、雑木が生えています。その先に温泉が湧き出て白い湯けむりが上がっております。これは一つの観光スポット、観光資源であると思います。その付近を整備して、湯けむりの見える場所として生かしていければと考えていますがどうですか。

次に、第二次集中改革プランについてであります。このことは、第一次集中改革プランに引き続いて財政健全化に向けて取組を進めるということですが、まず一つ目の質問としまして、第二次集中改革プランの取組体制と見通しについてであります。この取組方針では、平成24年度の歳入・歳出改善目標が13億円となっております。その13億円収支差額分の改善に向けて、歳入確保や歳出削減に取り組んでいくということです。景気不況、少子高齢化の進行、人口減、農業、観光産業の低迷など、諸般の状況は先行き不透明の中にあり、地域経済はますます厳しくなっていくことが予想されます。新たな行財政改革に向け、一層の体制強化が必要かと思われま。その推進体制と集中改革プランの推進の見通し等について、どのように考えていますか。

二つ目は、指定管理者制度の運用についてであります。ヘルシーランド、これは露天風呂を含みますが、ヘルシーランドが4月1日から指定管理者がセイカスポーツセンターに変わり、その運営方法に変化が出てきていると思います。利用客の評価と利用客数の状況、利用料金の変更による影響をお示してください。

三つ目は、同じく指定管理者制度の効果的運用ですが、活お海道のことです。山川港特産市場は、平日における利用客数が少ないことがオープン当時から言われておりました。現況も変わりないと思われま。これはテナントに入っている店のことでございますが、その要望としまして、まず、収支改善を図ることが必要不可欠であるということのようでございます。そのためには、レジを一本化できないかとのことを聞きます。どのように考えているかお答え願います。

四つ目としては、財政調整基金のことでございます。財政調整基金は、平成21年度で6億2,000万ほどあるようですが、局地的大雨や地震など、予期しない大災害がいつでも起きる可能性が十分にあると思われま。そのような状況になれば、多額の経費が必要となり、災害復旧はただちに行わなければならないわけです。その時の資金対応はどのように考えていますかということでございます。よろしく願います。

最後の五つ目は、歳入の自主財源の引き上げについてであります。その中で、市税等の収納率の確保に取り組むこととしております。厳しい経済状況であります。その取組をどのように進めていかれるのか、重点的な項目はどのようなものなのか説明をお願いしまして1回目の質問といたします。

市長（豊留悦男） 第二次集中改革プランの取組体制と見通しについてご質問をいただきました。本市では、厳しい財政状況を改善するため、すべての市政分野に聖域を設けず、歳入確保や歳出削減に向けた取組を実施する、いわゆる、第二次集中改革プランを策定してござい

ます。第二次集中改革プランを推進するための体制強化としては、歳入確保の面では、前年度を上回る市税収納率の確保のため、効率的な事務体制の構築を行うことを目的に、課税部門と収納部門を集約した収納対策監の設置や、徴収嘱託員の増員、さらには、収納状況を効率的に管理できる滞納整理システムの導入等を行い、事務体制の大幅な強化を図ったところでございます。一方、歳出面においては、市が行っております政策的な事業を抜本的に見直すシステムとして、施策別事業優先度評価を導入したほか、住民生活に最も関係が深い健康福祉部門、窓口部門を抜本的に改善するため、効率的な総合窓口体制の構築を担当する職員を配置したところであります。そのほか、公の施設への指定管理者制度の導入検討や、アダプト制度による市民協働の公共施設の管理・運営の推進を積極的に図るなど、簡素で効率的な組織機構への見直しができるのではないかと考えているところであります。平成24年度の改善目標額に向けて、今後も引き続き、第二次集中改革プランに基づく歳入の確保、歳出削減の取組内容を、着実に実行していきたいと考えております。なお、第二次集中改革プランの取組状況につきましては、年2回行われております行政改革推進本部会議における取組担当課からの報告において、進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

以下、担当部長に答弁をさせていただきます。

建設部長（吉永哲郎） 鰻池の水位の増水状況の認識と把握についてでございますが、鰻池の水位については、例年、1年間の降雨量が2,200mmから2,500mmの雨量ですが、今年は、既に、8月末現在で2,784mmの雨量を記録しております。この雨量の影響で、鰻池の水位の上昇があると思われるところでございます。過去におきましても、異常豪雨等の際に鰻池が増水し、湖岸の一部が民地への侵入や砂浜が水没するなどの影響があったところでございます。鰻池の水位調整については、森松水利用組合が稲作用に水利用としていることから、用水使用量を考慮し、標高122mを基準水位として管理を行っており、例年、2月頃から、取水期にあたり放流を行っていますが、今年のような想定されない雨量が記録されたことにより、基準を超える増水が発生したと考えているところでございます。

水道課長（松元修） 鰻池水源地周辺の安全対策についてのご質問でございますが、ご指摘の箇所につきましては、水質保全の観点から環境政策課、水道課双方で、立入禁止と、釣り等の行為をしないよう看板を立て、注意をお願いしてきたところでございます。今回、ポンプ室の出入り口のところに、新たに関係者以外立入禁止の看板を追加することにより、注意の喚起を行い、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘の個人所有地につきましては、以前、鹿児島交通が温泉熱を利用して植物を栽培していた跡地だと思います。その土地であれば、確かに温泉が湧き出て湯けむりが上がっており、興味を覚える場所でございます。観光資源として活用できる可能性が高いと思っております。しかしながら、現時点ではご指摘のとおり雑木が生い茂り、せっかくの湯けむりも見えがたいです。珍しい大きなユーカリもご

ざいまして、南国らしいヤシの木による景観も生かされていない状況のようでございます。鰻池は、神秘的ですし、ひなの里としても貴重でございます。また、スメでの料理も最近富に脚光を浴びておりますし、今後、スメ料理を絡めた鰻のまち歩きも展開されると聞いておりますので、先の土地所有者にも、雑木等の撤去や草払い等による環境整備を要望してお願いしてまいりたいと思っております。

次に、指定管理者についてでございます。ヘルシーランドにつきましては、今年4月から、セイカスポーツセンターを指定管理者に指定し、施設の管理運営をお願いしているところでございます。指定管理者がセイカスポーツセンターになって、運営方法等について変わった点は多々あると思っておりますけれども、最大の点は、利用者の声を大事にしていることだと思っております。現在、ヘルシーランド及び露天風呂のロビーに提案箱を設置し、利用者から寄せられた意見を精査して、対応可能なものについては迅速に対処していただいております。これまで、この提案箱の要望の中から、浴室から事務所への連絡が可能なインターホンや安全のための手すりの設置、また、これまで、携帯電話の電波が入りにくかったことから、施設内全域での通話を可能にするための受信アンテナや、増幅機の設置などを実践していただいております。さらに、レストランにおきましては、新メニューの開発に取り組むとともに、よりリーズナブルな価格に下げるなど、利用者の立場に立った運営に努めていただいております。利用者数の状況につきましては、過去3年間の4月から7月の平均と、今年の4月から7月を比較して、ヘルシーランドが530人の減、割合にして1.03%の減、露天風呂が2,315人の減、割合にして12.21%の減となっているところでございます。

活お海道のレジの一本化等についてのご質問でございますけれども、活お北海道においては、特産市場屋内外に設置する朝市直売ゾーンにおいて、指宿市の特色を生かした農林水産物や加工品等について、自从来訪者に販売することにより、来訪者との交流促進を通して、地域情報の発信、農林水産物及び加工品等の生産技術の向上に努めているところでございます。朝市直売ゾーンの販売形態については、いぶすき山川特産市場・活お海道の計画時点で、朝市ゾーンでの対面販売をアピールしてテナント募集を行った経緯がございます。朝市直売ゾーンの中の業者には、作りたての食品、揚げたてのつけあげ等でございます、を販売するテナントや、ファーストフードの販売をしているテナント等もでございますけれども、経費削減のため、効率化は、常に考えていく必要があるだろうと考えております。今後とも、会員の皆様のご意見等を伺いながら、指定管理者を含め、更なる協議を重ねてまいりたいと思っております。

総務部長（渡瀬貴久） 財政調整基金についてのご質問であります。財政調整基金は、地方公共団体の財政における年度間の財源調整のほか、災害発生や経済不況等による大幅な税収減等、思わぬ支出の増加や収入の減少を余儀なくされた場合等の予期せぬ状況に備えて、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うための財源として積み立てているものであります。

本市の財政調整基金の状況についてであります。合併直後となる平成17年度末の基金の残高は、約9億4,000万円でありましたが、合併後の新市の一体性の速やかな確立と、均衡ある発展を目指し、また、三位一体改革の影響等もあって、基金を取り崩しながら公共施設整備や市民サービスの向上に積極的に取り組んできたことから、平成19年度末の基金残高は約2億4,000万円までに落ち込んだところであります。このような基金繰入に頼った財政運営を改善するため、行政改革大綱や第一次集中改革プランに基づき、様々な行財政改革を積極的に取り組んできたことから、平成21年度末の基金残高は、約6億2,000万円までに回復したところでございます。また、本年6月には、平成21年度決算剰余金の処分として、財政調整基金に4億円を積み立てましたので、平成22年度9月補正予算後の基金残高は約9億7,000万円となり、更に増額を図ったところであります。しかしながら、県内の他市と比較いたしますと、依然として少ない状況にあります。したがって、災害等の予期せぬ事態への対応を図るため、第二次集中改革プランに基づき、歳入・歳出の見直しを進め、基金の増額確保を図っていく必要があると考えているところであります。

市民生活部長（井元清八郎） 市税等の収納率の確保についてのご質問でございますが、長引く不況等での市民所得の減少により、市民税だけ見ても、今年度の当初課税額が昨年度と比較して5.5%の減、金額にして7,134万円の減額となるなど、市の財政状況に大きな影響を与えておりますので、市税等の自主財源の確保は最重要課題であると認識をいたしているところでございます。税金等の自主財源確保のために、今年度は徴収嘱託員を2人から4人へ増員し、徴収担当係員とそれぞれ地区割を行い、地域内の滞納者宅を訪問し徴収するとともに、新規滞納者への初期対策強化を図るなど、収納体制を整えたところであります。さらに、滞納整理事務の一元化を図るため、滞納整理システムの導入や口座振替制度の推進などを通じ、収納率の向上を図っているところでございます。市税等の収納につきましても、現在の社会経済情勢を反映し、今後も厳しい状況が続くと思われませんが、様々な徴収に関するノウハウを駆使しながら、重要な自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

17番議員（前田猛） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、鰻池増水対策と鰻池周辺整備についてから入ります。ただいま、部長の答弁の中でですね、その水の量が2,784mmにまで増えてきているということがありました。このような増水状態が長く続くようであると、水が自然と地下に浸透して、日常生活に欠かすことのできない、同時にまた、貴重な観光資源であるスメの蒸気発生に影響が出てくるのではないかと懸念があるようです。池に近い家ではですね、既に温度が低くなっているということも聞いていますところでございますが、このことについてどのように考えていますか。

建設部長（吉永哲郎） スメの影響についてでございますが、その因果関係を示す資料等は持ち合わせてないところでございますが、地元の方から水位が上昇した時に、スメの温度に影響が出るということを現地の方で聞いております。スメへの影響は、本市にとって貴重な観

光の資源であり、鰻区民にとって貴重な生活資源であることから、これらの保全が図られますように、平常水位の保持に努めてまいりたいと考えております。

17番議員（前田猛） ただいまですね、そういうようなことで、非常にスメの蒸気に影響が出てきますと、今後、観光について影響が出てくるようでございますので、ただいまの答弁の中で平常水位を保つということに努力するというところでございますので、是非、そのことをしていただきたいと、このように思います。

続きまして、湖岸が徐々に浸食がされてですね、法面、擁壁などの崩壊も予想されるところでございます。ホテルの水際調査もしましたけれども、危険な状態のようでございますが、対策はどのように考えていますか。

建設部長（吉永哲郎） 鰻池の湖岸は、ほとんどが天然湖岸となっております。一部、湖岸の隣接した民地では、土地利用を図るため、個人で擁壁などの構造物が設置されております。ご指摘の箇所につきましては、コンクリートブロック積み、天然石、軽量ブロック等で使用して土地の保護がなされておりますが、宅地が湖面より高いことから、湖面側から石積み、軽量ブロック、石積みと段々と控えながら施工がなされております。一番下の段の石積みが、湖面より約40cmの高さまで設置されておりますが、今回の水位の上昇により、この石積みから軽量ブロックの間が一部、浸水をしている状況でございます。現在のところ、土地や構造物等については、波浪等による浸食や破損等はないようでございますが、今後、台風なども予想されることから、用水路等の管理をしている森松水利用組合とも協議を行い、用水に必要な湖面の水位高を調整しながら、湖岸の浸食の防止を図っていきたいと考えております。

17番議員（前田猛） そういうことでよろしくお願ひしますけれども、同じような質問になるかと思ひますけれども、やはり、今後ですね、台風の上陸、接近等もあると思われまふ。局地的豪雨による大きな災害発生の可能性もあります。未然防止のための早期の検討が必要となります。是非ですね、このことについては対策を取っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしますが、再度ご答弁願ひます。

建設部長（吉永哲郎） 鰻池につきましては、流入河川や流出河川もなく、湖面水位の調整については、森松水利用組合の施設を利用して排水している現状でございます。災害の発生を未然に防止するためには、湖面の高さを安定水位まで落とすことが最大の抑止になると考えておりますので、現在の用排水路を利用して水位の安定を図ってまいりたいと考えております。また、異常降雨による急激な水位上昇の場合は、排水処理能力にも限界がありますので、放流先の下流域についても災害が起こらないよう調査を行いまして、排水路の処理能力を高めなければならないのも一部あると思ひますので、検討をしまひたいと思ひております。

17番議員（前田猛） 下流域の排水路のかさ上げ工事のことかと思ひますが、どうかそのことについてもですね、是非、対策を取っていただきたいと、このように思ひます。

次にですね、砂浜が見えて亀が砂浜に這い上がるようになることが良好な湖面状態である

とのことです。昭和58年7月14日に取り交わされました山川町長と森松土地改良区理事長との鰻池水量調整の覚書書では、鰻池水門口取水管上端水位が当分の間2mを上昇した場合、水門を開扉するものとするということがですね、第1項目にうたわれております。このことにつきまして、どのように解釈されていますか。

建設部長（吉永哲郎） 旧山川町と森松土地改良区の中で覚書が取り交わしをされております。当時は用水使用量も多かったため、渇水期の水不足を懸念して、最低2mは貯水量が必要であるとの判断で決定されたものであります。現在は、用水利用者が減少したことや、民有地への影響などを考慮し、当分の間2mの記載を1,2mとして、この基準水位より上昇した場合は、市の指示のもとにより水門の開扉をするものとしており、森松土地改良区の新組織である森松水利用組合にお願いして、排水をしていただいております。砂浜が見える状態になるためには、基準水位1,2mより更に低くしなければならぬと思われまので、用水の利用などに支障をきたすことも予想されますので、森松水利用組合と協議をするなど、検討をしていきたいと考えております。

17番議員（前田猛） はい、分かりました。それでは、次に入りますが、池の東側一帯は雑木、雑草が茂り、水面が上昇しているため、水に浸かっている状態です。このままの状態が続くとですね、雑草が腐食して、水質への影響が懸念されます。観光面でもよくないようですので、雑木、雑草などの伐採をする必要があるのではないかと考えておるところですが、どうでしょうか。

建設部長（吉永哲郎） 鰻周辺の湖岸には、草木が繁茂をしており、今回の水位上昇により、湖水に草木が浸かっている状態が見られるところでございます。池の東側、市道側沿いについては、鰻池の景観に支障があるため、草払いを行っておりますが、全体的に伐採を行うには、民有地もあることから、難しいものと考えているところでございます。草木等の腐食による水質への影響については、正確な把握はできませんが、多少なりとも考えられますので、管理水位の維持に努力してまいりたいと考えております。

17番議員（前田猛） そのようなことで、是非ですね、水質の汚染がないよう努力していただきたいと、このように思います。

それでは次に入りたいと思いますが、安全対策のことでございますけれども、霧島屋久国立公園鰻池の標識柱から先の方はガードレールが設置されております。先ほど質問した内容と同じ場所になるかと思いますが、そういうガードレールが設置されておりますが、それから土手までの間は柵とかフェンスなどもないということです。観光地として人や車の安全を優先すべきと考えます。是非、安全対策を取っていただきたいと思いますが、このことについてもどのように考えておりますか。

産業振興部参与（浜田淳） ガードレールが部分的に設置されていない箇所についてのご質問ですが、この箇所は現在、森松水利用組合が用水調整のため、水門の開閉を日常的に管理する

出入口になっているところでございます。鰻地区は観光資源にも恵まれておりまして、観光客の増加も見込まれ、この出入口を利用して水辺に行く人も考えられます。このような場所ですので、先日、立ち入らないようロープを張りまして、立入禁止の看板を設置したところでございます。今後は、管理出入口を確保しながら、安全で事故のないように抜本的な対策を講じていく必要もあるのではないかと考えられますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

17番議員（前田猛） 次に、鰻温泉の整備のことですが、西郷南洲翁逗留の家案内板の説明文の字句がところどころ消えています。読み取れない状態となっておりますが、早急に整備すべきであります。因みに設置はですね、昭和52年9月山川町観光協会となっております。どのようにお考えでしょうか。

産業振興部長（吉井敏和） 鰻池は、最近問い合わせやマスコミ等による取材も非常に多くなっております。そしてまた、訪れる観光客も今後ますます増えてくるというふうに思っておりますし、まち歩きなども展開されるようでありますので、議員ご指摘の案内板等についても、早急に改善の必要があるというふうに考えているところでございます。

17番議員（前田猛） 次にですね、今、NHK大河ドラマで龍馬伝が放映されています。その中で、西郷隆盛が映し出されて興味のあるところがございます。その西郷隆盛のゆかりの地であるということが、鰻温泉は全国にあまり知られていないのではないかと、このように思っています。この西郷南洲翁逗留の家と、西郷南洲先生遺跡記念碑については、それだと分かるような鰻温泉地内での看板設置をすべきであるということと、もっとこのことの観光PRをすべきであると思いますが、どのように考えておりますか。

産業振興部長（吉井敏和） 鰻池は、神秘的な池とひなの里、そしてまた温泉、湯けむり、グルメ料理などで話題になっているところがございます。議員ご指摘のとおり、西郷南洲翁ゆかりの地としては、まだインパクトが弱いのかなというふうには感じているところでございます。したがって、平成21年度の県事業として、森松の鰻入口交差点に、西郷どんが愛したひなの里鰻温泉という案内看板を建てていただいたところですが、同様な趣のある看板を、例えば、鰻集落の入口、あるいは当該地の辺りにも建てられないものか、県や関係機関にも要望をしていきたいと考えているところでございます。また、鰻池は、あくまでも市民の水がめでもございますので、開発と相反する形の乱開発と言いますか、いうふうにも思っております。しかしながら、一方で、テレビや雑誌等の媒体により、観光客誘致も図ってまいりたいというふうにも思っているところでございます。

17番議員（前田猛） ありがとうございます。鰻池、鰻温泉はこれから九州新幹線全線開業がありますと観光客も増えてまいります。そういう意味で、これから脚光を浴びる観光地であると、このように思いますので、是非ですね、関係部署、連携を取りながら鰻温泉のことにつきましては、それぞれの対策を取るようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、鰻温泉の鰻池、鰻温泉への思いがあればですね、市長、是非お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

市長（豊留悦男） 先日、9月7日でございましたでしょうか。BS全国放送で鰻温泉が紹介されました。たまたま前日、私、鰻温泉に行きましたら、その取材クルーと会いました。私が市長ということが分かりましたら、その取材班がこんないいところはないじゃないか、もっとPRをしてこういうところこそ、これから観光地として売り出すべきではないかという話もいただきました。当時、料理の鉄人であります坂井シェフがおりました。そのシェフも、こういうスメを利用した料理というのをもっとPRしたらどうなのかと、恐らく観光資源としては貴重なものになるであろうと。今後、いろいろ協力できることがあったら、してもかまわないというような声もいただきました。今後、新たな指宿の観光の名所として、この鰻池の開発については努力をしていく、そういう覚悟でいるところでございます。

17番議員（前田猛） ありがとうございます。続いて、第二次集中改革プランについてに入ります。この集中改革につきましてはですね、先ほど同僚議員の質問もありました。重複する項目もあろうかと思いますが、どうかよろしくお願いしたいと思います。

定員管理ということでございますが、この適正化計画によりますと、平成21年度職員人数510名が3年間で34名減の476名となることが示されております。34名減によってですね、本庁、山川支所、開聞支所における職員体制をどのようになると想定されているのかということでございます。よろしく申し上げます。

総務部長（渡瀬貴久） 行財政の健全化に向けまして、平成22年4月1日現在で107名の職員削減を実施したところでございますけれども、今後も第二次集中改革プランに基づき、平成24年度までに34名程度の職員削減を行うこととお示ししてございます。職員数を削減しながら、住民サービスの維持向上や、新たな行政課題に対応していくためには、これまで以上に、限られた人材・財源を有効に活用できる簡素で効率的な組織機構の整備を行う必要があります。今後、第二次集中改革プランにお示しのとおり、計画的な組織機構の見直しを実施するため、組織機構再編計画、仮称ですけれども、この計画を策定していく中で、本庁と支所の職員体制も併せて検討していくこととしております。

17番議員（前田猛） その34名減によって、本庁、山川支所、開聞支所の職員体制のことをお聞きしたんですけれど、このことはどのようになるわけですかね。

総務部長（渡瀬貴久） 現在、平成21年4月より課・係の枠にとらわれずに、一人の職員が複数の窓口業務を積極的に補完しあう総合窓口サービスチームを設置するなどによって、少ない職員数に対応しているところでありますので、今後も引き続き総合窓口サービスチームの充実、あるいはマンパワーを最大限に発揮できるような適材適所の職員配置、それから、職員の意識改革のための各種研修を実施して、職員の資質向上を図りながら、少ない人数でも対応できるような本庁及び支所の対応というものを考えております。

17番議員（前田猛） 本庁はそれぞれ職員数は多いわけですが、山川支所、開聞支所にとっては、職員数が改革によって減少している状況の中です。また3年後は減少するというのが想定されます。そういうことで、できるだけですね、住民にとっては、周りの人々にとっては非常に寂しい思いをしているようなことも聞くわけでございます。ひとつ、この辺の考慮をしてもらって、できるだけそういうことがないようにということで質問したところでございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

続いて次に入ります。職員数の削減、組織機構の見直しが進められております。このようになりますとですね、職員の意識改革が求められることとなります。これから更なる地域経済の活性化への取組や、一層の市民サービスへの向上に努力しなければならないと思います。そのような中で、どのようにして職員の意識改革、そして、職員の育成に取り組んでいけるのか、お考えをお願いします。

総務部長（渡瀬貴久） 職員一人一人の意識改革はもとより、職員の能力を最大限に引き出す人材育成、これが何より大事であろうと考えております。このことから、平成20年7月に、指宿市人材育成基本方針を策定したところでございます。具体的には今後、無駄なく効果的な行財政運営ができる体制づくりなどの職場環境の整備に取り組むこととするとともに、自己啓発や職場内及び職場外での研修による職員研修の充実を図っていくほか、職員の能力や適性を重視した、いわゆる適材適所、適所適材といった人事異動にも努めているところでございます。人材育成による職員の能力向上や市役所組織の活性化などを目的に、今後は、育成型人事評価制度の導入も目指しているところでございます。このような取組を通じて、市民感覚を有し、経営感覚と先見性を磨き、チャレンジ精神を持ち続ける職員の人材育成、そして、職員の意識改革を引き続き努められるようにしてまいりたいと考えております。

17番議員（前田猛） それからですね、先ほど同僚議員も質問があったわけですが、同じような内容になるようでございますが、あえて質問します。

類似団体と比較して経常収支比率は高い、公債費比率も高いということです。平成21年度の経常収支比率は、前年度と比べ4.2ポイント低い94.7%で改善されています。また、公債費比率では前年度と比べて1.1ポイント低い20%であります。しかしながら、まだまだ厳しい状況であるのではないかと思います。第二次集中改革プランでは、事業の見直しや改善など、数々の新項目が計画されていますが、その推進項目が達成されるなどしまして、平成24年度の経常収支比率と公債費比率などの財政指標はですね、どの程度の数値を見込んでいるのか、お願いしたいと思います。

総務部長（渡瀬貴久） 近年の景気低迷等に伴いまして、市税等収入の伸び、これは期待できない中で、国は地方の財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額を、幸いなことに、平成22年度水準を下回らないように確保するとしておりますけれども、少子高齢社会の進展に伴いまして、扶助費等の経常的な経費は増額となることが見込まれます。したがって、

第二次集中改革プランに基づく人件費や公債費、物件費及び補助費等の徹底した見直しが必要となっているところであります。また、経常収支比率を1%改善するためには、現在の標準財政規模が120億円程度でありますので、1億2,000万円以上の経常的経費を削減することで1%減というものが実現できるわけでございます。このようなことから、平成24年度末の経常収支比率の見通しについては、今後、国が示す地方財政計画の動向や、本市における新たな行政課題等に向けた財政出動の対応等に大きく影響を受けることになることから、数値として算定することは困難な面がありますが、類似団体の数値約92%から93%ですけれども、これを目標として改善に努めていく必要があると考えております。また、公債費負担比率であります。経常収支比率と同様に、数値として算定することは難しいところですが、分子となる公債費償還額に充当する一般財源について申し上げますと、高金利債の繰上償還を実施するとともに、新規に発行する起債額を抑制していることありまして、平成24年度までは公債費償還推計額が減少する見込みであり、さらに、第二次集中改革プランに基づく新規発行の起債額を抑制できれば、公債費負担比率は、平成21年度の数値であります20%から改善すると、そのように見込んでおります。

17番議員（前田猛） それではですね、歳出面ということでありまして、事務事業の見直しで再編、整理、廃止、統合等を行う中で、市民ニーズは今まで以上に多様化、高度化してまいります。これに的確に対応しなければならないと考えます。そして、関係部署や関係団体との協議が必要となると思っております。これらの対応をどのような形で進めていくのか、お願いします。

総務部長（渡瀬貴久） 本年度からは、事務事業につきましては、全事務事業を総合振興計画の施策目標を達成する手段として位置づけまして、これまでの事業の実績や成果及びこれからの期待値など、事業の貢献度や優先度といった観点から、施策別に事業を評価する、施策別事業優先度評価の制度を導入しております。より有効的な事業へ予算と人材を集中していきたいと考えているわけでございます。しかしながら、評価見直しを進めていく上では、事業の縮小や廃止といった厳しい評価結果になり、これまで利用できていた行政サービスを受けることができなくなるということも一面では出てくることもあります。そういう中において、事業担当課とは協議を重ねながら、市民の皆様や団体等のご意見等も踏まえ、これまで同様、外部評価員である行政評価委員会のご意見も拝聴しながら、より客観的な評価見直しを実施してまいりたいと考えております。なお、評価見直しにあたりましては、一定の評価基準に照らし合わせながらも、公平性を確保し、評価結果等についても、広く市民の皆様周知し、ご理解、ご協力をいただけるような方策というものを引き続き講じてまいりたいと考えております。

17番議員（前田猛） 次にまいりまして、ヘルシーランドの運営状況に入ります。

利用客数は減少していると、先の答弁でありました。セイカスポーツセンターのより高度

なサービス提供によって、今後、利用客増を期待するところですが、どのように考えておられますか。

産業振興部長（吉井敏和） 指定管理者であるセイカスポーツセンターにおいても、日々利用客増に向けて努力をさせていただいているところでございますけれども、先程も申しました、現在、ロビー等に提案箱を設置して、利用者から寄せられた意見等を精査して、対応可能なものについては迅速に対応させていただいている。そういった中から、浴室から事務所へのインターホンの設置、手すりの設置、それから、携帯電話の電波が入りにくかったことから、受信アンテナや増幅機の設置などを実践させていただいております。そしてまた、来たお客様がお食事をしておいしく帰っていただけるように、レストランにおける新メニューの開発などに取り組むとともに、より安価な料金に下げるなど、利用者本意の立場に立った運営に日々努力をいただいているということでございます。さらに、今後は、広報紙を通じた入浴割引券の配布や、高齢者向けの健康教室の開催など、様々な創意工夫により利用促進を図っていく計画というふうに伺っております。市としましても、今後、利用者の増に期待をしているところでございます。

17番議員（前田猛） はい、分かりました。それからですね、山川特産市場活お海道のことでも、昨日ですか、同僚議員の質問があったわけですが、また、重複する面があるかと思いますがよろしくをお願いします。

それですね、先程質問しましたとおり、山川港特産市場はですね、さっき言いましたテナント店舗の今年度末の実績は、達成率、伸長率とも大きく落ちているようです。観光客等の減ということであるようですが、このような状況が続くと、そのテナントの店舗経営も難しいということが言われておりますが、何らかの対策が必要と思っておりますが、どのように考えておりますか。

産業振興部長（吉井敏和） 来場者の数字につきましては、オープン当初の4月は4万人、5月はゴールデンウィークが好天に恵まれたこともあって、4万6千人と多くの方が活お海道においでいただきました。その後、9月まで月平均2万5千人ほどで推移し、10月を境に本年2月まで、毎月1万9千人前後という状況でしたけれども、3月以降は雨が続いた6月を除き、月平均2万1千人を超える入場者で、若干増えてきております。9月1日の新聞報道等によりますと、県が発表した本年7月の観光動向調査によりますと、指宿地区のホテル・旅館の宿泊者数は前年同月の29.1%減という状況でございます、この主な原因としましては、口蹄疫や長雨等の影響であったということでございます。このようなことから、活お海道の入場者数につきましては、口蹄疫等の影響がなければ、今以上の来場者が見込めたのではないかとというふうに考えているところでございます。指定管理者においても、なお一層の集客と魅力ある商品の販売に努めていただきますよう、各種会議を通じてお願いをしているところでございます。

17番議員（前田猛） 売り場の配列も見直すべきじゃないかなと思っております。それと、野菜陳列ケースも少ないように思います。野菜収穫時期は多くの野菜が並べられるように売り場面積を広くして、地産地消の拡大ということに取り組むべきと考えますが、どのように考えておられますか。

産業振興部長（吉井敏和） 現在の活お海道の売場面積は開店当初と変わらず、売台の個数も増減はない状況です。地元産の野菜・果物にこだわって販売しているため、時期によっては、全く地元産の野菜・果物等が揃わないことがございますが、売場面積を狭めたりせず、工夫をしながら販売を続けております。また、5月からは生簀の設置場所を移動し、売台をお客さんにとって買いやすい配列に変えたり、幅を広げた通路を生かしたコンテナ台を設置するなど、臨機応変な対応を行っているところでございます。なお、本年5月から、ふるさと雇用再生特別基金事業により、野菜・果物等の流通に熟知したJAのOB1名を雇用し、その結果、出荷者登録者数、出荷品種、数量ともに増加してきております。売台に並びきれないほどの出荷量がある場合は、売台の下にコンテナを置いてもらい、売台の野菜・果物が売れるたびに補充をしている状況でございます。今後も、できるだけ多くの特産品が展示販売でき、地産地消の拡大に努められるよう、指定管理者と協議をしまいたいと考えております。

17番議員（前田猛） 時間がないようですが、最後になると思いますが、簡潔にお願いしたいと思います。

それぞれこういう特産売場とか、そういうところはですね、いろいろ試行錯誤と言いますが、いろいろな料理等の開発等もしているようでございます。宮崎のあるカツオの一本釣りの港町ではですね、カツオの炙り重というのを開発しまして、連日待ち時間が出るほどの、店舗は盛況であるということやら、こだわりのある味とか、そういうので焼きそばとか、ホルモン焼きと、簡単な料理でも、連日大盛況であるという地域もあるようでございます。経済効果も440億円あるというようなことがテレビで放映されているのを見たわけでございますが、こういうことで、活お海道もここでしかないというような工夫でですね、これを考え出して、利用客を引きつける魅力ある商品等を作り出していければと、このようにも思っているところです。どうでしょうか。

そのほかですね、観光バス等の提携等をどのように進めているか、併せてお願いします。

産業振興部長（吉井敏和） 活お海道については、指宿市の目指す将来都市像であります、豊かな自然が織りなす食と健康のまち実現に向けて、市内で生産される農林水産物・加工品等の地産地消を促進するとともに、地域の均衡ある発展を推進するため整備された特産市場でございます。山川町漁協につきましては、これまで指定管理者として、施設の管理運営についてよく努力をされていると思っているところでございます。また、これまでの1年間の実績を踏まえ、改善計画も出されているところでございます。それらの中で、議員の言われま

す、地域食材提供ゾーン、レストランでのカツオを素材としたメニューを厳選して、他店との差別化の強化や、物が売れる環境づくりから、物を買やすい環境づくりに展開し、シフトさせる方向で日々努力いただいております。販売につきましては、売台に固執せず、費用負担を伴わない方法でのエンド積みでの販売促進の実施、店舗ごとの日替わりサービスデーの設定、インターネットの活用や観光バス、観光エージェント対策、マスメディアとの連携、経費節減対策の強化など、指定管理者からの収支改善計画も出されておりますので、今後、更にいろいろな面で改善されていくものと考えております。市としましても、これまで以上に、指定管理者である山川町漁協と連携し、活お海道が農林水産物の展示販売及び観光情報等の提携を通じて、地場産業の振興を図り、農産漁村の活性化を推進する施設として設置目的を達成できるように、一緒に努力してまいりたいと考えております。

延 会

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 田 ちよ子

議 員 新宮領 進

第3回指宿市市議会定例会会議録

平成22年9月17日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫

開聞支所長	中間竜郎	総務課長	森健一
企画課長	下吉龍一	財政課長	邊見重英
市民協働課長	上村公德	長寿介護課長	野口義幸
観光課長	下吉耕一	建設監理課長	三窪義孝
市民スポーツ課長	中村幸男	水道課長	松元修

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	新村光司	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	濱上和也

開 議

午前10時00分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、下川床泉議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

一般質問

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、下川床泉議員。

9番議員（下川床泉） 皆さん。おはようございます。9番、下川床泉です。よろしくお願いたします。6月から夏休みにかけて、大変暑い中でしたけれども、指宿商業高校女子ソフトテニス部をはじめ、高校総体や中学校総体など、指宿市を代表する選手が大活躍してくれました。また、ジュニアリーダークラブの会員が全国大会や九州大会や鹿児島大会の研修に参加をし、研鑽を積んでまいりました。また、人吉との交流、千歳との交流、そして、いぶすきふるさと探検隊では、開聞岳登山や知林ヶ島への渡島など、様々な行事がありまして、夏休みの行事に参加をした子供たちも一回りも二回りも大きく成長したことと思います。先日は、全日本女子バレーボールチームが指宿に来て、紅白戦を開催しまして、2,500人の観客の前で素晴らしいプレーを披露していただきました。テレビや新聞でしか見ることのできない、超一流のプレーを間近で見たバレーボールスポーツ少年団や中学生、高校生のバレー部など、大きな感動を覚えたことと思います。このイベントを開催するにあたりまして、指宿商業高校バレー部の皆さんが、一生懸命ボランティアで球を渡してくれたり、モップで拭いてくれたり、お手伝いをしていただきまして、本当にありがたかったです。そしてまた、市役所バレーボールチームがボランティアでお手伝いをいただきました。いろいろな方々に感謝を申し上げ、本当にありがとうございました。

通告してあります三つの項目につきまして質問をいたします。

まず、不明高齢者の対策についてであります。9月20日は敬老の日です。家庭や地域で敬老の日を祝う行事が計画されていると思います。家庭や地域でお祝いをされる高齢者の方々は幸せだなと思います。テレビや新聞で不明高齢者のニュースが後をたちません。また、亡くなった親を押入れ等に入れたまま、届けをしなくて年金をそのまま受け取っていたという悲しいニュースもあります。阪神淡路大震災など、災害の影響で届けがうまくいっていない

例は仕方がないとしても、意図的に届けを出していない例がかなりあるということは、誠に残念でなりません。なぜ、このようなことが起きるのか、不思議であります。指宿市ではこのようなことがないのか、まずお尋ねをいたします。

次に、スポーツ少年団の育成について質問をいたします。健康、体力づくり、仲間づくり、そして、礼儀作法のためなど、様々な目的の中、指宿市内でもスポーツ少年団活動が活発に行われています。スポーツ少年団に携わる指導者、監督、コーチは、ボランティアで指導していただき、ありがたいことだと感謝を申し上げます。現在、指宿市内のスポーツ少年団として、加盟している団の数と団員数、指導者の数はどのようになっているのか。また、活動として講習会などあるかと思いますが、どのような活動内容になっているのかをお尋ねをいたします。

次に、田良浜海岸の飛行機について質問をいたします。以前は、なかなか気づかなかった飛行機ですが、砂が削られて、潮が引くと見えるようになってきました。その残骸の飛行機を見るたびに、このままこの場所に置いたままでいいのか。この飛行機に乗っていた人はどんな方だったのだろう。その方はどうなったのだろうなど、様々な思いがしてきます。この田良浜は飛行場があった場所です。ここから飛び立った隊員もたくさんいると思います。そのような思いから、この残骸になった飛行機の持ち主、所有者、所有権は誰なのか、どこにあるのか、分かっているのかを、まずお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

市長（豊留悦男） 不明高齢者の対策等についてのご質問をいただきました。今回の問題を受け、市内100歳以上の高齢者につきまして、医療や介護の利用状況や面接などの方法により調査いたしました結果、本市においては、全員の所在が確認できているところでございます。毎年、高齢者の実態把握のため、5月から7月頃にかけて、本市に住民登録している65歳以上の高齢者全員を対象に、民生委員にお願いし戸別訪問調査を行い、健康状態や同居家族の状況などを確認しております。また、敬老祝金は直接お渡すようにしておりますし、特に100歳の方につきましては、誕生日当日に訪問し、お祝いの言葉と特別敬老祝金を直接お贈りするなど、これまでも高齢者の状況把握に努めてきたところでございます。不明高齢者問題が、なぜ起こるのか考えてみますときに、やはり、核家族化、個人主義の蔓延、プライバシー絶対主義といった都市型の社会構造の問題が背景にあり、その結果、家族のつながり、地域のつながりが希薄化しつつあることが、理由の一つではないかと思うところでございます。

以下、いただきました質問につきましては、教育長、関係部長が答弁いたします。

教育長（田中民也） スポーツ少年団の現状についてのご質問でございますが、スポーツ少年団は、財団法人日本体育協会創立50周年の記念事業として1962年に創設され、その目的は、スポーツによる青少年の健全育成であります。日本スポーツ少年団の平成20年度登録では、団数約3万6千団、団員数約90万人を有する日本で有数の青少年団体として成長しております。

本市のスポーツ少年団の現状であります。平成22年度の登録団数として37団であります。団員数は女子204人、男子333人、合計537人です。指導者数は138人で、日頃から熱心に指導いただき、感謝しているところでございます。

次に、活動内容につきましては、市スポーツ少年団本部の活動としまして、指導者研修会、交歓交流会、リーダー研修会、市民体育祭の開会式・スポーツ少年団競技への参加がございます。交歓交流会には、団員・指導者・育成会員553人が参加し、運動適正テストを実施するとともに、プロバスケットボールチームレノヴァ鹿児島を講師に迎えまして、軽スポーツ指導を実施しております。リーダー研修会には、次期リーダーであります5年生団員を中心に122人が参加し、講師にレノヴァ鹿児島の選手を迎えまして、演題「夢中になれること」の講義を実施しております。また、参加した団員の感想文を文集にするなど、リーダーとしての意識の醸成にも努めているところでございます。市民体育祭では、開会式の参加や、400mリレーなどを実施し、日頃の練習の成果披露と団員募集のPRの場として参加しているところでございます。

健康福祉部長（田代秀敏） 田良浜海岸の飛行機と思われる残骸の所有等についてのお尋ねでございますが、田良浜には第二次世界大戦中に指宿海軍航空基地として、水上機の基地がございました。配備されていた機種は、水上偵察機でありましたが、沖縄戦において特攻機の不足等から、この水上機も特攻機として使用されたとの記録が残っております。昭和20年5月5日には、米軍による爆撃を受け、壊滅に近い被害を被ったと言われております。お尋ねの飛行機の残骸といわれるものの持ち主、所有者についてであります。国有財産法附則第4条により、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、国有財産になることとなっておりますので、それが旧海軍省のもものと確認されれば、国有財産になると考えているところでございます。

9番議員（下川床泉） まず、不明高齢者の対策についてでありますけれども、市内では全員の所在の確認ができていないということで、民生委員の方々が活躍してくれたのではないかなというふうに思って感謝を申し上げます。核家族化の進展により、2世代、3世代同居が少なくなってきました。老人だけの世帯が増えているのが現状です。老夫婦のうちどちらかが先立たれてしまうと、独居老人のみでの生活をしている方もいらっしゃいます。そこで、この独居老人につきまして、どの課が、もしくはどの団体が、どのように把握をしているのか。また、独居老人は何人ぐらいいるのかお尋ねをいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 一人暮らし高齢者につきましては、先ほど申し上げましたけれども、65歳以上高齢者の方への戸別訪問調査により把握をいたしております。この高齢者の調査は、民生委員の方にお願ひし、本人の居住状況、健康状況、通院・入院の状況のほか、同居家族の状況、緊急連絡先などの高齢者の実態把握を行っているところでございます。一人暮らしの高齢者の数でございますけれども、本年4月1日現在、市内に2,996名の方がおられ

ます。そのうち、男性が609名、女性が2,387名となっております。また、地域別では、指宿地域が1,832名、山川地域が714名、開聞地域が450名となっているところでございます。

それから、担当する部署でございますけれども、長寿介護課の方で数の把握を行っております。

9番議員（下川床泉） 2,996人の独居老人がいるということでございました。独居老人宅、老夫婦宅の安否が心配なところがあるわけですが、そういう安否を含めた声かけ活動は、行政として、また地域として、どのような対応を取っているのかお尋ねをいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 指宿市におきましては、在宅福祉アドバイザー設置事業を実施しております。見守りが必要と思われる方々が、孤立感を抱かないよう、訪問や声かけなど、見守り活動を展開しているところでございます。見守りの対象となりますのは、寝たきりや一人暮らしの高齢者、身体障害者や知的障害者の世帯、母子・寡婦・父子の世帯など、昨年は、3,158世帯に対しまして、述べ7万5,944回の訪問活動をしていただいております。本年も、アドバイザーといたしまして、各地区の公民館長、婦人会の方、老人クラブの会員等々、542名の方にご協力いただき、事業を遂行しております。また、民生委員の方々は、垣根越しの声かけ運動として、担当地区内の高齢者に対しまして、訪問や声かけ、見守り等の活動を年間を通して行っているところでございます。

9番議員（下川床泉） 7万5千回ぐらいの訪問活動をして、声かけをしているということでございましたけれども、行政がお願いをしている民生委員、アドバイザーの方々の方での訪問活動だというふうに思いますが、地域の方で、声かけ活動をしている公民館、地域があるというふうに思いますが、そういう情報とか、そういう公民館の事例集を作って、他地域へ広めることも必要かというふうに思われますが、そういう考えはございませんか。

健康福祉部長（田代秀敏） 現在、指宿市内の集落の中で、その公民館活動としてそのような活動をしているということについては押えてございません。指宿市内におきましては、高齢化率が現在31.23%、全国が22%、鹿児島県が26.3%ということでございますので、大きく高齢化率が高いというところでございます。高齢社会が進展していく中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのためには、人とのつながり、地域とのつながり、社会とのつながりが非常に大切であると感じております。そのため、高齢者が孤立しないよう、地域全体で高齢者を見守り、支援していく体制づくりへの取組が重要であると思っております。そのような意味からも、在宅福祉アドバイザー事業に、市内のほとんど全ての地区で取り組んでいただいていることは、非常に心強く感じておりますし、また、民生委員の方々の日頃の活動に対しましても、深く感謝いたしているところでございます。これらの活動以外に、ご質問にございましたような声かけ運動がございましたら、今後、アドバイザーや民生委員の研修会などの機会をとらえまして、ほかの地区にも紹介をしてみたいというふうに考えているところでございます。

9 番議員（下川床泉） 家族の絆が薄くなっている、家族愛が少なくなっているというふうに思います。まずは、家族で結びつきを強める、それがどうしてもできない家庭については、地域で老人会や子供会、PTAなどを含めて対策を講じるべきというふうに思いますが、どのように思われますか。

健康福祉部長（田代秀敏） 議員がただいまご指摘いただきましたように、現代社会におきましては、以前に比べ家族間の絆が薄くなりつつあると感じております。これらの原因は、高齢化、少子化、それから、非婚化・晩婚化など、国の対策がまず必要な問題もございます。家族の絆といった心のありように関しましては、道徳やモラル、高齢者を敬うこと、ほかの人を思いやることなど、学校での教育はもとより、地域におけるPTA活動や子ども会活動などの中で、子供だけでなく大人も一緒に考え、理解を深めていくことが重要ではないかと思っております。もちろん、本市におきましては、まだまだ家族の絆、地域の絆は強いものがあります。先ほど申し上げましたアドバイザーの皆さん、民生委員の皆さんも地域の高齢者を守りたいという気持ちで活動してくださっておりますし、これとは別に、独自の活動を続けているグループもあると伺っております。今後も高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりに、引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

9 番議員（下川床泉） 人生の大先輩である高齢者に、孤立感や孤独感を感じさせない施策が必要かというふうに思っています。高齢者に悲しい思いをさせないように、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。スポーツ少年団の育成について、37団、537人の団員数で、指導者は138人の方々が日々頑張っておられるということでございました。交歓交流会やリーダー研修会などを行っているということでした。今、子供の数が大分減少してきておりまして、少年団の維持が難しいという団も出てきております。そういうときに、学校ごとに近い学校の方をお願いをして、その団の方に入るとかということもあるかというふうに思われますが、そういう維持が難しいということについて、どのような対処、対応を取っているのかお尋ねをいたします。

教育部長（吹留賢良） スポーツ少年団は、学校単位ではございませんので、少子化の中での少年団の維持については、現在、ほぼ小学校単位で形成がされているところでございます。今後は、少子化も進み、団員であります小・中学生の数も減りますので、スポーツ少年団の統合が行われ、複数校での団形成が一層進むものと予想されています。合同練習等をしながら、団同士の親睦を図りつつ、スムーズに統合ができるよう、今後、市教育委員会としても指導・助言を行うとともに、綿密に連携を図ってまいりたいと考えております。

9 番議員（下川床泉） それと、指導者の数が138人ということでございましたけれども、指導者の講習会、もしくは育成者、スポーツ少年団を育成する育成者の講習会、これはどのような形で開催をして、活動内容はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

教育部長（吹留賢良） 指導者研修会を毎年度開催しているところでございますが、本年度の開催内容は、指導者及び育成会を対象に54人の参加者があり、日本スポーツ少年団発行のガイドブックを元に、スポーツ少年団の在り方・活動分野、指導者とリーダーの役割などについて説明をいたしたところでございます。また、製薬会社の健康管理士を講師に、スポーツ時の水分・栄養補給についてをテーマに講義をしていただき、特に熱中症対策について造形を深める研修会となりました。また、1年を通して指導していることは、活動目安が1日2・3時間程度で1週間に2・3回の練習、それと過度にならないよう指導の徹底をしているところでございます。今後も、指導者と育成会の資質向上を目指し、充実した研修会を開催してまいりたいと考えているところでございます。

9 番議員（下川床泉） 試合に勝つための指導と礼儀作法、奉仕など、人を磨く指導とあるというふうに思います。指導者と育成会の意見の相違があったりして、なかなか難しい場面もあるかというふうに思われますが、そういうときに、どのような対処をすればいいのか悩む方が多いと思われます。そのようなときの相談窓口としてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

教育部長（吹留賢良） 団運営や団員指導等につきまして、指導者と育成会員とで意見の相違があった場合は、まず、当事者双方で良く話し合いをしていただき、その上で解決が困難な場合は、市スポーツ少年団の事務局であります市民スポーツ課が窓口となりなすので、遠慮なくご相談してくださればと考えているところでございます。

9 番議員（下川床泉） 昔は、その指導者が厳しい指導があったというふうにも聞いておりますし、試合中にやじなど見苦しいものもありました。また、指導者が煙草を吸いながら指導する場も以前はありました。試合中も子供の前で煙草を吸う人もいらっしゃったようです。当然、子供の周りでは禁煙にすべきだというふうには私は思っておりますけれども、現在の指導ではそのようなことはもうないというふうには考えてよろしいでしょうか。

教育部長（吹留賢良） 指導者の厳しい指導や、試合中のやじ、喫煙につきましてですが、先ほどの答弁の中で申し上げました指導者研修会をはじめ、スポーツ少年団の総会など、機会あるたびに学校敷地内は禁煙である旨説明しております。試合中のやじにつきましては、バレーボール競技においては、主審により監督に対してベンチからの退場が宣告できるようになっておりますし、バスケットボールでもベンチテクニカルというファールを取られます。いずれにしても、指導者が勝利主情主義に走り過ぎることのないよう、スポーツによる青少年の健全育成という、スポーツ少年団の根本理念への原点回帰を、更に徹底指導してまいりたいと考えております。なお、指導者の育成につきましては、県レベルでは、これまで指導者資格は永久資格でございましたが、来年度より、4年ごとに再講習を受講する更新制となるようでございます。その講習会においても、指導者のあるべき姿について、本人が再考する機会になるものと思われます。市教育委員会としましては、県スポーツ少年団、南薩

地区スポーツ少年団連絡協議会とも連携し、これまで以上に指導者の育成に力を傾注してまいりたいと考えているところでございます。

9番議員（下川床泉） 種目団体によっては、審判の方でそういう行いがある方については、その場でイエローカードを出したり、退場を申し入れたりするというような決まりが上部団体の方で決まっている。そういう何とか協会、バレーボール協会とか、ソフトボール協会とか、テニス協会とかいろいろありますけど、そういうところでの決定をですね、やっぱりするべきではないのかなというふうに思います。そういうところができているところは指導者もしっかりとですね、そういうやじを飛ばしたりとか、厳しい指導があったりとかということは、もうなくなっているというふうに思われますので、そういう指導についても、そういう指導講習会でもお願いをし、また、そういう上部団体への申し入れ等もやっていけばなど、こういうふうに思います。

スポーツ少年団とはというガイドブックを配布をして、少年団指導者研修会等をやっているということでした。全国で60種目3万6千団、およそ90万人の団員数がいらっしゃいます。子供たちは、日本スポーツ少年団団員綱領を試合前に唱和をしているところもでございます。練習の後、唱和をしている方々もいらっしゃいます。このガイドブックの中には、少年団団員綱領と少年団指導者綱領というものもあります。その中には、次の時代を担う子供たちの健全育成のために努力をします。子供たちの持つ無限の可能性を開発するために努力をします。スポーツを愛する仲間とともに、世界の平和を築くために努力をしますなどなど、5項目が書いてございます。このような点を踏まえて、スポーツ少年団の育成について教育長はどのように考えるのかお願いをいたします。

教育長（田中民也） 子供たちの現状でございますけれども、全ての子供ではございませんが、どちらかと申しますと、家にこもり、いろいろなゲーム機器を扱ったりして、一人での生活が多くなってきて、そして、地域の行事、地域の活動、集団活動などに積極的にかかわる子供たちが少なくなっている現状でございます。その結果、今、議員もご指摘のように、社会性とか責任感、また、自己の役割意識、協調性、相手の立場に立って物事を考える力、思いやりなど、人間として、人間性と申しますか、そういうものが大事な青少年期に育成されないまま育っていくことに、大変私も危惧しているところでございます。スポーツ少年団にこのような中で入り、そして、その中で、今、議員のお話もございましたように、指導者や少年団の綱領等の、どちらかというとなんか人間の育成を主にしたねらいのもとに、素晴らしいそのスポーツ少年団活動に、この子供たちが機会を得ているということは、大変意義のあることだと、このように思っております。

スポーツ少年団の育成活動は、指導者、また育成会員の皆様、また多くの関係の方々によりまして、大変充実した展開がなされておりますけど、今、幾つかご指摘ございました育成上の課題というの、例えば、指導者の在り方、長時間になっているんじゃないかとか、喫

煙の問題など等々、私もその課題があることは認識しているところでございます。教育委員会といたしましては、先ほど部長が答弁いたしましたように、指導者や育成会の研修に、この育成過程に生まれております課題を取り入れた事例研修など、充実したものに組み込んでまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

9 番議員（下川床泉） 将来の指宿を担っていく子供たちのために、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次の田良浜海岸の飛行機について質問をいたします。持ち主、所有者については、国有財産ではないのかなということでもございました。あの場所を通る度に、このままここにおいたままでいいのかなということも思ったりいたしますが、慰霊をするという意味を込めて、保存をしていく考えはないか。また、国の方にですね、保存を依頼をする考えはないか、お尋ねをいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 現在のところ、飛行機の残骸であるのか、また、船、それ以外の残骸なのかも不明でございます。何らかの部分であるというふうには思っておりますけれども、長い間海水に浸っていることもあり、腐食などの状況も全く分かっておりません。まずは、関係機関に連絡をして、その協力を依頼してまいりたいというふうに考えているところでございます。

9 番議員（下川床泉） 現在のある場所に保存をした方がいいのか、もしくは愛惜の碑のあるところに移転をした方がいいのか、もしくは片づけた方がいいのか、いろんな考え方があるというふうに思いますが、私はどこかに移転をするなり、現在の場所なり、保存をすべきだというふうに思っておりますけれども、その経費がどれぐらいかかるかということは積算をしたことはありませんか。

健康福祉部長（田代秀敏） 慰霊であれ、保存であれ、議員の方の思いを語っていただきましたけれども、基本的には、関係機関の連絡をまずしていきたいというふうに、それが先決であろうと思っております。それから、移転等の経費の関係でございますけれども、それについても、まだ、今のところはそれらの経費について積算はいたしてございません。

9 番議員（下川床泉） 戦後65年がたちまして、過去にはこのようなことがあったということが分かる証拠というか、名残というのか、そういう資料にはなるかというふうに私は思っておりますので、その場所に石碑なり、もしくは過去の歴史も振り返りながら、看板等を設置をして、慰霊をする考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 石碑の設置など、また、看板等を設置して慰霊をということのご質問でございますけれども、あそこの指宿海軍航空基地は、特攻戦没者、訓練による殉職者、空襲による一般戦死者を含めまして、192名もの尊い犠牲者を出した基地でございます。昭和46年6月には、生き残った方々と心ある指宿市民の浄財によって、戦死者等の方々の慰霊を込めまして基地跡に愛惜の碑が建立されたところでございます。毎年5月には全国各地よ

り基地の生存者、遺族の方々を交えまして、この愛惜の碑の前で、亡き英霊に哀悼の誠を捧げ、不戦の誓いを新たにし、世界の恒久平和を祈念しつつ、慰霊祭を挙行しているところでございます。今後も、この基地跡を中心に慰霊公園として管理しながら、平和の尊さを訴えていきたいというふうに考えているところでございます。

9番議員（下川床泉） 先ほど、全日本の女子バレーボールチームが指宿に来たというふうにご話をしましたが、指宿に入る際、監督の希望で知覧の特攻基地、特攻平和館に寄ってほしいということで、平和祈念館に入りました。20代から30代の女子選手15名は、涙を流しながら見学したそうであります。監督が後でお話しをしてくださいましたが、日の丸を背負って戦争に飛び立った若者たちと、そして、その女子選手、自分たちも日本代表として日の丸を背負っているという、重みを感じたのではないかなというお話を監督がしてくださりました。そのような歴史があって、平和な今があるというふうに思います。せめて看板を立てて、この場所は飛行場があって、この場所から戦争に飛び立った若者がいて、192名の犠牲者が出たんだということを知らせるような看板だけでも立てられないのか、再度お尋ねをいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 現在の愛惜の碑の建立されている場所に行かれますと、その碑文がでございます。君は信じてくれるだろうか。この明るい穏やかな田良浜が、太平洋戦争の末期、本土最南端の航空基地として琉球孤の米艦隊に対決した日々のごことをというような形で、そして、万感をこめて飛びたち、遂に還らなかった若き特別攻撃隊員が八十二人にも達したこと、併せて、敵機襲来によって果てた百有余人の基地隊員との鎮魂を祈って、ここに碑を捧ぐという形で碑文を記してございます。新たに看板を設置するというよりも、この愛惜の碑で私どもは、亡くなられた方たちの慰霊を行っているというふうに感じているところでございます。

9番議員（下川床泉） 分かりました。愛惜の碑があそこにありますよということ、その飛行機の残骸の近くに看板を立てるという方法もあるのではないかなと私は思いますが、戦後、これ以上質問をしてもあれかなと思いますので、終わりたいと思いますけれども、戦後65年が経過をして、そのままの飛行機が残っている、残骸です。なぜ、残っているのかということも今となっては分かりませんが、今年、広島原爆慰霊祭に国連事務総長やアメリカの大使をはじめ、各国の大使も初めて参加をしたというニュースもありました。是非、過去の悲惨な歴史から現在の平和があるということ、知っていただき、是非とも悲惨な戦争が二度と起こらないように、そんな世界になるように思っているところでございますけれども、市長は何かあればお願いしたいと思っております。

市長（豊留悦男） ただいま、いろいろご指摘をいただき、また、ご意見もいただきました。田良浜海岸にございます海軍航空隊のその飛行機であるという確認ができたときには、おそらく関係機関団体と連携をしながら、何らかの対応はしなければならないと思っております。

知林ケ島に渡る若者が、恐らくたくさん増えてくるであろうと思われます。そして、知林ケ島、いわゆる指宿が売り出し中のあの知林ケ島一帯にも、新幹線開業後は多くの観光客が来ることが予想されております。やはり、平和の尊さを、そして、この指宿の地から南方に飛び立った、そういう若き兵士がいたということは、事実として伝えなければなりません。昨日の質問でもございましたように、平和市長会議に私も参加いたしました。その一つの手段として、やはり、過去に学ぶ場として大切にする必要もあろうかと思っております。担当部長がお答えしましたけれども、現段階では、今、部長が答えたとおりでございます。今後、いろいろな調査をしながら、あそこが、今後、平和を学べる場として、貴重な場となるというような、そういう目処がついたときには、何らかの形で対応をしなければならないと私は思っております。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

4番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。9月議会最後の質問者となりました。

まず、8月27日、口蹄疫問題で宮崎県知事が終息を宣言しました。この間、292農場で発生し、牛や豚など28万8,643頭が殺処分されたとありました。初期確認から約4か月ぶりの全面終息です。本当に良かったです。各方面に甚大な影響をもたらしました。心からお見舞い申し上げますとともに、これに負けずに頑張っていたきたいと存じます。

今、全国で高齢者の所在不明問題がクローズアップされています。一緒に住んでいるはずが住んでいない。どこにいるか分からない。何年も会っていない。連絡を取り合わない。生きてるか死んでいるか分からない。亡くなっても死亡届を出さない。自分の親ですから、通常は考えられません。ここで通告してありました、1、高齢者及び年金などについて一部重なります。今申し上げました高齢者の所在不明問題、当市は確認できているのかどうかという点を、まず、お伺いします。

次は、2、新幹線対策などについて申し上げます。JR九州は今日15日、九州新幹線鹿児島ルート全線開業を来春3月12日にすると発表しました。新大阪・鹿児島中央間、916キロ30駅を最速のみずほを投入しますと3時間47分、現在は最速で5時間強、料金は2万円前後のようです。大いに期待をしております。地域経済の発展に寄与してもらいたいです。そこで全線開業に向けての準備は万全かをお伺いしまして1回目といたします。

市長（豊留悦男） 高齢者の所在不明問題で、本市は確認できているのかという趣旨のご質問であろうかと思っております。いわゆる高齢者所在不明問題は、今年の7月28日、都内最高齢男性とされていた方が、亡くなった状況で発見された事件に端を発しております。その後、杉並

区の都内最高齢とされる女性が住民登録地に住んでいないことなどが判明し、全国各地でも同様の事例が多数報告されたため、一挙に社会問題化したことはよくご存知のことだろうと思います。本市では、高齢者の実態を把握するため、毎年、住民登録している65歳以上の高齢者全員を対象に、民生委員にお願いし、戸別訪問調査を行っております。また、80歳以上の方に、節目年齢で敬老祝金を直接お渡しするようにしておりますし、100歳の方に誕生日当日に訪問して、お祝いの言葉と特別敬老祝金をご本人に直接お渡ししているところであります。さらに、9月号の広報紙に、毎年100歳以上の方の長寿番付を掲載しておりますが、掲載にあたりまして、掲載の許可をご本人、又は家族の方に確認しております。このように、これまでも高齢者の実態把握や所在確認を行ってきたところですが、今回の問題を受けまして、改めて本市に住民登録している100歳以上の方を調査いたしました。福祉施設等への入所状況、最近の介護保険や医療保険の利用状況等を確認し、それらの利用がない方で在宅の方については、直接訪問するなどした結果、全員の所在を確認したところでございます。

以下、いただきました質問については、関係部長が答弁いたします。

産業振興部長（吉井敏和） 来年3月12日に控えた九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、これまで、交通体系の整備、観光施設の整備、観光客受入体制の整備、誘客のためのPRなど、県や観光協会をはじめとする各関係機関と連携しながら、様々な事業を展開してきたところでございます。交通体系の整備につきましては、本市の観光資源を巡る交通手段につきまして、乗合タクシーの更なる機能充実、現存する路線バスの便数や運行コースの拡充等について、関係機関と協議をしまいたところでございます。その結果、路線バスにつきましては、鹿児島交通やJR九州のご尽力によりまして、1日12便、45分間隔で市内の主要観光施設を巡る、乗ったり降りたりマイプランが、新幹線開業に先行する形で来月から運行されることが決定しているところでございます。観光施設等の整備につきましては、JR指宿駅前の景観整備、魚見岳や池田湖のトイレ改修、唐船峡や長崎鼻、鰻温泉入口などの修景整備や観光案内板の設置などを行ってまいりました。今後も、主要駅への広域看板設置のほか、池田湖水辺園地の整備、魚見港周辺における遊歩道整備等を順次行っていく予定でございます。また、観光客受入体制の整備につきましては、観光ガイドの育成、外国語パンフレット作成、観光案内板の設置、簡単な4か国語の会話集の作成、各ガイド会が連携する広域ガイド会の態勢づくりなどを引き続き実施していきたいと思っております。その一方で、民間の取組としまして、温たまらん丼やそら豆スイーツに引き続き、温泉卵と黒豚を組み合わせた居酒屋向けのメニューとして、温たまらん豚が新たに開発されました。また、人と人の心をつなぐ絆をテーマにして誘客につなげる、いぶすき絆プロジェクトが発足し、スタンプラリーやフォトコンテストなどが開催される予定になっております。さらに、たまらんプロジェクトが先月から始動し、指宿市の魅力を組み合わせた新たな観光メニューの開発に取り組んでいくこととしており、早速、指宿駅前を出発する、夕暮れ散策が実施され、

好評を博していると同っているところでございます。今後も、観光協会や各交通機関などの関係機関、そして、民間の方々との連携を更に図りながら、おもてなしの心に根ざした観光指宿ブランドの確立を図り、観光客に本市の魅力を満喫していただけるよう、更に更に万端の準備をしまいたいと考えているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） まず、高齢者の件から始めますけれども、今の所在不明問題については、全員確認できているという答弁でした。

次は、今も一部出てきましたけれども、祝金の支給、本人確認しているかということです。広報いぶすきや社会福祉協議会の広報紙に敬老祝金支給の記事があり、100歳になられた方の家族写真、掲載されていました。祝金は民生委員を通して配布されていると思われま。都会では亡くなって現存しないのに、祝金や年金を受給しているという例が報道でありました。本人確認の件、重ねてお伺いします。

健康福祉部長（田代秀敏） 敬老祝金の支給の問題でございますけれども、敬老祝金は、本市に居住する高齢者に祝金を支給し、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表することを目的としております。旧指宿市におきましては昭和43年、合併前の開聞町では昭和45年、同じく合併前の山川町では昭和46年に敬老祝金支給条例が制定されております。40年以上の歴史のある事業でございます。現在は、80歳、85歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳、105歳の方を対象に、そして、100歳の方は誕生日に、その他の方は、敬老の日の前後にお渡しをしております。現金を直接お渡しすることで、所在の確認をしているということでございます。

4 番議員（高橋三樹） 確認しているという答弁でした。

次に、指宿市で一番古い戸籍はいつからかということです。そもそも戸籍法というのは、いつから、その経緯はどうなっているのか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 我が国における戸籍制度は、古く王朝時代までさかのぼり、制度として統一的に確立したのは、大化の改新645年以後であると言われております。全国統一の戸籍制度が設けられたのは、明治4年4月4日、太政官布告第170号の戸籍法によってであります。この明治4年の戸籍法に基づいて編製された戸籍は、同法の施行の年である明治5年の干支が壬申であったことから、壬申戸籍といわれております。その後、明治19年に戸籍制度の一部改正により、戸籍簿の様式と戸籍制度の改革が行われました。明治31年、民法親族相続編の施行に伴って戸籍制度に根本的な改革が行われ、整備した近代的な戸籍法が民法の付属法として制定されました。大正3年法律第26号によって、従来の戸籍法を改め、戸籍法施行細則とともに、大正4年1月1日から施行されました。さらに、昭和22年の民法改正の施行に伴って、戸籍法も全面改正され、家を編製単位とした旧法戸籍から夫婦とその子を編製単位とする新法戸籍に改められ、現在に至っております。旧法戸籍については、昭和32年法務省令第27号により、昭和33年4月から昭和41年3月にかけて全国一斉に改製されております。

す。現在は、平成6年戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、指宿市も平成16年10月に戸籍の電算化を実施しているところでございます。

4番議員（高橋三樹） はい、よく分かりました。生きていないであろう120歳以上の高齢者が、戸籍上生存している人は、当市は何名いるのか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 指宿市に本籍があり、戸籍上生存している120歳以上の高齢者は、9月1日現在26名います。最高齢は1869年、明治2年生まれ的女性で、生きていれば141歳です。この120歳以上の高齢者につきましては、いずれも市の住民基本台帳には残っておりません。生存の見込みが極めて低い高齢者であるにもかかわらず、戸籍に死亡の記載がなされていない原因としては、死亡の届出がなされていない場合のほか、一般的に、死亡の届書が本籍地外に出され未着の場合、本籍不明者として届出がなされたため、その綴りに眠っている場合、複本籍が生じて、一方戸籍のみ死亡の記載がある場合、外国に行かれて、外国で死亡されている場合などが考えられます。

4番議員（高橋三樹） だとしますと、その戸籍の処理の仕方はどうするんですか。このようなことになった以上、何らかの処理をしなければなりませんけども、どのように対処するのか伺います。

市民生活部長（井元清八郎） 100歳以上の高齢者については、その者について関係者がなく、また、関係者が不明のため、その者の生死及び所在について資料が得られない場合に、管轄法務局長の許可を得て職権削除の記載をすることができるようになっております。なお、高齢者削除するためには、該当者の現在戸籍・改製原戸籍、その他関連の全ての除籍謄本について関係者の調査を行うことになっております。関係者の対象は直系卑属・兄弟姉妹・甥姪といった親族で、生死や所在を知り得る方になります。該当者の生死について照会を行い、死亡事実を知っている場合は届出を促し、資料等の提出を求め、管轄法務局長の指示を仰ぎ死亡の記載をしますが、これらの処理ができない場合に、高齢者削除の許可を得て職権削除をすることとなります。高齢者削除は、一定の条件の下に戸籍を整理するための行政措置として認められている制度であり、これにより相続が開始されるものではないことから、あくまでも仮の記載であると理解をいたしております。今後、現在生存の可能性が極めて低い高齢者の戸籍についての調査や処理については、管轄の法務局とも協議しながら、積極的に対処してまいりたいと考えております。

4番議員（高橋三樹） 是非、お願いします。

次に、市民に周知の徹底はどのようになっているかということです。出生、結婚、離婚、転出、転入、死亡などありますが、この点はどうでしょうか。

市民生活部長（井元清八郎） 戸籍の届出の中で、報告的届出といわれる代表的なものとして出生届・死亡届がございます。出生届は、出生の日から14日以内に届け出るよう義務付けられており、出生した病院等で医師又は助産師等の証明書を添付しての届出になります。死亡届

は、死亡の事実を知った日から7日以内に届け出るよう義務付けられており、死亡した病院の医師又は検案した医師等の証明書を添付しての届出になります。この届出については、病院等が証明書を渡されるときに届出るよう説明がなされることになっていると思われませんが、市のホームページ等でもご案内をいたしております。市の方では、平成18年の市町合併の際、指宿市市民便利帳及び昨年市内の各家庭に配布された電話帳の中で、各種戸籍の届出、住民異動届等についてご案内をいたしているところがございます。

4 番議員（高橋三樹） 分かりました。

次は、年金に入ります。年金の不正受給の問題がありましたけれども、これは厚生年金とか、各種共済年金の話でした。これからは国民年金の話です。国民年金の納付義務のある方は、一人でも多く納付してほしいという願いを込めて取り上げてみました。ここに来て、年々納付率が低下している模様で心配しています。2009年度末時点の加入者は6,878万人、そのうち農業、漁業、自営業者や無職など、第1号被保険者は1,985万人で、月額一人1万5,100円の保険料を自分で納付しなければなりません。自分ももう60を過ぎて、ほんのわずかですけれども、本当、ありがたく年金を受給しております。そこで、国民年金の納付率の推移はどうなっているのか、まず伺います。

市民生活部長（井元清八郎）国民年金保険料の納付率の推移についてのご質問ですが、国民年金制度における保険料収納業務につきましては、平成14年4月からそれまで市町村で行っていたものが社会保険庁に移管され今日に至っております。社会保険庁では、保険料を納めやすい環境づくりの観点から、口座振替の促進を図るほか、未納者全員に対する定期的な督促状の送付、電話による納付督促の実施等による未納者対策の強化が図られております。さらに、平成22年1月から社会保険庁が廃止となり、日本年金機構に移行されておりますが、各県ごとに設置されております年金事務所が、各市町村と協力・連携の下、遂行いたしている状況でございます。ご質問の本市における納付の推移でございますが、平成19年度は69.7%、平成20年度は69.4%、平成21年度は65.8%で、わずかずつではございますが、減少傾向となっているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 納付率が下がっているということでしたけれども、10年ほど前までは高かったと思われませんが、その時と比較をして今とどうでしょうか、伺います。

市民生活部長（井元清八郎）各市町村で保険料収納業務を行っていた10年前の平成12年度の納付率を申し上げますと、旧指宿市で76.4%、旧山川町で94.8%、旧開聞町で91.3%でございました。したがって、10年前からいたしますと、国民年金保険料の収納業務が国へ移管されたこともあろうかと思えます。現在の保険料の納付率は60%台ということで、かなり減少傾向にあるということが伺えております。

4 番議員（高橋三樹） 今、答弁を聞きまして、本当、下がったなというのが実感で、これは年金制度の根幹を揺るがすんじゃないかと心配をいたしましたけれども、納付率向上に向けての

努力は、どのようなことをやっていますかということです。さっきもありましたけれども、今は日本年金機構、旧社会保険庁が取り扱っていますが、昔ほどきめ細かな対応はできていないと思われま。その点どうでしょうか伺います。

市民生活部長（井元清八郎）納付率向上に向けての努力についてのご質問ですが、日本年金機構の業務運営方針に従い、市は年金事務所と協力・連携の下、取組をいたしております。その主な内容を申し上げますと、資格取得・転入時等における窓口での納付督促、口座振替、前納の促進、市の広報紙による免除・納付猶予・口座振替制度の周知、申請免除該当者に係る年金事務所への所得情報提供などでございます。このことを踏まえ、年金事務所が、協力・連携事務の実施状況を適時把握し、より積極的な働きかけを行い、本市の実態に合った新たな協力・連携事務を検討することとなっておりますので、今後、更に連携の強化が図られるものと考えております。なお、市広報紙への掲載につきましては、年6回を予定しております。また、本庁・各支所の国民年金窓口にも、国民年金制度に関するパンフレットを常備し、市民に対して制度の周知徹底を図っているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 国内に住む20歳以上60歳未満に納付義務がありますけれども、この間に受給資格を満たさない方、確か25年だったと思いますが、60歳以降も納付できると聞いていますけれども、満たさない方への指導はどうなっているか伺います。

市民生活部長（井元清八郎）任意加入制度についてのお尋ねですが、ご承知のとおり、国民年金の老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を完納したとき、65歳から満額の年金が支給されることになっております。平成22年度において、満額は78万2,100円となっております。老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や免除期間等が25年以上必要となっておりますが、この要件を満たすことができない被保険者については、70歳になるまで任意加入ができることとなっております。また、国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年に満たない被保険者については、60歳から65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して、満額の年金額に近づけることもできるようになっております。このことを踏まえ、国民年金係の窓口や2か月ごとに本市で開催される鹿児島南年金事務所の専門相談員による年金相談において受給資格期間である25年間を満たせる可能性のある方につきましては、特に対象者ごとに国民年金任意加入制度について説明のうえ加入勧奨を行い、できるだけ将来年金を受給できるよう指導しているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 国民年金は当市に年間幾ら支給されているかを伺います。地域経済に占める年金の役割は図りしれません。年金があるからより安定した生活が、暮らしが成り立っています。この点どうでしょうか、伺います。

市民生活部長（井元清八郎）年金が当市に年間幾ら支給されているかのご質問でございますが、国民年金に係る本市の平成20年度の受給状況を申し上げますと、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など、五つの年金を受給されておりますが、総受給権者数は1万4,283

人で、総支給額は94億2,819万2,700円となっているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 94億円余り、これは国民年金だけですので、ほかに厚生年金とか、各種共済年金を入れますと、もう莫大なお金で、本当、ありがたいなというのが実感です。

次は、新幹線対策等についてに入ります。先ほど準備は万全、いろいろ準備していますという答弁でしたけれども、鹿児島中央から指宿まで観光特急の運行が決まり、本当に良かったなと、ありがたいことだと思っております。約30分で指宿駅に着くようです。指宿駅が中心になります。どーっといっぱい観光客が来た場合の、指宿駅での対応の仕方は十分かということを重ねて伺います。振り分け案内、市内散策、体験バスツアーなど、具体化されているのか、周到的な準備対策は十分なのか、重ねて伺います。

産業振興部長（吉井敏和） 九州新幹線鹿児島ルート全線開業にあたり、本市に到着された観光客が最初に目にするのは指宿駅構内であり、第一印象が非常に重要であるという認識をいたしております。このために、観光協会とも協議を重ね、指宿駅構内観光案内所の大幅なりニューアルを行うとともに、協会では職員の増員を行う予定にしております。具体的には、現在の観光案内所の事務所部分の壁面を撤去して、利用スペースを拡大するとともに、ローカウンターを設置して観光客の溜まりスペースを倍増させ、パソコンを活用した観光PRコーナーの充実を図る予定にしております。さらに、現在は1名の事務員で対応しておりますが、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、事務員を2名増員して計3名で常時2名体制とし、新幹線乗り継ぎ客をターゲットにした観光ガイドとしての役割はもとより、新しい素材やテーマ別の観光パンフレットやマップの企画・作成、市内の史跡や温泉等を見て体験できるまち歩きや、体験型観光の斡旋、観光スポットを巡る、乗ったり降りたりマイプランへの誘導、タクシー協会と連携してジャンボタクシーを活用した新規観光コースの開拓・斡旋などを行う予定でございます。これにより、新幹線経由で指宿にお越しになった方々へ、指宿の魅力を思う存分満喫していただけるよう、観光客へのおもてなしや誘導を図っていければと考えているところでございます。

4 番議員（高橋三樹） 着々と準備しているという答弁でした。自分も先月指宿駅の横にある夕暮れ散策を体験しました。浜崎太平次にゆかりのある所を、大体1時間15分から1時間半ほど、若いガイドさんの的確な説明を受けました。一人500円で、終わってからお茶とかお茶菓子、保険も付いているということで、随分好感の持てる夕暮れ散策でした。

最後になりますが、そのためにはPR活動が必要です。今、どのような取組がなされているのか、伺います。

産業振興部長（吉井敏和） 誘客のためのPR活動につきましては、これまでもいぶすき花の女王にも協力をいただき、観光協会と連携した菜の花キャンペーン、また、南九州市及び南大隅町と構成するいぶすき広域観光推進協議会や、鹿児島市、霧島市及び南九州市で構成する鹿児島県四地区観光連絡協議会などにおいても、関東、関西、中国、福岡などの主要都市

で、観光キャンペーンを実施し、広域的誘客に取り組んできているところでございます。また、県におきましてもアジア圏、特に中国や韓国、台湾を誘客促進の重点地域ととらえ、県観光連盟主体の誘客促進事業等も展開されていることから、今後も国内外からの誘客促進のためのキャンペーンや、観光セールスを県及び関係団体と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。さらに、先般、関東指宿会や近畿指宿会など、7団体に及ぶ指宿会・開闢会・郷土会の皆様に、本市の観光資源を散りばめた白紙の名刺を配布し、これを活用して指宿をPRしていただきたいと依頼したところ、大変好評をいただいたところでございます。また、今後、早急に本市の出身者、あるいは本市にゆかりのある方を指宿観光大使に委嘱させていただくことを予定しており、口コミによる強力な誘客効果を期待したいと思っているところでございます。その他、観光PRDVDの作成、広域看板の設置、観光ガイドの育成、外国語併記の観光パンフレットや簡単な4か国語会話集の作成、携帯サイトの充実や外国語にも対応したホームページの作成などを行っていきたいと考えており、今後も関係機関や団体、あるいは指宿会・郷土会の皆様、観光大使の皆様と連携しながら、本市に足を運んでいただけるよう、積極的なPR活動に努めてまいりたいと思っているところでございます。

4番議員（高橋三樹） 様々なところでPRしているという答弁でした。たくさんの観光客が来てもらうことを祈りながら、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松下喜久雄） これにて一般質問を終結いたします。

散 会

議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 下川床 泉

議 員 中 村 洋 幸

第3回指宿市議会定例会会議録

平成22年9月24日午前10時 開議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第71号 指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について
- 日程第3 議案第72号 市道の認定について
- 日程第4 議案第73号 平成22年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第5 議案第80号 平成22年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第74号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第75号 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第76号 平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第77号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第78号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第79号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 審査を終了した請願及び陳情（請願第1号，陳情第6号）
- 日程第13 報告第3号 指宿市の平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第14 報告第4号 指宿市の平成21年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第15 意見書案第5号 30人以下学級実現，教員賃金改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）
- 日程第16 意見書案第6号 県道飯山喜入線バイパス道路の早期建設を求める意見書（案）
- 日程第17 意見書案第7号 議長に臨時会招集権を付与することを求める意見書（案）

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	20番議員	新村隆男
21番議員	森時徳	22番議員	松下喜久雄

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	富永信一
教育長	田中民也	総務部長	渡瀬貴久
市民生活部長	井元清八郎	健康福祉部長	田代秀敏
産業振興部長	吉井敏和	建設部長	吉永哲郎
教育部長	吹留賢良	山川支所長	岩崎三千夫
開聞支所長	中間竜郎	産業振興部参与	浜田淳
総務課長	森健一	企画課長	下吉龍一
財政課長	邊見重英	市民協働課長	上村公德
長寿介護課長	野口義幸	建設監理課長	三窪義孝
水道課長	松元修		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 新村光司
主幹兼調査管理係長 上田 薫

次長兼議事係長 福山 一幸
議事係主査 濱上 和也

開 議

午前10時43分 開議

議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、前之園正和議員及び物袋昭弘議員を指名いたします。

議案第71号及び議案第72号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第71号、指宿市山川砂むし保養施設条例の一部改正について、及び日程第3、議案第72号、市道の認定について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第71号、指宿市山川砂むし保養施設条例一部改正について、及び議案第72号、市道の認定について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第71号について。現在の指定管理者になってから、お客様の動向はとの質疑に対し、4月から現在の指定管理者になっていますが、4月からの動向で昨年と比較しますと、4月が2,556名で、427名減の85.69%、5月が5,318名で、205名増の102.01%、6月が1,601名で、558名減の74.15%、7月が1,907名で、1,029名減の64.95%ですとの答弁でした。フリーパス券を発行することによって、どれぐらいまで回復できると計算されているのですかとこの質疑に対し、指定管理者自体はいろいろな工夫をなされているようです。一番大事なのは、お客様に対して、おもてなしの心だろうということで、そういう訓練なども盛んにやっているようですが、今の情勢の中ではお客様が伸びないことから、地元利用者を高めようという案が出てきたところですが、通常のエコノミー情勢であれば、かなり増えていくだろうと見込まれるところですが、市内の施設で30%近く落ち込んでいます。これを何とか対前年0ぐらいの回復をさせたいという状況でありますから、新幹線が開通すればと期待はできるのですが、9

月・10月の市内のホテルなどの予約状況を見ますと、回復が期待されるのかなという数字になりつつありますので、かなり回復していくのではないかと期待しているところですよとの答弁でした。

意見として、砂むしの効用などについてPR不足だと思いますので、メディア、雑誌などをうまく活用して、もっと宣伝してほしいというものと、ヘルシーランドと山川砂むしの指定管理者が違うということで、相互利用が難しいということですが、相互利用ができるように仲介をとって、そのことにより売上げも上がってくると思われますので、検討していただきたいというものと、観光客がほとんどを占めるということですが、砂楽のいいところ、山川砂むしのいいところがあると思います。お互い連携しあって、相乗効果もあろうかと思えますので、その辺の努力もしていただきたいというものがありました。

次に、議案第72号について。久保崎ノ上線は両方とも行き止まりになっている道路ですが、特に何かあったのですかとの質疑に対し、完成が21年8月17日、面積6,153.64㎡、宅地造成をした開発行為で、道路幅員6mで施工されています。市道認定基準の中で、寄付採納の場合は5m以上となっています。その中の条件で、行き止まりについては、転回箇所を設けるということになっています。起点・終点側に台形状の余地を確保した部分がありますが、ここで転回できるということから市道認定をしますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第71号及び議案第72号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号及び議案第72号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第73号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長（松下喜久雄） 次は、日程第4、議案第73号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第8

号) について、を議題をいたします。

本案は各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長 の報告を求めます。

総務水道委員長 (木原繁昭) 総務水道委員会に分割付託になりました議案第73号、平成22年度指宿市一般会計補正予算 (第8号) について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。チャイルドシートを貸し出す期間は限定されているのかとの質疑に対し、事前に申請をしていただき、貸し出すという形を取っていますが、期間は2週間を限度として、その後、借りる予定がなければ延長して、また2週間という形を取らせていただいていますとの答弁でした。

指宿庁舎空調機の修理ということですが、何年度に設置されたのかとの質疑に対し、指宿庁舎全体を空調していますレシプロ冷凍機で、この機械の中に、空調機の吸収冷温水機が2台ありますが、この内の1台に不具合が生じています。平成3年の製品ですので、その頃に換えたものと思います。1回更新してそのままということになりますとの答弁でした。新設したときの価格はとの質疑に対し、レシプロ冷凍機は、庁舎全体の設計費用に含まれると思いますので分かりませんが、3年前に空調機全体の取替えの見積りを頂いたときには、1億2,000万円という見積りですとの答弁でした。

87万2千円はどういった根拠で出されたものなのかとの質疑に対し、この冷却機の保守委託をしています、業者に現場に来ていただいて、どういった修理をすればいいのか見積りを頂き、その結果が87万円ですとの答弁でした。

非常備消防費の報償費15万円は、消防団員の報償費になっていますが、住宅用火災報知器の関係で、消防団員に何かをしてもらうための調査費ですかとの質疑に対し、7月の操法大会以降、指宿方面隊、開聞方面隊の15分団に11月中旬まで調査をしていただくようにしていますので、1分団1万円の調査に対する報償費ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について。人事管理システムデータ整備事業費44万2千円は、筆耕賃金ということですが、何名で期間はどのくらいなのかとの質疑に対し、1名で、6か月間ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、企画課所管分について。イブの日には何人ぐらいで、何時間ほど予定しているのかとの質疑に対し、例年、イブにすき焼きのお客様は500人から600人と聞いていますので、

その程度を考えています。また、開始時刻については、鹿児島中央駅発の、なのはなデラックスが4時40分着ですので、観光客の利用も考えて、夕方4時から実施して行きたいと思いますが、実行委員会の方で、詳しい時間等については決めていきたいと考えていますとの答弁でした。単年度事業なのですかとの質疑に対し、今年度開催される事業を契機に、留学生や市内在住の外国人の方々と人的交流が促進されると思っておりますが、次年度以降についても、市や関係団体との連携を図りながら、国際交流の推進に努めてまいりたいと思っております。また、継続的な事業として推進していく観点からも、実行委員会組織として立ち上げるところですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。減債基金積立金が1億7,800万円で、公共施設整備基金積立金もこれまで積み立てられていなかったと思うのですが、少し余裕が出てきたから、こういう積み立てをするということなのですかとの質疑に対し、減債基金については、財政運営をするにあたり、臨時財政対策債や過疎債、合併特例債など、交付税措置の高い起債を活用している状況です。財政的には有利なのですが、借金に変わりはありませんので、返済していかなければなりません。市債の本格的な償還に備えて、必要な財源を確保しておかなければならないという考えから、今回積み立てたものです。ここ1・2年、国の交付金等の措置もあり、それを積極的に活用していますし、第一次集中改革プランに基づく取組などの成果が出て、少し財源的にゆとりがある状況だったと思います。財政調整基金もそうですが、減債基金とか、公共施設整備基金に積み立てて、将来に備えようという考えですけれども、県下の類似団体と比較しますと、減債基金、公共施設整備基金、財政調整基金は非常に低い状況ですので、少しでも将来に備えておこうという考えの下、今回、減債基金と公共施設整備基金にも、積み立てをしようという判断ですとの答弁でした。

緊急対策交付金、臨時的なものがあったということから、事業費をそっちの方にまわして、剰余金という形で余ったから積み立てをするのだらうと思うのですが、減債基金は、返済に充てられるということになっているわけで、財政調整基金は、何にでも使える基金ですけれども、そちらにまわさずに積んだというのは、何か意味があるのですかと質疑に対し、合併特例債を活用して、合併まちづくり基金を積んできて、最終的には十何億円になりますが、その本格的な償還が平成24年度以降に始まります。過疎債も積極的に活用していますので、交付税措置があって有利ではあるのですが、そういうものに対して基金を積んでおくべきではないかという考えで、減債基金に積み立てたという状況ですとの答弁でした。

緊急雇用創出事業で財産台帳の整備をやってもらうということですが、4か月の間にどういふことを想定しているのですかと質疑に対し、22年1月から緊急雇用創出事業を活用して、財産台帳の整理をやっていますが、今の作業は、紙ベース台帳の内容を電子データ化しようとして、パソコンで電算入力しているところです。入力したデータに錯誤等がないか、税務課の台帳と突合したり、最終的には、法務局等のデータとも突合して整理を図らないと、今

後、市民への公開に、そういうものまで求められてくることとなりますので、その作業をやっている状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第73号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について申し上げます。指宿商業の電気代は、一括して親メーターで計って九州電力に納め、クーラーについては、子メーターで把握してPTA負担になるということですが、電気の契約はどのようになっているのですかとこの質疑に対し、基本料金と電気使用料ということで契約されています。これまでは125kwで契約されていますが、クーラーを設置したことによって185kwに契約が変更されています。家庭用と事業用があるようですが、家庭用は契約によって単価が変わりますけれども、事業用については契約のキロワットが変更になっても、この単価に変更はなく、1,260円で統一されていますとの答弁でした。

地域子育て創生事業で、授乳用のベビーシートであったり、父親の育児相談であったりしますが、この事業を今回取り上げた理由はとの質疑に対し、開聞総合体育館は、スポーツのみならず、サブアリーナは文化ホールを兼ねており、年間の約3割が市民講座や会議等も開かれていることから、若いお母さん方が来る度合いが多いのではないかとということで設置したいと考えていますとの答弁でした。父親の子育て相談と育児相談の講座で、指導者を養成するというのですが、具体的な事業に対する案はどうなっているのですかとこの質疑に対し、子育て応援隊講座は、子育て支援、子育てサポーターの養成講座を予定していますが、男性の方でも育児を経験した方に講座を受けてもらい、子育てに携わっているお母さん方の相談

相手になったりする子育てサロンを開いて、サポーター支援をしていただく方を育てたいと思っていますとの答弁でした。予定している具体的なものはあるのですかとこの質疑に対し、子育て応援隊養成講座は、虐待に関する講座、コミュニケーションの取り方、緊急時対応と応急処置、成長と発達、子供の心理・親の心理、支援者の留意点、こういった内容の講座を6回ほど予定しています。父親の方は、親子コミュニケーションについて、子供の成長と発達、家庭でのしつけ等、こういったものを4回ほど計画していますとの答弁でした。全国社会教育大会が開かれるということで、発表者だけの旅費が11万円になるのですかとこの質疑に対し、発表者の分は、実行委員会から支出されますので、発表補助員の職員研修として職員が1人行く分の旅費ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。海岸へはどのくらいの物が漂着するのですかとこの質疑に対し、県に申請した段階で、平成22年11月から15tを予定していますが、来年度は36tほど回収する予定ですとの答弁でした。1年を通じて回収をしていくのですかとこの質疑に対し、常時雇用になりますので、通年で海岸清掃に従事することを想定していますとの答弁でした。

清掃センターは、一定の交換部品などを想定しているものや、定期点検の中で交換部品が必要になるものは、想定範囲内で納まっているのですか、あるいは想定できないようなことが起きているのですかとこの質疑に対し、建物等の把握はできていますが、耐火物のレンガ等については消耗品ととらえています。今回の補正も、燃焼室の約6分の1の耐火物交換ですが、一昨年、ガス冷却室等の大規模な工事を行いましたけれども、清掃センターを稼働させている限りは、経年劣化による工事は、今後も発生してくるものと想定されます。予算に余裕があれば、年次的に耐火物等の交換を行っていきたいという思いはありますが、使えるところまで使って行って、危険性が出てきた場合には、その都度予算要求をして、整備を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

ごみ減量の監視員が6名増ということですが、現在は何名で、期限があるのですかとこの質疑に対し、昨年度までは1名体制でしたが、平成22年度から2名増員して、現在3名で、指宿・山川・開聞各1名体制でごみ出し指導を行っている状況です。緊急雇用事業ですので、ごみ減量化に向けて、今年度後半から来年度にかけて、ごみ出し監視員だけではなく、出前講座、広報紙、チラシ等を利用しながら、ごみの減量、分別というものを徹底して、集中的にやっていきたいと思えます。このごみ出し監視員6名は、今年度と来年度のみと想定していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。筆耕賃金は5人で延べ30月ということですが、この5人の選定はどのようにされているのですかとこの質疑に対し、緊急雇用創出事業臨時特例事業ですので、ハローワークの紹介を受けて選定しますとの答弁でした。この事業によって処理しなくてはならない事務量のどの程度がカバーできると考えていますかとこの質疑に対

し、土地係は、現況に合った課税修正をすることを今の人員で始めているのですが、残業しても、なかなか手が届きません。24年の評価替えまでにはしておきたいという思いがありますので、そこらを念頭において、お願いしているところですよとの答弁でした。この事業を取り入れることによって、どのような効果があると考えていますかとの質疑に対し、適正課税と収納率向上が目的ですので、課税資料の充実を図ることが最も重要なことだと思っておりますとの答弁でした。

意見として、職員が残業して頑張っていますが、体調管理に配慮していただきたいというものがありました。

次に、長寿介護課所管部について申し上げます。高額医療の件数がどの程度を想定しているのですかと質疑に対し、介護分が461人、予防分が13名、合計474名分ですよとの答弁でした。その中で、一番高額はどのくらいになっていますかと質疑に対し、後期高齢者の方で12万円ですよとの答弁でした。

医療費については、医療制度があって、ある程度認識されていると思うんですが、合算による高額医療制度があるということは、比較的新しいので、これが周知されているのですかと質疑に対し、介護保険を使う場合に、ケア・マネージャーなどがいらっしゃいますので、後期高齢461人のうち、349人の約76%が申請されて、国保13名のうち、4名分が支払いされています。国保についても、連絡を取って請求していただくようにしていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。子育て家庭お出かけレッツトゥゲザー推進事業の内容はと質疑に対し、県の安心子ども基金を使った地域子育て創生事業で、子育て家庭にとっての外出は、育児負担の軽減や、ストレス解消、家族団らんに繋がると思われますが、子育て家庭が利用しやすい環境を整えた飲食店の数はまだ少なく、かごしま子育て支援パスポート事業を推進して、支援店を募集しています。飲食店にターゲットを絞って、小児用のいす、及び固定ベルトの貸出し、子供連れ家庭が訪問しやすい環境を作っていただき、かごしま子育て支援パスポート協賛店に加入している店舗も含めて、子育て家庭向けのパンフレットを作成したり、商工会議所などとも連携してシンポジウムを開いて、広く子育て支援サービスの実施を促進するというものですよとの答弁でした。

子ども手当の受付状況はと質疑に対し、当初予算で4,600人を見込んでいたところですが、現在、支給対象は4,903名となっています。9月末までが申請最終期限で、広報等もしていますので、若干増えると思いますとの答弁でした。

外国人の人数を把握していますかと質疑に対し、外国人の受給者は、世帯数9人、子供は14人ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。授乳スペースは、どのようなときに利用されることとなりますかと質疑に対し、指宿保健センターの健康診断や母子健診、開放事

業などで、子供を連れてお母さん達が人目を気にすることなく、安心して授乳ができることになりまますとの答弁でした。保健センターの中庭に設置するということですが、どのくらいのスペースがあって、どの程度の広さのものを造るのですかとこの質疑に対し、約30㎡の中庭がありますが、そこに設計できる範囲で設置したいと考えていますとの答弁でした。

地域子育て創生事業の各課の説明を聞くと、授乳施設事業などを予算計上しているのですが、今回はこういうものに支出をしようというものがあってのことなのですか。ほかにやりたい事業はなかったのですかとこの質疑に対し、市民スポーツ課で授乳スペース、社会教育課が講座、総務課がチャイルドシートの貸出し、事業、観光課がかいもん山麓ふれあい公園に赤ちゃん・ほっとスペースを設置いたしますが、子育てに関する事業ですので、一定の事業制約があり、事業に合致する要望はありませんかと呼びかけをし、900万円余りの事業になったということでしたとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、市民協働課、教育委員会総務課及び学校給食センター所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会に分割付託になりました議案第73号、平成22年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。新西方地区の補助金の中に祭りがありましたが、どのような祭りなのですかとの質疑に対し、棒踊りになっていますとの答弁でした。棒踊りが農業振興の補助金とどのような関係があるのですかとこの質疑に対し、村づくりという観点から、農村地域を活性化するために、地域全体で農村集落を維持、盛り上げていくという取組の事業ですとの答弁でした。

防霜ファンを4戸の農家に19台設置されるということですが、作物は何ですか。作物によっては防霜ファンが無駄になるという懸念はないのですかとこの質疑に対し、防霜ファンは、通

常、お茶で使うのですが、今回はソラマメ、実エンドウを主に設置しています。畑の場合は連作障害が出たりしますが、防霜ファンの効果が出るような作物を作らないといけないということが懸念される場所ですとの答弁でした。

畜産業費の市外旅費9万3千円は研修に行くということですが、こういった内容ですかとの質疑に対し、畜産関係全般にわたる計画書を作成するためのものですが、今回奄美に1名、熊本に1名を予定して、研修に行かせていただこうとしている場所ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。指宿駅観光案内所のリニューアルを予定していますが、どのような形でのリニューアルになるのかとの質疑に対し、現在はカウンターがありますので、お客様と隔離されているような状況ですが、その部分を後の方に下げて、お客様が座れるようなスペースを設置します。丸テーブルを設けて、対面式で案内ができるような形に考えています。また、シャッターを下ろすようになっていましたが、中が見えるようなパイプシャッターにしています。さらに、収納倉庫の壁も取り払ってスペースいっぱい使えるような形を考えている場所ですとの答弁でした。リニューアルしたときにはどういう体制になるのかとの質疑に対し、現在は、案内業務を9時から夕方の6時まで一人の体制で行っていますが、新たに二人雇用し、時間延長して、常時二人体制をつかっていきたいと考えています。業務内容としては、市内全域にガイド会が設置される状況になっていますので、それらをここで一括して案内ができるようなシステムを作り上げていきたいと考えていますとの答弁でした。

絆プロジェクト事業に100万円の補助金が計上されていますが、こういったことを今後考えて事業をやろうとしているのかとの質疑に対し、大手エイジェントの購買体を活用して、この絆プロジェクトも宣伝を同時にしていただき、また、うな絆というタイトル名のスタンプラリーで、九つの異なる施設を通過して、ビンゴが完成したとき、はが絆のはがきを提出すると抽選で宿泊パックなど、総額200万円程度が当たるような仕組みを作っています。はが絆については、市内の各71施設にはがきを準備していますので、そこを訪れた方が、指宿での思い出などを書いて投函しますと、それがクリスマスイブの時に、自分の所に配送されてきます。また、知林ヶ島のフォトコンテストも入っていますが、フォトの応募をしていただき、特産品が当たるという仕組みづくりがなされていますとの答弁でした。

意見として、観光客に外国人の方が増えてきますので、日本人が相手国の言葉で話をするのがおもてなしだと思います。観光案内をなされる方々への語学研修の充実をしてほしいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。プレミアム商品券は1万円につき1千円の補助をすることですが、どのくらい発行することになりますかとの質疑に対し、1千円の商品券11枚が1セットという形で発行しますので、指宿商工会議所に600万円ですので6,600万円、菜

の花商工会で3,300万円、合わせて9,900万円、約1億円近い発行になると思われますとの答弁でした。

大手スーパーでの使用ということはどうなってくるのですかとこの質疑に対し、菜の花商工会に登録している参加事業者数は71事業所ほどありますが、その中で使えるということです。指宿商工会議所は、現在、5%の商品券を発行しているのが138事業所ありますが、その中に大手が入っていますのは、ニシムタ指宿店、プラッセだいわ、ベスト電器の3店だけが加入してはいますが、そこに限定するものではなく、事業者の申込みがあれば、商工会議所の方で審査をして加盟させるというようなこととなります。商工会、商工会議所の中でいろいろ検討されるものと考えていますとの答弁でした。

商工総務費の旅費が44万2千円ですが、場所、人数、研修の内容はこの質疑に対し、独立行政法人の国民消費生活センターでいろいろな教育研修を組んでいますが、研修場が神奈川県相模原市にありますので、そちらに派遣したいと考えています。現在、相談員が2名いますが、専門・事例研修ということで、多重債務相談への対応、特定のテーマに基づいた研修が2泊3日で1回、5泊6日で消費生活相談の基礎講座というものがあります。また、相模原市で実務講座という形で2週間程度というものも計画されております。消費生活相談については、貸金業法も改正され、いろいろな部分で幅が広がってきていますので、そういう専門研修をしていただいで対応していきたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。道路維持費の委託料225万円は、何箇所くらいあるのですかとこの質疑に対し、舗装補修箇所が5件、側溝改修が5件、ガードパイプ補修が1件、合計11件になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、建設監理課所管分、都市整備課所管分、建築課所管分、農業委員会所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第5、議案第80号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長(木原繁昭) 総務水道委員会に委託されました議案第80号、平成22年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号～議案第76号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

議長(松下喜久雄) 次は, 日程第6, 議案第74号, 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について, から日程第8, 議案第76号, 平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について, までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は, 文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので, 文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(井元伸明) 文教厚生委員会へ付託されました議案第74号, 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について, 及び議案第75号, 平成22年度指宿市老人保健特別会計補正予算(第2号)について, 並びに議案第76号, 平成22年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について, の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては, 既に提案理由の説明がなされておりますので, 省略させていただきます。

本委員会は, 去る9月6日, 全委員出席のもと, 関係課職員の出席を求め審査いたしました結果, 3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず, 議案第74号について。レセプトはペーパーで何人もの方がチェックしていたのですが, 電子化になったときに, 見落としは心配されないのですかとこの質疑に対し, レセプトのチェックは電算化されていますが, 今回は, お金を請求する事務が変わるということです。紙で請求書を出したりしていたのが, 電算になり, そのレイアウトが変更になるということです。これまで各医療機関は, 国保連合会にペーパー, フロッピーで提出があったのですが, 来年4月からはオンライン化となることから, 国保連合会のコンピュータを修正する必要があり, それに伴って, 各保険者のコンピュータも修正の必要が生じ, 補正が必要になったということですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に, 議案第76号について申し上げます。高額医療制度の認識が本人になかった場合, 1年経って領収証等が手元がない場合には, どうなるのですかとこの質疑に対し, 医療側も介護側も個人負担分はデータとして持っていますので, 領収証は必要ありませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお, 議案第75号については, 質疑, 意見ともありませんでした。

以上で, 報告を終わります。

議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので, 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第74号から議案第76号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第76号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号～議案第79号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(松下喜久雄) 次は、日程第9、議案第77号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、から日程第11、議案第79号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長(前原六則) 産業建設委員会へ付託されました議案第77号、平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、及び議案第78号、平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号)について、並びに議案第79号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号について。工事箇所の19.5mは、なぜ、この部分だけ取り残された形になっているのかとの質疑に対し、三面張り水路で既に改修されているのですが、この部分については波板鉄板の側壁を使用した形で残っていた状況で、下流側は、開発公社が右岸側の宅地を取得したときに整備いたしました。上流側については、下水道の方で行いました。この区間については、当時はここまで劣化が進んでいなかったものですから、今回やるようにしたものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第77号については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、議案第78号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号から議案第79号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第79号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した請願及び陳情(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長（松下喜久雄） 次は、日程第12、審査を終了した請願1件及び陳情1件を議題といたします。

陳情第6号について、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（井元申明） 文教厚生委員会に付託になり、継続審査となっておりました陳情第6号、30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の採択要請について、の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、30人以下学級の実現については、今の少子高齢化の実態、諸外国における様子を見ても、取りかかっているかなくてはならない問題だろうという、共通認識ができていくのではないかと思います。教員の賃金改善についても、教育は人なりということで、優秀な教員を小・中学校に送り込むということから、人材確保法ができた経緯がありますが、この優遇策が実際に機能しておらず、一般行政職よりも7.42%の優遇だったものが、1%に下がっているという実態から、復元していくべきではないかということからも、この趣旨に沿ってやっていただきたい。また、義務教育費国庫負担制度の維持拡充は、引き続き更に改善、拡充をしていくということからも、

この陳情は採択していただきたいと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、請願第1号について、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会に付託になりました請願第1号、県道飯山喜入線バイパス道路の早期建設を求める意見書提出に関する請願書、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりでございますので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日に全委員出席のもと、請願第1号については紹介議員の説明及び執行部に経過説明を求め、現地調査を行い審査いたしました。

審査の過程で出されました主な質疑について申し上げます。

今回、県道飯山喜入線バイパスの早期建設を求める請願書が提出されていますが、平成4年に畠久保入口までバイパスが完成してから、その後、工事がなされていないという状況があると紹介議員からの説明であったのですが、県、もしくは指宿市との協議が、その間の中であつたらうと思います。その辺の説明をお聞かせいただきたいと思いますとの質疑に対し、今回の請願に係わる件について、県に聞き取りをしていますので、それを含めて、これまでの経緯を申し述べさせていただきます。県道飯山喜入線については、穎娃から喜入へ繋がるルートとして、全体で11.5 km、指宿市の区間が3,277m、3,3 kmほどで、このうち、未完成区間が1,449m、1,5 kmあります。帖地バイパスを平成4年に終了して、鹿児島市生見の方を進めるということで、生見改良促進委員会というのがあり、JRと

国道が近接していることから、いろいろ検討した結果、ルート案ができて、用地買収に望んだのですが、用地が行かずに断念しています。その後、畠久保の方へ計画を移してバイパスをと望んだんですが、これも用地買収が行かずに断念しています。さらに、穎娃の谷場を平成18年に完了していますが、飯山集落付近の用地がうまく行かず、3区間を未改良区間としたまま、平成19年3月26日で事業完了となっているところですよとの答弁でした。

地元で反対の地権者へ同意するよというお願いはなされているのですかとこの質疑に対し、このバイパス設置委員会というのがあって、地権者が反対しているよを聞いていますが、意見書を出した後に、館長を含めて、委員の方がお願いに行き、誠意を持って対処していくよ聞いていますよとの答弁でした。

なお、意見として、現地視察を行いましたよ、通学路にもなっていますし、いろいろな産業もあるよことから、飼料運搬車両も大型化していると聞いていますが、安全ということからも、この道路を拡幅・整備すべきだと思えます。また、取り残されているよも感じますので、未改良部分を改良していただきたいということからも、この請願を採択すべきだと思えますよという意見が出されて、全員一致をもって採択すべきものよ決めました。

以上で、報告を終わります。

議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

報告第3号及び報告第4号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第13、報告第3号、指宿市の平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び日程第14、報告第4号、指宿市の平成21年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

市長（豊留悦男）　今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率に関する報告案件1件、公営企業の資金不足比率に関する報告案件1件の計2件であります。

それでは、ご説明を申し上げます。

報告第3号、指宿市の平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第4号、指宿市の平成21年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

この2議案は、本市の平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

総務部長（渡瀬貴久）　それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第3号、指宿市の平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、平成19年6月22日に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標についてご説明申し上げます。一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支は赤字でないため、数値なしとなりました。二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支は全会計が赤字ではないために、数値なしとなりました。三つ目の実質公債比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、15.7%となりました。四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で113.2%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成21年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第3号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは、報告第3号で説明いたしました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の成21年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率についてご説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度であるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、公共下水道事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を得て策定の上、計画実施の推進を図るために財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で、報告議案についての追加説明を終わらせていただきます。

議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時56分

議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第3号及び報告第4号（質疑）

議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号及び報告第4号は終了いたしました。

意見書案第5号～意見書案第7号一括上程

議長（松下喜久雄） 次は、日程第15、意見書案第5号、30人以下学級実現、教員賃金改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書案、から日程第17、意見書案第7号、議長に臨時会招集権を付与することを求める意見書案、までの3意見書案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

意見書案第5号～意見書案第7号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

3意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、3意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することの決定いたしました。

これより、3意見書案を一括して採決いたします。

3意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号から意見書案第7号までの3意見書案は、原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会

議長（松下喜久雄） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、平成22年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前之園 正 和

議 員 物 袋 昭 弘

意見書第5号

30人以下学級実現、教員賃金改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっていますが、日本はOECD諸国に比べて、1学級及び教員1人当たりの児童生徒数が多く、31人以上の学級は、文科省調査によると、小学校54%、中学校82%となっています。

子供たちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっていますので、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うために学級規模を引き下げる必要があります。OECD諸国並みの教育環境を整備するためには、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきです。

全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを担保し、教育水準の維持向上を図ることを目的とした「人材確保法」では、「教育は人」であることから、教育職員の人材を確保するためにも、一般公務員の給与水準に比較して給与が優遇されなければならないことを規定しています。

しかしながら、「骨太方針2006」には、一般公務員とは別に教員賃金を特出した縮減を図ることが盛り込まれて、一般行政職給与との実質的な教員給与の優遇は、人材確保法成立後の1980年に7.42%であったものが、2011年1月から約1%にまで縮減することになります。さらに、教員と一般行政職との給与を超勤時間も含めた1時間当たりの給与額で比較した場合、一般行政職給与よりも逆に13ポイント下回ることとなり、教育職員の人材確保に支障が懸念されています。

教育予算がGDPに占める割合は、OECD諸国の中でトルコに次いで下位から2番目となっており、(GDPに占める教育費の割合：OECD平均4.9%、日本3.3%OECDインディケーター09年版)また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

つきましては、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があることから、下記事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

記

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、学級規模は30人以下とすること。
- 2 教育職員の人材を確保するための給与改善を行い、定数改善や超勤縮減策を行った場合、超勤分に見合う給与措置を行うこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年9月24日

指宿市議会議長 松下喜久雄

内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿

意見書第6号

県道飯山喜入線バイパス道路の早期建設を求める意見書

県道飯山喜入線は、国道226号線（鹿児島市喜入生見町）から枕崎市へ通じる路線で、指宿・穎娃・知覧・枕崎地域の観光，産業経済の動脈となる幹線道路であるとともに、穎娃高校，薩南工業高校，指宿商業高校などの学生が通学する道路でもあります。

沿線にはナット工場や，肉牛・酪農・養豚の畜産団地，茶業団地などがあり，これらの企業群の関連資材，飼料運搬など物流の交通量も増大し，それに伴い，運搬車両も大型化しています。

このような状況の中，平成4年に畠久保集落入口までの帖地バイパス道路が完成していますが，畠久保集落から指宿スカイライン陸橋の手前までの区間が未改良のままとなっています。

その後も，集落内の畜産事業等は拡大し，交通量も激しくなる一方で，車両の離合もままならない未改良の道路であることから，高齢者や交通弱者はいうまでもなく，住民は日々の生活に危険を感じているところです。

つきましては，地域住民の安全確保と南薩地区の発展，活性化のため，県が計画されていた畠久保集落の南側を通るバイパス道路の早期建設を強く要望いたします。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年9月24日

指宿市議会議長 松 下 喜久雄

鹿児島県知事 殿

意見書第7号

議長に臨時会招集権を付与することを求める意見書

日本国憲法第93条に、議事機関として議会を設置すること、首長及び議会の議員を住民が直接選挙すると規定し、地方公共団体の基本構造として、いわゆる二元代表制を採用しています。

しかしながら、現行の地方自治法では、議会の招集権は首長にのみ付与され、議会に対しては、一定の要件の下に、臨時会の招集権が議長及び議員に付与されているのみです。議会がその主要な役割である執行機関の監視、政策提案等を十分に発揮するためには、本来、議会は議会の意思により開催されるようにすべきです。

これまで議会三団体が主張してきているように、議会の招集権を議長に付与することで、住民代表として、議員が自律的に議論する場を設定できるようにすることが肝要であり、二元代表制の一翼としての議会の役割を担い、責務を果たすためには、不十分な状況であると言わざるを得ません。

また、実際に議長等が臨時会の招集請求を行っても、首長が議会を招集しない事例も発生しています。このことは、二元代表制を採用している憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものであり、是正のための速やかな地方自治法の改正が必要となってきました。

このようなことから、議会の招集権が議長に付与されるまでの当分の間については、下記のいずれかの事項の早急な実現が図られるよう速やかな地方自治法の改正を強く要望いたします。

記

- 1 議会の構成及び議員等の提出による会議に付議すべき事件について、臨時会を招集する必要があると議長が認めたときは、その招集権を議長に付与すること。
- 2 地方自治法第101条第4項に規定する「20日」を超えても首長が議会を招集しない場合においては、議長にその招集権を付与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年9月24日

指宿市議会議長 松 下 喜久雄

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿